

# 米子市地域防災計画

## 資料編

(共通対策、風水害対策、震災対策、津波対策、雪害対策、海上災害等対策、  
航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、危険物等災害対策、大規模火災対策、  
林野火災対策)

## 米子市防災会議

# 米子市地域防災計画【資料編】目次

## 【危険箇所】

1-1	重要水防区域	1
1-2	防災重点重要ため池	5
1-3	重要排水樋門一覧表	6
1-4	山地災害危険地区（山崩壊危険地区）	10
1-5	山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）	11
1-6	地すべり危険箇所一覧表	11
1-7	土砂災害警戒区域指定箇所一覧	12

## 【自主防災組織】

1-8	自主防災組織結成状況	17
1-9	米子市自主防災組織結成補助金交付要綱	23
1-10	米子市自主防災組織育成要綱	26

## 【備蓄】

1-11	県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領	34
1-12	備蓄物資等の現況について（令和2年4月1日現在）	37

## 【協定】

1-13	災害時の相互応援に関する協定書	44
1-14	米子市及び阿南市の災害時相互応援協定	46
1-15	日野川堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	49
1-16	山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定	53
1-17	災害時における情報交換に関する協定書	55
1-18	米子市及び河内長野市の災害時相互応援協定	56
1-19	中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書	60
1-20	鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定	62
1-21	災害時における生活物資の調達に関する協定書	64
1-22	災害時における米子市内郵便局と米子市との相互協力に関する覚書	68
1-23	災害時における皆生ライフセービングクラブと 米子市との相互協力に関する覚書	70
1-24	米子市と株式会社中海テレビ放送との災害緊急放送に関する相互協定	71
1-25	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定	72
1-26	災害時における緊急輸送の協力に関する協定書	74
1-27	米子市とDARA Zコミュニティ放送との間における	

	災害緊急放送に関する協定書	76
1-28	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定書	77
1-29	災害時における応援業務等に関する協定書	79
1-30	津波発生時における一時避難場所としての 加盟旅館の使用に関する協定書	81
1-31	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	83
1-32	緊急事態における警友会の協力に関する協定	85
1-33	緊急事態における隊友会の協力に関する協定	87
1-34	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	91
1-35	特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定書	94
1-36	災害等発生時相互協力に関する協定	97
1-37	災害時における連絡体制及び協力体制に関する確認書	99
1-38	災害発生時における一時避難施設としてのよなご大平園の 使用に関する協定書	102
1-39	緊急用LPガスの調達に関する協定書	103
1-40	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	105
1-41	災害時における応急対策業務に関する協定書	108
1-42	災害時における応急生活物資の供給の支援に関する協定書	110
1-43	災害対応型自動販売機設置協定書	112
1-44	災害時における物資供給に関する協定書	115
1-45	災害時における支援に関する協定書	117
1-46	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	119
1-47	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	121
1-48	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	123
1-49	米子市、日本下水道事業団災害支援協定	125
1-50	災害時における復旧支援協力に関する協定書	127
1-51	災害発生時における農業集落排水施設の復旧支援に関する協定	129
1-52	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	130
1-53	大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力協定に関する協定書	132
1-54	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	134
1-55	災害時における避難所としての学校施設の使用に関する覚書	136
1-56	災害時における避難所としての学校施設の使用に関する覚書	138
1-57	災害に係る情報発信等に関する協定	140
1-58	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	142
1-59	災害時等における避難所等としての施設の使用に関する協定書	144
<u>1-60</u>	<u>災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書</u>	<u>146</u>
<u>1-61</u>	<u>災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書</u>	<u>148</u>
<u>1-62</u>	<u>災害時における施設の利用に関する協定書</u>	<u>150</u>
<u>1-63</u>	<u>災害時における協力に関する協定書</u>	<u>152</u>

1-64	災害時における協力に関する協定書	153
1-65	災害時における協力に関する協定書	154
1-66	総社市・米子市災害時相互応援協定書	156
1-67	災害発生時における米子市と日本郵政株式会社米子市内郵便局との 協力に関する協定書	158
1-68	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	160
1-69	災害時における施設の利用に関する協定書	163
1-70	災害時における協力に関する協定書	165
1-71	災害時における協力に関する協定書	166
1-72	防災協力としての施設の使用の協力に関する協定書	167
1-73	災害時における物資集配拠点運営の協力に関する協定書	169
1-74	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	171
1-75	災害等発生時の対応に協力する団体等の登録制度要綱	173

**【米子市防災会議・本部編成表】**

2-1	米子市防災会議条例	175
2-2	米子市防災会議運営要綱	177
2-3	米子市防災会議委員名簿	178
2-4	米子市災害対策本部編成表	179

**【被害状況調査】**

2-5	被害情報等連絡表	183
2-6	一般被害状況調	184
2-7	市有財産被害状況調	185
2-8	小中学校等被害状況調	186
2-9	保育園等被害状況調	187
2-10	工業等被害状況調	188
2-11	商業等被害状況調	189
2-12	農林水産業施設被害状況調	190
2-13	農林水産物被害状況調	191
2-14	土木関係被害状況調	192
2-15	公営企業関係被害状況調	193
2-16	米子市から県に対する報告様式	194
2-17	被害程度の認定基準	198

**【広報】**

2-18	非常無線通信用紙	201
2-19	広報文例	201
2-20	防災行政無線放送施設設備一覧表	206

**【避難所運営・要配慮者施設】**

2-21	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	2 1 2
2-22	要配慮者利用施設一覧	2 3 1
2-23	救助の種目別物資受払状況	2 4 7
2-24	避難所開設及び受入れ状況	2 4 8
2-25	避難者カード	2 4 9
2-26	避難所入所記録簿	2 5 0
2-27	避難所収容台帳	2 5 1

**【その他様式等】**

2-28	災害救助法一覧表	2 5 2
2-29	被災者救出状況記録簿	2 5 5
2-30	炊き出し給与簿	2 5 6
2-31	炊き出しその他による食品給与物品受払簿	2 5 7
2-32	炊き出し用物品借用簿	2 5 8
2-33	市長の指定する病院	2 5 9
2-34	救済用物資の給与状況	2 6 0
2-35	飲料水の供給簿	2 6 1
2-36	応急仮設住宅台帳	2 6 2
2-37	罹災証明書	2 6 3
2-38	入院（通院）指示書（発行簿）	2 6 5
2-39	医療班診療記録	2 6 6
2-40	医療班医薬品衛生材料使用簿	2 6 7
2-41	医療班の編成及び活動記録	2 6 8
2-42	医療品衛生材料受払簿	2 6 9
2-43	病院・診療所医療実施状況	2 7 0
2-44	入院（通院）指示書払出簿	2 7 1
2-45	助産台帳	2 7 2
2-46	遺体処理台帳	2 7 3
2-47	埋葬台帳	2 7 4
2-48	輸送記録簿	2 7 5
2-49	労務供給依頼票	2 7 6
2-50	臨時雇上人夫勤務状況表	2 7 7
2-51	災害応急措置の業務に従事した者 等に係る損害補償に関する条例	2 7 8
2-52	学用品の給与簿	2 7 9
2-53	水防備蓄資器材明細表	2 8 0
2-54	鳥取県内水防管理団体関係河川一覧表	2 8 1
2-55	公用負担命令権限委任証	2 8 2

2-56	公用負担命令書	282
2-57	避難等の伝達系統	283
2-58	水防活動実績表	284
2-59	水防活動による使用（消費）資材費内訳	285
2-60	米子市消防団組織図	286
2-61	米子市消防団出場区分	287
2-62	公用令書（様式1号）	288
2-63	公用令書（様式2号）	288
2-64	公用令書（様式3号）	290
2-65	公用変更令書（様式4号）	290
2-66	公用取消令書（様式5号）	291
3-1	雪崩危険箇所	292

1-1 重要水防区域

国土交通省日野川河川事務所

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	備考
			左右岸	距離標	延長(m)					
	日野川	米子市皆生新田	右	0k600~0k600	0	破堤跡	要	破堤跡		
	日野川	米子市皆生新田	左	0k629~0k660	31	新堤防	要			
	日野川	米子市上福原	左	1k800~1k850	50	旧川跡	要			
	日野川	米子市車尾	左	2k500~2k750	250	旧川跡	要			
	日野川	米子市吉岡	右	2k750~3k350	600	旧川跡	要			
	日野川	米子市吉岡	右	3k050~3k400	350	法崩れ・すべり	B		折り返し工	
	日野川	米子市観音寺	左	3k000~4k200	1,200	法崩れ・すべり	B		折り返し工	
	日野川	米子市古豊千	右	4k240~4k500	260	法崩れ・すべり	B		折り返し工	
	日野川	米子市古豊千	右	4k240~4k500	260	漏水	B		月の輪工	
	日野川	米子市福市	左	4k700~4k700	0	破堤跡	要	破堤跡		
	日野川	米子市古豊千	右	4k700~4k800	100	堤防断面不足	B	堤防断面不足	積土のう工	
	日野川	米子市福市	左	4k700~5k300	600	堤防高不足	B			
	日野川	米子市福市	左	5k150~5k250	100	堤防断面不足	B	堤防断面不足	積土のう工	
	日野川	米子市古豊千	右	5k100~5k400	300	漏水	B		月の輪工	
	日野川	米子市古豊千	右	5k100~6k000	900	法崩れ・すべり	B		折り返し工	
	日野川	米子市古豊千	右	5k050~6k100	1,050	堤防高不足	B	堤防高不足	積土のう工	
	日野川	米子市福市	左	5k900~5k900	0	破堤跡	要	破堤跡		
	日野川	米子市福市	左	6k000~6k180	180	水衝・洗堀	B	河床の洗堀 未対策	木流し工	
	日野川	米子市高島	右	6k300~6k400	100	旧川跡	要			
	日野川	米子市八幡	左	6k200~6k700	500	破堤跡	要	破堤跡		
	日野川	米子市八幡	左	6k520.3~6k600	79	水衝・洗堀	B	河床の洗堀 未対策	木流し工	
	日野川	米子市高島	右	6k300~7k200	900	破堤跡	要	破堤跡		
	日野川	米子市八幡	左	7k400~7k400	0	破堤跡	要	破堤跡		
	日野川	米子市八幡	右	7k800~7k800	0	破堤跡	要	破堤跡		
	日野川	米子市八幡	左	8k070~8k150	80	旧川跡	要			
	法勝寺川	米子市観音寺	左	0k100~0k350	250	堤防高不足	B	堤防高不足	積土のう工	
	法勝寺川	米子市福市	右	0k100~0k350	250	堤防高不足堤	B	堤防高不足	積土のう工	
	法勝寺川	米子市福市	右	0k150~0k650	500	堤防断面不足	B	堤防断面不足・天端幅不足	積土のう工	
	法勝寺川	米子市福市	右	1k100~1k100	0	破堤跡	要	破堤跡		
	法勝寺川	米子市福市	右	1k350~1k450	100	堤防高不足	B	堤防高不足	積土のう工	
	法勝寺川	米子市福市	左	1k400~1k400	0	破堤跡	要	破堤跡		
	法勝寺川	米子市尚徳	左	1k700~1k700	0	破堤跡	要	破堤跡		
	法勝寺川	米子市尚徳	左	1k800~1k800	0	破堤跡	要	破堤跡		
	法勝寺川	米子市兼久	左	1k870~1k870	0	工作物	A	桁下高不足		
	法勝寺川	米子市青木	右	2k130~2k140	10	堤防高不足	A	堤防高不足	積土のう工	
	法勝寺川	米子市福市	左	2k200~2k200	0	破堤跡	要	破堤跡		
	法勝寺川	米子市青木	左	2k220~2k220	0	工作物	B			
	法勝寺川	米子市青木	右	2k375~2k425	50	堤防断面不足	A	堤防断面不足・天端幅不足・バラベツト	積土のう工	
	法勝寺川	米子市青木	右	2k250~2k550	300	堤防高不足	B	堤防高不足	積土のう工	

	法勝寺川	米子市青木	左	2k585~2k585	0	工作物	B		
	法勝寺川	米子市榎原	左	2k600~3k100	500	漏水	B		月の輪工
	法勝寺川	米子市榎原	左	2k750~3k100	350	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
	法勝寺川	米子市青木	右	2k750~3k100	350	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
	法勝寺川	米子市榎原	左	3k100~3k750	650	流下能力	A	流下能力不足	積土のう工
	法勝寺川	米子市大袋	右	3k100~3k800	700	流下能力	A	流下能力不足	積土のう工
	法勝寺川	米子市大袋	左	3k750~3k850	100	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
	法勝寺川	米子市大袋	左	3k825~3k825	0	工作物	A		
	法勝寺川	米子市大袋	右	3k800~3k900	100	流下能力	B	堤防断面不足	積土のう工
	法勝寺川	米子市大袋	左	3k850~4k800	950	堤防高不足	A	堤防高不足	積土のう工
	法勝寺川	米子市大袋	左	4k400~4k900	500	堤防断面不足	B	堤防断面不足	積土のう工



国土交通省出雲河川事務所

1	中海	境港市小篠津町 ～米子市大篠津町	右		499	堤防高	B	高さ不足	積土のう	
2	中海	米子市大篠津町	右		16	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう	
3	中海	米子市葭津町	右		330	堤防高	B	高さ不足	積土のう	
2	中海	米子市葭津町	右		230	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう	
3	中海	米子市葭津町	右		1,350	堤防高	B	高さ不足	積土のう	
4	中海	米子市葭津町	右		2,590	堤防高	B	高さ不足	積土のう	
5	中海	米子市彦名町	右		280	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう	
6	中海	米子市彦名町	右		920	堤防高	B	高さ不足	積土のう	
7	中海	米子市旗ヶ崎	右		350	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう	
8	中海	米子市旗ヶ崎	右		951	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう	
9	中海	米子市旗ヶ崎	右		144	新堤防	要			
10	中海	米子市灘町	右		80	新堤防	要			
11	中海	米子市灘町	右		200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう	
12	中海	米子市灘町	右		60	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう	
13	中海	米子市内町	右		260	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう	
14	中海	米子市西町	右		0	工作物	A	空洞化	湊山公園樋門	
15	中海	米子市西町	右		50	堤防高	B	高さ不足	積土のう	
16	中海	米子市西町	右		610	堤防高	B	高さ不足	積土のう	
17	中海	米子市久米町	右		320	堤防高 堤防断面	B	高さ不足	積土のう	
18	中海	米子市祇園町	右		100	堤防高	B	高さ不足	積土のう	
19	中海	米子市祇園町 ～安来市島田町	右		460	堤防高	B	高さ不足	積土のう	
20	中海	米子市錦海町	右		470	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう	
21	中海	米子市錦海町	右		260	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう	
22	中海	米子市錦海町	右		290	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう	
23	中海	米子市錦海町	右		270	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう	
23	中海	米子市錦海町	右		170	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう	
24	中海	米子市錦海町	右		70	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう	
25	中海	米子市錦海町	右		400	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう	

西部総合事務所(県土整備局)

番号	河川名	水防区番号	重要水防箇所						観測所名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	重要度	備考
			郡市	大字	左岸延長(m)	右岸延長(m)	予想される原因	工法					
1	妻木川	16	米子	今津	300	200	決壊・洗掘	木流工				B	
2	宇田川	16	米子	淀江～富繁	3,780	3,900	溢水・決壊	積土俵工	淀江	1.2	1.8	A	
3	天井川	16	米子	福井～福吉	630	525	決壊・洗掘	積土俵工 木流工				B	
4	天井川	16	米子	福吉	1,090	1,080	侵食・洗掘	シート張り工 月輪工				特A	
5	塩川	16	米子	小波	450	450	溢水	積土俵工				A	
6	佐陀川	18	米子	佐陀～福万	7,370	7,380	侵食・洗掘	シート張り工 月輪工				特A	
7	精進川	18	米子	尾高	1,060	1,060	侵食・洗掘	積土俵工	尾高第2	0.7	0.9	特A	
8	精進川	18	米子	尾高	270	280	侵食・洗掘		尾高第2	0.7	0.9	B	
9	旧加茂川	18	米子	灘町	130		溢水	積土俵工	中海湖心	0.7	0.9	特A	
10	加茂川	18	米子	祇園町～末広町	930	650	溢水	積土俵工				B	
11	加茂川	18	米子	石井～古市	1,000	1,000	溢水・決壊	積土俵工 木流工	長砂	1	1.5	特A	
12	橋本川	18	米子	橋本	1,650	1,700	溢水・決壊	積土俵工 木流工				B	
13	加茂新川	18	米子	両三柳	90	100	溢水・決壊	積土俵工 木流工				B	
14	大川	18	米子	福市～諏訪	1,055	972	溢水・決壊	積土俵工 木流工				A	
15	小松谷川	18	米子	青木	1,500	1,500	溢水・決壊	積土俵工 木流工				B	
16	米川	18	米子	車尾～観音寺	2,000	2,000	浸食・洗掘	木流工				A	
17	米子海岸	18	米子	和田～大篠津 海岸延長		2,200	侵食					A	

1-2 防災重点ため池(①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000㎡以上である。③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000㎡以上である。④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの)

番号	地区名	所在地		構造	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (万m <sup>3</sup> )	受益面積 (ha)	下流域への影響	管理者名	備考
		郡市	大字								
1	滝ヶ谷池	米子	古市	土堰堤	17	73	2.2	40	有	滝ヶ谷水利組合	
2	古市大池	米子	吉谷	土堰堤	4	141	3.1	15	有	古市大池水利組合	
3	大池	米子	陰田	土堰堤	4	106	1.7	4	有	奥陰田農事実行組合	
4	財ヶ谷池	米子	福万	土堰堤	11	152	12.9	95	無	鴨ヶ池土地改良区	
5	岡成池	米子	岡成	土堰堤	9	148	10	50	有	岡成ため池水利組合	
6	新堤池	米子	古市	土堰堤	4	207	1.7	13	有	古市農事実行組合	
7	荒木堤池	米子	泉	土堰堤	6.7	79	2.6	100	有	笹子谷溜池組合	
8	新池 (天ヶ谷池)	米子	新山	土堰堤	4.5	44	5.5	21	有	新山農事実行組合	
9	上ノ池	米子	美吉	土堰堤	4.4	68	0.9	6	有	美吉農事実行組合	
10	ドウドウ池	米子	石井	土堰堤	5.5	49	1.3	15	有	石井農事実行組合	
11	谷池	米子	奈喜良	土堰堤	5.3	113	2.4	6	有	奈喜良農事実行組合	
12	谷奥池	米子	奈喜良	土堰堤	3.4	75	0.9	6	有	奈喜良農事実行組合	
13	国吉池	米子	奈喜良	土堰堤	5.1	100	1.2	15	有	奈喜良農事実行組合	
14	酒屋側上池 (兼広池)	米子	新山	土堰堤	3.3	20	0.3	5	有	新山農事実行組合	
15	高尾谷溜池	米子	淀江町	土堰堤	8.5	78	7.2	80	有	北尾部落実行組合	
16	上坂池	米子	陰田町	土堰堤	4.4	52	1.2	3	有	奥陰田農事実行組合	
17	大谷池	米子	大谷町	土堰堤	4.1	63	0.8	3	有	大谷農事実行組合	
18	美吉向池	米子	美吉	土堰堤	3.8	68	1.5	4	有	美吉農事実行組合	
19	上池	米子	橋本	土堰堤	5.3	72	1	3	有	橋本農事実行組合	
20	上坂谷池	米子	石井	土堰堤	4.9	58	1.2	3	有	石井農事実行組合	
21	下坂谷池	米子	石井	土堰堤	4.2	59	1.2	3	有	石井農事実行組合	
22	新堤池	米子	陰田町	土堰堤	5.6	46	0.7	2	有	奥陰田農事実行組合	
23	山田池	米子	新山	土堰堤	2.5	34	1	3	有	新山農事実行組合	
24	サコダ池 (鳥井坂池)	米子	新山	土堰堤	2.8	48	0.2	3	有	新山農事実行組合	
25	草谷池	米子	吉谷	土堰堤	5.2	39	0.8	2	有	吉谷農事実行組合	
26	鶴ヶ奈池	米子	吉谷	土堰堤	3.9	88	0.8	2	有	吉谷農事実行組合	
27	榎原大池	米子	榎原	土堰堤	3.4	61	0.6	3.4	有	大池水利組合	
28	小天竺池	米子	陰田町	土堰堤	2.7	58.3	0.4	0.9 0.6	有	口陰田農事実行組合	
29	古堤	米子	美吉	土堰堤	3.7	58	0.5	1.3	有	美吉農事実行組合	
30	ドウド中池	米子	石井	土堰堤	3.9	65	0.6	1.2	有	石井農事実行組合	
31	中ノ原溜池	米子	淀江町	土堰堤	4.2	50	0.8	2	有	古松池管理組合	
32	岡成中堤池	米子	岡成	土堰堤	6	75	1.8	50	有		
33	奥谷池	米子	古市	土堰堤	3.5	65	0.8	4 0.4	有	古市農事実行組合	
34	沼田奥池	米子	宗像	土堰堤	3.5	40	0.3	1.8	有	宗像農事実行組合	
35	弥三ヶ谷池	米子	奥谷	土堰堤	2.1	75	0.4	0.4	有	奥谷自治会	
36	新池	米子	奥谷	土堰堤	3	70	1.5	0	有	奥谷自治会	
37	カガツ池 (仮)新山の池 (2)	米子	新山	土堰堤	4	3	0.2	0	有	新山農事実行組合	
38	向池	米子	橋本	土堰堤	3	55	0.4	0.4	有	橋本農事実行組合	
39	塔谷池 (仮)別所の池	米子	別所	土堰堤	2	20	0.1	0.1	有	別所自治会	
40	奥谷池	米子	奥谷	土堰堤	1.6	25	0.6	0.4	有	奥谷自治会	
41	榎原の池(2)	米子	榎原	土堰堤	4	25	0.1	0	有	大池水利組合	

1-3 重要排水樋門一覧表

国土交通省日野川河川事務所

番号	河川名	位置			種別	高さ(m) 幅(m)	名称	操作 種類	(施設) 管理者	管理委託 団体名	備考
		郡市	町村	大字							
1	法勝寺川	米子		青木	鋼製	H=3.0m L=2.0m	洗川排水樋門	電動	国土交通省 日野川河川事務所長	米子市	
2	日野川	米子		皆生新田 3丁目	鋼製	H=2.8m L=5.4m	4連 水貫川樋門	電動	国土交通省 日野川河川事務所長	直轄	
3	日野川	米子		福市	鋼製	H=3.4m L=5.1m	3連 大川樋門	電動	国土交通省 日野川河川事務所長	直轄	

国土交通省出雲河川事務所

番号	河川名	位置			種別	高さ(m) 幅(m)	名称	操作 種類	(施設) 管理者	管理委託 団体名	備考
		郡市	町村	大字							
1	斐伊川 (中海)	米子		葭津	ステンレス	H=1.20m L=1.20m	葭津排水門	電動	国土交通省 出雲河川事務所	米子市	
2	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.28m L=2.65m	彦名1号 排水樋門	電動	国土交通省 出雲河川事務所	米子市	
3	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.57m L=1.64m	彦名2号 排水樋門	電動	国土交通省 出雲河川事務所	米子市	
4	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.07m L=1.64m	彦名3号 排水樋門	電動	国土交通省 出雲河川事務所	米子市	

西部総合事務所(県土整備局)

番号	河川名	位置			種別	高さ(m) 幅(m)	名称	操作 種類	(施設) 管理者	管理委託 団体名	備考
		郡市	町村	大字							
1	佐陀川	米子		尾高	鋼製	H=1.6m L=1.2m	下郷一	手動	鳥取県知事	米子市	
2	佐陀川	米子		尾高	鋼製	H=1.3m L=1.3m	尾高一	手動	鳥取県知事	米子市	
3	佐陀川	米子		下郷	鋼製	H=1.6m L=1.7m	下郷二	手動	鳥取県知事	米子市	
4	佐陀川	米子		尾高	鋼製		尾高二	手動	鳥取県知事	米子市	
5	佐陀川	米子		赤井手	鋼製		赤井手 排水樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
6	佐陀川	米子		中間	木製	H=1.3m L=1.3m	浜田川	手動	鳥取県知事	米子市	
7	佐陀川	米子		亀甲	木製	H=1.6m L=1.5m	中間川	手動	鳥取県知事	米子市	
8	佐陀川	米子		亀甲	鋼製	H=1.6m L=2.6m	亀甲	手動	鳥取県知事	米子市	
9	佐陀川	米子		亀甲	鋼製	H=1.5m L=1.6m	灘沖	手動	鳥取県知事	米子市	
10	佐陀川	米子		佐陀	鋼製	H=1.0m L=1.0m	新黒井出 用水	手動	鳥取県知事	米子市	
11	佐陀川	米子		佐陀	木製	H=1.3m L=1.3m	新黒井出 第2排水	手動	鳥取県知事	米子市	
12	佐陀川	米子		佐陀	鋼製	H=1.2m L=1.2m	黄水地	手動	鳥取県知事	米子市	
13	佐陀川	米子		佐陀	鋼製	H=1.3m L=1.3m	新川井出	手動	鳥取県知事	米子市	
14	佐陀川	米子		佐陀	鋼製	H=1.4m L=1.4m	東川	手動	鳥取県知事	米子市	
15	佐陀川	米子		佐陀	鋼製	H=1.2m L=1.2m	内新田	手動	鳥取県知事	米子市	
16	佐陀川	米子		佐陀	鋼製		新黒井出 第1排水	手動	鳥取県知事	米子市	
17	塩川	米子		小波	鋼製	H=1.0m L=1.0m	小波浜排水	手動	鳥取県知事	米子市	
18	塩川	米子		西原	鋼製	H=2.7m L=4.3m	西原 潮止	手動	鳥取県知事	米子市	
19	塩川	米子		小波	鋼製	H=2.5m L=12.9m	潮止 塩川水門	電動	鳥取県知事	米子市	

20	妻木川	米子		今津	鋼製	H=0.7m L=0.7m	浜田井出	手動	鳥取県知事	米子市	
21	妻木川	米子		今津	鋼製	H=0.8m L=0.8m	六反田	手動	鳥取県知事	米子市	
22	妻木川	米子		今津	鋼製	H=1.1m L=1.1m	妻木川井出	手動	鳥取県知事	米子市	
23	精進川	米子		尾高	鋼製	H=1.3m L=1.7m	1門	手動	佐陀川右岸 土地改良区		
24	精進川	米子		赤井手	鋼製		精進川左岸 排水樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
25	小松谷川	米子		下安曇	鋼製	H=1.4m L=1.3m	下安曇	手動	鳥取県知事	米子市	
26	小松谷川	米子		青木	鋼製	H=2.25m L=2.5m	青木排水	手動	鳥取県知事	米子市	
27	野本川	米子		河岡	鋼製	H=2.0m L=2.0m		電動	箕蚊屋 土地改良区		
28	野本川	米子		河岡	鋼製	H=1.2m L=1.4m	河岡3	手動	鳥取県知事	米子市	
29	野本川	米子		河岡	鋼製	H=1.5m L=1.5m	河岡4	手動	鳥取県知事	米子市	
30	野本川	米子		河岡	鋼製	H=0.9m L=1.4m	河岡5	手動	鳥取県知事	米子市	
31	野本川	米子		河岡	鋼製	H=1.3m L=1.2m	河岡6	手動	鳥取県知事	米子市	
32	野本川	米子		河岡	鋼製	H=1.3m L=1.4m	河岡7	手動	鳥取県知事	米子市	
33	加茂川	米子		奥谷	鋼製	H=1.5m L=2.2m		手動	南部 土地改良区		
34	加茂川	米子		美吉	鋼製	H=1.5m L=1.05m	美吉	手動	鳥取県知事	米子市	
35	加茂川	米子		弥生町	鋼製	H=1.6m L=1.05m	弥生	手動	鳥取県知事	米子市	
36	加茂川	米子		大谷町	鋼製	H=1.5m L=2.0m	大谷	手動	鳥取県知事	米子市	
37	加茂川	米子		愛宕町	鋼製	H=1.6m L=2.5m	愛宕	手動	鳥取県知事	米子市	
38	加茂川	米子		美吉	鋼製		美吉 第二	手動	鳥取県知事	米子市	
39	加茂川	米子		長砂町	ゴム		加茂川自動提	電動	鳥取県知事	米子市	
40	旧加茂川 放水路	米子		昭和町	ゴム			電動	鳥取県知事	米子市	
41	米川	米子		東山町	鋼製	H=2.7m L=4.8m	東山川 導水樋門	電動	鳥取県知事		
42	斐伊川 (中海)	米子		大崎	鋼製		一般樋門	手動	米子市	米子市	
43	斐伊川 (中海)	米子		大崎	鋼製		簡易樋門	手動	米子市	米子市	
44	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.2m L=2.5m	A-8 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
45	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=0.8m L=1.0m	A-3 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
46	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.0m L=1.5m	A-4 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
47	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.2m L=2.5m	A-1 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
48	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.0m L=2.2m	A-2 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
49	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.4m	B-6 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
50	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.4m	B-7 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
51	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.4m	B-8 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
52	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.8m	B-9 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
53	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.3m	B-1 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
54	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.2m	B-2 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	

55	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.3m	B-3 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
56	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.7m	B-4 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
57	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.7m	B-5 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
58	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-56 一般樋門	手動	米子市		
59	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-25 一般樋門	手動	米子市		
60	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-30 一般樋門	手動	米子市		
61	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=0.99m L=1.65m	A-13 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
62	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.3m L=0.6m	A-14 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
63	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=0.91m L=1.15m	A-15 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
64	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.6m	B-14 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
65	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.6m	B-15 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
66	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.6m	B-16 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
67	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.6m	B-17 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
68	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.0m L=1.5m	A-10 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
69	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.0m L=1.5m	A-11 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
70	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=0.8m L=1.6m	A-12 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
71	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.3m	B-10 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
72	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.3m	B-11 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
73	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.3m	B-12 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
74	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	φ0.7m	B-13 簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
75	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.0m L=1.2m	A-5 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
76	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.0m L=1.2m	A-6 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
77	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製	H=1.2m L=2.5m	A-7 一般樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
78	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-31 一般樋門	手動	米子市		
79	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-27 簡易樋門	手動	米子市		
80	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-29 簡易樋門	手動	米子市		
81	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-33 一般樋門	手動	米子市		
82	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-36 一般樋門	手動	米子市		
83	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-37 一般樋門	手動	米子市		
84	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-39 一般樋門	手動	米子市		
85	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-40 一般樋門	手動	米子市		
86	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-43 一般樋門	手動	米子市		
87	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-42 簡易樋門	手動	米子市		
88	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-44 一般樋門	手動	米子市		
89	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-45 一般樋門	手動	米子市		

90	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-47 一般樋門	手動	米子市		
91	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-48 一般樋門	手動	米子市		
92	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-51 一般樋門	手動	米子市		
93	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-53 一般樋門	手動	米子市		
94	斐伊川 (中海)	米子		彦名町	鋼製		米-54 一般樋門	手動	米子市		
95	斐伊川 (中海)	米子		内町	鋼製	H=0.45m L=2.0m	一般樋門1号	手動	鳥取県知事	米子市	
96	斐伊川 (中海)	米子		内町	鋼製	H=0.45m L=2.0m	一般樋門2号	手動	鳥取県知事	米子市	
97	斐伊川 (中海)	米子		祇園町	鋼製	H=1.0m L=1.0m	一般樋門1号	手動	鳥取県知事	米子市	
98	斐伊川 (中海)	米子		祇園町	鋼製	H=1.0m L=1.0m	一般樋門2号	手動	鳥取県知事	米子市	
99	斐伊川 (中海)	米子		祇園町	鋼製	H=1.5m L=0.7m	一般樋門3号	手動	鳥取県知事	米子市	
100	斐伊川 (中海)	米子		祇園町	鋼製	φ0.6m	簡易樋門1号	手動	鳥取県知事	米子市	
101	斐伊川 (中海)	米子		祇園町	鋼製	φ0.6m	簡易樋門2号	手動	鳥取県知事	米子市	
102	斐伊川 (中海)	米子		祇園町	鋼製	φ0.6m	簡易樋門3号	手動	鳥取県知事	米子市	
103	斐伊川 (中海)	米子		祇園町	鋼製	φ0.6m	簡易樋門4号	手動	鳥取県知事	米子市	
104	斐伊川 (中海)	米子		安倍	鋼製	H=1.7m L=1.6m		手動	鳥取県西部広域 行政管理組合		
105	斐伊川 (中海)	米子		内町	鋼製	H=1.2m L=1.0m		手動	米子市		
106	斐伊川 (中海)	米子		内町	鋼製	H=3.4m L=2.0m	2門	手動	米子市		
107	斐伊川 (中海)	米子		灘町	鋼製	H=2.6m L=2.6m		手動	米子市		
108	斐伊川 (中海)	米子		祇園町	鋼製	H=1.0m L=1.0m	簡易樋門	手動	鳥取県知事	米子市	
109	加茂川	米子		昭和町 東山町	鋼製			電動	鳥取県知事	米子市	
110	加茂川	米子		石井	鋼製	H=1.4m L=2.5m		浮体 自動	鳥取県知事		

1-4 山地災害危険地区（山崩壊危険地区）

危険地区 番号	保 安 地 区	保 林 等	危 険 地 区 の 度	位置			公共施設等					
				市 町 村	大 字	字	人 家 50 戸 以 上	人 家 49 〜 10 戸	人 家 9 〜 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道路除 く) 公 共 施 設	道 路
202	1	無	B	米子市	東山町					2	2	
202	2	有	B	米子市	陽田町			29			1	市
202	3	有	B	米子市	陽田町			31			1	市
202	4	無	B	米子市	長砂町	岩崎の二		11			0	市
202	5	有	B	米子市	観音寺	戸上山		14			0	県
202	6	無	C	米子市	観音寺	目賀平				3	0	県
202	7	有	C	米子市	日原	井手ノ牛山				1	0	市
202	8	有	B	米子市	日原	大山				3	1	市
202	9	有	B	米子市	日原	後山				0	1	
202	10	無	C	米子市	日原	石畑			9		0	市
202	11	有	B	米子市	長砂町			10			0	市
202	12	無	B	米子市	目久美町			15			0	市
202	13	有	C	米子市	久米町					1	0	市
202	14	有	B	米子市	愛宕町			17			1	市
202	15	有	B	米子市	愛宕町					0	2	市
202	16	有	B	米子市	紙園町1丁目					3	2	市
202	17	有	B	米子市	紙園町1丁目			32			3	市
202	18	無	B	米子市	陰田町	ツジタワ		23			1	国
202	19	無	C	米子市	陰田町	テジクニシダコ			5		0	市
202	20	無	C	米子市	陰田町	テジクヤマ			8		0	市
202	21	有	C	米子市	陰田町	イノウエ			6		0	市
202	22	無	C	米子市	陰田町	ナヲ			6		0	市
202	23	有	A	米子市	大谷町			14			1	市
202	24	有	B	米子市	目久美町			31			0	県
202	25	無	A	米子市	目久美町			11			0	県
202	26	無	B	米子市	石井	家の上		15			0	市
202	27	無	A	米子市	奈喜良	横畑			8		1	県
202	28	無	B	米子市	新山	頭無し				1	1	市
202	29	無	A	米子市	新山	茅原山		11			0	林
202	30	無	B	米子市	新山	兼広		11			0	市
202	31	無	C	米子市	新山	山ノ越山			7		0	県
202	32	無	B	米子市	新山	山ノ下			9		0	市
202	33	無	A	米子市	古市	大谷		12			0	市
202	34	無	A	米子市	吉谷	奥谷家ノ上山			7		0	県
202	35	無	C	米子市	橋本	徳道堤ノ山			9		0	市
202	36	無	B	米子市	奈喜良	北平崎				0	1	市
202	37	無	B	米子市	橋本	寺谷		25			0	市
202	38	無	A	米子市	大袋	槇山			8		0	県
202	39	有	B	米子市	大袋	寺山通り		14			1	県
202	40	無	B	米子市	兼久	上新屋敷		25			1	市
202	41	無	B	米子市	諏訪	山後		12			1	県
202	42	有	B	米子市	福市	大神谷		32			0	市
202	43	無	B	米子市	長砂町			27			0	市
202	44	有	B	米子市	観音寺	ジゾウイン			7		2	市
202	45	無	B	米子市	大谷町			11			0	市
202	46	無	C	米子市	長砂町					1	0	林



危険地区番号		保安林区等	危険地区の度	位置			公共施設等					
市町村	地区			市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	(道路除く)公共施設	道路
202	47	無	A	米子市	榎原	ナギノヤ		10			0	市
202	48	無	C	米子市	吉谷	カスギヤマ				1	0	市
202	49	無	A	米子市	吉谷	ヤノノミダニヤマ		19			1	市
202	50	無	B	米子市	吉谷	カヤマ				2	0	市
202	51	無	C	米子市	車尾	ハンコウヤマ				0	0	市
202	52	有	B	米子市	西原	壺瓶山		25			0	市
202	53	無	A	米子市	福井	東畑ヶ谷		17			1	市
202	54	無	A	米子市	稲吉	薬師堂		19			1	林
202	55	無	A	米子市	福岡	ウエノヤマ		17			0	市
202	56	無	B	米子市	福岡	盤田				0	1	市
202	57	無	C	米子市	福岡	堂の原				1	0	県
202	58	無	B	米子市	本宮	村屋敷			8		0	市
202	59	無	B	米子市	本宮	助四郎谷		13			1	市
202	60	無	A	米子市	西尾原	竹原				1	1	県
202	61	無	A	米子市	中西尾	山佐東		10			0	市
202	62	無	A	米子市	稲吉	清水上			9		0	市
202	63	有	B	米子市	西尾原	上宝ヶ瀬		14			0	県
202	64	無	C	米子市	高井谷	ニシミダニ				1	0	市
202	65	無	B	米子市	福岡	ウエノヤマ			9		1	林
202	66	無	A	米子市	稲吉	ウエノヤマ				1	1	市
202	67	無	B	米子市	西原	テラヤマ				1	0	市
202	68	無	C	米子市	本宮	ホウダイン				1	0	市
202	69	無	C	米子市	稲吉	ウシノダニ				1	0	林

1-5 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）

危険地区番号		保安林区等	危険地区の度	位置			公共施設等					
市町村	地区			市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	(道路除く)公共施設	道路
202	001	無	B	米子市	奈喜良	ミヤノマエ		40			0	県
202	002	無	B	米子市	新山	トウヤマ		14			0	県
202	003	無	C	米子市	稲吉	ウエノヤマ					0	市
202	004	無	B	米子市	高井谷	上細谷		23			1	市
202	005	有	A	米子市	本宮	ジュウアブラ		19			1	林
202	006	無	B	米子市	稲吉	ウジビラ				3	1	市
202	007	無	C	米子市	高井谷	ヒガシミダニ				4	0	市
202	008	無	C	米子市	福岡	ヨウカビラ			7		0	林
202	009	無	C	米子市	稲吉	ヤクシトウ			6		0	林
202	010	有	C	米子市	本宮	コミビラ					0	県

1-6 地すべり危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	河川名			所在地			保全対象		備考
		水系名	幹川名	溪流名	郡・市	町・村	大字	人家戸数	公共施設等種類数	
57	古市	斐伊川	加茂川	—	米子市	—	古市	32		

1-7① 土砂災害警戒区域指定箇所一覧

所在地	発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
米子市橋本	土石流	荒神谷	I-1-4-26-1	平成18年3月31日
米子市橋本	土石流	寺谷	I-1-4-26-2	平成18年3月31日
米子市橋本	土石流	橋本	II-1-4-26-3	平成18年3月31日
米子市彦名町	急傾斜地の崩壊	上粟島地区	I-862	平成18年3月31日
米子市彦名町	急傾斜地の崩壊	彦名地区	I-1424	平成18年3月31日
米子市祇園町	急傾斜地の崩壊	祇園町地区	I-863	平成18年3月31日
米子市祇園町	急傾斜地の崩壊	祇園町2地区	I-864	平成18年3月31日
米子市祇園町	急傾斜地の崩壊	祇園町3地区	I-865	平成18年3月31日
米子市祇園町	急傾斜地の崩壊	祇園町4地区	I-866	平成18年3月31日
米子市祇園町	急傾斜地の崩壊	祇園町5地区	I-868	平成18年3月31日
米子市祇園町	急傾斜地の崩壊	祇園町6地区	I-1427	平成18年3月31日
米子市祇園町	土石流	祇園谷	I-1-4-26-20	平成18年3月31日
米子市陰田町	急傾斜地の崩壊	陰田地区	I-867	平成18年3月31日
米子市陰田町	急傾斜地の崩壊	口陰田地区	I-869	平成18年3月31日
米子市陰田町	急傾斜地の崩壊	陰田2地区	I-870	平成18年3月31日
米子市陰田町	急傾斜地の崩壊	奥陰田地区	I-871	平成18年3月31日
米子市陰田町	急傾斜地の崩壊	奥陰田2地区	I-872	平成18年3月31日
米子市陰田町	急傾斜地の崩壊	陰田3地区	I-1429	平成18年3月31日
米子市陰田町	土石流	奥陰田谷	I-1-4-26-19	平成18年3月31日
米子市陰田町	土石流	奥陰田谷 i	I-1-4-26-25	平成18年3月31日
米子市陰田町	土石流	三崎谷	II-1-4-26-11	平成18年3月31日
米子市陰田町	土石流	陰田町 i	II-1-4-26-12	平成18年3月31日
米子市陰田町	土石流	陰田町 ii	III-1-4-26-2	平成18年3月31日
米子市新山	急傾斜地の崩壊	酒屋側地区	I-873	平成18年3月31日
米子市新山	急傾斜地の崩壊	新山地区	II-2867	平成18年3月31日
米子市新山	急傾斜地の崩壊	新山2地区	II-2868	平成18年3月31日
米子市新山	急傾斜地の崩壊	新山3地区	II-2869	平成18年3月31日
米子市新山	土石流	山越山	I-1-4-26-3	平成18年3月31日
米子市新山	土石流	豆腐屋	I-1-4-26-4	平成18年3月31日
米子市新山	土石流	酒屋側谷	I-1-4-26-5	平成18年3月31日
米子市新山	土石流	酒屋側 i	I-1-4-26-32	平成18年3月31日
米子市新山	土石流	酒屋側 ii	II-1-4-26-16	平成18年3月31日
米子市新山	土石流	新山 i	III-1-4-26-6	平成18年3月31日
米子市新山	土石流	新山 ii	III-1-4-26-7	平成18年3月31日
米子市新山	土石流	新山 iii	III-1-4-26-8	平成18年3月31日
米子市榎大谷	急傾斜地の崩壊	榎原地区	I-874	平成18年3月31日
米子市大袋	急傾斜地の崩壊	大袋地区	I-875	平成18年3月31日
米子市大袋	急傾斜地の崩壊	大袋2地区	I-876	平成18年3月31日
米子市上安曇	急傾斜地の崩壊	上安曇地区	I-877	平成18年3月31日
米子市上安曇	急傾斜地の崩壊	上安曇2地区	I-878	平成18年3月31日
米子市上安曇	急傾斜地の崩壊	上安曇3地区	I-1435	平成18年3月31日
米子市上安曇	急傾斜地の崩壊	上安曇4地区	II-2876	平成18年3月31日
米子市上安曇	急傾斜地の崩壊	上安曇5地区	II-2877	平成18年3月31日
米子市別所	急傾斜地の崩壊	別所地区	I-879	平成18年3月31日
米子市別所	急傾斜地の崩壊	別所2地区	I-1161	平成18年3月31日
米子市青木	急傾斜地の崩壊	青木地区	I-880	平成18年3月31日
米子市青木	急傾斜地の崩壊	尚徳地区	I-881	平成18年3月31日
米子市兼久	急傾斜地の崩壊	諏訪地区	I-882	平成18年3月31日
米子市兼久	急傾斜地の崩壊	諏訪神社地区	I-883	平成18年3月31日
米子市福市	急傾斜地の崩壊	福市一区第2地区	I-884	平成18年3月31日
米子市福市	急傾斜地の崩壊	福市一区第3地区	I-885	平成18年3月31日
米子市福市	急傾斜地の崩壊	福市一区B地区	I-888	平成18年3月31日
米子市福市	急傾斜地の崩壊	福市地区	I-889	平成18年3月31日
米子市福市	急傾斜地の崩壊	福市2地区	I-1162	平成18年3月31日
米子市福市	急傾斜地の崩壊	福市3地区	I-1163	平成18年3月31日
米子市諏訪	急傾斜地の崩壊	諏訪第3地区	I-886	平成18年3月31日
米子市諏訪	急傾斜地の崩壊	諏訪第2地区	I-887	平成18年3月31日
米子市諏訪	急傾斜地の崩壊	諏訪2地区	I-1436	平成18年3月31日
米子市日原	急傾斜地の崩壊	日原地区	I-890	平成18年3月31日
米子市日原	急傾斜地の崩壊	日原2地区	I-891	平成18年3月31日
米子市日原	急傾斜地の崩壊	日原3地区	II-2866	平成18年3月31日
米子市日原	急傾斜地の崩壊	日原4地区	III-4274	平成18年3月31日
米子市日原	急傾斜地の崩壊	日原5地区	III-4275	平成18年3月31日
米子市日原	土石流	日原	I-1-4-26-22	平成18年3月31日
米子市日原	土石流	日原 i	I-1-4-26-29	平成18年3月31日
米子市石井	急傾斜地の崩壊	石井地区	I-892	平成18年3月31日

米子市石井	土石流	石井谷	I-1-4-26-7	平成18年3月31日
米子市奥谷	急傾斜地の崩壊	奥谷地区	I-893	平成18年3月31日
米子市奥谷	土石流	古寺谷	I-1-4-26-8	平成18年3月31日
米子市奥谷	土石流	谷川谷(正源)	I-1-4-26-9	平成18年3月31日
米子市奥谷	土石流	奥谷 i	I-1-4-26-30	平成18年3月31日
米子市奥谷	土石流	奥谷 ii	I-1-4-26-31	平成18年3月31日
米子市大谷町	急傾斜地の崩壊	大谷地区	I-894	平成18年3月31日
米子市大谷町	急傾斜地の崩壊	大谷2地区	I-895	平成18年3月31日
米子市大谷町	急傾斜地の崩壊	大谷3地区	I-1428	平成18年3月31日
米子市大谷町	急傾斜地の崩壊	大谷町4地区	II-2863	平成18年3月31日
米子市大谷町	急傾斜地の崩壊	大谷5地区	II-2864	平成18年3月31日
米子市大谷町	土石流	中の谷	I-1-4-26-16	平成18年3月31日
米子市大谷町	土石流	大谷	I-1-4-26-17	平成18年3月31日
米子市大谷町	土石流	奈屋谷	I-1-4-26-18	平成18年3月31日
米子市美吉	急傾斜地の崩壊	美吉地区	I-896	平成18年3月31日
米子市美吉	急傾斜地の崩壊	美吉2地区	I-897	平成18年3月31日
米子市美吉	急傾斜地の崩壊	美吉3地区	I-898	平成18年3月31日
米子市美吉	急傾斜地の崩壊	美吉4地区	I-899	平成18年3月31日
米子市美吉	急傾斜地の崩壊	美吉5地区	III-4276	平成18年3月31日
米子市美吉	土石流	奥屋敷谷	I-1-4-26-13	平成18年3月31日
米子市美吉	土石流	美吉谷	I-1-4-26-14	平成18年3月31日
米子市美吉	土石流	屋敷通り谷	I-1-4-26-15	平成18年3月31日
米子市美吉	土石流	美吉 i	I-1-4-26-26	平成18年3月31日
米子市美吉	土石流	美吉 ii	I-1-4-26-27	平成18年3月31日
米子市美吉	土石流	外輪谷	II-1-4-26-9	平成18年3月31日
米子市美吉	土石流	美吉 iii	II-1-4-26-14	平成18年3月31日
米子市観音寺	急傾斜地の崩壊	観音寺地区	I-900	平成18年3月31日
米子市観音寺	急傾斜地の崩壊	観音寺3地区	I-902	平成18年3月31日
米子市道笑町	急傾斜地の崩壊	道笑町地区	I-903	平成18年3月31日
米子市道笑町	急傾斜地の崩壊	道笑町2地区	I-904	平成18年3月31日
米子市陽田町	急傾斜地の崩壊	陽田地区	I-905	平成18年3月31日
米子市博労町	急傾斜地の崩壊	博労地区	I-907	平成18年3月31日
米子市勝田町	急傾斜地の崩壊	勝田2地区	I-908	平成18年3月31日
米子市勝田町	急傾斜地の崩壊	勝田3地区	I-909	平成18年3月31日
米子市久米町	急傾斜地の崩壊	久米町地区	I-1425	平成18年3月31日
米子市久米町	急傾斜地の崩壊	久米町2地区	I-1426	平成18年3月31日
米子市久米町	急傾斜地の崩壊	久米町3地区	I-2858	平成18年3月31日
米子市久米町	急傾斜地の崩壊	久米町4地区	II-2859	平成18年3月31日
米子市久米町	急傾斜地の崩壊	久米町5地区	II-2860	平成18年3月31日
米子市目久美町	急傾斜地の崩壊	目久美地区	I-1430	平成18年3月31日
米子市目久美町	土石流	目久美 i	II-1-4-26-13	平成18年3月31日
米子市榎原	急傾斜地の崩壊	榎原2地区	I-1431	平成18年3月31日
米子市榎原	急傾斜地の崩壊	榎原3地区	II-2871	平成18年3月31日
米子市榎原	急傾斜地の崩壊	榎原4地区	II-2872	平成18年3月31日
米子市吉谷	急傾斜地の崩壊	吉谷地区	I-1432	平成18年3月31日
米子市吉谷	土石流	吉谷	I-1-4-26-6	平成18年3月31日
米子市吉谷	土石流	吉谷 i	I-1-4-26-33	平成18年3月31日
米子市吉谷	土石流	吉谷 ii	II-1-4-26-18	平成18年3月31日
米子市吉谷	土石流	吉谷 iii	II-1-4-26-19	平成18年3月31日
米子市吉谷	土石流	吉谷 iv	III-1-4-26-12	平成18年3月31日
米子市吉谷	土石流	吉谷 V	III-1-4-26-13	平成18年3月31日
米子市宗像	急傾斜地の崩壊	宗像地区	I-1433	平成18年3月31日
米子市宗像	急傾斜地の崩壊	宗像2地区	II-2865	平成18年3月31日
米子市宗像	土石流	(宗像1)	I-1-4-26-23	平成18年3月31日
米子市宗像	土石流	(宗像2)	I-1-4-26-24	平成18年3月31日
米子市宗像	土石流	(宗像4)	II-1-4-26-5	平成18年3月31日
米子市宗像	土石流	(宗像3)	II-1-4-26-6	平成18年3月31日
米子市宗像	土石流	宗像 i	II-1-4-26-15	平成18年3月31日
米子市下安曇	急傾斜地の崩壊	下安曇地区	I-1434	平成18年3月31日
米子市下安曇	急傾斜地の崩壊	下安曇2地区	II-2874	平成18年3月31日
米子市下安曇	急傾斜地の崩壊	下安曇3地区	II-2875	平成18年3月31日
米子市愛宕	急傾斜地の崩壊	愛宕町地区	II-2861	平成18年3月31日
米子市愛宕	急傾斜地の崩壊	愛宕町2地区	II-2862	平成18年3月31日
米子市長砂	急傾斜地の崩壊	長砂地区	II-2873	平成18年3月31日
米子市長砂	土石流	長砂谷	I-1-4-26-10	平成18年3月31日
米子市長砂	土石流	水蓮谷	I-1-4-26-11	平成18年3月31日
米子市長砂	土石流	大木谷	I-1-4-26-12	平成18年3月31日
米子市長砂	土石流	長砂町 i	I-1-4-26-28	平成18年3月31日
米子市長砂	土石流	長砂町 ii	III-1-4-26-3	平成18年3月31日
米子市長砂	土石流	長砂町 iii	III-1-4-26-4	平成18年3月31日

米子市長砂	土石流	長砂町 iv	Ⅲ-1-4-26-5	平成18年3月31日
米子市奈喜良	急傾斜地の崩壊	奈喜良地区	Ⅲ-4277	平成18年3月31日
米子市奈喜良	土石流	奈喜良	I-1-4-26-21	平成18年3月31日
米子市尾高	急傾斜地の崩壊	尾高地区	Ⅲ-4278	平成18年3月31日
米子市古市	土石流	古市 i	Ⅱ-1-4-26-17	平成18年3月31日
米子市古市	土石流	古市	Ⅲ-1-4-26-1	平成18年3月31日
米子市古市	土石流	古市 ii	Ⅲ-1-4-26-9	平成18年3月31日
米子市古市	土石流	古市 iii	Ⅲ-1-4-26-10	平成18年3月31日
米子市古市	土石流	古市 iv	Ⅲ-1-4-26-11	平成18年3月31日
米子市岡成	土石流	岡成 i	Ⅱ-2-27-26-20	平成18年3月31日
米子市石州府	土石流	石州府 i	Ⅱ-2-27-26-2	平成18年3月31日
淀江町本谷川	土石流	本谷川	I-2-26-32-1	平成20年3月11日
淀江町中西尾	土石流	山坪井川	I-2-26-32-3	平成20年3月11日
淀江町福井	土石流	小大場	I-2-26-32-4	平成20年3月11日
淀江町西原	土石流	西原谷	I-3-00-32-5	平成20年3月11日
淀江町西原	土石流	西原I	I-2-26-32-7	平成20年3月11日
淀江町西原	土石流	西原 ii	I-2-26-32-8	平成20年3月11日
淀江町福岡	土石流	北尾I	I-2-26-32-9	平成20年3月11日
淀江町福岡	土石流	北尾 ii	I-2-26-32-10	平成20年3月11日
淀江町福岡	土石流	柳谷川	I-2-26-32-11	平成20年3月11日
淀江町本宮	土石流	本宮 i	I-2-26-32-13	平成20年3月11日
淀江町本宮	土石流	本宮 ii	I-2-26-32-14	平成20年3月11日
淀江町西原	土石流	西原 iii	Ⅱ-2-33-32-3	平成20年3月11日
淀江町福岡	土石流	上淀I	Ⅱ-2-26-32-4	平成20年3月11日
淀江町本宮	急傾斜地の崩壊	本宮地区	I-948	平成20年3月11日
淀江町本宮	急傾斜地の崩壊	本宮 2 地区	I-949	平成20年3月11日
淀江町富繁	急傾斜地の崩壊	富繁地区	I-952	平成20年3月11日
淀江町福井	急傾斜地の崩壊	福井地区	I-953	平成20年3月11日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原地区	I-1171	平成20年3月11日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原2地区	I-1454	平成20年3月11日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原3地区	I-1455	平成20年3月11日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原4地区	I-1456	平成20年3月11日
淀江町福岡	急傾斜地の崩壊	北尾地区	I-1457	平成20年3月11日
淀江町福岡	急傾斜地の崩壊	福岡地区	I-1458	平成20年3月11日
淀江町西尾原	急傾斜地の崩壊	西尾原地区	I-1459	平成20年3月11日
淀江町小波	急傾斜地の崩壊	小波浜地区	Ⅱ-3018	平成20年3月11日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原5地区	Ⅱ-3019	平成20年3月11日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原6地区	Ⅱ-3020	平成20年3月11日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原7地区	Ⅱ-3021	平成20年3月11日
淀江町福岡	急傾斜地の崩壊	上淀地区	Ⅱ-3022	平成20年3月11日
淀江町富繁	急傾斜地の崩壊	富繁2地区	Ⅱ-3025	平成20年3月11日
淀江町高井谷	土石流	東美谷	I-2-26-32-2	平成20年12月2日
淀江町高井谷	土石流	高井谷	I-2-26-32-6	平成20年12月2日
淀江町稲吉	土石流	大更川	I-2-26-32-12	平成20年12月2日
淀江町高井谷	土石流	高井谷I	Ⅱ-2-26-32-5	平成20年12月2日
淀江町高井谷	土石流	高井谷 ii	Ⅱ-2-26-32-6	平成20年12月2日
淀江町稲吉	急傾斜地の崩壊	稲吉	I-950	平成20年12月2日
淀江町高井谷	急傾斜地の崩壊	高井谷	I-951	平成20年12月2日
石州府	急傾斜地の崩壊	石州府	I-1540	平成20年12月2日
淀江町稲吉	急傾斜地の崩壊	稲吉3	Ⅱ-3024	平成20年12月2日
淀江町福岡	土石流	上淀 ii	Ⅲ-2-26-32-1	平成27年3月24日
淀江町西尾原	土石流	西尾原 i	Ⅲ-2-26-32-3	平成27年3月24日
淀江町本宮	土石流	本宮 iii	Ⅲ-2-26-32-4	平成27年3月24日
淀江町稲吉	急傾斜地の崩壊	稲吉 2 地区	Ⅱ-3023	平成27年3月24日
淀江町稲吉	急傾斜地の崩壊	小波地区	Ⅲ-4308	平成27年3月24日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原 8 地区	Ⅲ-4309	平成27年3月24日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原 9 地区	Ⅲ-4310	平成27年3月24日
淀江町福岡	急傾斜地の崩壊	福岡 2 地区	Ⅲ-4311	平成27年3月24日
米子市古市	地すべり	古市地区	57	平成27年3月24日
米子市青木	急傾斜地の崩壊	青木 2 地区	Ⅱ-3669	平成29年3月14日
米子市青木	急傾斜地の崩壊	青木 3 地区	Ⅱ-3677	令和2年6月5日
米子市青木	急傾斜地の崩壊	青木 4 地区	Ⅱ-3678	令和2年6月5日
米子市陰田町	急傾斜地の崩壊	奥陰田 3 地区	Ⅱ-3679	令和2年6月5日

令和3年4月1日現在

1-7② 土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧

所在地	発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
新山	土石流	酒屋側谷	I-1-4-26-5	平成27年12月22日
吉谷	土石流	吉谷	I-1-4-26-6	平成27年12月22日
長砂町	土石流	長砂谷	I-1-4-26-10	平成27年12月22日
長砂町	土石流	水蓮谷	I-1-4-26-11	平成27年12月22日
奥陰田	土石流	奥陰田谷	I-1-4-26-19	平成27年12月22日
宗像	土石流	宗像1	I-1-4-26-23	平成27年12月22日
奥陰田	土石流	奥陰田 i	I-1-4-26-25	平成27年12月22日
長砂町	土石流	長砂町 i	I-1-4-26-28	平成27年12月22日
淀江町高井谷	土石流	東美谷	I-2-26-32-2	平成27年12月22日
淀江町中西尾	土石流	山坪井谷	I-2-26-32-3	平成27年12月22日
淀江町福井	土石流	小大場	I-2-26-32-4	平成27年12月22日
淀江町高井谷	土石流	高井谷	I-2-26-32-6	平成27年12月22日
淀江町西原	土石流	西原 i	I-2-26-32-7	平成27年12月22日
橋本	土石流	橋本	II-1-4-26-3	平成27年12月22日
宗像	土石流	宗像3	II-1-4-26-6	平成27年12月22日
宗像	土石流	宗像 i	II-1-4-26-15	平成27年12月22日
古市	土石流	古市 i	II-1-4-26-17	平成27年12月22日
淀江町福岡	土石流	上淀 i	II-2-26-32-4	平成27年12月22日
淀江町高井谷	土石流	高井谷 i	II-2-26-32-5	平成27年12月22日
淀江町高井谷	土石流	高井谷 ii	II-2-26-32-6	平成27年12月22日
石州府	土石流	石州府 i	II-2-27-26-2	平成27年12月22日
淀江町西原	土石流	西原 iii	II-2-33-32-3	平成27年12月22日
長砂町	土石流	長砂町 ii	III-1-4-26-3	平成27年12月22日
長砂町	土石流	長砂町 iii	III-1-4-26-4	平成27年12月22日
長砂町	土石流	長砂町 iv	III-1-4-26-5	平成27年12月22日
新山	土石流	新山 i	III-1-4-26-6	平成27年12月22日
古市	土石流	古市 iv	III-1-4-26-11	平成27年12月22日
吉谷	土石流	吉谷 v	III-1-4-26-13	平成27年12月22日
彦名	急傾斜地の崩壊	上栗島地区	I-862	平成27年12月22日
祇園町	急傾斜地の崩壊	祇園町2地区	I-864	平成27年12月22日
祇園町	急傾斜地の崩壊	陰田地区	I-867	平成27年12月22日
奥陰田	急傾斜地の崩壊	奥陰田地区	I-871	平成27年12月22日
奥陰田	急傾斜地の崩壊	奥陰田2地区	I-872	平成27年12月22日
新山	急傾斜地の崩壊	酒屋側地区	I-873	平成27年12月22日
吉谷	急傾斜地の崩壊	榎原地区	I-874	平成27年12月22日
大袋	急傾斜地の崩壊	大袋2地区	I-876	平成27年12月22日
上安曇	急傾斜地の崩壊	上安曇2地区	I-878	平成27年12月22日
別所	急傾斜地の崩壊	別所地区	I-879	平成27年12月22日
諏訪	急傾斜地の崩壊	諏訪地区	I-882	平成27年12月22日
諏訪	急傾斜地の崩壊	諏訪神社地区	I-883	平成27年12月22日
福市	急傾斜地の崩壊	福市一区第3地区	I-885	平成27年12月22日
諏訪	急傾斜地の崩壊	諏訪第2地区	I-887	平成27年12月22日
日原	急傾斜地の崩壊	日原地区	I-890	平成27年12月22日
日原	急傾斜地の崩壊	日原2地区	I-891	平成27年12月22日
石井	急傾斜地の崩壊	石井地区	I-892	平成27年12月22日
目久美町	急傾斜地の崩壊	美吉地区	I-896	平成27年12月22日
目久美町	急傾斜地の崩壊	美吉2地区	I-897	平成27年12月22日
観音寺	急傾斜地の崩壊	観音寺地区	I-900	平成27年12月22日
観音寺	急傾斜地の崩壊	観音寺3地区	I-902	平成27年12月22日
道笑町	急傾斜地の崩壊	道笑町2地区	I-904	平成27年12月22日
陽田町	急傾斜地の崩壊	陽田地区	I-905	平成27年12月22日
博労町	急傾斜地の崩壊	博労地区	I-907	平成27年12月22日
勝田町	急傾斜地の崩壊	勝田2地区	I-908	平成27年12月22日
勝田町	急傾斜地の崩壊	勝田3地区	I-909	平成27年12月22日
淀江町稲吉	急傾斜地の崩壊	稲吉地区	I-950	平成27年12月22日
淀江町高井谷	急傾斜地の崩壊	高井谷地区	I-951	平成27年12月22日
淀江町富繁	急傾斜地の崩壊	富繁地区	I-952	平成27年12月22日
淀江町福井	急傾斜地の崩壊	福井地区	I-953	平成27年12月22日
福市	急傾斜地の崩壊	福市2地区	I-1162	平成27年12月22日
福市	急傾斜地の崩壊	福市3地区	I-1163	平成27年12月22日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原地区	I-1171	平成27年12月22日
彦名	急傾斜地の崩壊	彦名地区	I-1424	平成27年12月22日
久米町	急傾斜地の崩壊	久米町地区	I-1425	平成27年12月22日
久米町	急傾斜地の崩壊	久米町2地区	I-1426	平成27年12月22日
陰田町	急傾斜地の崩壊	陰田3地区	I-1429	平成27年12月22日
榎原	急傾斜地の崩壊	榎原2地区	I-1431	平成27年12月22日
吉谷	急傾斜地の崩壊	吉谷地区	I-1432	平成27年12月22日
宗像	急傾斜地の崩壊	宗像地区	I-1433	平成27年12月22日
下安曇	急傾斜地の崩壊	下安曇地区	I-1434	平成27年12月22日
諏訪	急傾斜地の崩壊	諏訪2地区	I-1436	平成27年12月22日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原2地区	I-1454	平成27年12月22日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原4地区	I-1456	平成27年12月22日
淀江町福岡	急傾斜地の崩壊	北尾地区	I-1457	平成27年12月22日
淀江町福岡	急傾斜地の崩壊	福岡地区	I-1458	平成27年12月22日
淀江町西尾原	急傾斜地の崩壊	西尾原地区	I-1459	平成27年12月22日
石州府	急傾斜地の崩壊	石州府地区	I-1540	平成27年12月22日
久米町	急傾斜地の崩壊	久米町3地区	II-2858	平成27年12月22日
久米町	急傾斜地の崩壊	久米町4地区	II-2859	平成27年12月22日
久米町	急傾斜地の崩壊	久米町5地区	II-2860	平成27年12月22日

所在地	発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
大谷町	急傾斜地の崩壊	愛宕町地区	II-2861	平成27年12月22日
大谷町	急傾斜地の崩壊	愛宕町2地区	II-2862	平成27年12月22日
大谷町	急傾斜地の崩壊	大谷町4地区	II-2863	平成27年12月22日
日原	急傾斜地の崩壊	日原3地区	II-2866	平成27年12月22日
新山	急傾斜地の崩壊	新山地区	II-2867	平成27年12月22日
新山	急傾斜地の崩壊	新山2地区	II-2868	平成27年12月22日
新山	急傾斜地の崩壊	新山3地区	II-2869	平成27年12月22日
榎原	急傾斜地の崩壊	榎原3地区	II-2871	平成27年12月22日
榎原	急傾斜地の崩壊	榎原4地区	II-2872	平成27年12月22日
長砂町	急傾斜地の崩壊	長砂地区	II-2873	平成27年12月22日
下安曇	急傾斜地の崩壊	下安曇2地区	II-2874	平成27年12月22日
下安曇	急傾斜地の崩壊	下安曇3地区	II-2875	平成27年12月22日
上安曇	急傾斜地の崩壊	上安曇4地区	II-2876	平成27年12月22日
上安曇	急傾斜地の崩壊	上安曇5地区	II-2877	平成27年12月22日
淀江町小波	急傾斜地の崩壊	小波浜地区	II-3018	平成27年12月22日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原5地区	II-3019	平成27年12月22日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原6地区	II-3020	平成27年12月22日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原7地区	II-3021	平成27年12月22日
淀江町福岡	急傾斜地の崩壊	上淀地区	II-3022	平成27年12月22日
淀江町稲吉	急傾斜地の崩壊	稲吉2地区	II-3023	平成27年12月22日
淀江町稲吉	急傾斜地の崩壊	稲吉3地区	II-3024	平成27年12月22日
淀江町富繁	急傾斜地の崩壊	富繁2地区	II-3025	平成27年12月22日
奈喜良	急傾斜地の崩壊	奈喜良地区	III-4277	平成27年12月22日
尾高	急傾斜地の崩壊	尾高地区	III-4278	平成27年12月22日
淀江町小波	急傾斜地の崩壊	小波地区	III-4308	平成27年12月22日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原8地区	III-4309	平成27年12月22日
淀江町西原	急傾斜地の崩壊	西原9地区	III-4310	平成27年12月22日
淀江町福岡	急傾斜地の崩壊	福岡2地区	III-4311	平成27年12月22日
祇園町	急傾斜地の崩壊	祇園町地区	I-863	平成29年3月14日
祇園町	急傾斜地の崩壊	祇園町3地区	I-865	平成29年3月14日
祇園町	急傾斜地の崩壊	祇園町4地区	I-866	平成29年3月14日
祇園町	急傾斜地の崩壊	祇園町5地区	I-868	平成29年3月14日
陰田町	急傾斜地の崩壊	口陰田地区	I-869	平成29年3月14日
青木	急傾斜地の崩壊	尚徳地区	I-881	平成29年3月14日
大谷町	急傾斜地の崩壊	大谷地区	I-894	平成29年3月14日
大谷町	急傾斜地の崩壊	大谷2地区	I-895	平成29年3月14日
目久美町	急傾斜地の崩壊	美吉3地区	I-898	平成29年3月14日
目久美町	急傾斜地の崩壊	美吉4地区	I-899	平成29年3月14日
祇園町	急傾斜地の崩壊	祇園町6地区	I-1427	平成29年3月14日
大谷町	急傾斜地の崩壊	大谷3地区	I-1428	平成29年3月14日
目久美町	急傾斜地の崩壊	目久美地区	I-1430	平成29年3月14日
上安曇	急傾斜地の崩壊	上安曇3地区	I-1435	平成29年3月14日
青木	急傾斜地の崩壊	青木2地区	II-3669	平成29年3月14日
日原	急傾斜地の崩壊	日原5地区	III-4275	平成29年3月14日
目久美町	急傾斜地の崩壊	美吉5地区	III-4276	平成29年3月14日
目久美町	土石流	奥屋敷谷	I-1-4-26-13	平成29年3月14日
目久美町	土石流	美吉谷	I-1-4-26-14	平成29年3月14日
目久美町	土石流	屋敷通り谷	I-1-4-26-15	平成29年3月14日
目久美町	土石流	中の谷	I-1-4-26-16	平成29年3月14日
大谷町	土石流	大谷	I-1-4-26-17	平成29年3月14日
奈喜良	土石流	奈屋谷	I-1-4-26-18	平成29年3月14日
目久美町	土石流	美吉 i	I-1-4-26-26	平成29年3月14日
目久美町	土石流	美吉 ii	I-1-4-26-27	平成29年3月14日
奥谷	土石流	奥谷 ii	I-1-4-26-31	平成29年3月14日
淀江町西原	土石流	西原 ii	I-2-26-32-8	平成29年3月14日
淀江町西原	土石流	西原谷	I-3-00-32-5	平成29年3月14日
目久美町	土石流	外輪谷	II-1-4-26-9	平成29年3月14日
目久美町	土石流	目久美 i	II-1-4-26-13	平成29年3月14日
米子市淀江町本宮	土石流	本宮 i	I-2-26-32-13	平成31年2月5日
米子市淀江町本宮	土石流	本宮 ii	I-2-26-32-14	平成31年2月5日
米子市奥谷	急傾斜地の崩壊	奥谷地区	I-893	平成31年2月5日
米子市道笑町	急傾斜地の崩壊	道笑町地区	I-903	平成31年2月5日
米子市淀江町本宮	急傾斜地の崩壊	本宮地区	I-948	平成31年2月5日
米子市淀江町本宮	急傾斜地の崩壊	本宮2地区	I-949	平成31年2月5日
米子市大谷町	急傾斜地の崩壊	大谷5地区	II-2864	平成31年2月5日
米子市日原	急傾斜地の崩壊	日原4地区	III-4274	平成31年2月5日
米子市青木	急傾斜地の崩壊	青木3地区	II-3677	令和2年6月5日
米子市青木	急傾斜地の崩壊	青木4地区	II-3678	令和2年6月5日
米子市陰田町	急傾斜地の崩壊	奥陰田3地区	II-3679	令和2年6月5日

令和3年4月1日現在

1-8 自主防災組織結成状況 令和3年4月1日現在

	校区名	組織名	世帯数
1	啓成	勝田町東区防災会	89
2		勝田町西区自治会防災部	62
3		住之江防災会	30
4		東山町防災会	120
5		博労町1丁目防災会	110
6		博労町2丁目防災会	115
7		博労町3丁目1区防災会	70
8		博労町3丁目2区防災会	14
9		博労町4丁目自主防災会	155
10		糞町2丁目東防災会	29
11		糞二西自治会防災会	45
12		富士見町防災会	152
13		富士見町1丁目防災会	62
14		富士二防災会	62
15		角盤町1丁目上区防災会	59
16		角盤町2丁目防災会	40
17		錦町1丁目防災会	115
18		錦町2丁目2区防災会	134
19		朝日町1区防災会	13
20		朝日町2区防災会	25
21		米原3丁目地区防災会	108
22		東福原1丁目自治会防災会	58
23	明道	道一防災会	50
24		道二防災会	83
25		道三防災会	179
26		長砂町自主防災会	320
27		昭和町防災会	180
28		万能町防災会	46
29		日野町防災会	30
30		法勝寺町防災会	40
31		紺屋町防災会	61
32		四日市町防災会	54
33		陽田町防災会	117
34		糞町1丁目防災会	56
35	就将	加茂町1丁目防災会	60
36		加茂町2丁目防災会	40
37		塩町防災会	38
38		末広町防災会	62
39		祇園町2丁目自治会防災部	250
40		奥陰田防災会	47
41		陰田住宅防災会	52
42		大谷団地防災会	48
43		目久美町防災会	233
44		中町防災会	33
45		久米町防災会	37
46		東町自治会防災福祉部	243
47		西町自治会防災会	72
48		錦海町防災会	339
49	義方	角盤町3丁目防災会	88
50		尾高町防災会	78
51		寺町防災会	39
52		天神町2丁目防災会	19
53		内町防災会	100
54		立町3丁目防災会	57
55		灘町1丁目防災会	49
56		灘町2丁目東区防災会	64
57		灘町2丁目西区防災会	58
58		灘町3丁目防災会	83
59		花園町婦人消防隊	125
60		三旗町防災会	40
61		義方町防災部	138
62		三本松一区防災会	264
63		三本松二区防災会	183
64		旗ヶ崎一区自治会防災会	420
65	住吉	旗ヶ崎2区自治会防災会	400
66		旗ヶ崎三区東自主防災会	206
67		旗ヶ崎三区南自治会防災委員会	330
68		旗ヶ崎三区北自治会防災委員会	430
69		旗ヶ崎四区自治会防災部	150
70		上後藤一区防災会	360
71		上後藤2区防災会	380
72		上後藤3区防災会	65
73		上後藤4区防災会	72
74		安倍防災会	360
75		中ノ海2区自治会防災部	175

	校区名	組織名	世帯数
76	車尾	車尾2区防災会	106
77		車尾3区自主防災会	175
78		車尾4区自主防災会	274
79		車尾7区防災会	57
80		戸上防災会	35
81		観音寺自主防災会	35
82		中島防災会	381
83		観音寺新町1丁目防災会	143
84		観音寺新町2丁目防災会	68
85		観音寺新町4丁目防災会	25
86	加茂	加茂2区防災会	140
87		加茂三区自治会防犯・防災会	46
88		加茂3区上防災会	78
89		加茂3区中防災会	84
90		加茂4区自主防災会	227
91		加茂五区東防災会	36
92		加茂五区西防災会	122
93		五区上防災会	101
94		加茂5区中自治会防災会	85
95		加茂6区防災会	168
96		加茂7区防災会	77
97		卸団地住宅防災会	41
98		三柳団地2区防災会	108
99		三柳団地3区防災会	57
100		団地四区防災会	134
101		三柳北自主防災会	165
102		浜崎防災会	260
103		西皆生防災会	95
104	河崎	浜橋防災会	72
105		御建地区防災会	235
106		河崎四軒屋防災会	99
107		伯母山自主防災部	137
108		芝谷防災会	109
109		河崎団地西防災会	115
110		河崎南防災会	168
111		河崎新田地区自主防災会	144
112		河崎グリーンハイツ防災会	183
113	福生東	福生東4区防災会	160
114		福生東5区防災会	156
115		福生東6区防災会	260
116		福生東7区防災会	130
117		福生東8区自治会防災会	210
118		福生東9区防災会	116
119		福生東10区防災会	169
120		福生東11区防災会	152
121		福生東12区防災会	207
122		福生東13区防災会	100
123		福生東14区防災会	180
124	福生西	福生西1区自主防災会	189
125		福生西2区防災会	138
126		福生西3区防災会	140
127		福生西4区防災会	25
128		福生西5区防災会	300
129		福生西6区防災会	222
130		温泉1区防災会	40
131		温泉2区防災会	43
132		温泉3区防災会	150
133	福米東	山地1区防災会	245
134		山地3区自主防災会	380
135		米原1区防災会	280
136		米原2区防災会	280
137		米原3区防災会	403
138		上場谷2区防災会	110
139		前地2区防災会	186
140	福米西	上谷1区防災会	155
141		下谷1区防災会	135
142		新開東1区防災会	178
143		新開東2区防災会	201
144		新開西1区防災会	180
145		新開西三区防災会	650

	校区名	組 織 名	世帯数
146	彦 名	彦名1区防災会	145
147		彦名2区防災会	111
148		彦名3区防災会	85
149		彦名4区防災会	135
150		彦名5区防災会	37
151		彦名六区自治会防災会	112
152		彦名町7区自治会防災会	75
153		彦名町8区防災会	43
154		彦名9区防災会	30
155		彦名九区1自主防災会	44
156		彦名10区防災会	55
157		彦名11区自主防災会	51
158		彦名12区防災会	39
159		彦名町13区自治会防災会	119
160		彦名14区防災会	61
161	崎 津	崎津1区防災会	133
162		崎津2区防災会	80
163		崎津3区防災会	143
164		崎津4区防災会	45
165		崎津5区防災会	131
166		崎津6区防災会	172
167		崎津7区防災会	308
168		崎津8区防災会	46
169		崎津10区防災会	42
170	大篠津	御崎防災会	115
171		上口防災会	32
172		立原自治会防災会	59
173		清和防災会	29
174		山口自治会防災会	34
175		瀬口防災会	63
176		瀬浜自治会防災会	83
177		美保ヶ丘防災会	54
178		旭ヶ丘1区防災会	71
179		旭ヶ丘2区防災会	34
180	和 田	和田1区防災会	81
181		和田2区防災会	59
182		和田3区防災会	71
183		和田4区防災会	92
184		和田5区防災会	52
185		和田6区防災会	66
186		和田7区防災会	76
187		和田9区防災会	105
188		和田11区防災会	55
189	富 益	富益川上防災会	370
190		富益地区上部防災会	280
191		富益町上中防災会	236
192		富益町中村防災会	47
193		富益町下中防災会	52
194		富益町南口防災会	70
195		富益町西中自主防災会	60
196		富益町北口防災会	71
197		富益町上新田防災会	32
198		富益町下新田防災会	23
199		富益町西新田防災会	61
200	夜 見	夜見一区防災会	169
201		夜見二区防災会	422
202		夜見三区自主防災会	505
203		夜見四区防災会	48
204		夜見五区防災会	59
205		夜見六区防災会	165
206	成 実	石井防災会	234
207		奥谷防災会	110
208		美吉2区	36
209		宗像防災会	41
210		宗像ニュータウン防災会	77
211		グリーンヒルズ日原防災会	146
212		富士見ヶ丘自治会防災会	92
213		奈喜良自治会防災会	93
214		吉谷1区自治会自主防災組織	66
215		古市防災会	33

	校区名	組 織 名	世帯数
216	尚 徳	青木防災会	51
217		青木谷防災会	37
218		上安曇防災会	36
219		兼久防災会	44
220		茶屋防災会	31
221		寒久防災会	19
222		榎大谷自治会防災会	33
223		別所自治会防災会	38
224		大袋自警消防団	26
225	永 江	永江1区防災会	168
226		永江2区南防災会	64
227		永江3区防災会	96
228		永江4区防災会	207
229		永江7区防災会	104
230	五 千 石	福市1区防災会	39
231		福市2区自主防災会	66
232		福市3区自主防災会	129
233		福市4区防災会	23
234		福市5区防災会	29
235		福市6区自主防災会	30
236		福市7区自主防災会	50
237		福市8区自主防災会	64
238		福市9区防災会	86
239		福市10区防災会	46
240		八幡1区防災会	23
241		八幡2区防災会	30
242		八幡四区自主防災会	52
243		諏訪一区防災会	23
244		諏訪2区防災会	25
245		諏訪3区自主防災会	24
246		諏訪4区防災会	28
247		諏訪5区防災会	33
248	巖	東蚊屋自主防災会	93
249		西蚊屋自主防災組織	144
250		上蚊屋自主防災部	48
251		サンライズ蚊屋防災会	54
252		今在家防災会	99
253		二本木防災会	49
254		二本木東防災会	17
255		熊党自治会自主防災会	120
256		浦津防災会	81
257		箕自治会防災会	47
258		海川防災会	6
259		吉岡自治会防災会	135
260	春 日	一部防災会	44
261		上新印防災会	50
262		下新印防災会	85
263		赤井手防災会	34
264		上赤井手防災会	29
265		豊田地区防災会	143
266		十日市地区防災会	50
267		高島防災会	30
268		東八幡防災会	68
269		水浜防災会	18
270	大 高	上市防災会	33
271		小市場防災会	21
272		上市場自治会防災会	41
273		下市場自治会防災会	41
274		榎小路防災会	15
275		大高大本坊防災会	61
276		前田自治消防団	67
277		石田防災会	32
278		岡成防災会	74
279		上泉自治区防災会	33
280		下泉防災会	84
281		下郷防災会	57
282		城園ハイツ防災会	118
283		リーフルタウン防災会	79



	校区名	組 織 名	世帯数	
284	県	目下自治会防災会	88	
285		石州府防災会	31	
286		上福万自治会防災会	42	
287		中福万自治会防災会	25	
288		下福万自治会防災会	75	
289		五ツ分自治会防災会	25	
290		河岡自治防災会	77	
291		栄自治会防災会	5	
292		石垣自治会防災会	49	
293		青梅自治会防災会	31	
294		清水ヶ丘自治会防災会	166	
295		朝日ヶ丘防災会	28	
296		みなみ自治会防災会	18	
297		河原防災会	3	
298		蜜ヶ丘自治会防災会	63	
299		緑ヶ丘防災会	46	
300		緑ヶ丘グリーンハイツ防災会	315	
301		あすなる防災会	12	
302		淀江	今津自主防災会	93
303			今津グリーンタウン自治会防災会	33
304	淀江町1区防災会		128	
305	淀江町2区自治会防災会		57	
306	淀江町3区の2防災会		38	
307	4区の1防災組織		10	
308	4区の2防災組織		35	
309	5区の1自治会防災会		19	
310	5区の2防災会		47	
311	7区防災会		56	
312	淀江8区防災会		58	
313	淀江町9区自主防災会		108	
314	10区の1自治会防災会		119	
315	淀江町10区の2防災会		41	
316	11区浜防災会		85	
317	11区五軒屋自主防災会		60	
318	淀江町十一区坪上防災会		33	
319	宇田川	北尾地区防災会	22	
320		上淀防災会	32	
321		稲吉自治会防災会	58	
322		高井谷自主防災会	22	
323		中西尾防災会	43	
324		本宮消防団	23	
325		宝ヶ瀬自治会防災会	5	
326		西尾原地区防災会	26	
327		富繁自治会防災部	16	
328		福井防災会	18	
329		福平自治会防災会	35	
		福平女性防災会	-	
330		大和	佐陀一部防災会	53
331	佐陀二部自治会防災会		36	
332	佐陀3部自主防災会		85	
333	桜台自主防災会		119	
334	佐陀新町防災会		77	
335	佐陀浜地区防災会		98	
336	佐陀北浜自治防災会		54	
337	沖新田防災会		50	
338	ニューやまと自治会防災会		107	
339	中間自治会防災会		45	
340	中間インターハイツ防災会		24	
341	亀甲防災会		39	
342	新道自治会防災会		39	
343	小波上自治会防災会		38	
344	小波浜自治会防災会		85	
	合計		34,612	

令和3年4月1日現在の内容に変更

1-8 自主防災組織結成状況—令和2年4月1日現在

校区名	組—織—名	世帯数	
啓—成	勝田町東区防災会	76	
	勝田町西区自治会防災部	78	
	住之江防災会	28	
	東山町防災会	120	
	博労町1丁目防災会	110	
	博労町2丁目防災会	123	
	博労町3丁目1区防災会	72	
	博労町3丁目2区防災会	13	
	博労町4丁目自主防災会	155	
	糺町2丁目東防災会	29	
	糺二西自治会防災会	43	
	富士見町防災会	155	
	富士見町1丁目防災会	60	
	富士三防災会	64	
	角盤町1丁目上区防災会	61	
	角盤町2丁目防災会	39	
	錦町1丁目防災会	120	
	錦町2丁目2区防災会	134	
	朝日町1区防災会	13	
	朝日町2区防災会	27	
	米原3丁目地区防災会	110	
	東福原1丁目自治会防災会	59	
明—道	道一防災会	55	
	道二防災会	84	
	道三防災会	290	
	長砂町自主防災会	320	
	昭和町防災会	180	
	万能町防災会	48	
	日野町防災会	33	
	法勝寺町防災会	40	
	紺屋町防災会	62	
	陽田町防災会	116	
	糺町1丁目防災会	59	
	就—将	加茂町1丁目防災会	60
		加茂町2丁目防災会	42
塩町防災会		39	
末広町防災会		70	
祇園町2丁目自治会防災部		250	
奥陰田防災会		47	
陰田住宅防災会		52	
目久美町防災会		235	
中町防災会		35	
久米町防災会		37	
東町自治会防災福祉部		243	
西町自治会防災会		66	
錦海町防災会		330	
義—方		角盤町3丁目防災会	88
		尾高町防災会	78
		寺町防災会	39
		天神町2丁目防災会	14
	内町防災会	100	
	立町3丁目防災会	56	
	灘町1丁目防災会	49	
	灘町2丁目東区防災会	67	
	灘町2丁目西区防災会	56	
	灘町3丁目防災会	87	
	花園町婦人消防隊	130	
	義方町防災部	142	
	旗ヶ崎一区自治会防災会	423	
住—吉	旗ヶ崎二区自治会防災会	400	
	旗ヶ崎三区東自主防災会	223	
	旗ヶ崎三区南自治会防災委員会	350	
	旗ヶ崎三区北自治会防災委員会	430	
	旗ヶ崎四区自治会防災部	132	
	上後藤一区防災会	360	
	上後藤二区防災会	385	
	上後藤三区防災会	65	
	上後藤四区防災会	72	
	安倍防災会	360	
	中ノ海2区自治会防災部	195	

校区名	組—織—名	世帯数
車—尾	車尾2区防災会	124
	車尾3区自主防災会	170
	車尾4区自主防災会	264
	車尾7区防災会	60
	戸上防災会	35
	観音寺自主防災会	35
	中島防災会	378
	観音寺新町1丁目防災会	142
	観音寺新町2丁目防災会	64
	観音寺新町4丁目防災会	23
観音寺新町5丁目自治会防災会	11	
加—茂	加茂2区防災会	126
	加茂三区自治会防犯・防災会	44
	加茂3区上防災会	79
	加茂3区中防災会	84
	加茂4区自主防災会	228
	加茂五区東防災会	36
	加茂五区西防災会	122
	五区上防災会	95
	加茂五区中自治会防災会	85
	加茂6区防災会	170
加茂7区防災会	73	
河—崎	卸団地住宅防災会	40
	団地一区防災会	165
	三柳団地2区防災会	93
	三柳団地3区防災会	56
	団地四区防災会	132
	三柳北自主防災会	162
	浜河崎防災会	270
	西皆生防災会	98
	浜橋防災会	70
	御建地区防災会	230
福—生—東	河崎四軒屋防災会	100
	伯母山自主防災部	133
	芝谷防災会	109
	河崎団地西防災会	120
	河崎南防災会	168
	河崎新田地区自主防災会	144
	河崎グリーンハイツ防災会	186
	福生東4区防災会	161
	福生東5区防災会	158
	福生東6区防災会	280
福生東7区防災会	142	
福生東8区自治会防災会	210	
福生東9区防災会	112	
福生東10区防災会	182	
福生東11区防災会	169	
福生東12区防災会	208	
福生東13区防災会	96	
福生東14区防災会	177	
福—生—西	福生西1区自主防災会	201
	福生西2区防災会	141
	福生西3区防災会	143
	福生西4区防災会	27
	福生西5区防災会	300
	福生西6区防災会	225
福—米—東	温泉1区防災会	40
	温泉2区防災会	48
	温泉三区防災会	150
	山地1区防災会	240
	山地3区自主防災会	367
	米原1区防災会	290
	米原2区防災会	270
	米原3区防災会	397
	上場谷2区防災会	107
	前地2区防災会	186
福—米—西	上谷1区防災会	155
	下谷1区防災会	135
	新開東1区防災会	176
	新開東2区防災会	200
	新開西1区防災会	180
	新開西三区防災会	640

令和3年4月1日現在の内容に変更

143	彦名	彦名1区防災会	145
144		彦名2区防災会	109
145		彦名3区防災会	85
146		彦名4区防災会	133
147		彦名5区防災会	37
148		彦名六区自治会防災会	113
149		彦名町7区自治会防災会	79
150		彦名町8区防災会	42
151		彦名九区1自主防災会	43
152		彦名10区防災会	55
153		彦名11区自主防災会	49
154		彦名12区防災会	38
155		彦名町13区自治会防災会	118
156		彦名14区防災会	66
157	崎津	崎津1区防災会	134
158		崎津2区防災会	83
159		崎津3区防災会	140
160		崎津4区防災会	45
161		崎津5区防災会	129
162		崎津6区防災会	172
163		崎津7区防災会	306
164		崎津8区防災会	47
165		崎津9区防災会	55
166		崎津10区防災会	32
167	大篠津	御崎防災会	115
168		上口防災会	32
169		立原自治会防災会	59
170		清和防災会	29
171		山口自治会防災会	33
172		灘口防災会	66
173		灘浜自治会防災会	80
174		美保ヶ丘防災会	54
175		旭ヶ丘1区防災会	71
176		旭ヶ丘2区防災会	32
177	和田	和田1区防災会	82
178		和田2区防災会	59
179		和田3区防災会	71
180		和田4区防災会	90
181		和田5区防災会	51
182		和田6区防災会	66
183		和田7区防災会	79
184		和田9区防災会	105
185		和田11区防災会	56
186	富益	富益川上防災会	370
187		富益地区上部防災会	273
188		富益町上中防災会	236
189		富益町中村防災会	48
190		富益町下中防災会	55
191		富益町南口防災会	67
192		富益町西中自主防災会	62
193		富益町北口防災会	71
194		富益町上新田防災会	32
195		富益町下新田防災会	21
196		富益町西新田防災会	61
197	夜見	夜見一区防災会	170
198		夜見二区防災会	422
199		夜見3区自主防災会	510
200		夜見4区防災会	48
201		夜見5区防災会	60
202		夜見六区防災会	165
203	成実	石井防災会	236
204		奥谷防災会	111
205		美吉2区	35
206		宗像防災会	41
207		宗像ニュータウン防災会	78
208		グリーンヒルズ日原防災会	144
209		富士見ヶ丘自治会防災会	92
210		奈喜良自治会防災会	93
211		吉谷1区自治会自主防災組織	64
212		古市防災会	32

213	尚一徳	青木防災会	51
214		上安曇防災会	37
215		茶屋防災会	31
216		実久防災会	19
217		大谷自治会防災会	33
218		別所自治会防災会	38
219		大袋自警消防団	26
220	永一江	永江1区防災会	168
221		永江2区東防災会	150
222		永江2区南防災会	66
223		永江3区防災会	95
224		永江4区防災会	204
225		永江7区防災会	104
226	五千石	福市1区防災会	41
227		福市2区自主防災会	68
228		福市3区自主防災会	133
229		福市4区防災会	23
230		福市5区防災会	29
231		福市6区自主防災会	31
232		福市7区自主防災会	50
233		福市8区自主防災会	68
234		福市9区防災会	85
235		福市10区防災会	47
236		八幡1区防災会	23
237		八幡2区防災会	30
238		八幡四区自主防災会	50
239		諏訪一区防災会	23
240		諏訪2区防災会	24
241		諏訪3区自主防災会	23
242		諏訪4区防災会	28
243		諏訪5区防災会	33
244	巖	東蚊屋自主防災会	96
245		西蚊屋自主防災組織	148
246		上蚊屋自主防災部	49
247		今在家防災会	99
248		二本木防災会	49
249		二本木東防災会	17
250		熊党自治会自主防災会	111
251		浦津防災会	81
252		箕自治会防災会	47
253		海川防災会	6
254	春一日	一部防災会	44
255		上新印防災会	50
256		下新印防災会	86
257		赤井手防災会	34
258		上赤井手防災会	29
259		豊田地区防災会	140
260		十日市地区防災会	50
261		高島防災会	30
262		東八幡防災会	67
263		水浜防災会	18
264	大高	上市防災会	33
265		小市場防災会	21
266		上市場自治会防災会	41
267		下市場自治会防災会	42
268		榎小路防災会	15
269		前田自治消防団	67
270		石田防災会	32
271		岡成防災会	73
272		上泉自治会防災会	33
273		下泉防災会	88
274		下郷防災会	57
275		城園ハイツ防災会	120
276		リーフルタウン防災会	73

令和3年4月1日現在の内容に変更

277	県	日下自治会防災会	86
278		石州府防災会	32
279		上福万自治会防災会	42
280		中福万自治会防災会	25
281		下福万自治会防災会	75
282		五ツ分自治会防災会	25
283		河岡自治会防災委員会	80
284		栄自治会防災会	5
285		石垣自治会防災会	50
286		青梅自治会防災会	30
287		清水ヶ丘自治会防災会	167
288		朝日ヶ丘防災会	28
289		みなみ自治会防災会	17
290		河原防災会	4
291		蜷ヶ丘自治会防災会	62
292		緑ヶ丘防災会	49
293		緑ヶ丘グリーンハイツ防災会	300
294	淀江	今津自主防災会	92
295		今津グリーンタウン自治会防災会	32
296		淀江町1区防災会	117
297		淀江町2区自治会防災会	56
298		淀江町3区の2防災会	38
299		4区の1防災組織	11
300		4区の2防災組織	35
301		5区の1自治会防災会	18
302		5区の2防災会	48
303		7区防災会	57
304		淀江8区防災会	58
305		淀江町9区自主防災会	107
306		10区の1自治会防災会	117
307		淀江町10区の2防災会	40
308		11区浜防災会	86
309		11区五軒屋自主防災会	60
310		淀江町十一区坪上防災会	33
311	宇田川	北尾地区防災会	21
312		上淀防災会	32
313		稲吉自治会防災会	58
314		高井谷自主防災会	22
315		中西尾防災会	43
316		本宮消防団	24
317		宝ヶ瀬自治会防災会	5
318		西尾原地区防災会	27
319		富繁自治会防災部	16
320		福井防災会	19
321		福平自治会防災会	35
322		福平女性防災会	=
323	大和	佐陀一部防災会	55
324		佐陀二部自治会防災会	35
325		佐陀3部自主防災会	80
326		桜台自主防災会	120
327		佐陀浜地区防災会	96
328		佐陀北浜自治防災会	54
329		沖新田防災会	51
330		ニューやまと自治会防災会	108
331		中間自治会防災会	44
332		中間インターハイツ防災会	23
333		亀甲防災会	37
334		新道自治会防災会	39
335		小波上自治会防災会	38
336		小波浜自治会防災会	83
		合 計	34,036

## 1-9 米子市自主防災組織結成補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、米子市自主防災組織育成要綱（平成17年7月5日施行。以下「育成要綱」という。）に基づき結成された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）の活性化と育成を推進するため、自主防災組織に対して米子市自主防災組織育成補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 自主防災組織が災害発生時に備えて、情報の収集、消火、避難救出等を迅速かつ的確に行うことができるよう、防災訓練、講習会等の活動を独自に実施する事業
- (2) 自主防災組織が災害発生時に備えるために必要な防災資機材を整備する事業

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号の事業の対象となる補助対象経費は、器材、印刷費、教材費その他の補助事業の実施に要する費用とする。
- (2) 前条第2号の事業の対象となる補助対象経費は、別表に掲げるものとする。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1号の補助事業の実施について、1回の費用の額に対して1万円を限度とし、年度ごとに3回分を限度とする。
- (2) 第2条第2号の補助事業の実施について、防災資機材の購入に要する額の2分の1に相当する額に対して5万円を限度とし、年度ごとに1回限りとする。
- (3) 前2号の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、補助事業の実施する日の14日前までに米子市自主防災組織育成交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

### (交付決定等の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該補助事業等に関し防災関係者と協議し、当該申請を行った自主防災組織（以下「申請書」という。）対し補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、米子市自主防災組織育成補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、申請書に書面によりその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助事業を完了したときは、当該補助事業を完了した日から30日以内に、米子市自主防災組織育成補助事業等実績報告書(別記様式第3号)を提出するものとする。

(補助金交付の取消し)

第8条 市長は、第6条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた自主防災組織が米子市補助金等交付規則第21条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自主防災組織に対する補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(防災資機材の管理等)

第9条 自主防災組織の代表者は、補助事業で購入した防災資機材の適正な機能を維持するため十分に管理点検を行うとともに、これを第三者に譲渡してはならない。

(自主防災連合組織に対する補助金の交付)

第10条 米子市自主防災組織育成要綱第10条第1項に規定する自主防災連合組織は、この要綱による補助金の交付を受けることができる。

2 前項の規定による自主防災連合組織に対する補助金の交付については、第2条中「自主防災組織」とあるのは「自主防災連合組織」と、第4条第1号中「1万円を限度とし、年度ごとに3回分」とあるのは「3万円を限度とし、年度ごとに2回分」と、同条第2号中「5万円」とあるのは、「15万円」と、第5条、第6条、第8条及び前条中「自主防災組織」とあるのは「自主防災連合組織」とする。

3 自主防災組織は、自主防災連合組織が交付を受ける補助金に係る補助事業と重複する補助事業について補助金の交付を受けることができない。

附 則

この要綱は、平成17年7月5日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	防 災 資 機 材
情報連絡用具	ハンドマイク、携帯ラジオ、携帯用無線機、広報用スピーカー等
消火用具	消火器、可搬ポンプ、ホース、バケツ、ポリタンク等
救出・救護用具	救急セット、毛布、車椅子、おんぶひも、はしご、救助用ロープ、スコップ、 バール、各種大工道具、ジャッキ、投光器、リヤカー、救命胴衣、夜光チョッキ 等
避難用具	懐中電灯、ヘルメット、テント、標旗、腕章、自家発電機、 防水シート等
給食・給水用具	炊飯用かまど、釜、鍋、やかん、ガスバーナー、給水タンク、飲料水ポリ袋、ろ 過・浄化装置等
収納庫	防災資機材収納庫
その他	その他市長が必要と認めたもの

1-10 米子市自主防災組織育成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の高揚とこれに基づく防災に対する積極的な理解と協力により、市民がそれぞれの立場、役割に応じて防災意識を自覚し、隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震、洪水その他の災害（以下「災害」という。）による被害の予防及び軽減を図ることを目的とした地域ぐるみの防災体制を確立するため、自主防災組織を育成するものとし、その育成に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 市は、自主防災組織の結成に当たっては、関係自治会と十分に協議し、協力を得ながら助言及び指導を行うものとし、その育成については、防災関係機関と連絡調整を図りながら行うものとする。

2 自主防災組織の育成に係る庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(自主防災組織の母体)

第3条 自主防災組織は、その構成母体を自治会とし、単独又は複数の自治会を単位として結成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が自主防災組織の適正な活動に支障がないと認める場合は、自治会以外の団体を構成母体として結成することができる。

(自主防災組織の活動)

第4条 自主防災組織の活動は、次のとおりとする。

(1) 災害発生に備えての予防及び準備活動

- ア 防災知識の普及及び防災意識の高揚
- イ 出火防止その他災害拡大防止のための防災点検
- ウ 情報の収集及び伝達並びに広報活動機能の整備及び訓練
- エ 初期消火、避難誘導、救出及び救護の訓練
- オ 器材及び物資の備蓄、保守管理並びに調達計画の樹立

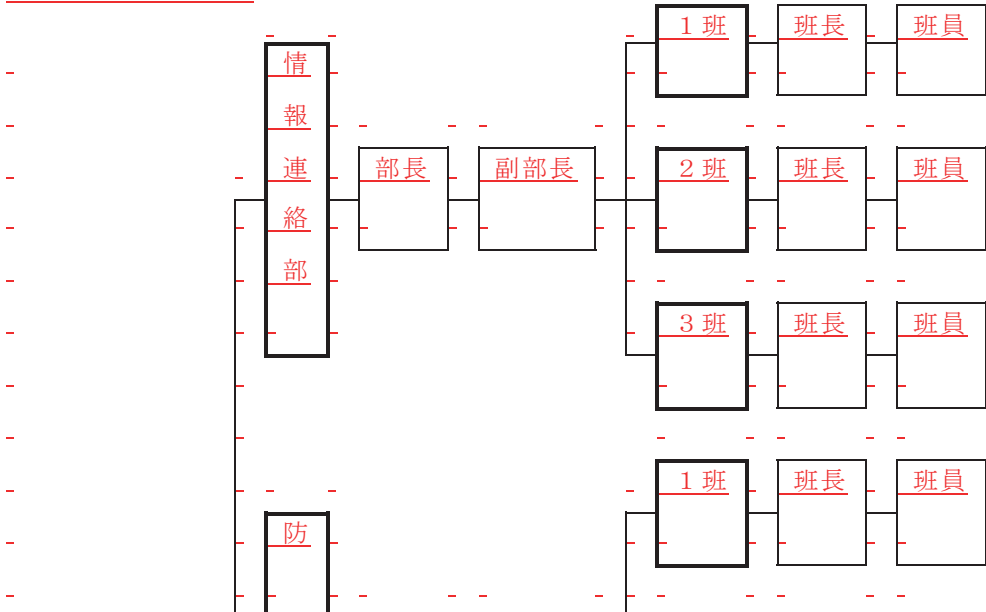
(2) 災害発生時における応急活動

- ア 情報の収集及び伝達並びに広報活動
- イ 出火防止その他災害拡大防止のための活動
- ウ 初期消火、避難誘導、救出及び救護の自主活動及び協力活動
- エ 器材及び物資の蔵出し、調達及び配布
- オ 炊出しの協力

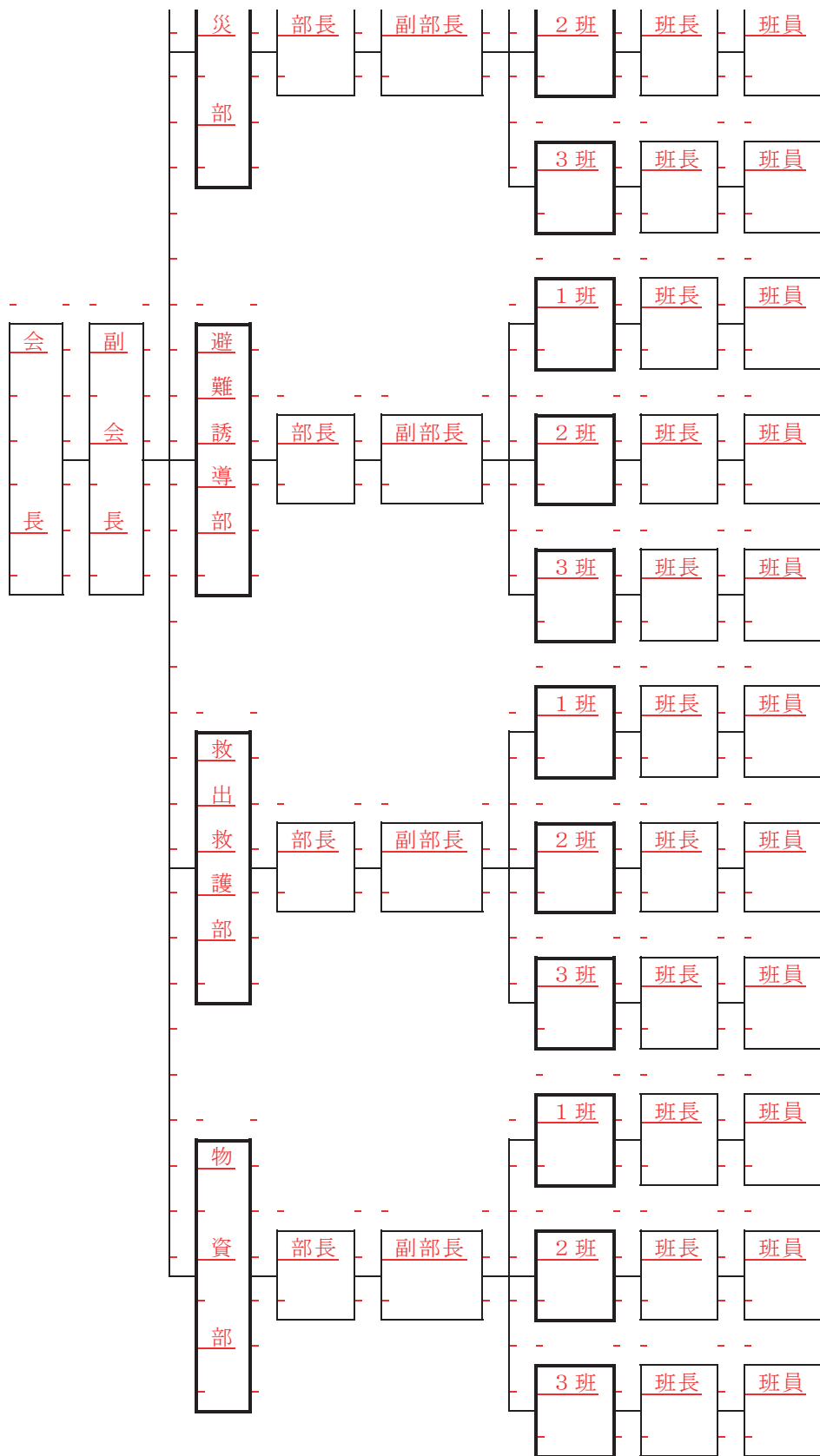
(自主防災組織の編成及び分担任務)

第5条 自主防災組織の編成及びその分担任務は、自主防災組織ごとにその実情に応じて独自に定めるものとし、その標準的なものの例示は、次のとおりとする。

(1) 標準的な組織







\*組織の規模に応じて、部、班を増減するものとする。

(2) 標準的な部別分担任務

別表の「防災会任務分担表」のとおりとする。

(自主防災組織の名称)

第6条 自主防災組織の名称は、原則として「〇〇町（区）防災会」とするものとする。

(自主防災組織の規約)

第7条 自主防災組織は、その結成に当たっては、規約を制定するものとする。

2 市は、各自主防災組織の統一的な活動の実施を図るため、前項の規約の内容に関し関係自治会の指導に努めるものとする。

(自主防災組織の経費)

第8条 自主防災組織の結成及び維持に必要とする費用は、それぞれの自主防災組織の負担とする。

(自主防災組織の活動中における災害補償)

第9条 災害発生時における自主防災組織の活動中に生じた災害に係る補償は、  
現行災害補償関係法令の規定するところによるものとする。

(自主防災連合組織)

第10条 地区自治連合会は、自主防災組織の連合組織（以下「自主防災連合組織」という。）を結成することができる。

2 自主防災連合組織は、その構成に自主防災組織を結成していない自治会を含めることができる。

3 自主防災連合組織の名称は、原則として「〇〇地区防災連合会」とするものとする。

4 自主防災連合組織は、その結成に当たっては、規約を制定するものとする。

5 自主防災連合組織は、第4条に規定する自主防災組織の活動の一部を共同して行う活動に必要とする費用について、それぞれの自主防災組織（第2項に規定する自主防災組織を結成していない自治会を含む。）が負担すべき額を定めておくものとする。

6 自主防災連合組織を結成した地区自治連合会は、その旨を別に定める様式の届出書に規約を添付して市長に届け出るものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月5日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

防 災 会 任 務 分 担 表

<u>部別</u>	<u>災害発生時に備えての予防及び準備活動</u>	<u>災害発生時における応急活動</u>
<u>情報連絡部</u>	<u>○ 防災知識の普及及び防災意識の高揚</u> <u>○ 防災活動計画の策定</u> <u>○ 情報の収集及び伝達並びに広報活動機能の整備及び訓練</u>	<u>○情報の収集及び伝達並びに広報活動</u>
<u>防災部</u>	<u>○ 出火防止その他災害拡大防止のための防災点検</u> <u>○ 初期消火の訓練</u>	<u>○ 出火防止その他災害拡大防止のための防災点検</u> <u>○ 初期消火の訓練</u>
<u>避難誘導部</u>	<u>○ 避難誘導の訓練</u> <u>○ 老人、障害者等災害発生時において避</u>	<u>○ 避難誘導の活動</u>

	<u>難誘導に特に配慮を必要とする者の把握</u>	
<u>救出救護部</u>	○ <u>救出および救護の訓練</u>	○ <u>救出および救護の訓練</u>
<u>物資部</u>	○ <u>器材、飲食物、薬剤、衣料、寝具その他の物資の備蓄及び保守管理並びに調達計画の樹立</u>	○ <u>器材、飲食物、薬剤、衣料、寝具その他の物資の備蓄及び保守管理並びに調達計画の樹立</u> ○ <u>炊き出しの協力</u>

## 令和3年4月1日現在の内容に変更

### ~~1-9 米子市自主防災組織結成補助金交付要綱~~

#### ~~(趣旨)~~

~~第1条 この要綱は、米子市自主防災組織育成要綱（平成17年7月5日施行。以下「育成要綱」とい  
う。）の趣旨に基づき、自主防災組織の結成を育成するため、自主防災組織の結成に際し米子市  
自主  
防災組織結成補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事  
項を  
定めるものとする。~~

#### ~~(補助対象者)~~

~~第2条 補助金は、育成要綱に基づき結成された自主防災組織に対して交付するものとする。~~

#### ~~(補助金額)~~

~~第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。~~

~~(1) 均等割 30,000円~~

~~(2) 加入世帯割 200円に自主防災組織の結成時における当該自主防災組織の母体となってい  
る自治会の加入世帯数（2以上の自治会が共同で結成した場合は、それぞれの加入世帯数を合  
計した数）を乗じて得た額~~

#### ~~(補助金交付申請)~~

~~第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、当該自主防災組織の結成後速やかに補助  
金交  
付申請書に年間事業計画書、収支予算（結成した年度のもの）及び規約を添付して市長に申請す  
るものとする。~~

#### ~~(実績報告等の免除)~~

~~第5条 米子市補助金等交付規則（昭和53年米子市規則第4号）第13条ただし書及び第18条  
ただ  
し書の規定により、補助金に係る着手、完了届及び実績報告は要しないものとする。~~

#### ~~(その他)~~

~~第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、米子市補助金等交付規  
則の  
定めるところによるものとする。~~

# 令和3年4月1日現在の内容に変更

— 附 則 —

— この要綱は、平成17年7月5日から施行する。 —

## 1-10 米子市自主防災組織育成要綱

— (趣旨) —

第1条 ~~この要綱は、市民の防災意識の高揚とこれに基づく防災に対する積極的な理解と協力により、市民がそれぞれの立場、役割に応じて防災意識を自覚し、隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的として地域ぐるみの防災体制を確立するため、自主防災組織の結成を育成するものとし、その育成に関し必要な事項を定めるものとする。~~

— (庶務) —

第2条 ~~市は、自主防災組織の結成に当たっては、関係自治会と十分に協議し、協力を得ながら助言及び指導を行うものとし、その育成については、防災関係機関と連絡調整を図りながら行うものとする。~~

2 ~~自主防災組織の育成に係る庶務は、総務部防災安全課において処理する。~~

— (自主防災組織の母体) —

第3条 ~~自主防災組織は、その構成母体を自治会とし、単独又は複数の自治会を単位として結成するものとする。~~

2 ~~前項の規定にかかわらず、市長が自主防災組織の適正な活動に支障がないと認める場合は、自治会以外の団体を構成母体として結成することができる。~~

— (自主防災組織の活動) —

第4条 ~~自主防災組織の活動は、次のとおりとする。~~

— (1) 災害発生に備えての予防及び準備活動 —

- ア 防災知識の普及及び防災意識の高揚
- イ 出火防止その他災害拡大防止のための防災点検
- ウ 情報の収集及び伝達並びに広報活動機能の整備及び訓練
- エ 初期消火、避難誘導、救出及び救護の訓練
- オ 器材及び物資の備蓄、保守管理並びに調達計画の樹立

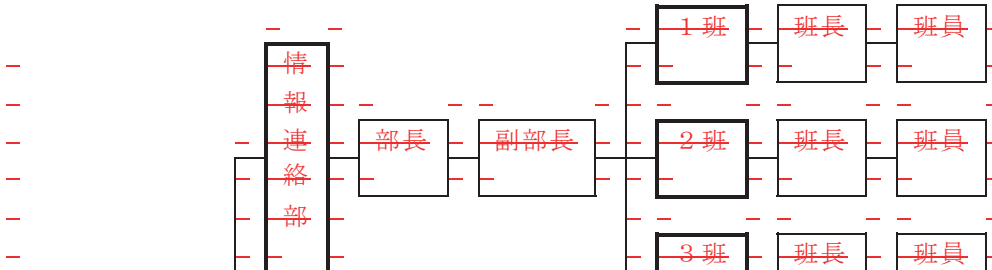
— (2) 災害発生時における応急活動 —

- ア 情報の収集及び伝達並びに広報活動
- イ 出火防止その他災害拡大防止のための活動
- ウ 初期消火、避難誘導、救出及び救護の自主活動及び協力活動
- エ 器材及び物資の蔵出し、調達及び配布
- オ 炊出しの協力

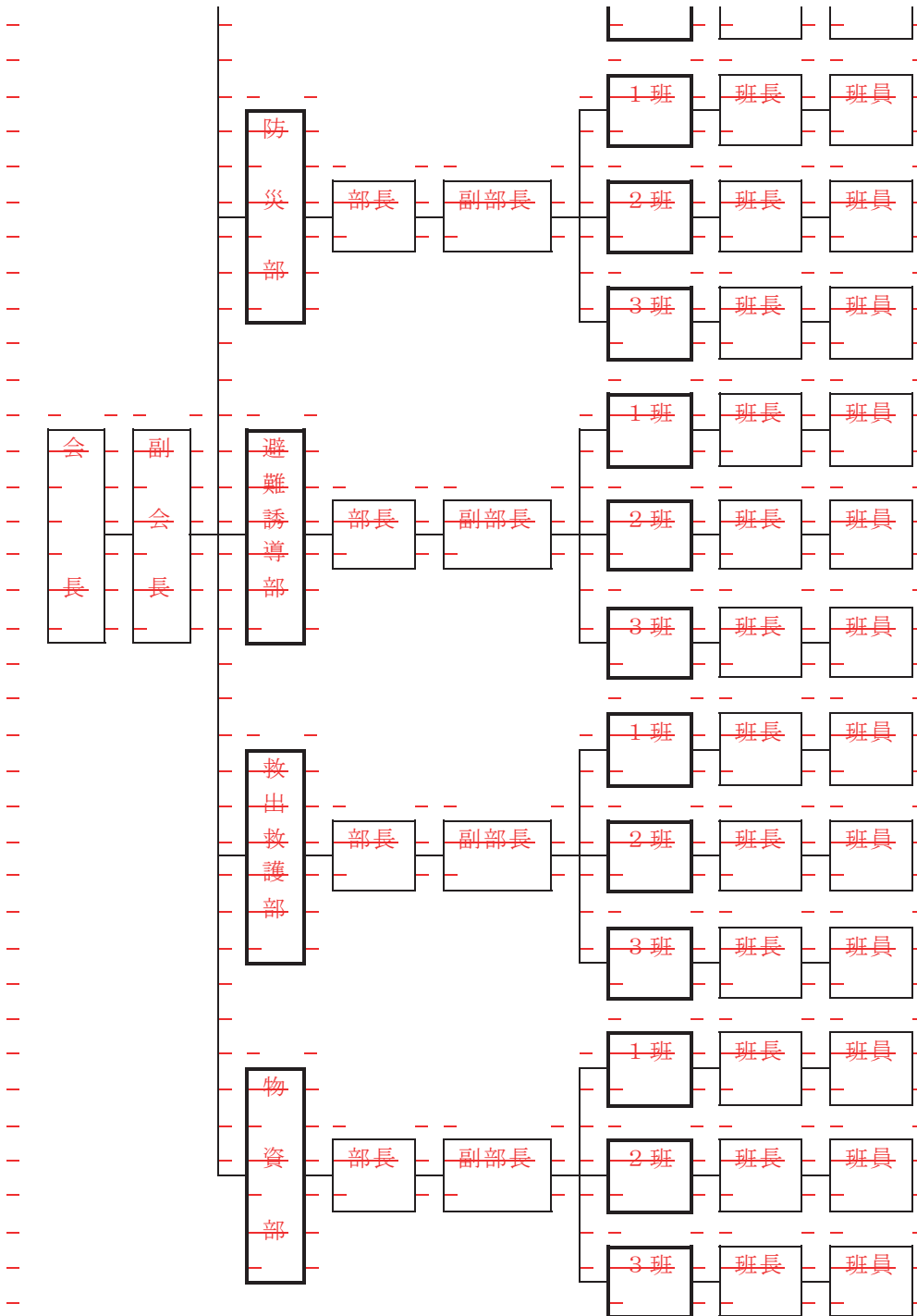
— (自主防災組織の編成及び分担任務) —

第5条 ~~自主防災組織の編成及びその分担任務は、自主防災組織ごとにその実情に応じて独自に定めるものとし、その標準的なものの例示は、次のとおりとする。~~

— (1) 標準的な組織 —



令和3年4月1日現在の内容に変更



\*組織の規模に応じて、部、班を増減するものとする。

(2) 標準的な部別分担任務

別表の「防災会任務分担表」のとおりとする。

(自主防災組織の名称)

第6条 自主防災組織の名称は、原則として「〇〇町(区)防災会」とするものとする。

(自主防災組織の規約)

第7条 自主防災組織は、その結成に当たっては、規約を制定するものとする。

2 前項の規約は、各自主防災組織の統一的活動を図るため、別記様式に定める「〇〇町(区)防災会

## 令和3年4月1日現在の内容に変更

~~規約」に準じて制定するものとする。~~

~~（自主防災組織の経費）~~

~~第8条 自主防災組織の結成及び維持に必要とする費用は、それぞれの自主防災組織の負担とする。~~

~~（自主防災組織の活動中における災害補償）~~

~~第9条 災害発生時における自主防災組織の活動中に生じた災害に係る補償は、~~

~~現行災害補償関係法令の規定するところによるものとする。~~

~~附 則~~

~~この要綱は、平成17年7月5日から施行する。~~

## 県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領

## (目的)

第1 この要領は、鳥取県（以下「県」という。）及び鳥取県内の市町村が、災害時に必要と見込まれる物資又は資機材の標準的な品目及び数量（以下「共通品目等」という。）等を連携して備蓄し、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）の応援を迅速かつ円滑に連行することを目的に次のとおり必要な事項を定めるものとする。

## (避難人口の想定)

第2 災害により避難所に収容し、保護する住民の人数（以下「避難人口」という。）は、原則として鳥取県震災対策アクションプラン（平成31年3月）の最大避難想定人数2万4千人を想定するものとする。ただし、別紙において人数を別に定めた場合はこの限りでない。

## (備蓄対象人数及び備蓄の方法)

第3 市町村は、避難人口に対応できる共通品目等について、県全体の人口に対する市町村の人口の比率に応じた数量を備蓄するものとする。

## (連携備蓄する共通品目等)

- 第4 (1) 市町村が備蓄する共通品目等は別紙のとおりとする。
- (2) 市町村が既に保有している共通品目等と同等の品目の備蓄については、必要とする連携備蓄のなかに含めることができるものとする。
- (3) 共通品目等は、原則、単独備蓄とし、流通在庫型及びバランニングストック型備蓄としないものとする。ただし、別紙において他の手段により確保できた場合に限り単独備蓄としないものとするができるとしたものについてはこの限りでない。
- (4) 県は、仮設トイレ、ストーブ、発電機等、大型の資機材、ガソリン携行缶を重点的に備蓄するものとする。

## (備蓄場所等の確保)

- 第5 (1) 共通品目等は、速やかに搬出又は輸送できるようにしておくものとする。
- (2) 連携備蓄以外の備蓄と同じ場所に連携備蓄を備蓄する場合は、連携備蓄とその他の備蓄を区別して備蓄するものとする。
- (3) 連携備蓄は、搬出が容易な位置に配置し、内容物と数量をそれぞれ明示しておくものとする。

## (災害時の応援等)

- 第6 (1) 被災市町村を応援する市町村（以下「応援市町村」という。）は、原則として県が調整して決定するものとする。
- (2) 前項によらない他の市町村で、被災市町村を応援する場合は、あらかじめ県へ連絡するものとする。

## (応援輸送の手段等)

第7 県から指定された応援市町村は、速やかに被災市町村へ連携備蓄の輸送を行うものとする。ただし、被災状況等によっては県と応援市町村間で輸送手段等を調整するものとする。

## (応援経費の負担等)

第8 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。



(更新の経費負担等)

第9 (1) 共通品目等で消費期限及び耐久期限等のあるものは、期限の到来を考慮して、同等の品目をもって更新するものとする。

(2) 前項の更新に要する経費は、当該市町村の負担とする。

(連携備蓄の状態保持等)

第10 (1) 連携備蓄の共通品目等は、定期的に点検を行い良好な状態の保持に努めるものとする。

(2) 市町村は、毎年度4月1日時点における連携備蓄とその他の備蓄の現況を県に報告するものとする。

(その他)

第11 この要領の実施に必要な事項及びこの要領に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年7月6日から施行することとする。

防災対策研究会構成員  
委員長 鳥取県防災監  
委員 鳥取県防災危機管理課長、鳥取県消防課長、鳥取市総務部総務課長、米子市防災監、倉吉市総務課長、境港市環境防災課長、国府町総務課長、船岡町総務課長、三朝町総務課参事、西伯町総務課長、日南町総務課長

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行することとする。

防災対策研究会構成員  
委員長 鳥取県防災監  
委員 鳥取県防災危機管理課長、鳥取県消防課長、鳥取市総務部危機管理課長、米子市総務部総務課危機管理室長、倉吉市総務部総務課長、境港市産業環境部環境防災課危機管理室長、岩美町総務課長、琴浦町総務課長、日吉津村総務課長、日野町総務企画課長

附 則

この要領は、平成26年7月16日から施行することとする。

防災対策研究会構成員  
座長 鳥取県危機管理局副局長兼危機管理政策課長  
委員 鳥取県危機管理局危機対策・情報課長、鳥取県危機管理局原子力安全対策課長、鳥取県危機管理局消防防災課長、鳥取市総務部危機管理課長、米子市総務部防災安全課長、倉吉市総務部防災安全課長、境港市市民生活部自治防災課長、八頭町総務課防災室長、北栄町総務課地域防災室長、大山町総務課長、江府町総務課長

附 則

この要領は、平成26年12月16日から施行することとする。

防災対策研究会構成員  
座長 鳥取県危機管理局副局長兼危機管理政策課長  
委員 鳥取県危機管理局危機対策・情報課長、鳥取県危機管理局原子力安全対策課長、鳥取県危機管理局消防防災課長、鳥取市総務部危機管理課長、米子市総務部防災安全課長、倉吉市総務部防災安全課長、境港市市民生活部自治防災課長、八頭町総務課防災室長、北栄町総務課地域防災室長、大山町総務課長、江府町総務課長

附 則

この要領は、平成31年3月14日から施行することとする。

防災対策研究会構成員

座 長 鳥取県危機管理局副局長兼危機管理政策課長

委 員 鳥取県危機管理局危機対策・情報課長、鳥取県危機管理局原子力安全対策課長、鳥取県危機管理局消防防災課長、鳥取市総務部危機管理課長、米子市総務部防災安全課長、倉吉市総務部防災安全課長、境港市市民生活部自治防災課長、八頭町総務課防災室長、北栄町総務課地域防災室長、大山町総務課長、江府町総務課長

(別紙)

## 連携備蓄する共通品目等 (H30. 10. 1 時点のデータで算出)

品目	数値根拠		全体数量 (①×②)
	① 1人/日当たり単位数①	② 備蓄対象人数	
① 保存食(一般用)	<p>1人×健常者の割合×3食/1日</p> <p>翌日の昼食からは救援分に対応</p> <p>健常者の割合 = (1 - 災害時要援護者の割合) = 0.650</p> <p>1人×0.650 × 3食 = 1.950 食</p>	<p>2万4千人</p> <p>(鳥取県震災対策アクションプラン)</p>	<p>46,800 食</p> <p>内、アレルギー対策食品11,700食</p> <p>※全体の25%</p>
② 災害時要援護者用保存食 (アルファ米がゆ等)	<p>1人×災害時要援護者の割合×3食/1日</p> <p>災害時要援護者の割合とは</p> <p>高齢者(65歳以上) 175,389人</p> <p>乳幼児(0~2歳) 13,162人</p> <p>計 188,551人</p> <p>188,551人/県人口 560,517人</p> <p>(平成30年度当時) ≒ 0.350</p> <p>1人×0.350 × 3食 = 1.050 食</p>	<p>2万4千人</p>	<p>25,200食</p>
③ 粉乳・ミルク	<p>1人×乳児の割合×必要量/1日</p> <p>乳児(0~1歳) 8,570人</p> <p>8,570人/県人口560,517人</p> <p>(平成30年度当時) = 0.0153</p> <p>1日分@必要量300g/1缶(980g) ≒ 0.31缶</p> <p>1人×0.0153×0.31 = 0.005缶</p> <p>※保育所等における在庫等の利用等、確実に確保できる体制を整えた場合も備蓄として取り扱うことができる。</p>	<p>2万4千人</p>	<p>120缶</p> <p>内、アレルギー対策食品12缶</p> <p>※全体の10%</p>
④ 保存水 (ペットボトル)	<p>必要量/1日</p> <p>1人3リットル/1日</p> <p>※断水による被災者(6万4千2百人)への水の補給は別紙のとおり</p>	<p>2万4千人</p>	<p>72,000リットル</p>
⑤ 飲料水用ポリタンク、給水パック(袋)	<p>1人×1個/1世帯</p> <p>1世帯(2.70人)に1個 1/2.70人 = 0.37個</p>	<p>2万4千人</p>	<p>8,880個</p>
⑥ 哺乳ビン	<p>1人×乳児の割合×1個/1人</p> <p>1人×0.0153 = 0.0153個</p>	<p>2万4千人</p>	<p>368個</p>
⑦ トイレットペーパー	<p>1人×4ロール/100人×必要量/1日</p> <p>100人で1日4ロール</p> <p>1人×4ロール/100人×1日 = 0.04ロール</p>	<p>2万4千人</p>	<p>960ロール</p>

⑧生理用品	<p>1人×生理用品が必要な人の割合×必要量／1日×生理用品が必要な日数</p> <p>生理用品が必要な人の割合(12～50歳女性) 110,779人／県人口560,517人 (平成30年度当時) = 0.198</p> <p>必要量／1日 = 1人4個</p> <p>生理用品が必要な日数 = 7日／28日 = 0.25</p> <p>1人×0.198 × 4個×0.25 = 0.198個</p>		2万4千人	4,752個
⑨折畳式簡易トイレ (パック式セット)	トイレ本体	<p>1セット／50人</p> <p>避難所等における共同利用を想定(50人に1セット)</p> <p>1セット／50人 = 0.02セット</p>	2万8千4百人	568セット (※1)
	収集袋及び凝固剤	<p>1人×5セット/日</p> <p>収集袋1袋と凝固剤1個を1セットとして取扱う。 1日目の下水道の機能支障人口分とする。 (トイレに支障ある在宅被災者についても配布)</p>	2万8千4百人	142,000袋 (個) (※2)
⑩毛布	<p>避難者数 × 1枚</p> <p>避難所への避難者1人あたり1枚</p> <p>24,000人×1枚/人 = 24,000枚</p>		2万4千人	24,000枚
⑪紙おむつ(大人用)	<p>1人×排泄が自分1人でできない人の割合×必要量／1日</p> <p>県内要介護認定者 要介護3～5 13,069人 13,069人／県人口560,517人 (平成30年度当時) = 0.023</p> <p>必要量／1日 = 1人5枚</p> <p>1人×0.023×5枚 = 0.115枚</p>		2万4千人	2,760枚
⑫紙おむつ(子供用)	<p>1人×乳幼児の割合×必要量／1日</p> <p>乳児(0～2歳) 13,162人 13,162人／県人口560,517人 (平成30年度当時) = 0.024</p> <p>必要量／1日 = 1人5枚</p> <p>1人×0.024×5枚 = 0.120枚</p>		2万4千人	2,880枚
⑬救急医療セット	<p>1人×1セット(10人用)／10世帯(≒30人)</p> <p>10世帯に1セット (≒避難所収容人員の最少30人程度)</p> <p>1世帯に負傷者が1人</p> <p>1人×1セット／(2.70人×10世帯) = 0.037セット</p>		2万4千人	888セット
⑭懐中電灯 (乾電池を含まない)	<p>1人×1個／2世帯(2.70人×2世帯≒5人)</p> <p>1人×1個／5人 = 0.2個</p>		2万4千人	4,800個

⑮ラジオ (乾電池を含まない)	1人×1台／5世帯(≒15人) 5世帯に1台 1人×1個／(2.70人×5世帯)=0.074台	2万4千人	1,776台
⑯乾電池 (単1、単3)	1人当たりの懐中電灯・ラジオが使用できる最低数量 (例) 懐中電灯@2本(単1)、ラジオ@2本(単3) 0.2×2本+0.074×2本=0.548本	2万4千人	13,152本
⑰ブルーシート(#3000)	平成28年鳥取県中部地震において、発災初期の応急対策として必要だったと考えられる21,000枚を備蓄枚数とする。 規格 ・防水性を考慮し#3000とする ・大きさについては、用途や状況により必要サイズが変わることが想定されるため、3.6×5.4mを参考標準とする	—	21,000枚 (※4)
⑱ロープ (シート張り、救助用)	100枚×1巻／10枚(10世帯≒30人)／200人 200人当たりロープ1巻(100m)シート張10枚程度 100枚×1／10世帯／200人=0.05巻	2万4千人	1.200巻
⑲タオル	1枚／1人 1日目に避難される避難者全員に1枚ずつ配布 24,000人×1枚=24,000枚	2万4千人	24,000枚
⑳ウェットティッシュ	1袋(20枚入り以上)／1人又は2人 1 ウェットティッシュの標準規格 ・1袋当たりの容量(枚数)は20枚以上、シートサイズは200×135mm以上を標準とする ・ノンアルコールタイプ(対人専用又は対人対物用)、雑貨品の汎用ウェットティッシュ(無香料)を標準とする ・未使用状態で約3年の保存が可能なものを標準とする 2 ウェットティッシュの備蓄数量 ・0~2歳児及び要介護者(大人用紙おむつ利用者)は1人1袋(20枚入り)を配布・それ以外の人は2人1袋(20枚入り)を目安とする	2万4千人	12,562袋 (※3)

## ※1 トイレ本体の備蓄数の根拠

(A) 最大被害人口(33,000人)÷(B) 50人/基—(C) 県備蓄トイレ数(92基)

(A) 最大被害人口

鳥取県地震津波被害想定調査 表 6.4.3 下水道被害予測結果 に基づく下水道の機能支障人口約33,000人を備蓄対象とする。

(B) 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府)に基づき、トイレの本体台数は50人当たり1基とする。

(C) 県備蓄トイレ数

仮設トイレ47基+簡易トイレ45基=92基

33,000人÷50-92基=568基

## ※2 袋・凝固剤の備蓄数の根拠

(A) 1日目の備蓄対象人数×(B) 5回/人

(A) 1日目の備蓄対象人数

最大被害人口(33,000人)—県備蓄トイレ使用者数(92基×50人/基=4,600人)=28,400人

(B) 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府)に基づき、1人当たりの1日のトイレ回数を5回とする。

28,400人×5回/人=142,000回分

### ※3 ウエットティッシュの備蓄数量の根拠

#### 【ウエットティッシュの1人1日当たりの消費量の算出】

- ・0～2歳児（乳幼児）、要介護者（大人用おしめ使用者）：お尻拭きとして使用
  - 汚物のふきとり（1枚）＋仕上げふき（1枚）＝1回のおしめ交換で2枚必要
  - ◎1日10回のおしめ交換と想定する場合、10回×2枚＝20枚は必要

（社）日本衛生材料工業連合会より  
 新生児用Sサイズは尿がでたらすぐに取り換えるのが理想（1日10～12枚）  
 Mサイズからは昼間は3時間おき程度、夜間は7～8時間程度が目安（1日7～8枚）

- ・それ以外の人：食事前やトイレ使用後のお手拭、簡単な汚れ落としに使用
  - 避難時の簡単な汚れおとし 1枚程度
  - 朝昼晩の食事の前にお手拭として使用 3枚
  - トイレ使用後のお手拭として使用（1日平均6回以上） 6枚
  - ◎1日10枚は必要

#### 【考え方の整理】

- ・消費量算出根拠より、  
 0～2歳児及び要介護者の1人1日当たりの消費量を20枚  
 それ以外の人消費量は10枚と想定

消費枚数の算出（最大避難者数24,000人に占める割合で想定）

対象者	対象者	必要枚数の想定
0～2歳児	564人	1,124人 1,124人×20枚＝22,480枚
要介護者 （大人用紙おむつ利用者）	560人	
それ以外の人	22,876人	22,876人×10枚＝228,760枚
合計 251,240枚 ⇒ 12,562袋（20枚入り）		

### ※4 ブルーシート（#3000）の備蓄の根拠

#### 【備蓄枚数】

平成28年鳥取県中部地震において、発災初期（発災3日程度）の応急対策として必要だったと考えられる枚数を備蓄枚数とした。中部地震において必要だった枚数はさらに多いが、不足分については他県自治体等からの支援、協定締結企業、流通備蓄からの調達等により対応することとする。

#### 【見直しにより県においても備蓄することとした経緯】

見直し前の防水シートは市町村において備蓄していただいていたが、市町村の負担を考慮し、見直し以前の備蓄枚数からの増加分（10,000枚）のうち半分（5,000枚）を県が備蓄することとした。

（防水シート：11,000枚 ⇒ ブルーシート（#3000）：21,000枚）

### 備蓄物資等の現況について(令和2年4月1日現在)

#### 1. 連携備蓄に係る物資

共通品目	商品名、規格、仕様等	消費(耐久年限)	数量			備蓄場所等
			単位数量①	単位あたり 内容量②	数量 ①×②	
①保存食(乾パン等)	クラッカー、大型乾パン	5年	11,680 食	—	—	東山公園備蓄倉庫外
②災害時要援護者用保存食(アルファ米がゆ等)	わかめご飯、田舎ご飯	5年	7,150 食	—	—	東山公園備蓄倉庫外
③粉乳・ミルク		1年	24 缶			東山公園備蓄倉庫外
④保存水(ペットボトル)	2リットル	5年	8,400 本	2.0 ℓ	16,800 ℓ	東山公園備蓄倉庫外
⑤飲料用水用ポリタンク、給水パック(袋)	10リットル用		3,710 個	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑥哺乳ビン			200 本	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑦トイレトペーパー	55m巻、100%古紙		888 ロール	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑧生理用品			2,626 個	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑨折畳式簡易トイレ (バック式セット)	トイレ本体		111 セット	—	—	東山公園備蓄倉庫外
	収集袋及び凝固剤		50,200 袋	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑩毛布			8,110 枚	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑪紙おむつ(大人用)	Mサイズ、Lサイズ		5,572 枚	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑫紙おむつ(子供用)	新生児、S、M、L		2,826 枚	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑬救急医療セット	70人分用		51 セット	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑭懐中電灯(乾電池を含まない)			1,044 個	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑮ラジオ(乾電池を含まない)			343 台	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑯乾電池(単一、単三)	単一;1542本、単三;1200本		2,742 本	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑰防水シート(グラウンドシート)	3.6×5.4		3,505 枚	—	—	東山公園備蓄倉庫外
⑱ロープ(シート張り、救助用)	9mm×100m		490 巻	—	—	東山公園備蓄倉庫外

2. その他の独自備蓄物資

品目等	商品名、規格、仕様等	消費(耐久年限)	数量			備蓄場所等
			単位数量①	単位あたり 内容量②	数量 ①×②	
炊出し用保存水	1.5リットル	5年	664 本	1.5 ㍓	1,056 ㍓	東山公園備蓄倉庫外
ガソリン携帯用安全缶	20リットル用		8 缶			東山公園備蓄倉庫外
飲料水袋	5リットル用		3,098 袋			東山公園備蓄倉庫外
ボール	900mm		191 本			東山公園備蓄倉庫外
発電機			7 台			東山公園備蓄倉庫外
投光機	500W×2灯		8 台			東山公園備蓄倉庫外
コードリール			8 個			東山公園備蓄倉庫外
折畳式リヤカー			4 台			東山公園備蓄倉庫外
防水シート	3.6m×5.4m		3 枚			東山公園備蓄倉庫外
〃	7.0m×10m		3 枚			東山公園備蓄倉庫外
〃	7.2m×7.2m		18 枚			東山公園備蓄倉庫外
〃	7.2m×9m		48 枚			東山公園備蓄倉庫外
〃	9m×9m		14 枚			東山公園備蓄倉庫外
〃	10m×10m		16 枚			東山公園備蓄倉庫外
柄杓			50 本			東山公園備蓄倉庫外
カッパ			200 着			東山公園備蓄倉庫外
ゴム手袋			650 人分			東山公園備蓄倉庫外
二連梯子			9 台			東山公園備蓄倉庫外
火バサミ			200 本			東山公園備蓄倉庫外
バケツ			50 個			東山公園備蓄倉庫外
土のう袋			1,050 袋			東山公園備蓄倉庫外
軍手			744 人分			東山公園備蓄倉庫外
スコップ			50 本			東山公園備蓄倉庫外
フルコンパック			97 枚			東山公園備蓄倉庫外



品目等	商品名、規格、仕様等	消費(耐久年限)	数量			備蓄場所等
			単位数①	単位あたり 内容量②	数量 ①×②	
ヘルメット			200 個			東山公園備蓄倉庫外
PPロープ	8mm×130m		3 本			東山公園備蓄倉庫外
〃	6mm×210m		1 本			東山公園備蓄倉庫外
懐中電灯			121 本			米子市内29公民館
AMラジオ			29 台			米子市内29公民館
パール	900mm		321 本			米子市内29公民館
防水シート	3.6m×5.4m		87 枚			米子市内29公民館
ヘルメット			145 個			米子市内29公民館
ロープ	12mm×50m		29 巻			米子市内29公民館
救急箱	5人用		58 箱			米子市内29公民館
文字放送ラジオ(FM)			29 台			米子市内29公民館
ローソク			1,800 本			旧庁舎
救助工具セット	ツルハシ、スコップ、レスキューアックスハンマー、鋤、アルミ ポトルグラブパー		62 セット			旧庁舎
ジャッキ	KJS100-A1		31 個			旧庁舎
ジャッキ	KJS100-C1		31 個			旧庁舎
簡易トイレ	便を用便箱へ収納する(凝固させない)タイプ		6 台			淀江支所
間仕切り	ガンバルーム		29 セット			皆生新田公園備蓄倉庫
LEDランタン			50 セット			湊山公園備蓄倉庫
絹目マット			40 巻			湊山公園備蓄倉庫
プライバシーテント	プライベートルーム1.8		16 張			湊山公園備蓄倉庫
液体ミルク	ほほえみらくらくミルク		168 缶			防災安全課内
使い捨て哺乳瓶	プライベートルーム1.8		120 個			米子市役所旧庁舎
ベットゲージ	L(54.5×77×60.5)		10 個			長砂備蓄倉庫
	M(46×63×50)		10 個			長砂備蓄倉庫

## 災 害 時 の 相 互 応 援 に 関 す る 協 定 書

鳥取県（以下「県」という。）および鳥取県内の市町村は、鳥取県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下単に「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、その物資等の品名、数量等
  - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職種別人員
  - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、施設の規模
  - (5) 応援場所及び応援場所への経路
  - (6) 応援の期間
  - (7) 前号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待つ暇がないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の要請があったものとみなす。
- 3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。
- 4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、鳥取県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が競技して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書40通を作成し、各自が記名・押印して、各自1通を所持する。

平成8年3月29日

鳥取県知事

境港市長

郡家町長

若桜町長

気高町長

泊村長

北条町長

西伯町長

淀江町長

日南町長

鳥取市長

国府町長

船岡町長

用瀬町長

鹿野町長

東郷町長

大栄町長

会見町長

大山町長

日野町長

米子市長

岩美町長

河原町長

佐治村長

青谷町長

三朝町長

東伯町長

岸本町長

名和町長

江府町長

倉吉市長

福部村長

八東町長

智頭町長

羽合町長

関金町長

赤碕町長

日吉津村

中山町長

溝口町長

## 米子市及び阿南市の災害時相互応援協定

米子市及び阿南市（以下「協定市」という。）は、協定市の行政区間において大規模な災害が発生した場合、友愛的精神に基づき、相互の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という）第8条第2項第12号の規定により、次のとおり協定を締結する。

（応援の対象となる災害）

第1条 この協定による応援の対象となる災害は、法第2条第1号に規定する災害で各市独自の防災力を越えるものをいう。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援活動に必要な車両、船舶等の提供
- （4）救援及び応急復旧の必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）被災した児童、児童等の一時受入れ
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 大規模な災害により被害を受けた市（以下被災市という。）は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、当該供給又は提供を必要とする物資、資機材、車両等の品目、規模、数量その他必要な事項
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該派遣を必要とする職員の職種、人員及び業務内容
- （4）前条第5号及び第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該収容又は受入れの人数、被災した児童、生徒等の学年又は年齢その他必要な事項
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援を必要とする期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第4条 前条の規定により応援の要請を受けた市（以下応援市という。）は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 協定市は、前条の規定による要請がない場合であっても協定市のいずれかの区域において大規模な

災害が発生したことが明らかな場合は、速やかにその被災状況について自主的にその情報収集活動を行い、必要と認めるときは、自らの判断により自主応援活動を実施するものとする。その場合において、当該自主応援活動は、同条の規定による要請を受けて行ったものとみなす。

(費用の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として被災市の負担とする。

2 被災市が前項の費用を支弁するいとまがないため、法第92条第2項の規定により当該費用の一時繰替え支弁を行うものとする。

(規定の準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、第1条に規定する災害以外の災害が発生した場合について準用する。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自署名押印の上、1通ずつを保有する。

平成17年6月22日

米子市  
米子市長

阿南市  
阿南市長

米子市及び阿南市の災害時相互応援協定細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「米子市及び阿南市の災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)第7条の規定に基づき、当該協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 協定第2条第4号の規定により派遣された職員(以下「応援職員」という。)は、その応援業務に従事するときは、腕章等により自らの所属市名を明示するものとする。

2 応援職員は、その派遣に当たり、必要な被服、食料その他の必要な物資を携行するものとする。

(応援職員に係る費用の負担)

第3条 協定第5条第1項に規定する応援に要した費用のうち、応援職員の派遣に係る費用(以下この条において「派遣費用」という。)の負担については、次に掲げるとおりとする。

(1) 被災市が負担する派遣費用の額は、応援市が定める規定に基づき算出した応援職員の派遣に係る旅費及び諸手当の額の範囲内とすること。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償に係る費用は、応援市が負担すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、派遣費用の負担については、協定市が協議の上定めるものとする。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合における賠償責任は、応援業務に従事中の者にあつては被災市が、応援市・被災市間の旅行中のものにあつては応援市が負うものとする。

(一時繰替え支弁に係る費用の支払)

第4条 応援市は、協定第5条第2項の規定により一時繰替え支弁を行ったときは、次に掲げる費用の額を算出し、当該算出した額の支払を被災市に請求するものとする。

(1) 備蓄物資及び調達物資にあつては、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、船舶、機具等にあつては、借上料、燃料費、輸送費及び維持管理費並びに破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項の規定による請求にあつては、請求書に領収書その他関係書類を添付しなければならない。

(資料の提供等)

第5条 協定市は、協定に基づく相互応援を円滑に行うために、必要と認める資料を相互に提供し合うものとする。

2 協定市は、その職員のうちから相互応援のための連絡責任者及びその補助者を指定し、当該連絡責任者及びその補助者の職名、氏名その他必要な事項を相互に連絡し合うとともに、応援実施に必要な情報等を収集するため、定期的に意見交換の場を設けるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本通2通を作成し、各自署名押印の上、1通ずつを保有する。

平成17年6月22日

米子市  
米子市長

阿南市  
阿南市長

日野川堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長（以下「甲」という。）と米子市長（以下「乙」という。）とは、乙が米子市の一級河川日野川の河川敷（日野川堰から下流域に限る。以下同じ。）の利用者（以下「河川敷利用者」という。）及び当該河川敷の周辺に居住する住民（以下「周辺住民」という。）に対して、甲所管の日野川堰放流警報設備（以下「以下警報設備」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、洪水その他の災害による被害の発生が予想される場合等において、乙が河川敷利用者及び周辺住民に対して、甲の警報設備を利用して災害情報等を伝達し、及び甲がその支援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（伝達する情報の内容）

第2条 本協定に基づき周辺住民に伝達提供する情報の内容は、日野川堰下流における乙が自ら実施する災害情報等の伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援に関する情報とする。

（費用負担）

第3条 本協定に基づき、乙が行う災害情報等の伝達に要する費用は、甲の負担とする。

（情報伝達方法）

第4条 乙が河川敷利用者及び周辺住民に災害情報等を伝達するために、甲に対し、その支援の要請を求めることができる施設は、甲が設置している放流警報スピーカー設備とし、その伝達方法は、当該放流警報スピーカー設備を用いた音声放送とする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図のとおりとし、その所在は別表に示すとおりとする。

（警報設備の利用制限）

第6条 甲が堰放流等により警報設備を使用しているときは、乙は、警報設備を利用した災害情報等の伝達をすることはできない。

2 乙の要請により警報施設を利用した災害情報等の伝達を行っている場合において、甲が堰放流等により警報設備を使用する必要があると判断したときは、甲は乙の災害情報等の伝達を停止することができる。

3 前項の場合においては、甲は、事前又は事後に当該停止について乙に通知するものとする。

（情報伝達の責任）

第7条 本協定は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、災害情報等の伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合については、すべて乙の負担とする。

（効力）

第8条 本協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲と乙のいずれから何ら意思表示がない限り、その効力は継続されるものとする。

（実施要領）

第9条 本協定の実施に関し、必要な手続きについては、甲、乙協議の上、別に実施要領を定めるものとする。

（疑義等の解決）

第10条 本協定書及び前条の規定により定めた実施要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成17年8月23日

甲 国土交通省中国地方整備局  
日野川河川事務所長

乙 米子市長



## 日野川堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する実施要領

この実施要領は、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所（以下「甲」という。）と米子市長（以下「乙」という。）との間において平成17年8月23日付けで締結した日野川堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づき、災害情報等の伝達の実施に關しての必要な手続きについて、次のとおり実施要領を定めるものとする。

## 1 フロー

甲が設置した放流警報設備（以下「警報設備」という。）を乙が利用するときのフローは、別図—1「警報設備利用のフロー」のとおりとする。

## 2 警報設備利用の要求

(1) 乙の要請により甲が警報設備を利用して情報伝達を行う場合は、別図—1に示す手続きとして、警報設備を利用する前に、乙から甲へ次の内容を連絡するものとする。  
連絡方法は、次の内容を別紙様式—1「日野川堰放流警報設備の利用要求書」（以下「要求書」という。）に記入したものをFAXで送信し、内容を電話で確認するものとする。

- ① 要求番号  
要求する年月日時分を要求番号とする。
- ② 要求者  
機関部署名、担当者氏名及び番号を記入する。
- ③ 利用する警報設備  
利用する警報設備及び放送回線を記入する。
- ④ 警報設備を利用して伝達する情報の内容  
伝達する情報の内容の文書を記入する。
- ⑤ 警報設備を利用した情報伝達を開始する日時  
情報伝達を開始する日時を記入する。
- ⑥ 送受信の確認

FAXを送信後、電話により送受信の確認を行い、日時及び受信確認者氏名を記入する。

(2) 乙が直接警報設備を使用して情報伝達を行う場合は、別図—2に示す手続きとして(1)と同様に行うか、又は日野川河川事務所へ持参し、打ち合わせるものとする。

## 3 伝達する情報の内容

伝達する情報の内容は、災害防止に関するものとする。

## 4 要求書の不受理の判定

甲は乙から受けた要求書について、次のものに対しては不受理の判定とする。

- (1) 災害と無関係な情報提供  
例) イベント等の広報に関する事など
- (2) その他、情報提供範囲から、警報設備を使用することが不適切な情報提供  
例) 伝達地区が警報設備と無関係な場合など

## 5 操作結果の報告

甲は乙から受けた要求書による警報設備の操作を行った結果を、次の内容に關して別紙様式—2「日野川堰放流警報設備の操作結果報告書」（以下「報告書」という。）に記入したものをFAXで送信し、内容を電話で確認するものとする。

- (1) 要求番号  
要求書に記載された要求番号を記入する。
- (2) 報告者  
機関部署名、担当者氏名及び電話番号を記入する。
- (3) 警報設備の操作内容  
警報設備の操作内容を記載する。
- (4) 警報設備を操作した日時  
要求書に従って警報設備を操作した日時を記入する。
- (5) 警報設備の操作者  
要求書に従って警報設備を操作した者の氏名を記入する。
- (6) 送受信の確認  
FAXを送信後、電話により送受信の確認を行い、日時及び受信確認者氏名を記入する。

この実施要領の制定を証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 8 月 23 日

甲 国土交通省中国地方整備局  
日野川河川事務所長

乙 米子市長

## 山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定

## (目的)

第1条 山陰都市連携協議会を構成する市（以下「構成市」という。）は、構成市の区域内において、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象が発生したとき（以下「危機事象発生時」という。）の相互の応援を円滑かつ迅速に行うため、次のとおり協定を締結する。

## (応援の内容)

第2条 応援の基本的な内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 備蓄物資及び救援物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 重要な市役所業務の継続に必要な支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

## (平常時における協力体制)

第3条 構成市は、危機事象発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築等、応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。

- 2 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練への参加、助言、評価等を行うものとする。

## (危機事象発生時における応援体制)

第4条 応援を実施する市（以下「応援市」という。）は、危機事象が発生した市（以下「危機事象発生市」という。）の災害応急対策及び災害復旧対策が効果的に実施できるよう支援するものとする。

- 2 応援市は、危機事象発生市の要請に応じて、第2条各号に掲げる応援を行うものとする。ただし、震度6弱以上の地震が観測された場合又は構成市間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生市の要請がなくても、応援市の判断により応援を行うものとする。
- 3 応援市は、第2条第3号に掲げる応援を行う際は、危機事象発生市と十分に協議を行うものとする。

## (危機事象発生時における受入体制)

第5条 危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

## (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として危機事象発生市の負担とする。ただし、構成市の協議により別に定めることができる。

## (事務局)

第7条 本協定に係る事務局を山陰都市連携協議会開催市に置く。

## (連絡担当部局)

第8条 構成市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、危機事象発生時は、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(資料の交換)

第9条 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、構成市が締結する危機事象発生時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、構成市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、山陰都市連携協議会開催市への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成24年10月 2日

鳥 取 県      鳥 取 市

鳥 取 県      米 子 市

鳥 取 県      倉 吉 市

鳥 取 県      境 港 市

島 根 県      松 江 市

島 根 県      浜 田 市

島 根 県      出 雲 市

島 根 県      益 田 市

島 根 県      大 田 市

島 根 県      安 来 市

島 根 県      江 津 市

島 根 県      雲 南 市

**災害時における情報交換に関する協定書**

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と米子市長(以下「乙」という。)は、米子市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

**(目的)**

**第1条** この協定は、甲及び乙が連携を図り、米子市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

**(協力体制)**

**第2条** 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

**(現地情報連絡員の派遣)**

**第3条** 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、米子市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

**(平常時の連携)**

**第4条** 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

**(その他)**

**第5条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月30日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 (公印)

乙 米子市 米子市長 (公印)

## 米子市及び河内長野市の災害時相互応援協定

米子市及び河内長野市（以下「協定市」という。）は、協定市の行政区域において大規模な災害が発生した場合、友愛的精神に基づき、相互の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号の規定により、次のとおり協定を締結する。

（応援の対象となる災害）

第1条 この協定による応援の対象となる災害は、法第2条第1号に規定する災害で各市独自の防災力を超えるものをいう。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災した児童、生徒等の一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 大規模な災害により被害を受けた市（以下「要請市」という。）は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、当該供給又は提供を必要とする物資、資機材、車両等の品名、規模、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、当該派遣を必要とする職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 前条第5号及び第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、当該収容又は受入れの人数、被災した児童、生徒等の学年又は年齢その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、相互信頼に基づき、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

2 協定市は、前条の規定による要請がない場合であっても、協定市のいずれかの区域において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、速やかにその被災状況等について自主的に情報収集活動を行い、必要と認めるときは、自らの判断により自主応援活動を実施するものとする。この場合において、当該自主応援活動は、同条の規定による要請を受けて行ったものとみなす。

（費用の負担）

第5条 応援に要した費用は、原則として、要請市の負担とする。

- 2 前項に規定する応援に要した費用のうち、応援職員の派遣に係る費用（以下この条において「派遣費用」という。）の負担については、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 要請市が負担する派遣費用の額は、応援市が定める規程に基づき算出した応援職員の派遣に係る旅費及び諸手当の額の範囲内とすること。
  - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償に係る費用は、応援市が負担すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、派遣費用の負担については、協定市が協議の上定めるものとする。
- 3 応援職員が第三者に損害を与えた場合における賠償責任は、応援業務に従事中のものにあつては要請市が、応援市・要請市間の旅行中のものにあつては応援市が、負うものとする。
- 4 要請市が前項の費用を支弁するいとまがないため、法第92条第2項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、応援市は、当該費用の一時繰替え支弁を行うものとする。

（連絡体制）

第6条 協定は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

(規定の準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、第1条に規定する災害以外の災害が発生した場合について準用する。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自署名押印の上、1通ずつを保有する。

平成24年 5月28日

米子市  
米子市長

印

河内長野市  
河内長野市長

印

## 中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書

松江市、出雲市、安来市、米子市、境港市及び鳥取県西部町村会（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村の行政区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した構成市町村が応急対策及び復旧活動を円滑に実施できるよう、法第8条第2項第12号の規定により、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) 被災した児童、生徒等の一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する構成市町村（以下「要請市町村」という。）は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、当該供給又は提供を必要とする物資、資機材、車両等の品名、規模、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該派遣を必要とする職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 前条第5号及び6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援の要請を受けた構成市町村（以下「応援市町村」という。）は、これに速やかに応じるものとする。

2 構成市町村は、前条の規定による要請がない場合であっても、構成市町村及びその周辺市町村の被災状況等から応援の必要があると認めた場合は、自らの判断により自主応援活動を実施することができるものとする。この場合において、当該自主応援活動は、前条の規定による要請を受けて行ったものとみなす。

（費用の負担）

第4条 応援に要した費用は、原則として、要請市町村の負担とする。

2 要請市町村が前項の費用を支弁するいとまがないため、法第92条第2項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、応援市町村は、当該費用の一時繰替え支弁を行い、応援終了後、要請市町村に請求するものとする。

（防災連絡協議会）

第5条 構成市町村は、この協定で定める事項を確実に、かつ、円滑に実施するため、防災連絡協議会を設置するものとする。

（実施細目）

第6条 この協定を実施するために必要な細目については、構成市町村が協議のうえ、別に定めるものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、構成市町村の同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成25年 7月23日

島根県 松江市



島根県	出雲市
島根県	安来市
鳥取県	米子市
鳥取県	境港市
鳥取県	西部町村会

[鳥取県西部町村会構成自治体]

日吉津村

大山町

南部町

伯耆町

日南町

日野町

江府町

中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書」(以下「協定」という。)第6条の規定に基づき、当該協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援職員)

第2条 協定第1条第4号の規定により派遣された職員(以下「応援職員」という。)は、その応援業務に従事するときは、腕章等により自らの所属市町村名を明示するものとする。

2 応援職員は、その派遣に当たり、必要な被服その他の必要な物資を携行するものとする。

(応援職員に係る費用の負担)

第3条 協定第4条第1項に規定する応援に要した費用のうち、応援職員の派遣に係る費用(以下この条において「派遣費用」という。)の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要請市町村が負担する派遣費用の額は、応援市町村が定める規程に基づき算出した応援職員の派遣に係る旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前条第2項の規定に係る費用は、応援市町村が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償に係る費用は、応援市町村が負担する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、派遣費用の負担については、構成市町村が協議の上定めるものとする。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合における賠償責任は、応援業務に従事のものにあつては要請市町村が、応援市町村・要請市町村間の移動中のものにあつては応援市町村が、負うものとする。

(一時繰替え支弁に係る費用の支払)

第4条 応援市町村は、協定第4条第2項の規定により一時繰替え支弁を行ったときは、次に掲げる費用の額を算出し、当該算出した額の支払を要請市町村に請求するものとする。

- (1) 備蓄物資及び調達物資にあつては、当該物資の購入費及び輸送費
- (2) 車両、機械器具等にあつては、借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (3) 前条の規定により要請市町村が負担する派遣費用

(費用の請求)

第5条 応援に要した費用の請求は、領収書その他の関係書類を添付した請求書により行うものとする。

(幹事市)

第6条 協定第5条に規定する防災連絡協議会は、この協定書及び実施細目の円滑な運用に資するため、輪番制による幹事市(町村は除く)を設けるものとする。

2 幹事市は次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 構成市町村相互の連絡調整に関すること。
- (2) 構成市町村における定期的な研究会、協議会等に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、構成市町村から要請のあった事項に関すること。

(資料の提供等)

第7条 構成市町村は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に必要な資料の提供、定期的な意見交換等を実施するものとする。

(その他)

第8条 この実施細目に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、構成市町村が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結にあつては、構成市町村の同意書をもって、実施細目が成立したものとみなす。

平成25年 7 月 23 日

島 根 県                      松 江 市

島 根 県                      出 雲 市

島根県	安来市
鳥取県	米子市
鳥取県	境港市
鳥取県	西部町村会

[鳥取県西部町村会構成自治体]

日吉津村

大山町

南部町

伯耆町

日南町

日野町

江府町

## 鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定

この協定は、鳥取県及び徳島県(以下「両県」という。)の市長会を構成する各市において、地震や風水害等の自然災害はもとより、市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす又はもたらすおそれのある危機事象が発生した場合(以下「危機事象発生時」という。)に、応援を実施する市(以下「応援市」という。)による効果的な応援及び危機事象が発生した市(以下「危機事象発生市」という。)における円滑な受援が行われるよう、必要な事項について定める。

## (応援内容)

第1条 応援の基本的な内容については、次のとおりとする。

- (1) 救護、応急復旧、重要な市役所業務の継続等に必要な職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

## (両県幹事市の設置及び連絡調整)

第2条 両県の市長会会長市をこの協定の幹事市とし、危機事象発生時における連絡調整は、次のとおりとする。

- (1) 危機事象発生市との連絡及び情報収集
- (2) 危機事象発生県市長会幹事市から応援県市長会幹事市への応援要請と情報提供
- (3) 応援県市長会構成市による応援市の調整と応援要請
- (4) 前各号に掲げるもののほか、危機事象発生市の応援に関し必要な事項

## (応援要請の手続等)

第2条 応援を受けようとする危機事象発生市は、原則として、次の事項を明らかにして、その属する県市長会の幹事市を通じて電話等による要請を行い、後日速やかに応援市に対して文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 応援を要請する内容(職員の派遣については職種・人員及び業務内容、物資・資機材等の提供については物資等の品目・数量等)
  - (3) 応援場所及び応援場所への経路
  - (4) 応援を必要とする期間
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項
- 2 危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

## (経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生市の負担とする。ただし、応援市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第5条 この協定は、両県の各市が別に締結する災害時及び危機事象発生時の相互応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県市長会構成市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両県市長会が署名押印するとともに、両県市長会構成市の同意書を添付のうえ、両県市長会が原本各1通を保有し、両県市長会構成市が写し各1通を保有する。

平成25年12月25日

鳥取県市長会 会長  
(構成市)

鳥取市  
米子市  
倉吉市  
境港市

徳島県市長会 会長  
(構成市)

徳島市  
鳴門市  
小松島市  
阿南市  
吉野川市  
美馬市  
阿波市  
三好市

## 災害時における生活物資の調達に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と株式会社高島屋米子店（以下「乙」という。）は、甲が甲の住民（以下「市民」という。）に対して行う災害救助に必要な生活物資（食品及び生活必需品をいう。以下同じ。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

## （調達の要請）

第1条 甲は、甲の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害にかかり、又はかかるおそれのある市民に対して供給する生活物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、当該生活物資の調達の要請（以下「要請」という。）を行うものとする。

2 要請の対象となる生活物資（以下「対象物資」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

## （物資の調達）

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、対象物資（甲が対象物資のうち特に物資の指定をしたときは、当該指定した物資。以下同じ。）のうち乙が業として販売するために保有するものを調達するものとする。この場合において乙が調達する対象物資の数量は、甲の指示するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、前条第1項に規定する生活物資の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し対象物資以外の生活物資に係る要請を行うことができるものとする。この場合において、乙は、当該要請に係る生活物資の調達に努めるものとする。

## （要請の方法）

第3条 要請は、書面により行うものとする。ただし、書面により要請を行ういとまがないときは口頭により要請を行い、その後速やかに書面を交付するものとする。

## （引渡し）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により調達した対象物資及び同条第2項の規定により調達した生活物資（以下「調達物資」という。）を甲の指定する場所において、甲の確認を受けた上、甲に引き渡すものとする。

## （価格）

第5条 調達物資の価格は、当該調達物資に係る要請の起因となる災害が発生した直前（当該要請が災害が発生するおそれがあるとして行われたものである場合は、前条の規定による当該調達物資の引渡時）における当該調達物資それぞれの適正と認められる価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

## （代金の支払）

第6条 乙は、第4条の規定により調達物資を甲に引き渡したときは、甲に対し当該引き渡した調達物資の代金（当該調達物資に係る前条の規定により算出した価格に当該調達物資を第4条に規定する場所に運搬するために要した費用を加えたものをいう。以下同じ。）の支払を請求

するものとし、甲は、当該請求を受けた日から30日以内に、当該請求に係る代金を甲の定める方法により乙に支払うものとする。

(協定の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の何れかに該当する場合は、この協定を解除することができる。

(1) 乙が業として対象物資の販売を行わなくなったとき。

(2) 甲がこの協定を継続する必要がなくなったとき。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、平成10年7月22日から平成11年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から有効期間満了の日の1月前までにこの協定の解除の申し出がないときは、有効期間を1年間更新するものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年7月22日

甲 米子市

米子市長

乙 株式会社高島屋米子店

店長

(別 表) 対 象 物 資

主 食 米、パン、ミルク及び小麦粉

副 食 漬物、梅干、佃煮、缶詰、ハム、インスタント食品、ミネラルウォーター及びジュース類

調味料 みそ、しょう油、砂糖、塩及び食用油

衣料品 毛布、枕、シャツ、下着類、タオル及び運動靴

日用品等 雨具、おむつ、おむつカバー、生理用品、石鹸、洗剤、鍋、やかん、紙コップ、紙皿、茶碗、ハシ、スプーン、哺乳瓶、包丁、まな板、カセット式ボンベ、マッチ、ライター、懐中電灯、ローソク、ごみ袋、運動靴及び文房具



\*同様の協定を次の各社と締結しています。

締結先企業名	締結日
(株)イオンリテール)	H 1 0 . 7 . 1 0
(株)米子しんまち天満屋	H 1 0 . 7 . 3 0
(株)イオンリテール)	H 1 0 . 7 . 1 3
(株)いない	H 1 0 . 7 . 2 9
(株)ジュンテンドー	H 1 0 . 9 . 4
(株)サンイレブン (ホームセンターサンアイ)	H 1 0 . 8 . 4
(株)三幸東福原店(丸合)	H 1 0 . 7 . 2 1
ユニサン	H 1 0 . 7 . 1 7

災害時における米子市内郵便局と米子市と  
の相互協力に関する覚書

米子市内郵便局代表者米子郵便局長（以下「甲」という。）と米子市長（以下「乙」という。）とは、米子市の区域内における災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害をいう。以下同じ。）の発生時において、相互の友愛精神に基づき、米子市内に存する郵便局（以下「市内郵便局」という。）と米子市とが相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため次の覚書を交換する。

（協力要請）

第1条 甲及び乙は、米子市の区域内において災害が発生し、次の各号に掲げる事項を実施する必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。ただし、災害の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、米子市を管轄する集配郵便局長（以下「集配郵便局長」という。）と乙が、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合における郵便、郵便貯金、簡易生命保険その他の郵政事業（以下「郵政事業」という。）に係る災害特別事務取扱及び援護対策
- (2) 甲が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- (3) 米子市が所有し、又は管理する施設及び用地の郵政事業の用に供するための使用
- (4) 市内郵便局又は米子市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 避難所へ臨時郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に定めのない事項で相互に協力できる事項

（協力の実施）

第2条 甲又は集配郵便局長及び乙は、前条の規定による要請（以下「要請」という。）を受けたときは、その重要性にかんがみ、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第3条 第2条の規定による協力要請に対して協力をした者が当該協力をするために要した経費については、法令その他別段の定めがある場合を除くほか、要請をしたものが、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の規定による負担について疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への出席）

第4条 乙は、米子市災害対策本部の会議に甲の出席を求め、意見を聞くことができる。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 市内郵便局は、米子市又は市内各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては米子郵便局総務課長、乙においては米子市総務部総務課長とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定する。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年5月15日

甲 米子市内郵便局 代表者

米子郵便局長

乙 米子市

米子市長

災害時における皆生ライフセービングクラブと  
米子市との相互協力に関する覚書

特定非営利法人皆生ライフセービングクラブ（以下「甲」という。）と米子市（以下「乙」という。）とは、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害をいう。以下同じ。）時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を交換する。

（協力の要請）

第1条 乙は、米子市の区域内において災害が発生し、又はおそれがある場合において、市民の生命、身体、財産の保護をするために必要があると認めるときは、甲に対し、協力の要請をするものとし、甲は、これに無償で応ずるものとする。

（協力要請の種類）

第2条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 甲が所有する救助用ゴムボートその他災害時に必要と認める資機材（以下「資機材等」という。）の借受け。
- （2） 資機材等を借受ける場合における甲によるその搬送
- （3） 前2号に定めるもののほか、乙が特に必要と認めた事項

（協力要請の方法）

第3条 乙は、協力要請をしようとするときは、協力要請の内容、借り受ける資機材名及び数量、借り受けの予想期間、担当者名を記載した書面を甲に提出するものとする。ただし、書面による協力要請を行ういとまがないときは、口頭により協力要請を行い、事後速やかに書面を提出するものとする。

（資機材等の貸出し）

第4条 甲は乙に資機材等を貸出すときは、甲、乙協議して定める場所において、乙の確認を受けた上、乙に引き渡すものとする。

（資機材の返還）

第5条 乙は、甲から借受けた資機材等を返還するときは、甲、乙協議して定める場所において、甲の確認を受けた後、甲に引き渡すものとする。

（損害賠償）

第6条 乙は、甲から借り受けた資機材等の使用に当たって、損傷等の損害を与えたときは、その修理等の費用を負担するものとする。

（有効期間）

第7条 この覚書は、甲、乙いずれからも解除についての意思表示がない限り、効力を有するものとする。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上決定する。この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年8月23日

甲 特定非営利法人  
皆生ライフセービングクラブ理事長

乙 米子市長

## 米子市と株式会社中海テレビ放送との災害緊急放送に関する相互協定

米子市（以下「甲」という。）と株式会社中海テレビ放送（以下「乙」という。）は、災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）及び米子市の地域防災計画に定める武力攻撃事態等及び災害に関し、緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって地域住民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1） 「武力攻撃事態」とは、「武力攻撃事態」、「武力攻撃予測事態」、「緊急処理事態」を言い、それぞれ国民保護法第2条及び第172条に定める当該用語の意義による。
- （2） 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、若しくは爆発その他の状態をいう。
- （3） 災害緊急放送とは、前条の目的を達成する為、甲の要請或いは乙の独自の判断に基づき乙がコミュニティチャンネル（5ch）で行う臨時の放送をいう。

（運用）

第3条 災害緊急放送の運用にあたっては、次の各号に定める手順により放送するものとする。

- （1） 乙は甲から要請があった場合、或いは乙が独自に必要と認めた場合、コミュニティチャンネル（5ch）において優先的にこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適宜放送を行う。また、災害対策本部が設置された場合、乙は速やかに災害緊急放送ができる体制を整え、甲は情報提供の窓口を設けるものとする。
- （2） 災害緊急放送の内容及び形態、放送時刻は乙の自主判断に基づき行うものとする。

（費用の負担）

第4条 放送に関わる費用負担は次のとおりとする。

- （1） 災害放送システム維持及び放送に関わる費用は乙の負担とする。

（協定期間）

第5条 この協定の効力は次のとおりとする。

- （1） 協定締結の日から一年間とする。
- （2） 協定満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から意義申し立てのない場合、協定は更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年7月23日

甲 米子市長 野坂 康夫

乙 株式会社中海テレビ放送  
代表取締役社長

## 災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「丙」という。）は、鳥取県内において地震、風水害、その他の災害が発生した場合に被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、又は避難所における被災住民のこころのケアを図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲又は乙は、捜索活動のため必要があると認めるとき、又は被災住民のこころのケアが必要と認めるときは、丙に対して、災害救助犬又はセラピードッグの出動を要請する。

（出動）

第2条 丙は前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬又はセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬又はセラピードッグの出動頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲又は乙と丙が協議のうえ決定する。

（捜索活動の実施）

第3条 丙は、出動した災害現場においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（被災地住民のこころのケアの実施）

第4条 丙は出動した避難所等においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲又は乙の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は活動に伴って丙の出動人員、災害救助犬又はセラピードッグに生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む）は、丙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

第6条 この協定は、締結日からその効力を適用するものとし、甲、乙又は丙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年10月 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県  
鳥取県知事

乙 別記に掲げる市町村  
受任者  
鳥取県鳥取市東町一丁目271番地  
鳥取県防災官

丙 兵庫県伊丹市下河原二丁目2-13  
特定非営利活動法人  
日本レスキュー協会  
理事長

（別記）

鳥取市長  
米子市長  
倉吉市長  
境港市長

岩美町長  
若桜町長  
智頭町長  
八頭町長  
三朝町長  
北栄町長  
湯梨浜町長  
琴浦町長  
日吉津村長  
大山町長  
南部町長  
伯耆町長  
日南町長  
日野町長  
江府町長

## 災害時における緊急輸送の協力に関する協定書

## (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災、その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という）において、米子市（以下「甲」という）が行う災害応急対策の実施に必要な資機材等の緊急輸送に対する社団法人鳥取県トラック協会（以下「乙」という。）の協力について、必要な事項を定めるものとする。

## (要請)

第2条 甲は、災害時の応急対策の実施に必要があると認めるときは、乙に対しトラック等による災害時の応急対策の実施に必要な資機材等の緊急輸送の協力を要請することができる。

2 前項に規定する協力（以下単に「協力」という。）は、甲が、乙に対し次に掲げる事項を書面をもって明示することにより行うものとする。

ただし、書面をもって要請する時間的余裕がない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに、書面を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 輸送物資の種類、数量等
- (3) 輸送車両の種類、台数、人員等
- (4) 輸送日時、輸送経路、積卸場所等
- (5) その他必要な事項

## (トラック等の種類)

第3条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、その要請の内容に応じ、次に掲げるトラック等のうち、乙の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が保有するものを使用するものとする。

- (1) トラック
- (2) トレーラー
- (3) 霊柩自動車
- (4) その他甲が指定する車両

## (実施)

第4条 乙は、会員事業者との調整等により協力の体制を構築するとともに、甲からの協力の要請を受けたときは、会員事業者への指示等により、優先してその要請事項を実施するための措置をとるものとする。

## (報告)

第5条 乙は、協力に従事したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。ただし書面をもって報告する時間的余裕がない場合は、口頭又は電話等により報告し、その後速やかに、書面を提出するものとする。

- (1) 従事した車両数、車両種類及び人員
- (2) 従事日時、走行距離、輸送経路等
- (3) 輸送した物資の種類、数量等
- (4) その他必要な事項

## (費用負担)

第6条 この協定に基づき、乙の協力に要した費用は甲が、負担する。

前項の費用の算出方法については、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

## (災害補償)

第7条 この協定に基づき協力的に従事した者が、協力に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、米子市消防団等工務災害補償条例（平成17年米子市条例第185号）に定めるところにより、甲が補償するものとする。

## (事故等の報告)

第8条 乙はこの協定に基づく協力に際し、事故等の発生により車両の使用者（同乗者を含む。）が損害を被り又は第三者に損害を与えたときは、甲に対し、速やかに、その状況を報告するものとする。

## (連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡調整及び指示を行う連絡責任者は、甲においては米子市総務部防災安全課長、乙においては専務理事とする。

## (災害時の情報提供)

第10条 乙は協力の実施中に覚知した災害情報を、積極的に甲に提供するとともに、甲が行う情報収集に協力するものとする。

## (円滑な協力の実施)



第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるように、次により相互の連携を図るものとする。

(1) 甲は、甲が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができるものとし、乙は、甲から要請を受けた場合は、積極的に参加するものとする。

(2) 甲及び乙は、毎年、定期的に担当者名簿を相互に交換するものとする。

(3) 甲及び乙は、この協定の実効性を高めるため、必要に応じて協議するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年2月10日

甲 米子市加茂町1丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 鳥取市丸山町219番地1  
社団法人鳥取県トラック協会  
会長

## 1-27 米子市とD A R A Zコミュニティ放送との間における災害緊急放送に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と株式会社D A R A Zコミュニティ放送（以下「乙」という。）とは、武力攻撃事態等（武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態をいう。以下同じ。）又は災害の発生時における災害緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、武力攻撃事態又は災害の発生時において、災害緊急放送による情報提供を行うことにより、被害の軽減を図り、もって地域住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「武力攻撃事態」とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態をいう。

2 この協定において「武力攻撃予測事態」とは、事態対処法第2条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。

3 この協定において「緊急対処事態」とは、事態対処法第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。

4 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発をいう。

5 この協定において「災害緊急放送」とは、武力攻撃事態等又は災害の発生時において、前条の目的を達成するため、甲の要請又は乙の独自の判断に基づき、乙がFM波を使用して臨時に行う放送をいう。

（運用）

第3条 災害緊急放送は、甲から要請があった場合又は乙が独自に必要なと認めた場合において、乙の通常の放送に優先して行うものとする。

2 乙は前条の規定により最初の災害緊急放送を行った後においても、状況に応じて、適宜、災害緊急放送を行うものとする。

3 甲が災害対策本部を設置したときは、乙は、速やかに災害緊急放送を行うことのできる態勢を整えるものとし、甲は、乙に対する情報提供の窓口を設けるものとする。

4 災害緊急放送の内容及び形態並びに当該災害緊急放送を行う時刻は、乙の自主的な判断に基づくものとする。

（費用の負担）

第4条 災害緊急放送の実施及び災害緊急放送に係るシステムの維持管理に要する費用は、全て乙の負担とする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項においては、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年11月19日

甲 米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 米子市法勝寺町70番地  
株式会社D A R A Zコミュニティ放送  
代表取締役

## 災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と株式会社ポプラ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における食料品、生活必需品その他の乙が取り扱う商品（以下「物資」という。）の供給及び災害時以外のときにおける防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対し、その供給を電話等により要請するものとする。この場合において、甲は、次に掲げる事項を乙に通知するものとする。

- (1) 供給を要請する理由
- (2) 供給を要請する物資の品目及び数量
- (3) 物資を搬入する日及び場所
- (4) 物資の輸送方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 甲は、前項の規定により物資の供給を要請したときは、速やかに、その旨及び同項後段の規定により通知した内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

### （物資の供給）

第2条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請を受けたときは、物資の安定供給に努めるとともに、可能な限り、甲に協力するものとする。

2 前項の場合において、乙は、当該災害時において乙が保有する物資又は調達することが可能な物資を甲に供給するものとする。

### （物資の輸送）

第3条 甲の要請に基づき乙が供給する物資（以下「緊急物資」という。）の輸送は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、乙は、必要に応じ、当該輸送について甲に協力を求めることができる。

2 甲は、乙が緊急物資を輸送する際には、必要に応じ、当該輸送に用いる車両が緊急通行車両として通行することができるよう支援するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、緊急物資を甲に供給したときは、甲に対し、次に掲げる事項を電話等により報告するものとする。

- (1) 供給した緊急物資の品目及び数量
- (2) 緊急物資を搬入した日及び場所
- (3) 緊急物資の輸送方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 乙は、前項の規定による報告をしたときは、速やかに、当該報告をした内容を記載した文書を甲に提出するものとする。

### （経費の負担）

第5条 緊急物資の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

### （経費の請求及び額の決定）

第6条 乙は、第4条第2項の規定により文書を提出した後、緊急物資の供給に要した経費を甲に請求するものとする。

2 前条の規定により甲が負担する経費の額は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

### （支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における甲への円滑な協力を図るため、乙の社内及びグループ各社との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

### （防災活動への協力）

第8条 乙は、次に掲げる事項について、可能な限り、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

(3) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては米子市総務部防災安全課長とし、乙においては株式会社ポプラ西日本統括本部山陰ブロック長とする。

2 甲又は乙は、前項に定める連絡責任者に変更があったときは、その都度、その旨及び当該変更後の連絡責任者の氏名を、文書により相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第10条 この協定の運用が円滑に行われるよう、甲及び乙は、適宜、相互に情報を交換するとともに、必要に応じて相手方に資料を提供するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第12条 乙は、乙の加盟店及び輸送業者等の関係者に対し、最大限の努力をもって、この協定を履行するよう求めるものとする。ただし、フランチャイズ契約等に基づく制限により乙の加盟店にその履行を強制することが困難な事情がある場合は、甲は、これを承諾するものとする。

(協議)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 6月 3日

甲 米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地1  
株式会社ポプラ  
代表取締役社長

## 災害時における応援業務等に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と米子市建設業協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策として、甲の要請に基づき乙の会員が行う業務（以下「応援業務等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するため、甲が、乙の協力を得て、迅速かつ的確に災害応急対策を実施することができるよう、応援業務等の実施に関し必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により米子市災害対策本部が設置された災害
- （2）前号に掲げるもののほか、同号に規定する災害と同程度の緊急性を有する災害であつて、人命及び住家等に被害を及ぼし、又は市民の日常生活に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして甲において乙の協力が必要であると認めるもの

（応援業務等の内容）

第3条 この協定に基づき、甲が、乙に対して、その実施に関する協力を要請する応援業務等は、次のとおりとする。

- （1）住家等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の撤去作業
- （2）災害によって住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- （3）甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置業務
- （4）甲が管理する施設の緊急を要する機能の確保等応急的な復旧作業
- （5）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- （6）前各号に掲げるもののほか、市民の生活及び安全の確保等のため緊急を要する作業の実施及びこれに必要な技術者の派遣

（協力会社）

第4条 乙は、乙の会員のうち応援業務等を実施することができるもの（以下「協力会社」という。）について、災害時における連絡先等を取りまとめた名簿を様式第1号により作成し、これを甲に提出するものとする。当該名簿に変更があつた場合も、同様とする。

（応援業務等の実施に関する協力の要請）

第5条 甲は、第2条に規定する災害（以下「対象災害」という。）が発生したときは、直ちに、乙に対し、様式第2号により応援業務等の実施に関する協力の要請を行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間がないときは、電話又は口頭により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定により電話又は口頭による要請を行ったときは、当該要請を行った後、遅滞なく、当該要請の内容を記載した書面を様式第2号により作成し、これを乙に交付するものとする。

（応援業務等の実施）

第6条 乙及び協力会社は、前条第1項の規定による甲からの要請があつたときは、当該要請に迅速に対応するため、待機その他の必要な措置（以下「待機等」という。）をとるよう努めるものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき待機等をしている協力会社のうちから選定したものに対して、応援業務等の実施を委託するものとする。

3 甲は、乙及び協力会社において待機等が行われる必要がなくなったときは、乙及び協力会社に対し、その旨を通知するものとする。

4 甲は、第2項の規定により応援業務等の実施を委託する場合は、事業者数の制限、受注の調整その他の競争を制限する行為を行うことがないようにしなければならない。

（費用の負担）

第7条 応援業務等の実施に要した費用は、甲が負担することとし、その支払は、甲が当該応援業務等を実施した協力会社に直接行うものとする。

（この協定の効力）

第8条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生ずるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

（規定外事項）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年12月21日

甲 米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 米子市日ノ出町一丁目12番27号  
米子市建設業協議会  
会 長

津波発生時における一時避難場所としての加盟旅館の使用に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と皆生温泉旅館組合（以下「乙」という。）とは、津波の発生時における一時的な避難場所として乙に加盟する旅館の施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、米子市内に津波による浸水が想定される場合の一時的な避難場所（以下「津波避難施設」という。）として、乙に加盟する旅館の施設を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（施設の使用）

第2条 乙に加盟する旅館のうち別紙に掲げるもの（以下「加盟旅館」という。）は、その施設（以下「対象施設」という。）を、津波避難施設としての使用に供するものとする。ただし、津波避難施設として使用する必要が生じた時において、当該施設が使用することができない状態にある場合には、この限りでない。

（使用期間）

第3条 津波避難施設として対象施設を使用する期間は、鳥取県の区域を対象として津波警報が行われた時又は甲が津波からの避難を行う必要があると判断した時から、当該津波警報の解除等により津波による被害が発生するおそれなくなると認められる時までとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、その本来の目的のために利用する場合を除き、対象施設を津波からの避難以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第5条 対象施設の津波避難施設としての使用については、無料とする。

（対象施設の破損時の対応）

第6条 対象施設が津波避難施設として使用されたことにより生じた当該対象施設の破損（地震、津波等の災害によるものを除く。）への対応については、甲、乙及び当該対象施設に係る加盟旅館が協議するものとする。

（事故等に対する責任）

第7条 乙及び加盟旅館は、地域住民等が津波避難施設として対象施設を使用したことに伴い生じた当該地域住民等の事故等に対する一切の責任を負わないものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定は、その締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、相手方に対し、文書をもってこの協定を廃止する旨を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月20日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 鳥取県米子市皆生温泉三丁目1番1号  
皆生温泉旅館組合  
組合長

一時的な避難場所としての対象旅館

旅館名	住 所	
いこい亭 菊萬	米子市皆生温泉	四丁目27番 1 号
海色・湯の宿 松月	米子市皆生温泉	三丁目 4 番25号
皆生菊乃家	米子市皆生温泉	四丁目29番10号
皆生グランドホテル天水	米子市皆生温泉	四丁目18番45号
皆生シーサイドホテル	米子市皆生温泉	三丁目 4 番 3 号
皆生つるや	米子市皆生温泉	二丁目 5 番 1 号
皆生の宿 ゆるり	米子市皆生温泉	三丁目16番 1 号
華水亭	米子市皆生温泉	四丁目19番10号
湯喜望 白扇	米子市皆生温泉	三丁目12番33号
三井別館	米子市皆生温泉	三丁目15番55号
松濤園	米子市皆生温泉	四丁目25番15号
旅館 浦島	米子市皆生温泉	四丁目23番23号
かいけ彩朝楽	米子市皆生温泉	四丁目29番11号
皆生ホテル	米子市皆生温泉	四丁目21番1号
東光園	米子市皆生温泉	三丁目17番 7 号
芙蓉別館	米子市皆生温泉	三丁目14番10号



## 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社中国支店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に基づき乙が行うレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、米子市の区域内で災害が発生した場合において、市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するため、甲が、乙の協力を得て、迅速かつ的確に災害応急対策を実施することができるよう、資機材提供の実施に関し必要な基本的事項を定めることを目的とする。

## （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害（以下「対象災害」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により米子市災害対策本部が設置された災害
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する災害と同程度の緊急性を有する災害であって、人命及び住家等に被害を及ぼし、又は市民の日常生活に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして、甲において、乙による資機材提供の実施が必要であると認めるもの

## （資機材提供の内容）

第3条 この協定に基づく資機材提供の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が所有する資機材のレンタルに関すること。
- (2) 前号の資機材の運搬、設置及び撤去に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

## （資機材提供の要請）

第4条 甲は、対象災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材提供が実施される必要があると認めるときは、乙に対し、資機材提供要請書（別記様式第1号）により、資機材提供の実施の要請を行うものとする。ただし、当該要請書により要請する時間がないときは、口頭で次に掲げる事項を通知することにより当該要請を行うことができる。

- (1) 災害が発生した日時
- (2) 災害の状況及び資機材提供を必要とする理由
- (3) 必要とする資機材の名称及び数量
- (4) 必要とする場所
- (5) 必要とする活動内容の概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、資機材提供に必要な事項

2 甲は、前項ただし書の規定により口頭による要請を行ったときは、当該要請を行った後、遅滞なく、当該要請の内容に基づき資機材提供要請書（別記様式第1号）を作成し、これを乙に交付するものとする。

## （資機材提供の実施）

第5条 乙は、前条第1項の規定による甲からの要請があったときは、可能な限り、当該要請に対して迅速に応じるよう努めるものとする。

## （費用の負担）

第6条 資機材提供の実施に要した次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 資機材のレンタル料
- (2) 資機材の運搬、設置及び撤去に要した経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資機材提供の実施に要した経費

2 前項の経費の算定については、災害発生時の価格を基準とし、その他、必要な事項は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

## （報告）

第7条 乙は、資機材提供を実施したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を口頭により甲に報告し、その後、遅滞なく資機材提供報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

- (1) 災害の名称
- (2) 提供した資機材及びその数量
- (3) 資機材提供の場所

- (4) 従事した従業員数
- (5) 資機材提供の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、資機材提供に関する事項

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が指定する防災訓練等に参加することができる。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ資機材提供に係る連絡担当者を定め、相互に連絡体制を確認するものとし、当該担当者に変更が生じたときは、相手方に対して、速やかにその旨を連絡するものとする。

(協定の効力)

第10条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月14日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 広島市安佐南区伴南一丁目2番1号  
西尾レントオール株式会社中国支店  
  
執行役員  
中国支店長

### 緊急事態における警友会の協力に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び鳥取県警友会連合会（以下「丙」という。）は、丙の社会的財産である組織力、専門的知識、能力、経験等を活用して行う緊急事態における協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、鳥取県内において緊急事態が発生した場合において、甲又は乙が丙に対して協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において「緊急事態」とは、武力攻撃、テロ攻撃、自然災害等により県及び県民の安全に重大な影響を及ぼす事態をいう。

#### （協力内容）

第3条 協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づき甲又は乙が実施する避難誘導を中心とした国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の実施に必要な援助
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定に基づき甲又は乙が実施する防災に関する業務の実施に必要な援助
- (3) その他必要と認められる業務

#### （協力要請等）

第4条 甲又は乙は、必要があると認めるときは、前条各号の協力を丙に要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後において速やかに文書を送付するものとする。

3 甲又は乙は、第1項の規定により行った協力について、その必要がなくなったときは、速やかに文書により丙に通知するものとする。

(協力の方法)

第5条 丙は、甲又は乙の指示する方法に基づき協力をを行うものとする。

(安全の確保)

第6条 甲又は乙は、丙に対して協力を要請した場合には、その協力の内容に応じ、協力をする丙の会員の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(特殊標章等)

第7条 甲又は乙は、国民保護措置を実施する者を識別し保護するため、丙に対し特殊標章等（国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書をいう。）を交付するものとする。

2 丙は、交付された特殊標章等を適切に管理し、国民保護措置を実施する者の識別のために必要なときは、国民保護法の規定に基づき使用するものとする。

(協力のための準備)

第8条 丙は、甲又は乙からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年1月1日までに、市町村ごとに協力可能人員等を記載した表を作成し、甲に通知するものとする。

(経費の負担)

第9条 丙が協力をを行うために要した経費については、丙の負担とする。

(損害補償等)

第10条 甲又は乙は、その要請により第3条各号の協力をした丙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であつて、国民保護法、災対法その他関係する法律又は甲若しくは乙の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(訓練等)

第11条 丙は、この協定に基づく協力を適正に実施するため、甲又は乙が実施する国民の保護に関する訓練等に積極的に参加するとともに、平素から、その訓練等に努めるものとする。

2 甲及び乙は、平素から、協力を資する情報の提供その他丙に必要な支援を行うものとする。

緊急事態における隊友会の協力に関する協定（写し）

平成18年3月28日（火）

鳥取県

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、北栄町、湯梨浜町、琴浦町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町  
社団法人隊友会鳥取県隊友会

## 緊急事態における隊友会の協力に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び社団法人隊友会鳥取県隊友会（以下「丙」という。）は、丙の社会的財産である組織力、専門的知識、能力、経験等を活用して行う緊急事態における協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、鳥取県内において緊急事態が発生した場合において、甲又は乙が丙に対して協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「緊急事態」とは、武力攻撃、テロ攻撃、自然災害等により県及び県民の安全に重大な影響を及ぼす事態をいう。

### （協力内容）

第3条 協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づき甲又は乙が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の実施に必要な援助
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定に基づき甲又は乙が実施する防災に関する業務の実施に必要な援助
- (3) その他必要と認められる業務

### （協力要請等）

第4条 甲又は乙は、必要があると認めるときは、前条各号の協力を丙に要請することができるものとする。

- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後において速やかに文書を送付するものとする。
- 3 甲又は乙は、第1項の規定により行った協力について、その必要がなくなったときは、速やかに文書により丙に通知するものとする。

(協力の方法)

第5条 丙は、甲又は乙の指示する方法に基づき協力を行うものとする。

(安全の確保)

第6条 甲又は乙は、丙に対して協力を要請した場合には、その協力の内容に応じ、協力をする丙の会員の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(特殊標章等)

第7条 甲又は乙は、国民保護措置を実施する者を識別し保護するため、丙に対し特殊標章等（国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書をいう。）を交付するものとする。

2 丙は、交付された特殊標章等を適切に管理し、国民保護措置を実施する者の識別のために必要なときは、国民保護法の規定に基づき使用するものとする。

(協力のための準備)

第8条 丙は、甲又は乙からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年1月1日までに、市町村ごとに協力可能人員等を記載した表を作成し、甲に通知するものとする。

(経費の負担)

第9条 丙が協力を行うために要した経費については、丙の負担とする。

(損害補償等)

第10条 甲又は乙は、その要請により第3条各号の協力をした丙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災対法その他関係する法律又は甲若しくは乙の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(訓練等)

第11条 丙は、この協定に基づく協力を適正に実施するため、甲又は乙が実施する国民の保護に関する訓練等に積極的に参加するとともに、平素から、その訓練等に努めるものとする。

2 甲及び乙は、平素から、協力を資する情報の提供その他丙に必要な支援を行うものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲又は乙及び丙が協議して定めるものとする。

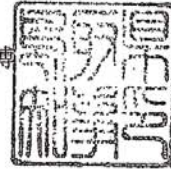
(適用)

第13条 この協定は、平成18年3月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月28日

甲 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県  
鳥取県知事 片山 善博



乙 別記に掲げる市町村  
受任者  
鳥取市東町一丁目271番地  
鳥取県防災監 衣笠 克則



丙 倉吉市下田中町109番地  
社団法人隊友会鳥取県隊友会  
会長 宮脇 隆夫





災害時における被災車両の撤去等に関する協定

鳥取県内の市町村（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）と山陰E・L・Vリサイクル協議会（以下「丙」という。）とは、災害時における被災車両の撤去等について、次のとおり協定を締結する。

（支援要請）

第1条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第64条第2項の規定により実施する措置について、丙に対して支援を要請することができる。

2 乙は、法第73条第1項の規定により甲に代わって実施する前項の措置について、丙に対して支援を要請することができる。

（業務内容）

第2条 前条の規定により、甲及び乙が丙に支援を要請することができる業務は、被災車両の撤去、移動、その他甲及び乙が必要と認める業務のうち、丙において対応可能なものとする。

（連絡）

第3条 甲及び乙は、第1条の規定により要請を行うときは、次に掲げる事項を丙に連絡するものとする。

（1）被災の状況と要請の内容（業務場所、業務の内容等）

（2）担当指揮者の氏名及び連絡先、その他必要な事項

2 丙は、前項の要請があった場合は、速やかに要請のあった業務に着手するものとする。

（業務費用の負担）

第4条 第1条の規定による要請を受けて丙が行う業務に要する経費は、丙の負担とする。

（災害補償）

第5条 第1条の規定により要請を行った者は、その要請を受けて丙が行った業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいの状態になった場合においては、次項又は第3項の規定によりその損害を補償する。ただし、次に掲げる場合には、補償を行わない。

（1）損害の発生が従事者の故意又は重大な過失による場合

（2）丙又は従事者が締結した損害保険契約により、発生した損害の全部又は一部に相当する金額の給付を受けることができる場合

（3）当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

2 甲が行う補償は、丙と協議して定めるところにより行うものとする。

3 乙が行う補償は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定の例により行うものとする。

（損害賠償）

第6条 第1条の規定による要請を受けて丙が行った業務により第三者に損害が生じた場合の賠償は、丙の責任において行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、平成25年3月26日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（疑義の協議）

第8条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、この証書21通を作成し、各自記名押印の上、1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 鳥取市長

米子市長

倉吉市長

境港市長

岩美町長

若桜町長

智頭町長

八頭町長

三朝町長

湯梨浜町長

琴浦町長

北栄町長

日吉津村長

大山町長

南部町長

伯耆町長

日南町長

日野町長

江府町長

乙 鳥取県知事  
丙 山陰E L Vリサイクル協議会  
会長

特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、琴浦町（以下「乙」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時に被災者等の通信を確保するため、丙の提供する非常用電話の設置及び利用・管理等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時において甲、乙及び丙の協力の下、必要な情報の収集と共有を行い、被災地等の通信の途絶や孤立の防止が行えるよう迅速に被災者等の電気通信回線を確保することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、その管理する土地及び施設について丙に対し前条の電気通信回線の確保に必要な限度でその使用を許可し、交通規制等について情報提供を行う。

2 甲、乙及び丙は、丙が提供する特設公衆電話について協力して設置及び管理を行う。

3 大規模災害発生時に、特設公衆電話が何らかの影響を受け、利用できない場合は、丙は甲及び乙に対し協議の上、代替となる電気通信回線の提供による通信の確保に努めることとする。

（用語の定義）

第3条 本協定において「大規模災害発生時」とは、地震、台風、豪雨、豪雪等の異常な自然現象又は大規模な火事、放射性物質の大量の放出その他の大規模な事故（以下「大規模災害」という。）により社会の混乱が発生している状態をいう。

2 本協定において「特設公衆電話」とは、第9条第1項の規定により定めた場所にあらかじめ電気通信回線及び電話機接続端子を敷設して、大規模災害発生時に電話機を接続し、被災者又は帰宅困難者等へ電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第7条の2第1項に規定する災害時優先通信の提供を可能とする非常用電話をいう。

（特設公衆電話の開設）

第4条 特設公衆電話の利用の開始については、乙丙協議の上、丙が決定する。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害の発生によって、乙と丙が連絡が取れない場合は、乙が決定することができるものとする。

2 乙は前項の決定があったときは、速やかに電話機を設置し、丙に連絡する。

（特設公衆電話の演習、訓練等利用）

第5条 甲又は乙が防災を目的として行う演習、訓練等における特設公衆電話の利用については、丙と事前に協議の上、丙が利用の可否を決定するものとする。

2 丙は、前項の利用に係る通信料及び利用料を甲及び乙に請求しないこととする。

（特設公衆電話の利用）

第6条 乙は、特設公衆電話を開設した場合、適切な利用が行われるよう、可能な範囲内で利用の調整及び誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第7条 特設公衆電話の利用の終了については、乙丙協議の上、丙が決定し、乙にその旨を通知する。

2 乙は前項の通知があったときは、電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、前項の通知前に、避難所を閉鎖した場合においては、乙は速やかに電話機を撤去し、丙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（目的外利用の禁止）

第8条 乙は、第4条に規定する開設、第5条に規定する演習、訓練等利用及び第13条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の目的外の利用を禁止するものとする。

2 丙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することができる。

3 乙は、丙より目的外利用があることの報告があったときは、必要な調査を行うこととし、目的外利用があったと認められるときは、当該利用を防止するための措置を速やかに講じ、その旨を丙に報告する。この場合において、乙の目的外利用に係る通信料及び利用料は、乙が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、乙の目的外利用が継続するときは、乙丙協議の上、特設公衆電話の撤去を行うこととし、撤去に関する工事費用等は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置場所、回線数、形態、負担費用等）

第9条 特設公衆電話を設置する場所及び電気通信回線数は、乙丙協議の上、丙が決定する。ただし、特設公衆電話を甲の管理する土地又は施設に設置する場合は、甲、乙及び丙で事前に協議することとする。

- 2 特設公衆電話を設置する場所、電気通信回線数その他必要な事項を決定したときは、本協定で定める別冊に必要な情報を記載し、相互に保管するものとする。なお、保管に当たっては、乙丙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1により相互に通知することとする。情報管理責任者に変更があった場合も、同様の扱いとする。
- 3 設置する特設公衆電話の電気通信回線の設備の提供形態及びサービス内容並びに乙及び丙が負担する費用については、別紙2のとおりとする。

(特設公衆電話の設置場所の追加、移転、廃止等)

第10条 乙は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等の事実が明らかになったときは、速やかにその旨を丙に書面をもって報告しなければならない。なお、設置場所の情報に変更等が生じた都度第9条第2項に定める別冊を更新し、相互に保管することとする。

(特設公衆電話における通信機器の管理)

第11条 乙は、本協定に基づき、大規模災害発生時に特設公衆電話が即座に利用できるよう電話機を適切な場所に保管し、適切に管理することとする。

(屋内設備の設置及び管理)

第12条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、丙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、大規模災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう設備の維持に努めることとする。

(定期試験の実施)

第13条 乙及び丙は、年に1回を目安として、大規模災害発生時に特設公衆電話が速やかに利用できるよう、別紙3に定める接続試験を実施することとする。

- 2 丙は、前項の接続試験に係る通信料及び利用料を乙に請求しないこととする。

(故障発見時の扱い)

第14条 乙及び丙は、特設公衆電話の屋内配線、保安器、引込線等の丙が設置する設備について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

- 2 前項の丙が設置する設備が乙の故意又は過失により破損した場合は、乙は丙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、丙に対する修復に係る費用の支払いについては、原則として、乙が負担するものとする。

(協議事項)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成25年 9月30日

甲 鳥取県  
鳥取県知事

乙 琴浦町  
琴浦町長

丙 西日本電信電話株式会社  
鳥取支店長

乙 鳥取市  
鳥取市長 印

乙 米子市  
米子市長 印

乙 倉吉市  
倉吉市長 印

乙 境港市  
境港市長 印

乙	岩美町		
	岩美町長		印
乙	若桜町		
	若桜町長		印
乙	智頭町		
	智頭町長		印
乙	八頭町		
	八頭町長職務代理者	八頭町副町長	印
乙	三朝町		
	三朝町長		印
乙	湯梨浜町		
	湯梨浜町長		印
乙	琴浦町		
	琴浦町長		印
乙	北栄町		
	北栄町長		印
乙	日吉津村		
	日吉津村長		印
乙	大山町		
	大山町長		印
乙	南部町		
	南部町長		印
乙	伯耆町		
	伯耆町長		印
乙	日南町		
	日南町長		印
乙	日野町		
	日野町長		印
乙	江府町		
	江府町長		印

## 災害等発生時相互協力に関する協定

鳥取県(以下「甲」という。)、鳥取県内の市町村(以下「乙」という。 )及び西日本旅客鉄道株式会社米子支社(以下「丙」という。 )は、災害等発生時における相互協力(以下「災害等発生時相互協力」という。 )について、以下のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、甲又は乙及び丙が災害等発生時相互協力を行うことにより、被災者の救済及び災害の早期復旧に寄与することを目的とする。

## (相互連絡体制)

第2条 甲、乙及び丙は、災害等発生時相互協力を円滑に行うため、災害等の情報を把握し共有を図る相互連絡体制を構築するものとする。

## (相互協力の内容)

第3条 甲又は乙が、丙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 鉄道の不通時における物資・復旧要員等の緊急輸送
- (2) 鉄道利用者の避難所としての自治体施設等の利用
- (3) 前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供
- (4) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- (5) 災害情報等の提供
- (6) 備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供
- (7) その他相互協力する者が協議により定める事項

2 丙が、甲又は乙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害等発生時における物資・避難住民等の緊急輸送
- (2) 住民の避難所としての鉄道施設等の利用
- (3) 前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供
- (4) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- (5) 災害情報及び災害等発生時の鉄道運行情報等の提供
- (6) 備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供
- (7) その他相互協力する者が協議により定める事項

## (協力要請)

第4条 災害等発生時相互協力を要請する者(以下「要請者」という。 )は、前条第1項又は第2項各号に掲げる事項について、電話その他の方法により協力を要請し、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

2 前項の要請を受けた者(以下「協力者」という。 )は、直ちに要請者と具体的な内容等に関する協議を行い、災害等発生時相互協力を行うものとする。ただし、やむを得ない事情により災害等発生時相互協力することができない場合は、この限りでない。

3 甲及び乙は、災害等発生時相互協力を行う場合は、速やかに互いにその内容を報告するものとする。

## (個別の協議)

第5条 災害等発生時相互協用に当たっては、第3条第1項及び第2項各号に掲げる事項について、その細目を別途取り決めるものとする。

## (情報の目的外利用の禁止及び秘密保持)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき相手方から知り得た情報を第1条の目的以外のことに使用してはならない。ただし、相手方が認める場合は、この限りでない。

## (費用負担)

第7条 この協定に基づく災害等発生時相互協用に要した経費については、原則として、要請者が負担する。

## (疑義の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

## (適用等)

第9条 この協定は、平成25年12月3日から適用する。

上記のとおり協定を締結した証として、本書21通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月3日

甲 鳥取県知事

乙 鳥取市長

米子市長

倉吉市長

境港市長

岩美町長

若桜町長

智頭町長

八頭町副町長

三朝町長

湯梨浜町長

琴浦町長

北栄町長

日吉津村長

大山町長

南部町長

伯耆町長

日南町長

日野町長

江府町長

丙 西日本旅客鉄道株式会社  
米子支社長



### 災害時における連絡体制及び協力体制に関する確認書

米子市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社米子営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として、次に掲げる事項について確認する。

#### （情報提供）

第1条 乙は、次に掲げる事項に関する情報を、適宜、甲に提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻
- (7) その他大規模災害による被害

#### （連絡責任者等）

第2条 甲及び乙は、相互の連絡を円滑に処理するため、あらかじめ、連絡責任者（正・副）及び連絡先を定め、相手方に通知するものとする。

#### （協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線等を活用した住民への周知
- (3) 掲示物等の掲示
- (4) 避難所へ避難した住民への周知
- (5) 住民からの問合せへの対応
- (6) 道路等の被災状況の情報提供

2 乙は、停電に関し、次に掲げる甲からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 停電の概要に関する問合せに対する回答
- (2) 広報車等による住民への周知
- (3) 掲示物等の掲示
- (4) 住民からの問合せへの対応
- (5) 電柱等の被災状況の情報提供

#### （連携）

第4条 甲及び乙は、次に掲げる要請事項に関して、相互に連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等により交通に障害が生じた道路の復旧
- (2) 電柱その他乙の施設の移動、撤去及び復旧

#### （要員派遣）

第5条 大規模な災害が発生した場合においては、乙は、甲に対し、要員の派遣を行うことができるものとし、当該派遣の実施に当たっては、甲、乙双方の状況を勘案し、協議の上決定するものとする。

2 前項の規定により派遣された要員の任務は、停電状況及び停電復旧状況についての甲への情報提供並びに道路等の被災状況及び復旧状況についての甲からの情報収集とする。

#### （防災訓練）

第6条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、相手方が実施する防災訓練への参加の要請があったときは、可能な限り、これに参加するものとする。

#### （確認事項の変更）

第7条 この確認書に定める事項に関し、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、相手方にその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

#### （細目）

第8条 この確認書に定める事項の取扱いに必要な細目については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

#### （旧確認書の解除）

第9条 甲及び乙が平成18年5月19日付け作成した災害時における連絡体制及び協力体制に関する確認書は、平成26年2月24日限り解除する。

(疑義等の決定)

第10条 この確認書に関し疑義を生じた事項又はこの確認書に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙が協議して定めるものとする。

上記事項についての確認を証するため、この確認書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 2 月 24 日

甲 米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 米子市加茂町二丁目51番地  
中国電力株式会社米子営業所  
所 長

災害時における連絡体制及び協力体制に関する確認書に定める事項  
の取扱いの細目を定める覚書

米子市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社米子営業所（以下「乙」という。）は、甲、乙間において平成26年2月24日付けで作成した災害時における連絡体制及び協力体制に関する確認書（以下「確認書」という。）第8条の規定に基づき、確認書に定める事項の取扱いに関し必要な細目を定め、この覚書を交換する。

（連絡体制）

第1条 甲が災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置した時点又は乙が社内の警戒体制若しくは非常体制に入った時点で、甲及び乙は、相互連絡体制を整えるものとする。

（連絡方法）

第2条 甲、乙間の相互連絡は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとする。

（経費の負担）

第3条 前条に規定する電話及びファクシミリの設置及び使用に要する経費については、甲の設置及び使用に係るものは甲が、乙の設置及び使用に係るものは乙が、それぞれ負担するものとする。

（連絡時期及び連絡内容）

第4条 乙は、停電が発生したときは、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因及び停電復旧時刻を、原則として毎正時及び必要の都度、甲に連絡するものとする。

（相互連絡体制の解除）

第5条 甲の災害警戒本部若しくは災害対策本部が解散したとき、又は乙の社内警戒体制若しくは非常体制が解除されたときは、甲及び乙は、相互連絡体制を解除するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により相互連絡体制を解除したときは、その旨を相手方に通知するものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 2 月 24 日

甲 米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 米子市加茂町二丁目51番地  
中国電力株式会社米子営業所  
所 長

災害発生時における一時避難施設としてのよなご大平園の使用に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と社会福祉法人敬仁会（以下「乙」という。）は、地震、津波、洪水等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）の発生時における一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として、乙が設置するよなご大平園（以下「本施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、米子市内で大規模災害が発生した場合の一時避難施設として、本施設を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（施設の使用）

第2条 乙は、米子市内で大規模災害が発生し、市の指定する避難施設への地域住民等の移動が困難な場合等において、本施設を、一時避難施設として当該地域住民等の使用に供するものとする。ただし、一時避難施設として使用する必要が生じた時において、本施設が使用することができない状態にある場合には、この限りでない。

（協力の内容）

第3条 この協定に基づき乙が甲に協力する内容は、原則として、地域住民に対する避難場所の提供のみとする。

（使用期間）

第4条 一時避難施設として本施設を使用する期間は、米子市内で大規模災害が発生し、地域住民等が本施設の使用を開始した時から、市の指定する避難施設への当該地域住民等の移動が完了する時までとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲及び地域住民等は、その本来の目的のために利用する場合を除き、本施設を大規模災害の発生時における一時的な避難以外の目的に使用しないものとする。

（施設破損時の対応）

第6条 本施設が一時避難施設として使用されたことにより生じた本施設の破損（大規模災害によるものを除く。）への対応については、甲、乙協議して決定するものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定は、その締結の日から平成27年3月31日までの間、効力を有するものとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面によるこの協定の解除の申出がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 鳥取県倉吉市山根55番地  
社会福祉法人敬仁会  
理事長

## 緊急用LPガスの調達に関する協定書

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県LPガス協会西部支部（以下「乙」という。）とは、甲の地域内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合の緊急用LPガスの調達について、協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

### （緊急用LPガスの範囲）

第2条 この協定書にいう「緊急用LPガス」には、LPガスの他、容器、燃焼器具その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

### （要請）

第3条 甲は、甲の地域内において災害が発生した場合において、緊急用LPガスを調達する必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。この場合において乙は、当該要請があった後、速やかに、協会本部を通じて、その要請内容等を鳥取県へ報告するものとする。

2 前項の要請は、原則として別紙の「LPガス供給要請書」（以下「文書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後、速やかに、文書を提出するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、その要請内容について、可能な限り速やかに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

### （搬送及び引渡し）

第5条 乙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスは、原則として乙が搬送するものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

### （価格）

第6条 乙は、災害が発生する直前の適正な価格で、緊急用LPガスを供給するものとする。

### （代金の支払）

第7条 乙が供給した緊急用LPガスの代金は、甲が支払うものとする。

2 前項の緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と乙の協議によるものとする。

### （現有数量の把握）

第8条 乙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

### （協議事項）

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

### （有効期間）

第10条 この協定は、平成26年5月30日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年5月30日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 ⑩

鳥取県境港市上道町3000番地  
境港市  
境港市長 ⑩

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15  
日吉津村  
日吉津村長 ⑩

鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地  
大山町  
大山町長 ⑩

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1  
南部町  
南部町長 ⑩

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3  
伯耆町  
伯耆町長 ⑩

鳥取県日野郡日南町霞800番地  
日南町  
日南町長 ⑩

鳥取県日野郡日野町根雨101番地  
日野町  
日野町長 ⑩

鳥取県日野郡江府町大字江尾475番地  
江府町  
江府町長 ⑩

乙 鳥取県米子市大谷町230番地1  
一般社団法人鳥取県LPガス協会西部支部  
支 部 長 ⑩

災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と社会福祉法人こうほうえん（以下「乙」という。）とは、甲の区域において地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における乙による要配慮者（災害等の発生時において支援が必要な高齢者、障がい者等をいう。以下同じ。）の緊急的な受入れ（以下「緊急受入れ」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等の発生時に、乙が甲の区域内に設置する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所専用施設、地域密着型サービス施設、障害者支援施設等において、緊急受入れを実施するために必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において、米子市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要配慮者について、二次的な避難が必要と判断したときは、乙に対し、緊急受入れを要請することができる。  
2 乙は、甲から前項の規定による緊急受入れの要請を受けたときは、第7条第1項の規定による協議の結果に基づき、可能な範囲で当該要請に応ずるものとする。

（緊急受入れの施設）

第3条 緊急受入れを実施する施設は、別表に掲げる施設とする。

（緊急受入れの期間）

第4条 緊急受入れを実施する期間は、原則として、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、当該災害等が大規模である等の特別の事情により緊急受入れを継続する必要があると認められる場合は、甲、乙協議の上、当該期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第5条 緊急受入れの実施に要する費用は、甲が負担するものとする。  
2 前項に規定する費用の額は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

（要請の手続）

第6条 甲は、第2条第1項の規定により緊急受入れを要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、当該書面を提出する時間的余裕がない場合は、口頭により要請し、後日、当該書面を送付するものとする。  
(1) 当該緊急受入れに係る要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等  
(2) 前号の要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等  
(3) 当該緊急受入れを実施する期間

（受入れ可能人数等に係る協議）

第7条 甲及び乙は、この協定の締結後、別表に掲げる施設ごとに、次に掲げる事項について協議を行うものとする。  
(1) 受け入れることができる要配慮者の人数  
(2) 要配慮者への支援方法  
(3) 緊急受入れに必要な物資の備蓄、調達等  
2 甲及び乙は、毎年度当初に、前項各号に掲げる事項について確認するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年6月25日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市  
米子市長

乙 鳥取県境港市誠道町2083番地  
社会福祉法人こうほうえん  
理事長

別表（第3条、第7条関係）

名 称	所 在 地
介護老人福祉施設よなご幸朋苑	鳥取県米子市上後藤三丁目7番1号
介護老人福祉施設きんかい幸朋苑	鳥取県米子市錦海町三丁目5番15号
介護老人福祉施設なんぶ幸朋苑	鳥取県米子市石井1238番地



締結先法人名	締結日
社会福祉法人こうほうえん	H 2 6 . 6 . 2 5
社会福祉法人真誠会	H 2 6 . 6 . 2 5
社会福祉法人いずみの苑	H 2 6 . 6 . 2 5
社会福祉法人博愛会	H 2 6 . 6 . 2 5
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	H 2 6 . 6 . 2 5
社会福祉法人もみの木福祉会	H 2 6 . 6 . 2 5
社会福祉法人光生会	H 2 6 . 6 . 2 5
社会医療法人同愛会	R 2 . 7 . 2
社会医療法人仁厚会	R 2 . 7 . 2 9

\* 同様の協定を次の各法人と締結しています。

別表（第3条、第7条関係）

米子市福祉避難所一覧

法人名	施設区分	施設名称	施設住所
社会福祉法人こうほうえん	高齢者施設	介護老人福祉施設よなご幸朋苑	米子市上後藤 3-7-1
社会福祉法人こうほうえん	高齢者施設	介護老人福祉施設きんかい幸朋苑	米子市錦海町 3-5-15
社会福祉法人こうほうえん	高齢者施設	介護老人福祉施設なんぶ幸朋苑	米子市石井 1238
社会福祉法人真誠会	高齢者施設	介護老人福祉施設ピースポート	米子市大崎 1511-1
社会福祉法人いずみの苑	高齢者施設	特別養護老人ホームいずみの苑	米子市淀江町淀江 1075
社会福祉法人いずみの苑	高齢者施設	ケアハウスいずみの苑	米子市淀江町淀江 1075
社会福祉法人いずみの苑	高齢者施設	高齢者向け優良賃貸住宅いずみの苑	米子市淀江町淀江 1075
社会福祉法人博愛会	高齢者施設	介護老人福祉施設博愛苑	米子市一部 555
社会福祉法人博愛会	高齢者施設	デイサービスセンター博愛苑	米子市一部 555
社会福祉法人博愛会	高齢者施設	グループホームみのりの里	米子市一部 440
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	高齢者施設	皆生みどり苑	米子市皆生新田 2-3-1
社会福祉法人もみの木福祉会	障がい者施設	もみの木園	米子市富益町 4660
社会福祉法人光生会	障がい者施設	障がい者支援施設米子ワークホーム	米子市石井 1223-1
社会医療法人同愛会	高齢者施設	やわらぎ	米子市新開四丁目 11-13
社会医療法人仁厚会	高齢者施設	ル・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀 2169

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、災害時において、甲が実施する応急対策業務に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、甲が、乙の協力を得て、迅速かつ的確に応急対策業務を実施することができるよう、その協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（応急対策業務の範囲）

第3条 この協定に基づき、甲が、乙に対して協力を要請する応急対策業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共土木施設、農地、農業用施設等（以下「公共土木施設等」という。）の被災状況の調査
- (2) 被害を受けた公共土木施設等の応急対策並びにその復旧のための測量及び設計
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、応急対策業務に対する協力を要請することができる。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により甲が災害対策本部を設置したとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、災害により、人命若しくは住家に被害を及ぼし、又は市民の日常生活に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、緊急性があるとき。
- 2 前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、これによることが困難であるときは、電話等により当該事項を通知し、その後速やかに、当該文書を提出することにより行うことができる。

- (1) 応急対策業務の内容
- (2) 応急対策業務を必要とする日時及び場所
- (3) 応急対策業務に必要な人員
- (4) 現場担当職員の職氏名
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急対策業務の実施に関し必要な事項

（協力会社の報告等）

第5条 乙は、協力要請があったときは、直ちに、乙の会員のうち、当該協力要請に係る応急対策業務（以下「協力業務」という。）を実施することができるもの（以下「協力会社」という。）の名称及び連絡先を甲に報告するものとする。

2 前項の規定により報告された協力会社は、甲と協議の上、協力業務を実施するものとする。

（経費の負担）

第6条 協力業務の実施に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法については、協力要請時に、甲が存する地域において通常要する協力業務に係る実費用の額を基準として、甲、乙協議して定める。

3 第1項の経費は、甲が、当該協力業務を実施した協力会社に対して直接支払うものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づき協力会社が実施した協力業務における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律

第50号)が適用される場合を除き、河川法(昭和39年法律第167号)第22条第6項又は消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3、水防法(昭和24年法律第193号)第45条若しくは災害対策基本法第84条第1項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び米子市消防団員等災害補償条例(平成17年米子市条例第185号)の定めるところによる。

(連絡体制の構築等)

第8条 乙は、甲からの協力要請に対して速やかに対応することができるよう、連絡網等の連絡体制を整備し、及びこれを乙の会員に周知するものとする。

2 乙は、前項の規定により連絡体制を整備したときは、これを書面により甲に通知するものとする。当該連絡体制に変更があったときも、同様とする。

3 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては甲が管理する公共土木施設等を所管する課の長とし、乙にあつては乙の地区災害担当理事(緊急連絡責任者)とする。

(効力)

第9条 この協定は、その締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対し書面をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(細目)

第10条 この協定を履行するため必要がある場合には、甲及び乙は、その細目について、書面により定めるものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年 8 月12日

甲 米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 鳥取市本町3丁目201番地  
一般社団法人鳥取県測量設計業協会  
会長

## 災害時における応急生活物資の供給の支援に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と鳥取県生活協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害、大規模風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）において、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給の支援に関する基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時に応急生活物資を必要とするときは、乙に対し、文書をもって当該応急生活物資の供給を要請することができる。この場合において、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等により要請し、その後速やかに、当該要請をした事項を記載した文書を交付するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による要請に支障を来さないよう、常に連絡体制の点検及び改善に努めるものとする。

（応急生活物資の供給）

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、積極的に、応急生活物資の供給の支援に努めるものとする。

（応急生活物資）

第3条 この協定に基づき乙が供給する応急生活物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取扱商品

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資について供給の要請があったときは、可能な範囲で供給するものとする。

（運搬）

第4条 応急生活物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙において当該運搬を行うことができないときは、甲が行うものとする。

2 甲は、前項ただし書の規定により応急生活物資の運搬を行う場合においては、乙に対し、積込みその他必要な協力を求めることができる。

（引渡し）

第5条 応急生活物資の引渡しは、甲の指定する場所において行うものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、当該応急生活物資の品目、数量等を確認の上、その引渡しを受けるものとする。

（費用）

第6条 この協定に基づき乙が供給した応急生活物資の対価（以下「代金」という。）及びこの協定に基づき乙が実施した応急生活物資の運搬に要した費用（以下「運搬費」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき代金の額は、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

3 第1項の規定により甲が負担すべき運搬費は、この協定に基づき供給された応急生活物資の積込みから引渡しまでに要したものに限るものとし、その額は、甲、乙協議して定めるものとする。

4 甲は、応急生活物資の引渡しを受けた後、速やかに、乙に対し、当該応急生活物資に係る代金及び運搬費（乙が当該応急生活物資の運搬を行った場合に限り。）を支払うものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては米子市総務部防災安全課長とし、乙においては管理本部総務人事グループの担当者とする。

（協議）

第8条 この協定の履行について疑義を生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生ずるものとし、甲又は乙が、相手方に対し、書面をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月24日

甲 米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 鳥取市岩吉175-4  
鳥取県生活協同組合  
代表理事理事長

## 災害対応型自動販売機設置協定書

米子市（以下「甲」という。）と、コカ・コーラウエスト株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における自動販売機内の飲料水の提供支援を目的として、乙が所有する災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に関して、下記のとおり協定を締結し、後日のため本協定書を2通作成し各自保管する。

## 記

## 第1条（自動販売機の設置等）

1. 乙は、別表1の場所に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けた上で、自動販売機を設置することができるものとする。
2. 前項による設置は、甲に対して自動販売機を使用させるものではなく、甲は、自動販売機の賃借権、使用貸借権等の名目のいかんを問わず、借用権を主張することができないことを確認する。
3. 乙は、自動販売機の設置場所を変更するときは、改めて第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

## 第2条（設置場所への立入り）

甲は、乙の従業員等が自動販売機への商品又は原材料の補充、売上金の回収、機械の保全、修理、撤去等のために、自動販売機の設置場所へ立ち入ることを認める。

## 第3条（品質維持等）

乙は、商品の品質維持、商品又は原材料の補充、売上金の回収、空缶又は空カップの処理等を行う。

## 第4条（保全・修理）

1. 乙は、自動販売機の保全・修理を行う。
2. 自動販売機の修理に要する費用は、甲の責めに帰すべきものを除き、乙の負担とする。

## 第5条（販売価格・寄附金）

1. 乙は、自動販売機の売上げに応じ、甲に寄附するものとする。
2. 乙が自動販売機により販売する商品の販売価格及びその販売価格ごとの寄附金の額は、別表2のとおりとする。
3. 寄附金の支払は、甲の定めるところによる。

## 第6条（災害時の飲料水の無償提供）

1. 米子市に災害が発生し、鳥取県西部総合事務所に災害対策本部が設置され、上水道施設が破壊され、若しくは寸断される事態が発生した場合、甲はその旨を乙に速やかに連絡するものとし、乙の承認後、甲は自動販売機を無償で無料開放するものとする。ただし、通信手段が不通になり、また連絡が出できない等の場合においても同様に無料開放するものとする。この場合、甲は、事後速やかに乙に連絡するものとする。
2. 無料開放の期間は、前項に定める無料開放開始の時から、自動販売機内の在庫本数終了までとする。
3. 無料開放で使用した商品については、乙が負担するものとする。

## 第7条（フリードリンク設定用の鍵の保管）

甲は、フリードリンク設定用の鍵を善良なる管理者の注意をもって保管管理するものとし、別途、乙の発行するフリードリンク設定用の鍵の預り証に記名押印し、これを乙へ手渡すものとする。また、甲は、当該鍵を紛失した場合は、実費を乙に支払うものとする。

## 第8条（協定の解除）

甲又は乙は、相手方に次の事由が一つでも発生した場合、何らの通知・催告の手續をせず、直ちに本協定を解除することができる。

- ① 自己に対する売買代金その他の債務につき支払義務を怠ったとき。
- ② 他から破産、民事再生、会社更生の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき。
- ③ 差押え又は仮差押えの処分を受けたとき。
- ④ 手形交換所から不渡処分を受けたとき。
- ⑤ 営業を廃止し、又は何ら理由を示すことなく休業若しくは所在不明により、2週間以上連絡が取れないとき。
- ⑥ 本協定又は甲乙協議により定めた事項に違反したとき。
- ⑦ 自動販売機の設置に係る使用許可が取り消されたとき。
- ⑧ 前各号のほか、本協定の継続が著しく困難であると合理的に認められる事態が生じたとき。

2. 乙は、前項の規定により本協定が解除された場合において、自動販売機を撤去しようとするときは、あらかじめ、その旨を甲に届け出なければならない。

## 第9条（反社会的勢力との関係遮断）

1. 甲及び乙は、自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団を始めとする反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議が取りまとめた「企業が反社会的

勢力による被害を防止するための指針」の定める反社会的勢力)ではないこと、及び反社会的勢力との関係を一切遮断していること、並びに今後も遮断することを表明し、保証する。

2. 甲又は乙は、相手方に次の事由が一つでも認められる場合、何らの通知・催告の手續をせず、直ちに本協定を解除することができる。
  - ① 反社会的勢力であるとき、又は反社会的勢力であったとき。
  - ② 反社会的勢力を利用するなど前項に違反したとき。
  - ③ 自らの属性に関わりなく、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条各号に定める行為を自らが行い、又は第三者を利用して行わせたとき。
  - ④ 相手方に対し、詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが行い、又は第三者を利用して行わせたとき。
  - ⑤ 相手方に対し、業務妨害を自ら行い、又は第三者を利用して行わせたとき。
  - ⑥ その他、前各号と同視される事項が発生したとき。
3. 甲又は乙が前項の規定に基づき本協定を解除した場合、解除権を行使した当事者は相手方に対し、一切の損害賠償義務を負担しない。
4. 前条第2項の規定は、第2項の規定により本協定が解除された場合について準用する。

#### 第10条 (機密情報の取扱い)

甲及び乙は、本協定の履行に伴い知り得た相手方の機密情報(個人情報を含む。)を秘密とし、国内の法規に従い本協定の有効期間中はもとより、本協定終了後も適切に取り扱うものとする。

#### 第11条 (協定の有効期間)

本協定の有効期間は、自動販売機の設置に係る使用許可の期間(当該期間が更新されたときは、当該更新後の期間)とする。

#### 第12条 (連絡先)

1. 甲は、乙に届け出た連絡先を変更した場合又は当該連絡先に1週間を超えて連絡が付かない事情が発生した場合、速やかに新たな連絡先を乙に届け出る義務を負う。
2. 甲が前項の義務を怠った結果、乙から甲に対してなされた通知又は送付された書類等が、延着した場合又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

#### 第13条 (協定外事項の協議)

本協定に定めない事項については、別途協議の上決定する。

以 上

平成26年12月25日

(甲)

米子市加茂町一丁目1番地

米子市長

(乙)

福岡市東区箱崎七丁目9番66号

コカ・コーラウエスト株式会社

代表取締役社長

別表1

設置日	自動販売機の種類	設置先住所	詳細設置場所	設置台数
-----	----------	-------	--------	------

	缶&PET	鳥取県米子市大崎1745番地12	崎津消防団車庫	1台
	缶&PET	鳥取県米子市彦名町2850番地1	彦名消防団車庫	1台

別表2

自動販売機の種類	希望小売価格	販売価格	寄附金
缶&PET	130円	130円	19円50銭
缶&PET	140円	140円	21円
缶&PET	160円	160円	24円

(注)1.販売価格及び寄附金は、商品1つ当たりの金額

2.販売価格は、消費税及び地方消費税込み金額

3.寄附金は、消費税及び地方消費税込み金額

(特約) ・寄附金の支払期日：1月～6月分は6月末締め、翌月20日支払  
7月～12月分は12月末締め、翌月20日支払（振込手数料は、受領者の負担とする。）



## 災害時における物資供給に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

## （協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

## （供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

## （調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品
- (2) 作業用資機材
- (3) その他甲が指定する物資

## （要請の方法）

第 5 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

## （物資の供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

## （引渡し等）

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

## （費用の負担）

第 8 条 第 6 条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

## （費用の支払い）

第 9 条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

## （情報交換）

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

## （協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

## （有効期間）

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 5 月 13 日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長

## 災害時における支援に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と鳥取県民間介護事業者協議会（以下「乙」という。）とは、米子市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が甲に対して行う支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して行う支援について必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して支援を要請することができるものとし、乙は、可能な範囲で、その要請に応じるものとする。

（支援の範囲）

第3条 乙がこの協定に基づき実施する支援は、次に掲げるものとする。

- （1）米子市地域防災計画において指定する指定避難施設（次号において「指定避難施設」という。）に避難した要配慮者（災害時において支援が必要な高齢者、障がい者等をいう。）を米子市地域防災計画において指定する福祉避難所に受け入れることが困難な場合における当該要配慮者を受け入れるための施設（同号において「支援施設」という。）の提供
- （2）支援施設及び指定避難施設における人的援助
- （3）福祉用具及び日用品の提供
- （4）前3号に掲げるもののほか、災害時において甲が必要とする支援

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請（以下「支援要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって行い、その後、速やかに、当該支援要請の内容を記載した文書を交付するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において緊密な連絡を図るため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（支援内容の通知）

第5条 乙は、支援要請に基づき支援を実施するに当たっては、あらかじめ、その内容を甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 支援要請に基づく支援の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額は、適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成27年7月2日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月2日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 鳥取県鳥取市行徳 3-317  
とっとり福祉サービス(有)内  
鳥取県民間介護事業者協議会  
会長

## 1-46 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、米子市内において大規模災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分等の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、被災した建物等（その機能を失ったものに限る。）の解体に伴って発生する木くず、コンクリートくず、金属くず、廃プラスチック類等の廃棄物、災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物（し尿を除く。）をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、米子市内において大規模災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前3号に掲げる事項を実施するために必要な事項

### （災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従って、災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 甲は、協力要請を行ったときは、乙による災害廃棄物等の処理が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

### （情報の提供）

第5条 甲は、大規模災害が発生した場合においては、円滑に乙の協力が得られるよう、乙に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模災害が発生した場合においては、乙の会員のうち、災害廃棄物の処理等について協力することができるものに関する情報を甲に提供するものとする。

### （協力要請の手続）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、乙に対し、文書により次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により文書により通知することができない場合は、口頭により要請し、その後、速やかに、当該要請した内容を文書により通知するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物の処理等を実施する場所
- (3) 災害廃棄物の処理等の内容
- (4) 災害廃棄物の処理等を実施する期間
- (5) その他必要な事項

### （実施報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、甲に対し、文書により次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等を実施した場所
- (2) 災害廃棄物の処理等の内容
- (3) 災害廃棄物の処理等に従事した者の員数
- (4) 災害廃棄物の処理等に使用した車両及び資機材
- (5) 災害廃棄物の処理等を実施した期間
- (6) その他必要な事項

### （費用の負担）

第8条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その費用の額は、甲、乙協議して決定するものとする。

- 2 前項の費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに、乙に対し、当該請求に係る費用を支払うものとする。

(災害補償)

第9条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等によりこれに従事した者が負傷し、疾病にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等の定めるところによる。

(連絡調整等)

- 第10条 甲及び乙は、この協定の締結後、速やかに、この協定に関する連絡調整を担当する部署を定め、これを相手方に報告するものとする。当該部署に変更が生じたときも、同様とする。
- 2 乙は、大規模災害が発生した場合において円滑に活動することができるよう、応援の体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(必要機材の報告)

- 第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等を円滑に実施することができるよう、定期的に、甲に対し、乙において確保することができる必要機材の台数等について報告を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、随時に、乙に対し、同項の報告を求めることができる。

(この協定の効力)

第12条 この協定は、平成27年4月27日から効力を生ずるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年4月27日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市

米子市長

乙 鳥取県倉吉市上井町一丁目138番地  
一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会

会 長

## 1-47 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と鳥取県清掃事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集及び運搬並びに処分の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、米子市内において大規模災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬並びに処分の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により、一時的に、かつ、大量に発生する一般廃棄物（し尿を除く。以下この条において同じ。）及び避難所等から排出される一般廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、米子市内において大規模災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前3号に掲げる事項を実施するために必要な事項

2 甲は、前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）を行うに当たっては、乙に対し、文書により次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により文書により通知することができない場合は、口頭により要請し、その後、速やかに、当該要請した内容を文書により通知するものとする。

- (1) 被災した場所
- (2) 協力要請の内容
- (3) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、乙の組合員（以下単に「組合員」という。）のうちから必要な人員、車両及び資機材を確保する等により、甲が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

- 2 協力要請に基づく災害廃棄物の処理等は、甲の指示に従い、組合員が実施するものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理等が円滑に実施されるよう、必要に応じ、災害廃棄物の処理等を実施する組合員の調整及び甲と組合員との調整を行うものとする。
- 4 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する組合員に対して、次に掲げる事項に留意させるものとする。
  - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
  - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（情報の提供）

第5条 甲は、大規模災害が発生した場合においては、円滑に乙の協力が得られるよう、乙に対し、被災又は復旧の状況その他必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模災害が発生した場合においては、組合員のうち、災害廃棄物の処理等を実施することができるものに関する情報を甲に提供するものとする。

（実施の報告）

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等が完了したときは、組合員をして、次に掲げる事項を文書により甲に報告させるものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等を実施した場所
- (2) 災害廃棄物の処理等の内容
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 協力要請に基づき組合員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、大規模災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（災害補償）

第8条 協力要請に基づき組合員が実施した災害廃棄物の処理等によりこれに従事した者が負傷し、疾病に

かかり、障がいを受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等の定めるところによる。

（連絡調整）

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、速やかに、この協定に関する連絡調整を担当する部署を定め、これを相手方に報告するものとする。当該部署に変更が生じたときも、同様とする。

（協定の効力）

第10条 この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、相手方に対して文書によりこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協議）

第11条 災害廃棄物の処理等に関しこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年4月27日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市

米子市長

乙 鳥取県米子市祇園町一丁目98番地3  
鳥取県清掃事業協同組合

代表理事



## 1-48 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と鳥取県西部事業系一般廃棄物協同組合（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集及び運搬並びに処分の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、米子市内において大規模災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬並びに処分の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により、一時的に、かつ、大量に発生する一般廃棄物（し尿を除く。以下この条において同じ。）及び避難所等から排出される一般廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、米子市内において大規模災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前3号に掲げる事項を実施するために必要な事項

2 甲は、前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）を行うに当たっては、乙に対し、文書により次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により文書により通知することができない場合は、口頭により要請し、その後、速やかに、当該要請した内容を文書により通知するものとする。

- (1) 被災した場所
- (2) 協力要請の内容
- (3) その他必要な事項

（情報の提供）

第4条 甲は、協力要請を行った場合においては、円滑に乙の協力が得られるよう、乙に対し、被災又は復旧の状況その他必要な情報を提供するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、協力要請があったときは、乙の組合員（以下単に「組合員」という。）をして必要な人員、車両及び資機材を確保させるとともに、甲に対し、災害廃棄物の処理等を実施することができる組合員に関する情報を提供するものとする。

2 協力要請に基づく災害廃棄物の処理等は、甲及び組合員が締結する委託契約に基づき、組合員が実施するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等が円滑に実施されるよう、必要に応じ、災害廃棄物の処理等を実施する組合員の調整及び甲と組合員との調整を行うものとする。

4 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する組合員に対して、次に掲げる事項に留意させるものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（実施の報告）

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等が完了したときは、組合員をして、次に掲げる事項を文書により甲に報告させるものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等を実施した場所
- (2) 災害廃棄物の処理等の内容
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 第5条第2項の委託契約に基づき組合員が実施した災害廃棄物の処理等（次条において「委託業務の処理」という。）に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、大規模災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（災害補償）

第8条 委託業務の処理によりこれに従事した者が負傷し、疾病にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等の定めるところによる。

（連絡調整）

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、速やかに、この協定に関する連絡調整を担当する部署を定め、これを相手方に報告するものとする。当該部署に変更が生じたときも、同様とする。

（協定の効力）

第10条 この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、相手方に対して文書によりこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協議）

第11条 災害廃棄物の処理等に関しこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年4月27日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市

米子市長

乙 米子市上福原1329番地13  
鳥取県西部事業系一般廃棄物協同組合

代表理事

米子市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲が所管する下水道施設について災害が発生した場合において、乙が行う当該下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、その円滑な実施を確保することにより、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大並びに生活環境の悪化及び公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

（1）地震、津波、暴風、豪雨、洪水、豪雪その他異常な自然現象

（2）前号に掲げるもののほか、甲、乙協議して定める事象

2 この協定の対象となる下水道施設（以下「協定下水道施設」という。）は、次に掲げるものとする。

（1）内浜処理場、皆生処理場及び淀江浄化センター

（2）中央ポンプ場、祇園ポンプ場、大谷ポンプ場、新加茂ポンプ場、青木ポンプ場、上福原ポンプ場及び西福原ポンプ場

（災害支援の内容）

第3条 この協定に基づき乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

（1）災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

（2）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による報告を行うために必要な資料の作成

（3）協定下水道施設の応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、その機能を暫定的に確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の当該協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事

（4）災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（その作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会い

（5）前各号に掲げる支援に附帯する支援

（災害支援の要請）

第4条 甲は、協定下水道施設について災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、災害支援を要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「支援要請」という。）は、文書により行うものとする。ただし、文書により支援要請を行うことができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信を行うことができないときは、口頭又は電話）により行うことができる。

3 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に対して文書を提出するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、支援要請があったときは、乙の人員等に応じて可能な範囲で、災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、支援要請に基づく災害支援の全部又は一部を完了したときは、速やかに、甲に対し、その内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、支援要請に基づく災害支援（第3条第1号及び第2号に掲げる災害支援を除く。）に要した費用を負担するものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の費用として、乙の職員の人件費及び旅費、使用した機材及び薬品の代価その他の実費に相当する額の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに、当該請求に係る費用の額を乙に支払うものとする。

（廃止）

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続することができない事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙は、相手方がこの協定に定める事項に違反した場合においては、当該相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局 米子市下水道部施設課

（2）乙の事務局 日本下水道事業団近畿・中国総合事務所施工管理課

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年9月30日までとする。

（その他）

第 1 1 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 8 年 1 0 月 1 日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地  
米子市

米子市長

乙 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番地 2 7

日本下水道事業団

理事長

米子市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道施設等が被災したときに行う復旧支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（2）その他甲、乙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙は、前項の復旧支援協力の要請に関する連絡窓口を定め、これを相手に通知するものとする。当該連絡窓口を変更したときも、同様とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は、事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務に係る費用は、甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに、甲に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員を、甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管することとし、本協定の目的以外に使用してはならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第6条 乙は、甲から支援要請があったときは、支援出動する乙の会員に対し、甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合には、前2項の規定を準用する。

（広域被災）

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙双方から申出がない場合、この協定は、1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月4日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市

米子市長

乙 東京都千代田区岩本町二丁目 5 番 11 号  
公益社団法人日本下水道管路管理業協会  
会 長

米子市（以下「甲」という。）と鳥取県土地改良事業団体連合会（以下「乙」という。）とは、甲が所管する農業集落排水施設について災害が発生した場合において、乙が行う当該農業集落排水施設の復旧に対する支援（以下「復旧支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が行う復旧支援に関して基本的な事項を定め、その円滑な実施を確保することにより、災害が生じた農業集落排水施設の機能の早期の復旧に資することを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- （1）地震、津波、暴風、豪雨、洪水、豪雪その他異常な自然現象
- （2）前号に掲げるもののほか、甲、乙協議して定める事象

（復旧支援の内容）

第3条 この協定に基づき乙が行う復旧支援は、次に掲げるものとする。

- （1）被害の状況及び内容の調査
- （2）緊急措置、応急復旧及び本復旧に係る検討
- （3）被災証明を受けるために必要な資料の作成
- （4）災害査定に用いる設計書の作成
- （5）災害査定における立会い及び説明

（復旧支援の要請）

第4条 甲は、甲が所管する農業集落排水施設について災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、復旧支援を要請することができる。

（要請の方法）

第5条 前条の規定による要請（以下「支援要請」という。）は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫していることその他の事情により、文書により支援要請を行うことができない場合には、口頭又は電話により行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に対して文書を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第6条 乙は、支援要請があったときは、乙の人員等に応じて可能な範囲で、復旧支援を行うものとする。

（事務局）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく復旧支援に係る事務局となる部署を定め、これを相手方に通知するものとする。当該部署を変更したときも、同様とする。

（復旧支援に要した費用の負担）

第8条 支援要請に基づく復旧支援に要した費用の負担については、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの申出を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月4日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 鳥取県鳥取市千代水四丁目37番地  
鳥取県土地改良事業団体連合会  
会長

米子市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、米子市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、米子市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるも



のとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年8月31日

甲)

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙)

広島県広島市東区光町1丁目10番19号  
株式会社ゼンリン  
中国四国エリアグループ  
グループ長

上記代理人  
島根県松江市学園南二丁目6番18号  
株式会社ゼンリン山陰  
代表取締役

### 大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と鳥取県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害し尿等の収集及び運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、米子市内において大規模災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、災害し尿等の収集及び運搬の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において「災害し尿等」とは、災害により、一時的に、かつ、大量に発生するし尿及び浄化槽汚泥（浄化槽内に生じた汚泥をいう。以下同じ。）並びに避難所等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥をいう。

#### （協力要請）

第3条 甲は、米子市内において大規模災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項（以下「災害し尿等の収集運搬」という。）について、協力を要請するものとする。

- (1) 災害し尿等の収集及び運搬
- (2) 前号に掲げる事項を実施するために必要な事項
- 2 甲は、前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）を行うに当たっては、乙に対し、文書により次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により文書により通知することができない場合は、口頭により要請し、その後、速やかに、当該要請した内容を文書により通知するものとする。
  - (1) 収集場所及び搬入先
  - (2) 協力要請の内容
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、災害し尿等の収集運搬を実施するために必要な事項

#### （情報の提供）

第4条 甲は、協力要請を行った場合においては、円滑に乙の協力が得られるよう、乙に対し、被災又は復旧の状況その他必要な情報を提供するものとする。

#### （災害し尿等の収集運搬の実施）

第5条 乙は、協力要請があったときは、乙の組合員（以下単に「組合員」という。）をして必要な人員、車両及び資機材を確保させるとともに、甲に対し、災害し尿等の収集運搬を実施することができる組合員に関する情報を提供するものとする。

- 2 協力要請に基づく災害し尿等の収集運搬は、甲及び組合員が締結する委託契約に基づき、組合員が実施するものとする。
- 3 乙は、災害し尿等の収集運搬が円滑に実施されるよう、必要に応じ、災害し尿等の収集運搬を実施する組合員の調整及び甲と組合員との調整を行うものとする。
- 4 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施する組合員に対して、次に掲げる事項に留意させるものとする。
  - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
  - (2) 災害し尿等以外の異物の混入の防止に努めること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

#### （実施の報告）

第6条 乙は、災害し尿等の収集運搬が完了したときは、組合員をして、次に掲げる事項を文書により甲に報告させるものとする。

- (1) 災害し尿等の収集運搬を実施した期間及びその実施に当たって使用した車両の台数

(2) 災害し尿等の収集運搬の内容（収集場所、収集量等）

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲において当該災害し尿等の収集運搬の実施の状況を確認するために必要な事項

（費用の負担）

第7条 第5条第2項の委託契約に基づき組合員が実施した災害し尿等の収集運搬（次条において「委託業務の処理」という。）に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額及びその支払い方法は、前条の規定による報告に基づき、災害発生直前におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（災害補償）

第8条 委託業務の処理によりこれに従事した者が負傷し、疾病にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等の定めるところによる。

（連絡調整）

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、速やかに、この協定に関する連絡調整を担当する部署を定め、これを相手方に報告するものとする。当該部署に変更が生じたときも、同様とする。

（協定の効力）

第10条 この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、相手方に対して文書によりこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協議）

第11条 災害し尿等の収集運搬に関しこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

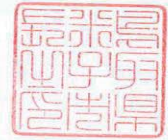
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年5月16日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市

米子市長

野坂康夫



乙 鳥取県倉吉市金森町38番地2  
鳥取県環境整備事業協同組合

理事長

大川和彦



## 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と鳥取県リサイクル協同組合（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、米子市内において大規模災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分等の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害の発生により一時的に大量に発生する破損し又は汚損した陶器、家具、布団等の廃棄物及び大規模災害により被災した建物等（その機能を失ったものに限る。）の解体に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等の廃棄物並びに大規模災害に伴い処理が必要となるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、米子市内において大規模災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物（災害し尿等を除く。）の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物（災害し尿等を除く。）の処分
- (4) 前3号に掲げる事項を実施するために必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従って、災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 甲は、協力要請を行ったときは、乙による災害廃棄物の処理等が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。
- (3) 災害し尿等の収集及び運搬に当たっては、災害し尿等以外の異物の混入防止に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、米子市内において大規模災害が発生した場合には、円滑に乙の協力が得られるよう、乙に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、米子市内において大規模災害が発生した場合には、乙の組合員のうち、災害廃棄物の処理等について協力することができるものに関する情報を甲に提供するものとする。

（協力要請の手續）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、乙に対し、文書により次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により文書により通知することができない場合は、口頭により要請し、その後、速やかに、当該要請した内容を文書により通知するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物の処理等を実施する場所
- (3) 災害廃棄物の処理等の内容
- (4) 災害廃棄物の処理等を実施する期間
- (5) その他必要な事項

（実施報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、甲に対し、文書により次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等を実施した場所
- (2) 災害廃棄物の処理等の内容
- (3) 災害廃棄物の処理等に従事した者の員数
- (4) 災害廃棄物の処理等に使用した車両及び資機材
- (5) 災害廃棄物の処理等を実施した期間
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第8条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その費用の額は、甲、乙協議して決定するものとする。

- 2 前項の費用の支払の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに、乙に対し、当該請求に係る費用を支払うものとする。

(災害補償)

第9条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等によりこれに従事した者が負傷し、疾病にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等の定めるところによる。

(連絡調整等)

第10条 甲及び乙は、この協定の締結後、速やかに、この協定に関する連絡調整を担当する部署を定め、これを相手方に報告するものとする。当該部署に変更が生じたときも、同様とする。

- 2 乙は、米子市内において大規模災害が発生した場合に円滑に活動することができるよう、応援の体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(必要機材の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等を円滑に実施することができるよう、定期的に、甲に対し、乙において確保することができる必要機材の数等について報告を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、随時に、乙に対し、同項の報告を求めることができる。

(この協定の効力)

第12条 この協定は、平成31年4月17日から効力を生ずるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年4月17日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 鳥取県米子市大篠津町3013番地1  
鳥取県リサイクル協同組合  
代表理事

## 災害時における避難所としての学校施設の使用に関する覚書

米子市（以下「甲」という。）と学校法人米子永島学園米子松蔭高等学校（以下「乙」という。）とは、甲の区域内に災害が発生し、又発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の4第1項の指定緊急避難場所をいう。）又は指定避難所（法第49条の7第1項の指定避難所をいう。）（以下「避難所」と総称する。）としての乙の施設の使用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲は、避難所として乙の施設を使用することができるものとし、その使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（指定の同意等）

第2条 甲は、法第49条の4又は第49条の7の規定により乙の施設を避難所として指定しようとするときは、あらかじめ、乙と協議するものとする。

2 乙は、前項の規定による協議の結果、甲が乙の施設を避難所として指定することに同意したときは、甲に対し、避難所指定同意書（別記様式第1号）を提出するものとする。

3 甲は、法第49条の4又は第49条の7の規定により乙の施設を避難所として指定したときは、その旨を市民に周知するものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙の施設（乙が指定する場所に限る。次条第4項及び第5項を除き、以下同じ。）に、避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定により避難所を開設しようとするときは、あらかじめ、避難所開設通知書（別記様式第2号）によりその旨を乙に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に避難所を開設する必要があるときは、甲は、同項の規定による通知をしないで、乙の施設に避難所を開設することができるものとする。

3 甲は、前項の規定により避難所を開設したときは、速やかに、その旨を乙に連絡した上で、避難所開設通知書（別記様式第2号）を乙に提出するものとする。

4 乙は、甲により避難所が開設される前に乙の施設に避難している者がいるときは、その旨を甲に通報するものとする。

5 甲は、前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、甲の職員を乙の施設に派遣するものとする。

（避難所の管理運営）

第5条 乙の施設に開設する避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は、可能な限り、これに協力するものとする。

（開設期間）

第6条 乙の施設において避難所を開設する期間（以下この条において「開設期間」という。）は、災害の発生の日から7日以内とする。ただし、当該災害の状況により開設期間を延長する必要があると認めるときは、甲は、乙に対し、避難所開設期間延長申出書（別記様式第3号）により、開設期間の延長を申し出るものとする。

2 乙は、前項の規定による申出があったときは、速やかに、甲に対し、開設期間の延長を認めるか否かを回答するものとする。

（早期閉鎖の努力）

第7条 甲は、乙が、乙の施設における教育活動を早期に再開することができるよう配慮するとともに、乙の施設に開設した避難所を早期に閉鎖するよう努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、乙の施設に開設した避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届出書（別記様式第4号）を乙に提出するとともに、速やかに、避難所として使用した乙の施設を原状に回復して、乙に引き渡すものとする。

（費用負担）

第9条 乙の施設に開設する避難所の管理運営並びに前条の規定による原状回復及び引渡しに要する費用は、甲の負担とする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更したときも、同様とする。

（有効期間）

第11条 この覚書の有効期間は、平成31年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更

新するものとし、以後この例による。

(疑義等の決定)

第12条 この覚書に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 伊 木 隆 司

乙 鳥取県米子市二本木316番地1  
学校法人米子永島学園 米子松蔭高等学校  
校長 長 崎 成 輝

## 災害時における避難所としての学校施設の使用に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と鳥取県立米子東高等学校（以下「乙」という。）とは、甲の区域内に災害が発生し、又発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の4第1項の指定緊急避難場所をいう。）又は指定避難所（法第49条の7第1項の指定避難所をいう。）（以下「避難所」と総称する。）としての乙の施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲は、避難所として乙の施設を使用することができるものとし、その使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（指定の同意等）

第2条 甲は、法第49条の4又は第49条の7の規定により乙の施設を避難所として指定しようとするときは、あらかじめ、乙と協議するものとする。

2 乙は、前項の規定による協議の結果、甲が乙の施設を避難所として指定することに同意したときは、甲に対し、避難所指定同意書（別記様式第1号）を提出するものとする。

3 甲は、法第49条の4又は第49条の7の規定により乙の施設を避難所として指定したときは、その旨を市民に周知するものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙の施設（乙が指定する場所に限る。次条第4項及び第5項を除き、以下同じ。）に、避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定により避難所を開設しようとするときは、あらかじめ、避難所開設通知書（別記様式第2号）によりその旨を乙に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に避難所を開設する必要があるときは、甲は、同項の規定による通知をしないで、乙の施設に避難所を開設することができるものとする。

3 甲は、前項の規定により避難所を開設したときは、速やかに、その旨を乙に連絡した上で、避難所開設通知書（別記様式第2号）を乙に提出するものとする。

4 乙は、甲により避難所が開設される前に乙の施設に避難している者がいるときは、その旨を甲に通報するものとする。

5 甲は、前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、甲の職員を乙の施設に派遣するものとする。

（避難所の管理運営）

第5条 乙の施設に開設する避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は、可能な限り、これに協力するものとする。

（開設期間）

第6条 乙の施設において避難所を開設する期間（以下この条において「開設期間」という。）は、災害の発生の日から7日以内とする。ただし、当該災害の状況により開設期間を延長する必要があると認めるときは、甲は、乙に対し、避難所開設期間延長申出書（別記様式第3号）により、開設期間の延長を申し出るものとする。

2 乙は、前項の規定による申出があったときは、速やかに、甲に対し、開設期間の延長を認めるか否かを回答するものとする。

（早期閉鎖の努力）

第7条 甲は、乙が、乙の施設における教育活動を早期に再開することができるよう配慮するとともに、乙の施設に開設した避難所を早期に閉鎖するよう努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、乙の施設に開設した避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届出書（別記様式第4号）を乙に提出するとともに、速やかに、避難所として使用した乙の施設を原状に回復して、乙に引き渡すものとする。

（費用負担）

第9条 乙の施設に開設する避難所の管理運営並びに前条の規定による原状回復及び引渡しに要する費用は、甲の負担とする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更したときも、同様とする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成31年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。



(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 伊 木 隆 司

乙 鳥取県米子市勝田町1番地  
鳥取県立米子東高等学校  
校長 田 中 宏

\*同様の協定を次の高等学校と締結しています。

締結先法人名	締結日
鳥取県立米子西高等学校	H 3 1 . 4 . 1
鳥取県立米子南高等学校	H 3 1 . 4 . 1
鳥取県立米子高等学校	H 3 1 . 4 . 1
鳥取県立米子工業高等学校	H 3 1 . 4 . 1
鳥取県立米子白鳳高等学校	H 3 1 . 4 . 1

## 災害に係る情報発信等に関する協定

米子市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、米子市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、米子市が米子市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ米子市の行政機能の低下を軽減させるため、米子市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、米子市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、米子市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、米子市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 米子市が、米子市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 米子市が、米子市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 米子市が、災害発生時の米子市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 米子市が、米子市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 米子市が、米子市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 米子市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、米子市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく米子市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、米子市から提供を受ける情報について、米子市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、米子市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間

自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、米子市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、米子市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年10月1日

米子市：鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 伊 木 隆 司

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川 邊 健 太 郎

## 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県電業協会西部支部（以下「乙」という。）とは、米子市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における乙による甲に対する応急対策業務の協力（以下単に「協力」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して協力することにより、甲の公共施設（以下単に「公共施設」という。）の機能の確保等及び住民の円滑な救助の遂行に寄与することを目的とする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める協力に係る事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときに発効する。

### （応急対策業務の内容）

第3条 この協定により甲が乙に協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の漏電及び漏電による火災の防止のための応急措置作業
- (2) 公共施設の機能の確保等の緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (3) 緊急を要する電気設備の調達
- (4) 住民の安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

### （要請の方法）

第4条 甲は、協力の要請を行うに当たっては、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、電話等により乙に要請し、その後速やかに乙に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする応急対策業務の内容
- (2) 応急対策業務を必要とする日時及び場所
- (3) 応急対策業務に必要な人員の数
- (4) 準備を要する電気工事設備等の内容

### （協力の体制の整備）

第5条 乙は、乙の会員事業者（以下単に「会員事業者」という。）との調整等により協力の体制を構築するとともに、甲から協力の要請を受けたときは、会員事業者への指示等により、優先してその要請事項を実施するための措置を採るものとする。

### （応急対策業務の報告）

第6条 乙は、甲の要請により応急対策業務に従事したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、口頭又は電話等により甲に報告し、その後速やかに甲に書面を提出するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施内容及び実施場所
- (2) 応急対策業務に従事した人員の数及び実施した期間
- (3) 使用した電気工事設備等の種類及び数量
- (4) 応急対策業務の実施前後の状況が分かる写真
- (5) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

### （経費の負担）

第7条 協力に要する経費は、甲の負担とする。ただし、法令、契約その他の規程（以下この条において「法令等」という。）により乙が負担すべきもの及び法令等に基づき国、地方公共団体又は公共的団体において行われる補助若しくは助成又は補償の対象となるものについては、この限りでない。

### （連絡体制）

第8条 乙は、甲の要請に速やかに対応することができる連絡網等の内部連絡体制を整備するとともに、会員事業者の名簿及び連絡体制図を甲へ提出するものとする。当該名簿及び連絡体制図に変更があったときも、同様とする。

### （連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも、同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年1月8日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 伊 木 隆 司

乙 鳥取県米子市旗ヶ崎七丁目13番12号  
一般社団法人鳥取県電業協会西部支部  
支部長 金 山 福 雄

## 災害時等における避難所等としての施設の使用に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と学校法人柳心学園（以下「乙」という。）とは、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等における指定緊急避難場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の4第1項の指定緊急避難場所をいう。）、指定避難所（法第49条の7第1項の指定避難所をいう。）（以下「避難所」と総称する。）等として乙が運営する米子自動車学校内の施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等（以下「災害時等」という。）において、甲は、避難所等として乙が運営する米子自動車学校内の施設（以下単に「乙の施設」という。）を使用することができるものとし、その使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （指定の同意等）

第2条 甲は、法第49条の4又は第49条の7の規定により乙の施設を避難所として指定しようとするときは、あらかじめ、乙と協議するものとする。

2 乙は、前項の規定による協議の結果、甲が乙の施設を避難所として指定することに同意したときは、甲に対し、避難所指定同意書（別記様式第1号）を提出するものとする。

3 甲は、法第49条の4又は第49条の7の規定により乙の施設を避難所として指定したときは、その旨を市民に周知するものとする。

### （避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙の施設（乙が指定する場所に限る。次条第4項及び第5項を除き、以下同じ。）に、避難所を開設することができる。

### （開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定により避難所を開設しようとするときは、あらかじめ、避難所開設通知書（別記様式第2号）によりその旨を乙に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に避難所を開設する必要があるときは、甲は、同項の規定による通知をしないで、乙の施設に避難所を開設することができるものとする。

3 甲は、前項の規定により避難所を開設したときは、速やかに、その旨を乙に連絡した上で、避難所開設通知書（別記様式第2号）を乙に提出するものとする。

4 乙は、甲により避難所が開設される前に乙の施設に避難している者がいるときは、その旨を甲に通報するものとする。

5 甲は、前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、甲の職員を乙の施設に派遣するものとする。

### （避難所の管理運営）

第5条 乙の施設に開設する避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は、可能な限り、これに協力するものとする。

### （開設期間）

第6条 乙の施設において避難所を開設する期間（以下この条において「開設期間」という。）は、災害の発生の日から7日以内とする。ただし、当該災害の状況により開設期間を延長する必要があると認めるときは、甲は、乙に対し、避難所開設期間延長申出書（別記様式第3号）により、開設期間の延長を申し出るものとする。

2 乙は、前項の規定による申出があったときは、速やかに、甲に対し、開設期間の延長を認めるか否かを回答するものとする。

### （早期閉鎖の努力）

第7条 甲は、乙が、乙の施設における教育活動を早期に再開することができるよう配慮するとともに、乙の施設に開設した避難所を早期に閉鎖するよう努めるものとする。

### （避難所の閉鎖）

第8条 甲は、乙の施設に開設した避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届出書（別記様式第4号）を乙に提出するとともに、速やかに、避難所として使用した乙の施設を原状に回復して、乙に引き渡すものとする。

### （訓練の協力）

第9条 乙は、甲が災害時を想定した緊急車両の走行訓練を行うときは、乙の業務に支障のない範囲内で校内コースを甲に貸出し、甲の訓練の実施に協力するものとする。

2 前項の場合において、甲は乙に施設の使用料（次項において「使用料」という。）を支払うものとする。

3 前項の使用料の額は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

### （費用負担）

第10条 乙の施設に開設する避難所の管理運営並びに第8条の規定による原状回復及び引渡しに要する費用は、甲の負担とする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更したときも、同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を有するものとする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月19日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 伊 木 隆 司

乙 鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目15番1号  
学校法人柳心学園  
理事長 柳 谷 由 里

## 災害等の発生時における要配慮者の緊急受入に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と社会医療法人仁厚会（以下「乙」という。）とは、甲の区域において地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における乙による要配慮者（災害等の発生時において支援が必要な高齢者、障がい者等をいう。以下同じ。）の緊急的な受入（以下「緊急受入」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害等の発生時に、乙が甲の区域内に設置する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所専用施設、地域密着型サービス施設、障害者支援施設等において、緊急受入を実施するために必要な事項を定めるものとする。

## （緊急受入の要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において、米子市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要配慮者について、二次的な避難が必要と判断したときは、乙に対し、緊急受入を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の規定による緊急受入の要請を受けたときは、第7条第1項の規定による協議の結果に基づき、可能な範囲で当該要請に応ずるものとする。

## （緊急受入の施設）

第3条 緊急受入を実施する施設は、別表に掲げる施設とする。

## （緊急受入の期間）

第4条 緊急受入れを実施する期間は、原則として、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、当該災害等が大規模である等の特別の事情により緊急受入を継続する必要があると認められる場合は、甲、乙協議の上、当該期間を延長することができるものとする。

## （費用の負担）

第5条 緊急受入の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

## （要請の手続）

第6条 甲は、第2条第1項の規定により緊急受入を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、当該書面を提出する時間的余裕がない場合は、口頭により要請し、後日、当該書面を送付するものとする。

- (1) 当該緊急受入に係る要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 前号の要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 当該緊急受入を実施する期間

## （受入可能人数等に係る協議）

第7条 甲及び乙は、この協定の締結後、別表に掲げる施設ごとに、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 受け入れることができる要配慮者の人数
- (2) 要配慮者への支援方法
- (3) 緊急受入に必要な物資の備蓄、調達等

2 甲及び乙は、毎年度当初に、前項各号に掲げる事項について確認するものとする。

## （連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するもの

とする。当該連絡責任者を変更したときも、同様とする。

## （協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

## （疑義等の決定）

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定



めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月29日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 伊 木 隆 司

乙 鳥取県倉吉市山根43番地  
社会医療法人仁厚会  
理事長 藤 井 一 博

## 災害等の発生時における要配慮者の緊急受入に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と社会医療法人同愛会（以下「乙」という。）とは、甲の区域において地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における乙による要配慮者（災害等の発生時において支援が必要な高齢者、障がい者等をいう。以下同じ。）の緊急的な受入（以下「緊急受入」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害等の発生時に、乙が甲の区域内に設置する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所専用施設、地域密着型サービス施設、障害者支援施設等において、緊急受入を実施するために必要な事項を定めるものとする。

## （緊急受入の要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において、米子市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要配慮者について、二次的な避難が必要と判断したときは、乙に対し、緊急受入を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の規定による緊急受入の要請を受けたときは、第7条第1項の規定による協議の結果に基づき、可能な範囲で当該要請に応ずるものとする。

## （緊急受入の施設）

第3条 緊急受入を実施する施設は、別表に掲げる施設とする。

## （緊急受入の期間）

第4条 緊急受入を実施する期間は、原則として、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、当該災害等が大規模である等の特別の事情により緊急受入を継続する必要があると認められる場合は、甲、乙協議の上、当該期間を延長することができるものとする。

## （費用の負担）

第5条 緊急受入の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

## （要請の手続）

第6条 甲は、第2条第1項の規定により緊急受入を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、当該書面を提出する時間的余裕がない場合は、口頭により要請し、後日、当該書面を送付するものとする。

- (1) 当該緊急受入に係る要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 前号の要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 当該緊急受入を実施する期間

## （受入可能人数等に係る協議）

第7条 甲及び乙は、この協定の締結後、別表に掲げる施設ごとに、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 受け入れることができる要配慮者の人数
- (2) 要配慮者への支援方法
- (3) 緊急受入に必要な物資の備蓄、調達等

2 甲及び乙は、毎年度当初に、前項各号に掲げる事項について確認するものとする。

## （連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更したときも、同様とする。

## （協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

## （疑義等の決定）

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定

めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月2日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 伊 木 隆 司

乙 鳥取県米子市新開四丁目11番13号  
社会医療法人同愛会  
理事長 石 部 裕 一

### 災害時における施設の利用に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と松江刑務所（以下「乙」という。）とは、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における乙が管理する施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の施設（その敷地を含む。以下同じ。）を避難所及び避難場所（以下「避難所等」という。）として利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### （対象施設）

第2条 甲が避難所等として利用することができる施設（以下「対象施設」という。）は、松江刑務所米子拘置支所とする。

#### （協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、対象施設の利用の協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請は、別に定める様式の国有財産使用許可申請書の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請をすることができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

#### （利用の承認）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの協力要請に基づき、対象施設の利用が必要と認めるときは、当該利用を承認するものとする。

2 前項の承認は、別に定める様式の国有財産使用許可書を甲に交付することにより行うものとする。ただし、当該様式を交付するいとまがないときは、口頭、電話等により当該利用を承認することができるものとし、後日速やかに書面を交付するものとする。

3 利用の承認を受けた対象施設に係る使用料は、無償とする。

#### （利用期間）

第5条 対象施設の利用期間は、甲の被害状況、乙の業務への影響等を考慮し、甲、乙協議の上、定めるものとする。

#### （返還）

第6条 甲は、対象施設の利用を終了する場合は、対象施設を原状に復し、乙の確認を受けた上で返還するものとする。

2 前項の規定に基づき原状に復するために要した費用は、甲の負担とする。

#### （避難所等の運営経費等）

第7条 避難所等の運営経費は、全て甲の負担とし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

#### （避難した地域住民等の事故等の責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所等の運営に起因する事故等の責任を負わないものとする。

#### （防災訓練への協力）

第9条 乙は、甲、自主防災組織等が行う防災訓練に可能な範囲で協力するものとする。

#### （連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも、同様とする。

#### （疑義等の決定）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月31日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 伊 木 隆 司

乙 島根県松江市西川津町67番地  
松江刑務所  
所長 平 井 良 樹

## 災害時における協力に関する協定

米子市（以下「甲」という。）とファミリーイナダ株式会社（以下「乙」という。）とは、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所等として乙が運営するシャトー・おだか内の施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が、甲に対して必要な協力を行うことにより、甲による円滑な救助の遂行に寄与することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める協力を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害対策本部を設置していない場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、前項の規定に準じて協力を要請することができる。

### （協力の内容）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、原則として当該災害の発生の日から7日を限度として、次に掲げる協力を行うものとする。ただし、当該協力は、乙の業務に支障を来さない範囲で行うものとする。

- (1) 屋内外における避難場所の提供
- (2) 浴場を開放しての入浴の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙において行うことができる協力

2 乙は、前条第2項の規定による要請があったときは、可能な限り、前項の規定に準じて協力を行うものとする。

### （経費の負担）

第4条 前条の規定による協力を要する経費は、甲の負担とする。ただし、法令、契約その他の規程（以下この条において「法令等」という。）により乙が負担すべきもの及び法令等に基づき国、地方公共団体又は公共的団体において行われる補助若しくは助成又は補償の対象となるものについては、この限りでない。

### （防災訓練への協力）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練にできる限り協力するものとする。

### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも、同様とする。

### （疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月11日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号  
ソーラ新大阪21 14階  
ファミリーイナダ株式会社  
代表取締役会長兼社長

## 災害時における協力に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と皆生温泉旅館組合（以下「乙」という。）とは、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所等として乙に加盟する旅館、ホテル等（以下「加盟旅館等」という。）の施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が、甲に対して必要な協力を行うことにより、甲による円滑な救助の遂行に寄与することを目的とする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める協力を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害対策本部を設置していない場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、前項の規定に準じて協力を要請することができる。

## （協力の内容）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、原則として当該災害の発生の日から7日を限度として、加盟旅館等において次に掲げる協力を行うものとする。ただし、当該協力は、加盟旅館等の業務に支障を来さない範囲で行うものとする。

(1) 屋内外における避難場所の提供

(2) 入浴の提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、加盟旅館等において行うことができる協力

2 乙は、前条第2項の規定による要請があったときは、可能な限り、前項の規定に準じて協力を行うものとする。

## （経費の負担）

第4条 前条の規定による協力を要する経費は、甲の負担とする。

## （職員の配置及び食糧等の提供）

第5条 甲は、避難者受け入れ施設へ職員を配置するとともに、避難者に対する食料や飲料水などの提供を行うものとする。

## （疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月27日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 伊木 隆司

乙 鳥取県米子市皆生温泉三丁目1番1号  
皆生温泉旅館組合  
組合長 柴野 清

## 災害時における協力に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における乙による甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が、甲に対して必要な協力を行うことにより、甲による円滑な救助の遂行に寄与することを目的とする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める協力を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害対策本部を設置していない場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、前項の規定に準じて協力を要請することができる。

## （協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、原則として災害の発生の日から7日（災害の発生のおそれがある場合には、甲、乙協議して定める期間）を限度として、次に掲げる協力を行うものとする。ただし、当該協力は、乙の業務に支障を来さない範囲で行うものとする。

- (1) 甲に対する日用品、作業用資機材その他の物資の提供
- (2) 地域住民等の施設の一時的な使用に対する協力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙において行うことができる協力

## （要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

## （運搬及び引渡し）

第5条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員等を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送することができない場合は、甲又は甲の指定する運送業者が乙の指定する場所において物資の確認の上、引渡しを受けるものとする。

## （施設の破損時の対応）

第6条 施設が第3条第2号の規定に基づき使用されたことにより生じた当該施設の破損（地震、洪水等の災害によるものを除く。）への対応については、甲、乙が協議するものとする。

## （事故等に対する責任）

第7条 乙は、地域住民等が第3条第2号の規定に基づき施設を使用したことに伴い生じた当該地域住民等の事故等に対する一切の責任を負わないものとする。

## （費用負担）

第8条 第3条第2号の規定に基づき使用する施設の管理運営並びに乙が供給した物資の代金及び乙が行った物資の運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

## （連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更したときも、同様とする。

## （有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。



(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年10月7日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号  
株式会社ナフコ  
代表取締役社長

## 総社市・米子市災害時相互応援協定書

総社市と米子市とは、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

## （協定の趣旨）

第1条 この協定は、総社市又は米子市のいずれかの区域内で災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における、相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

## （応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、総社市又は米子市の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

- （1）被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
- （2）食料・飲料水その他生活必需品などの物資及びそれらを提供するために必要な資機材の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）この協定に基づき実施する応急に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

## （応援の要請手続）

第3条 応援を要請する場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び集結場所
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

## （応援の実施）

第4条 総社市又は米子市は、応援の要請を受けた場合は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 総社市又は米子市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

## （連絡窓口）

第5条 総社市又は米子市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

## （指揮権）

第10条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

## （応援経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度両市協議して定めるものとする。

## （災害補償等）

第8条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

## （協定の期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、両市いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

## （その他）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年10月16日

岡山県総社市中央一丁目1番1号  
総社市  
市長

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
市長

## 災害発生時における米子市と日本郵便株式会社米子市内郵便局との協力に関する協定書

米子市(以下「甲」という。 )と日本郵便株式会社米子市内郵便局 (以下「乙」という。 )とは、米子市内に地震、風水害その他による災害が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

## (定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

## (協力要請)

第2条 甲及び乙は、米子市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急的な対応としての車両(甲の緊急車両及び乙の郵便配達用車両を除く。)、施設等の提供
- (2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うために必要な事項
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力することができる事項

## (協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

## (経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

## (情報の交換)

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

## (連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 米子市総務部防災安全課長
- 乙 日本郵便株式会社米子郵便局総務部長

## (協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議し決定する。

## (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による特段の申出がないときは、当該有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年10月9日

甲 米子市  
米子市長 伊 木 隆 司

乙 日本郵便株式会社米子市内郵便局

日本郵便株式会社  
伯耆地区連絡会地区統括局長  
尾高郵便局長 菅 田 秀 明

日本郵便株式会社  
米子郵便局長 垂 裕 久

## 災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と鳥取県立米子養護学校（以下「乙」という。）とは、甲の区域内において、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における要配慮者（災害等の発生時において支援が必要な高齢者、障がい者等をいう。以下同じ。）の緊急的な受入れ（以下「緊急受入れ」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲の区域内において災害等が発生した場合、甲が乙の管理する施設の一部を福祉避難所として開設し、要配慮者の緊急受入れを実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

## （利用対象者）

第2条 乙の管理する施設において、緊急受入れを行う対象者は、一般の避難所では生活が困難な要配慮者及びその介護者（家族等を含む。以下「要配慮者等」という。）とする。

## （福祉避難所としての指定の同意）

第3条 乙は、甲が乙の管理する施設の一部を福祉避難所として指定することに同意し、甲に対して同意書を提出するものとする。

## （福祉避難所として利用できる施設）

第4条 乙は、甲と協議の上、福祉避難所として利用できる施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

## （緊急受入れの要請）

第5条 甲は、災害等の発生時において、米子市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要配慮者等の二次的な避難が必要と判断したときは、乙に対して、緊急受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲から、前項の規定による要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （要請の手続）

第6条 甲は、前条第1項の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、当該書面を提出する時間的余裕がない場合は、口頭により要請し、その後速やかに当該書面を提出するものとする。福祉避難所を開設後、更に要配慮者等の緊急受入れを要請するときも同様とする。

- (1) 当該福祉避難所に避難させる要配慮者等の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 当該要配慮者の身元引受人（第11条において単に「身元引受人」という。）の氏名、連絡先等

（福祉避難所の運営）

第7条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとし、避難した要配慮者等の食料、生活用品等必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営について甲に可能な範囲で協力するものとする。

（開設の期間）

第8条 福祉避難所の開設期間は、原則として、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、当該災害等が大規模である等の特別の事情により期間を延長する必要があると認められる場合は、甲、乙協議の上、当該期間を延長することができるものとする。

（福祉避難所解消への努力）

第9条 甲は、福祉避難所を開設した場合は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所の終了）

第10条 甲は、乙の管理する施設について福祉避難所としての利用を終了する際は、乙にその旨を連絡するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

（個人情報の保護）

第11条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等及び身元引受人の個人情報を漏らしてはならない。

（費用の負担）

第12条 甲の要請により開設した福祉避難所の運営に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

（情報共有等）

第13条 甲及び乙は、平時から、本協定や防災に関して情報共有を図るものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

(疑義等の決定)

第15条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

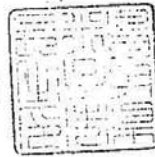
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月16日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市

米子市長 伊 木 隆 司



乙 鳥取県米子市蚊屋343番地

鳥取県立米子養護学校

校長 足 立 一 穂





### 災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と米子市（以下「乙」という。）とは、乙の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における指定緊急避難場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の4第1項の指定緊急避難場所をいう。）又は指定避難所（法第49条の7第1項の指定避難所をいう。）（以下「避難所」と総称する。）としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、乙が甲の所有する次に掲げる施設（以下「甲の施設」という。）を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

施設名	所在地
鳥取県立武道館	米子市両三柳3192番地14

#### （指定の同意等）

第2条 甲は、乙が甲の施設を避難所として指定することに同意し、乙に対し、避難所指定同意書（別記様式第1号）を提出するものとする。

2 乙は、法第49条の4又は第49条の7の規定により甲の施設を避難所として指定したときは、その旨を市民に周知するものとする。

#### （避難所の開設）

第3条 乙は、災害時において必要があると認めるときは、甲の施設を避難所として開設することができる。

#### （開設の通知）

第4条 乙は、前条の規定により甲の施設を避難所として開設しようとするときは、あらかじめ、避難所開設通知書（別記様式第2号）により甲に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に甲の施設を避難所として開設する必要があるときは、乙は、甲の施設の管理者（以下「施設管理者」という。）に口頭で申し出た上で、甲の施設を避難所として開設することができるものとする。

3 乙は、前項の規定により甲の施設を避難所として開設したときは、速やかに、その旨を甲に口頭で報告し、避難所開設通知書（別記様式第2号）を提出するものとする。

4 甲及び施設管理者は、乙により避難所が開設される前に甲の施設に避難している者があるときは、その旨を乙に通報するものとする。

5 乙は、前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、乙の職員を甲の施設に派遣するものとする。

#### （避難所の管理運営）

第5条 甲の施設に開設する避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲及び施設管理者は、避難所の管理運営について、乙に協力するものとする。

#### （開設期間）

第6条 甲の施設において避難所を開設する期間（以下この条において「開設期間」という。）は、災害の発生の日から7日以内とする。ただし、当該災害の状況により開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙は、甲に対し、避難所開設期間延長申

出書（別記様式第3号）により、開設期間の延長を申し出るものとする。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、速やかに、乙に対し、開設期間の延長を認めるか否かを回答するものとする。

（早期閉鎖の努力）

第7条 乙は、甲の施設の通常業務が早期に再開することができるよう配慮するとともに、開設した避難所を早期に閉鎖するよう努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 乙は、甲の施設に開設した避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届出書（別記様式第4号）を甲に提出するとともに、速やかに、避難所として使用した甲の施設を原状に回復して引き渡すものとする。

（費用負担）

第9条 甲の施設に開設する避難所の管理運営並びに前条の規定による原状回復及び引渡しに要する費用は、乙の負担とする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相互に通知するものとする。当該連絡責任者を変更したときも、同様とする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、令和2年12月1日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

（疑義等の決定）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

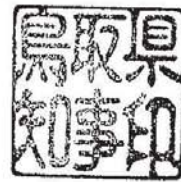
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月1日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

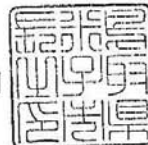
鳥取県知事 平井伸治



乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市

米子市長 伊木隆司



## 災害時における協力に関する協定

米子市（以下「甲」という。）と一般社団法人米子青年会議所（以下「乙」という。）とは、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が、甲に対して必要な協力を行うことにより、甲による円滑な救助の遂行に寄与することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める協力を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害対策本部を設置していない場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、前項の規定に準じて協力を要請することができる。

### （要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （協力の内容）

第4条 乙は、前条の要請に基づき、その組織及び機能等を最大限に活用し、必要に応じて米子市外を活動拠点とする青年会議所及び乙が加盟する団体（以下「関係機関」という。）と連携を図り、次に掲げる事項について、協力を行うものとする。

- (1) 被災地の状況とニーズの把握
- (2) 救援物資等の調達、募集及び受付
- (3) 前号の救援物資の仕分け、輸送及び供給
- (4) 専門的な知識や技能を活用した総合的な救援活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

2 前項に掲げる乙の活動に対し、甲は当該活動に必要な行政機関との連絡調整及び広報等の支援を行うものとする。

### （経費の負担）

第5条 前条の規定による協定に要する経費は、甲の負担とする。ただし、法令、契約その他の規程（以下この条において「法令等」という。）により乙が負担すべきもの及び法令等に基づき国、地方公共団体又は公共の団体において行われる補助若しくは助成又は補償の対象となるものについては、この限りでない。

### （情報交換）

第6条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

### （連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも、同様とする。

### （疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月 日

- 甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長
- 乙 鳥取県米子市道笑町一丁目3番地2階  
一般社団法人米子青年会議所  
理事長

## 災害時における協力に関する協定

米子市（以下「甲」という。）と鳥取県立喜多原学園（以下「乙」という。）とは、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所等として乙が管理する施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が、甲に対して必要な協力を行うことにより、甲による円滑な救助の遂行に寄与することを目的とする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める協力を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害対策本部を設置していない場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、前項の規定に準じて協力を要請することができる。

## （協力の内容）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、原則として当該災害の発生の日から7日を限度として、次に掲げる協力を行うものとする。ただし、当該協力は、乙の業務に支障を来さない範囲で行うものとする。

(1) 屋内外における避難場所の提供

(2) 前2号に掲げるもののほか、乙において行うことができる協力

2 乙は、前条第2項の規定による要請があったときは、可能な限り、前項の規定に準じて協力を行うものとする。

## （経費の負担）

第4条 前条の規定による協力を要する経費は、甲の負担とする。ただし、法令、契約その他の規程（以下この条において「法令等」という。）により乙が負担すべきもの及び法令等に基づき国、地方公共団体又は公共的団体において行われる補助若しくは助成又は補償の対象となるものについては、この限りでない。

## （連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも、同様とする。

## （疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和3年1月26日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 鳥取県米子市泉706  
鳥取県立喜多原学園  
園長

## 防災協力としての施設の使用の協力に関する協定

米子市（以下「甲」という。）と公益社団法人鳥取県西部医師会（以下「乙」という。）とは、甲への防災協力としての乙が管理する施設の使用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）及び平時の防災への備えにおいて、乙は、防災協力として乙の施設（その敷地を含む。以下同じ。）を甲が使用することについて協力するものとし、その使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象施設）

第2条 甲が使用することができる乙の施設は、鳥取県西部医師会館（以下「対象施設」という。）とする。

### （使用の目的）

第3条 対象施設は、次に掲げる場合に限り使用することができるものとする。

- (1) 備蓄及び支援に係る物資の保管場所として使用するとき。
- (2) 他機関等から派遣される応援職員の活動場所又は待機場所として使用するとき。
- (3) 市民及び職員の防災教育のために使用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害時及び平時の防災への備えにおいて必要な防災活動として使用するとき（甲、乙協議して定めるものに限る。）。

### （使用の依頼等）

第4条 甲は、前条の使用の目的があり、必要があると認めるときは、乙に対し、対象施設の使用についての協力を依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって依頼するいとまがないときは、電話等で依頼し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、甲から第1項の規定による依頼を受けた場合は、乙の業務に支障がない範囲内で、これを承諾するものとする。

### （使用の終了）

第5条 甲は、前条第3項の規定により承諾を受けた対象施設の使用を終了したときは、速やかに対象施設を原状に回復して、乙に引き渡すものとする。

### （経費の負担）

第6条 対象施設の使用は、無償とする。ただし、第3条の使用の目的のために必要な経費並びに前条の規定による原状回復及び引渡しに必要な経費は、甲の負担とする。

### （連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも、同様とする。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

### （疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月25日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 鳥取県米子市久米町136番地  
公益社団法人鳥取県西部医師会  
会長

## 災害時における物資集配拠点運営の協力に関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と服島運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における物資集配拠点運営の協力について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が、甲に対して必要な協力を行うことにより、甲による円滑な救助の遂行に寄与することを目的とする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める協力を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害対策本部を設置していない場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、前項の規定に準じて協力を要請することができる。

## （協力の内容）

第3条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項について乙に要請することができる。

- (1) 甲が設置する物資集配拠点の運営に必要な乙の資機材及び人材の提供
- (2) 救援物資の一時保管のための乙の倉庫施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙において行うことができる協力

## （要請の方法）

第4条 前条各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）は、協力要請書（以下「要請書」という。）（様式第1号）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

## （報告）

第5条 乙は、協力業務を実施したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を口頭により甲に報告し、その後、遅滞なく協力業務実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

## （費用負担）

第6条 第3条の規定による協力に要する経費は、甲の負担とする。ただし、法令、契約その他の規程（以下この条において「法令等」という。）により乙が負担すべきもの及び法令等に基づき国、地方公共団体又は公共的団体において行われる補助若しくは助成又は補償の対象となるものについては、この限りでない。

## （守秘義務）

第7条 甲及び乙は、協力業務を行う場合において知った相手方の秘密情報を、第三者に漏らしてはならない。

## （連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更したときも、同様とする。

## （有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

## （疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月5日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長

乙 鳥取県米子市和田町600番地  
服島運輸株式会社  
代表取締役社長



## 災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と社会福祉法人養和会（以下「乙」という。）とは、甲の区域において地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における乙による要配慮者（災害等の発生時において支援が必要な高齢者、障がい者等をいう。以下同じ。）の緊急的な受入れ（以下「緊急受入れ」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害等の発生時に、乙が甲の区域内に設置する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所施設、地域密着型サービス施設、障害者支援施設等において、緊急受入れを実施するために必要な事項を定めるものとする。

## （緊急受入れの要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において、米子市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要配慮者について、二次的な避難が必要と判断したときは、乙に対し、緊急受入れを要請することができる。

2 乙は、甲から前項の規定による緊急受入れの要請を受けたときは、第7条第1項の規定による協議の結果に基づき、可能な範囲で当該要請に応ずるものとする。

## （緊急受入れの施設）

第3条 緊急受入れを実施する施設は、別表に掲げる施設とする。

## （緊急受入れの期間）

第4条 緊急受入れを実施する期間は、原則として、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、当該災害等が大規模である等の特別の事情により緊急受入れを継続する必要があると認められる場合は、甲、乙協議の上、当該期間を延長することができる。

## （費用の負担）

第5条 緊急受入れの実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲、乙協議の上、別に定める。

## （要請の手続）

第6条 甲は、第2条第1項の規定により緊急受入れを要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、当該書面を提出する時間的な余裕がない場合は、口頭により要請し、後日、当該書面を送付するものとする。

- (1) 当該緊急受入れに係る要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 前号の要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 当該緊急受入れを実施する期間

## （受入れ可能人数等に係る協議）

第7条 甲及び乙は、この協定の締結後、別表に掲げる施設ごとに、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 受け入れることができる要配慮者の人数
- (2) 要配慮者への支援方法
- (3) 緊急受入れに必要な物資の備蓄、調達等

2 甲及び乙は、毎年度当初に、前項各号に掲げる事項について確認するものとする。

## （協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

## （疑義等の決定）

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年5月10日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市  
米子市長

乙 鳥取県米子市上後藤八丁目9番23号  
社会福祉法人養和会  
理事長

## 1-75 災害等発生時の対応に協力する団体等の登録制度要綱

### 1 目的

自然災害又は武力攻撃等の有事（以下「災害等」といいます。）が発生した場合は、市役所、消防、警察等の行政機関が被災者の支援、倒壊家屋等の撤去等を行います。行政機関の人的能力及び物的能力には限界があり、大規模な災害等になるほど、市民の皆様や各種団体等の協力が必要となってきます。

近年、市民の皆様や各種団体等におかれましては、自治会等を中心として自主防災組織の結成が進みつつあり、また、各種団体等からは、災害等が発生した際の支援の申出がいただけるなど、防災に関する意識が高まっている状況にあります。

そこで、災害等の発生時にその可能な範囲で支援を行うことができるとする団体等に、その支援の内容をあらかじめ市に登録していただく制度を設け、災害等の発生時にはその登録の内容に従い市から当該団体等に支援を要請することとし、被災者に対する支援等の充実を図ることとします。

### 2 登録対象団体等

米子市内に事務所又は活動拠点があり、災害等の発生時に、無償での人的支援又は物的支援（以下単に「支援」といいます。）を行うことができる団体等とします。ただし、近隣市町村に所在する団体等で市長が認めるものにあつては、この限りではありません。

※ 支援内容の参考例を別紙1に記載しています。

### 3 登録方法等

災害等対応協力団体等登録申出書（別紙2）を米子市総務部防災安全課へ提出してください。

### 4 支援の実施

(1) 登録していただいた団体等（以下「登録団体等」といいます。）に対し支援を要請する災害等は、米子市が対策本部又は警戒本部（以下単に「本部」といいます。）の設置を要する災害等とします。

ただし、本部の設置を要しない災害等においても、米子市において緊急に支

援を行う必要があると認めた場合は、支援を要請することがあります。

- (2) 支援は、米子市からの要請に基づき実施していただきます。
- (3) 支援の実施に関する詳細な内容は、米子市と登録団体等の協議により、その都度決定します。
- (4) 支援の実施に伴い登録団体等（その構成員を含みます。）に損害が発生した場合は、米子市と当該登録団体等との協議の上、当該損害に対する措置を決定します。

## 5 登録の変更及び辞退

登録団体等は、登録した支援の内容を変更し、又は登録を辞退しようとする場合は、速やかに、災害等対応協力団体等（変更・辞退）届出書（別紙3）を米子市総務部防災安全課に提出してください。

また、市長は、登録団体等が、登録した支援の内容を実施することができなくなった場合又は本制度に協力いただく団体等としてふさわしくないと認められる場合には、その登録を取り消すことができるものとします。

## 6 その他

- (1) 災害等の発生時に「米子市災害ボランティアセンター」が開設された場合は、新たな支援の受入れは、同センターが行います。
- (2) 登録団体等については、その名称及び支援の内容（支援種別及び支援項目）を米子市ホームページ上で公表することとします。

## 7 実施期日

この制度は、平成19年8月23日から実施します。

## 2-1 米子市防災会議条例

### 米子市防災会議条例

(平成17年3月31日条例第186号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、米子市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 米子市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 米子市の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊第8普通科連隊に所属する自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 鳥取県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育委員会教育長
- (7) 水道局長
- (8) 消防団長
- (9) 鳥取県西部広域行政管理組合消防本部の消防職員のうちから市長が任命する者
- (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (11) 自主防災組織を構成するもの又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認めて任命する者

6 前項第10号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 12 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初にこの条例による改正後の米子市防災会議条例第 3 条第 5 項第 11 号に掲げる者として充てる米子市防災会議の委員の任期の末日は、同条第 6 項の規定にかかわらず平成 26 年 3 月 31 日とする。

## 2-2 米子市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市防災会議条例（平成17年米子市条例第186号）第5条の規定に基づき、米子市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理者の出席)

第2条 委員は、自らが防災会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、前項の規定により代理者を出席させようとするときは、あらかじめ、当該代理者の氏名その他必要な事項を会長に届け出なければならない。

(会議)

第3条 防災会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(専決処分)

第4条 防災会議を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

2 前項に定めるもののほか、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについては、会長において専決処分をすることができる。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び災害救助法（昭和22年法律第118号）並びにこれらに基づく政令等の改正に基づき、救助の程度、方法、期間等について、米子市地域防災計画を修正すること。

(2) 氏名、住所、電話番号等その他軽易な事項について、米子市地域防災計画を修正すること。

(3) 市の組織の改正に伴い、米子市地域防災計画を修正すること。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときには、これを次の会議に報告しなければならない。

(幹事)

第5条 防災会議の所掌事務の処理に当たり、委員を補佐する必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員が属する機関の職員のうちから、会長が任命する。

3 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、米子市総務部防災安全課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年4月26日から施行する。

## 2-3 米子市防災会議委員名簿

No.	機 関 名	職 名	所 在 地	電話番号	備 考
1	米子市	市 長	米子市加茂町1丁目1	22-7111	会 長
2	国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	所 長	倉吉市福庭町1-18	0858-26-6221	第1号委員
3	国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所	所 長	米子市古豊千678	27-5484	〃
4	第八管区海上保安本部境海上保安部	部 長	境港市昭和町9-1	42-2532	〃
5	陸上自衛隊第8普通科連隊	中隊長	米子市両三柳2603	29-2161	第2号委員
6	鳥取県西部総合事務所地域振興局	局 長	米子市鞆町1丁目160	34-6211	第3号委員
7	鳥取県米子警察署	署 長	米子市上福原1266-4	33-0110	第4号委員
8	米子市	副市長	米子市加茂町1丁目1	22-7111	第5号委員
9	米子市	総務部長	米子市加茂町1丁目1	22-7111	〃
10	米子市（女性委員）	福祉保健部長	米子市加茂町1丁目1	22-7111	〃
11	米子市教育委員会	教育長	米子市東町161-2	22-7111	第6号委員
12	米子市水道局	水道局長	米子市車尾南2丁目8-1	32-6112	第7号委員
13	米子市消防団	団 長	米子市加茂町1丁目1	22-7111	第8号委員
14	鳥取県西部広域行政管理組合米子消防署	署 長	米子市富士見町1丁目103-1	35-1957	第9号委員
15	（公社）鳥取県西部医師会	会 長	米子市久米町136	34-6251	第10号委員
16	西日本旅客鉄道(株)米子支社	支社長	米子市弥生町2	32-0255	〃
17	日本放送協会鳥取放送局	放送部長	鳥取市寺町100	0857-29-9202	〃
18	日本通運(株)米子支店	支店長	米子市流通町430-17	37-1200	〃
19	西日本電信電話株式会社鳥取支店	支店長	鳥取市湯所町二丁目258	38-5801	〃
20	中国電力ネットワーク(株)米子ネットワークセンター	所 長	米子市加茂町2丁目51	37-2602	〃
21	(株)山陰放送	執行役員 管理局長	米子市西福原1丁目1-71	33-2111	〃
22	米子瓦斯(株)	代表取締役	米子市旗ヶ崎2200	23-0111	〃
23	西日本高速道路（株）中国支社米子高速道路事務所	所 長	米子市赤井手962-2	27-2181	〃
24	自主防災組織構成員	代 表	自 宅	自 宅	第11号委員
25	(株)中海テレビ放送	代表取締役社長	米子市河崎610	29-2854	第12号委員
26	(福)米子市社会福祉協議会	会 長	米子市錦町1丁目139-3	23-5490	〃
27	米子市ボランティア協議会	会 長	米子市錦町1丁目139-3	23-5455	〃
28	米子市自治連合会	会 長	米子市加茂町1丁目1	22-7111	〃
29	米子市連合婦人会	副会長	自 宅	自 宅	〃
30	米子市民生児童委員協議会	会 長	自 宅	自 宅	〃



2-4 ○米子市災害対策本部編成表

部名(担当本部員)	班名	班長	班員	所掌事務
総務部 (総務部長)	本部総務班	○防災安全課長  職員課長  調査課長	防災安全課員  職員課員  調査課員	1 本部会議に関する事。 2 災害対策の総合企画に関する事。 3 災害対策本部の事務局に関する事。 4 防災会議に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 自衛隊への派遣要請に関する事。 7 民間団体等への応援要請に関する事。 8 指揮指令の伝達に関する事。 9 本部員の動員に関する事。 10 鳥取県災害対策本部への連絡に関する事。 11 防災行政無線に関する事。 12 各部間の協力援助、連絡調整に関する事。 13 避難指示等に関する事。 14 災害救助法第30条第1項の規定により市長が行うこととされた救助の実施に係る事務に関する事。 15 水難救護法に関する事。 16 被災者生活再建支援に関する事。 17 被害状況の取りまとめ及び記録に関する事。 18 被害状況の報告に関する事。 19 気象に関する情報の収集伝達に関する事。 20 備蓄保存食品及び物品に関する事。 21 飲料水の供給に関する事。 22 自動車以外の輸送力確保に関する事。 23 部内の連絡調整に関する事。 24 市消防団との連絡調整に関する事。 25 避難所の指定に関する事。 26 避難所運営の全体的決定に関する事。 27 避難所運営職員の配置に関する事。
	秘書報道班	秘書広報課長	秘書広報課員	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞い、視察に関する事。 3 市政記者室との連絡調整に関する事。 4 災害の広報に関する事。(市ホームページ、SNSによるもの)
	財務輸送班	○総務管財課長  財政課長	総務管財課員  財政課員	1 災害に関する予算その他財政措置に関する事。 2 市有財産の災害対策、被害調査及び応急対策に関する事。 3 応急仮設住宅建設用地の確保に関する事。 4 輸送用車両の調達及び配車計画に関する事。 5 輸送関係者の動員に関する事。 6 輸送機関への連絡及び輸送推進に関する事。 7 市有自動車の集中管理に関する事。 8 被災者救済用物資等の輸送に関する事。 9 要配慮者の移送に関する事。 10 被災者等に対する食糧等の運搬供給に関する事。 11 被災者及び災害応急対策従事者への給食の運搬、支給に関する事。
	電話対応班	○生活年金課長  選挙管理委員会事務局長  農業委員会事務局長  監査委員会事務局長	生活年金課員  選挙管理委員会事務局長  農業委員会事務局長  監査委員会事務局長	1 市民等からの問い合わせ、苦情等に関する処理及び担当班への処理依頼に関する事。
総務部 (会計管理者)	調達班	○会計課長 契約検査課長	会計課員 契約検査課員	1 救済用物資の調達に関する事。 2 炊き出し用副食の調達に関する事。 3 災害時に係る物品の納入に関する事。

総合政策部 (総合政策部長)	企画広報班 受援班	○総合政策課長 都市創造課長 情報政策課長 地域振興課長 交通政策課長	総合政策課員 都市創造課員 情報政策課員 地域振興課員 交通政策課員	1 災害の広報に関すること。(庁内連絡を含む。市ホームページ、SNSによるものを除く。) 2 報道機関への広報に関すること。 3 受援に係る総合調整に関すること。 4 災害ボランティアの受入れに関すること。
市民生活部 (市民生活部長)	救護処理班	○市民課長 保険課長	市民課員 保険課員	1 救護所の設置に関すること。 2 死傷病者の収容に関すること。 3 遺体の捜索に関する関係機関との連携に関すること。 4 遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。 5 被災者の世帯構成等の確認に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。
	被害調査班	○固定資産税課長 市民税課長 収税課長 人権政策課長 男女共同参画推進課長	固定資産税課員 市民税課員 収税課員 人権政策課員 男女共同参画推進課員	1 被害家屋の情報収集に関すること。 2 罹災証明に関すること。 3 災害情報の収集に関すること。 4 被災宅地危険度判定業務の補助に関すること。 5 他の部・班に属さない被害調査に関すること。 6 被災者の減免等の措置に関すること。
	清掃班	○クリーン推進課長 環境政策課長	クリーン推進課員 環境政策課員	1 被災地域の環境パトロールに関すること。 2 被災地域の廃棄物の収集及び処理に関すること。 3 廃棄物処理業者との連絡調整に関すること。 4 災害廃棄物の処理に関すること。 5 仮設トイレの調達・設置に関すること。
福祉保健部 (福祉保健部長)	医療防疫班	健康対策課長	健康対策課員	1 鳥取県西部医師会、鳥取県西部歯科医師会、医療機関、助産機関等との連絡調整に関すること。 2 医療関係者の動員に関すること。 3 医療班の編成に関すること。 4 応急医療資材の調達に関すること。 5 感染症患者等に対する措置、消毒等防疫に関すること。 6 医療機関及び衛生施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。 7 被災者の健康維持に関すること。 8 医療機関の食品等の確保状況の把握に関すること。 9 医療ボランティアの要請に関すること。
	援護班	○福祉政策課長 長寿社会課長 福祉課長 障がい者支援課長 子育て支援課長 こども相談課長	福祉政策課員 長寿社会課員 福祉課員 障がい者支援課員 子育て支援課員 こども相談課員	1 被災者援護の一般事務に関すること。 2 応急仮設住宅の管理及び収容者の選定に関すること。 3 救済用物資及び救援資金に関すること。 4 社会福祉施設や児童福祉施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。 5 被災者高齢者等の生活支援事業に関すること。 6 災害援護資金の貸付けに関すること。 7 母子・寡婦福祉資金の貸付けに関すること。 8 要配慮者の避難誘導に関すること。 9 福祉機関の食品等の確保状況の把握に関すること。 10 高齢者、障がい者等の災害直後の安否確認及び避難所等への収容に関すること。 11 保育、幼稚園児の避難及び安全送至に関すること。 12 災害ボランティアの受入に関すること。 13 避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援プランの策定に関すること。 14 福祉避難所の開設及び運営に関すること。

経済部 (経済部長)	商工観光班	○経済戦略課長  商工課長  観光課長	経済戦略課員  商工課員  観光課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業及び観光施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 被災商工業者の融資に関すること。</li> <li>3 災害に関連した失業者の対策に関すること。</li> <li>4 応急援助及び応急復旧に必要な労働力の供給に関すること。</li> <li>5 温泉施設等による入浴機会の確保に関すること。</li> <li>6 災害時における観光客の避難、救助等安全対策に関すること。</li> <li>7 その他応急商工対策に関すること。</li> </ol>
	農林水産班	○農林課長  水産振興室長  地籍調査課長	農林課員  水産振興室員  地籍調査課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物、畜産、水産関係の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 被災農家の営農指導に関すること。</li> <li>3 被災農家、魚家の融資等に関すること。</li> <li>4 農業機関との連絡調整に関すること。</li> <li>5 応急食料(備蓄保存食品を除く)及び炊出し用食糧(主食)の調達に関すること。</li> <li>6 家畜防疫に関すること。</li> <li>7 死亡獣畜の処理に関すること。</li> <li>8 その他の農業、畜産、水産、林業の応急対策に関すること。</li> <li>9 農地、農業用施設及び山林関係の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>10 農業用施設の応急措置に必要な資材等の調達に関すること。</li> <li>11 被災地籍の復元及び調査に関すること。</li> </ol>
都市整備部 (都市整備部長)	建設管理班	建設企画課長	建設企画課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木建設用資機材の調達、保管及び配給に関すること。</li> <li>2 米子自動車道、山陰自動車道、国道等の被害状況の把握に関すること。</li> <li>3 機械資機材の保有状況の把握に関すること。</li> <li>4 部内の連絡調整に関すること。</li> <li>5 被災者住宅再建支援に関すること。</li> </ol>
	土木都市施設班	○都市整備課長  道路整備課長	都市整備課員  道路整備課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょう、堤防等の公共土木施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 災害跡地障害物の除去及び整理に関すること。</li> <li>3 交通不能箇所の調査及び対策に関すること。</li> <li>4 建設機械等の配備計画に関すること。</li> <li>5 土木建設関係業者の動員に関すること。</li> <li>6 都市公園施設、緑地及び都市計画施設の災害対策、被害対策、被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>7 応急仮設住宅の建設用地(都市公園等)の確保に関すること。</li> <li>8 被災宅地危険度判定業務に関すること。</li> <li>9 その他の応急土木対策に関すること。</li> </ol>
	建築班	○営繕課長 建築相談課長 住宅政策課長	営繕課員 建築相談課員 住宅政策課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所、救護所、仮設住宅等の建築及び修繕に関すること。</li> <li>2 市営住宅及び市有建築物の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>3 災害救助法の規定による住宅の応急修理に関すること。</li> <li>4 公営住宅及び民間賃貸住宅の確保に関すること。</li> <li>5 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li>6 被災者住宅再建支援に関すること。</li> </ol>
下水道部 (下水道部長)	下水処理班	○施設課長  下水道営業課長	施設課長  下水道営業課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道建設業者の動員に関すること。</li> <li>2 下水道施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>3 雨水排水施設の管理に関すること。</li> <li>4 部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	下水工務班	○整備課長 下水道企画課長	整備課員 下水道企画課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道工事現場の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 下水道施設、工事現場の応急措置に関すること。</li> <li>3 農業集落排水施設の被害調査、災害対策及び応急措置に関すること。</li> </ol>

水道部 (水道事業管理者)	水道部総務班	○総務課長 計画課長	総務課員 計画課員	1 職員、応援者の配給及び待機場所に関する事。 2 応急措置に必要な資機材等の調達に関する事。 3 他都市の応援に関する事。 4 記録・報道に関する事。 5 部内の連絡調整に関する事。
	業務班	○営業課長 境港営業所長	営業課員 境港営業所員	1 水道施設の被害調査に関する事。 2 災害情報の収集及び車両等による広報に関する事。 3 飲料水等の供給に関する事。
	水道部工務班	○給水課長 施設課長	給水課員 施設課員	1 水道施設の災害対策及び応急措置に関する事。 2 臨時共用栓の設置に関する事。 3 工事業者の作業隊編成及び活動計画に関する事。
	施設班	○浄水課長 水質管理課長	浄水課員 水質管理課員	1 水源施設の被害調査、災害対策及び応急対策に関する事。 2 取水及び配水状況の伝達に関する事。
教育部 (教育委員会事務局長)	学校対策班	教育総務課長	教育総務課員	1 学校教育施設の災害対策、被害調査及び応急措置に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事。
	教育班	学校教育課長	学校教育課員	1 児童、生徒の避難に関する事。 2 被災児童生徒の調査及び援護に関する事。 3 学用品の確保及び配給に関する事。 4 被災児童、生徒の教育に関する事。 5 被災学校の児童、生徒の応急教育に関する事。 6 避難所の開設及び管理に関する事。 7 避難者の誘導収容に関する事。 8 避難収容者への指示伝達に関する事。
	社会教育班	○生涯学習課長 文化振興課長	生涯学習課員 文化振興課員	1 社会教育施設及び文化財の災害対策、被害調査及び応急対策に関する事。 2 公民館管内の緊急災害対策に関する事。 3 公民館管内の災害情報の連絡、収集に関する事。 4 避難所の開設及び管理に関する事。 5 避難者の誘導収容に関する事。 6 避難収容者への指示伝達に関する事。 7 災害時の文化財の保護に関する事。
	体育班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課員	1 体育施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関する事。 2 避難所の開設及び管理に関する事。 3 避難者の誘導収容に関する事。 4 避難収容者への指示伝達に関する事。
	給食班	学校給食課長	学校給食課員	1 学校給食センターの被害調査及び学校給食の応急対策に関する事。 2 炊き出しに関する事。 3 給食用燃料、器具等の調達整備に関する事。
淀江支所部 (淀江支所長)	淀江支所班	○地域生活課長 淀江振興課長	地域生活課員 淀江振興課員	1 支所管内の情報収集及び情報伝達に関する事。 ※ただし、各職員にあたっては「事務分担に基づいた本庁の主管課の災害時の所掌事務の補助」にあたることもでき、災害対応上不都合な事項があれば、総務部総務班が調整等を行う。
消防部 (消防団長)	消防班	消防副団長	消防団員	1 非常警備活動及び消防、水防活動に関する事。 2 救助、救出等救急業務及び人命救助に関する事。 3 消防、水防活動の状況調査及び報告に関する事。 4 水防資機材の保管、管理及び運用に関する事。 5 水害の警戒及び防衛現場活動に関する事。

※ 避難所運営については、災害の規模に応じて必要と認める場合は、避難所開設地区に居住している職員を配置するものとする。

※ 避難所運営にあたる職員については、全庁的に動員し対応するものとする。

※ 人員が各班のみで不足する場合は、所属部で対応し、所属部で対応が困難な場合は、他部に応援を求めるものとする。

※ ○印は、同一班に班長が複数いる場合に、取りまとめの中心となる者を表すものとする。

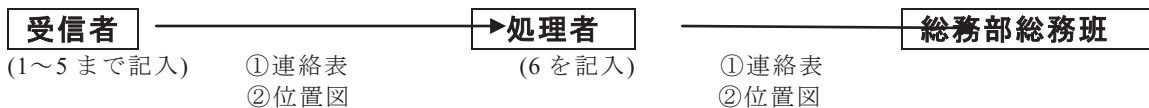
※ 部内局長等は、所管する課等に係る所属部の担当本部員を補佐するものとする。

被害情報等連絡表

部 班 №

1	被害状況覚知時間	月	日( )	午前・午後	時	分
2	確認(通報)者 住所  氏名   TEL					
3	受信者  部	班	氏名			
4	現地 【位置図】 [ゼンリン№ p , - ] ※位置図を添付すること  【場所】 町 丁目 番号 番地 付近					
5	確認(通報)内容					
6	処理状況(具体的に記入すること)  【処理者】 部 班 氏名					

【連絡表の流れ】



2-6 一般被害状況調

一般被害状況調 [ 速 報  
中 間 報 告  
確 定 報 告 ]

年 月 日 時 現在

人的被害	死者		人		
	行方不明		人		
	負傷者	重傷者	人		
		軽傷者	人		
		計	人		
住家の被害	棟数	全壊(焼・流)	棟		
		半壊(焼)	棟		
		一部破損	棟		
		床上浸水	棟		
		床下浸水	棟		
	世帯数	全壊(焼・流)	世帯	世帯	
			人員	人	
	及び	半壊(焼)	世帯	世帯	
			人員	人	
	被害人員	一部破損	世帯	世帯	
人員			人		
床上浸水		世帯	世帯		
		人員	人		
床下浸水	世帯	世帯			
	人員	人			
非住家の被害	倉庫、土蔵、車庫、納屋等		棟		
	官公署庁舎、病院等		棟		

備考1 内容の認定基準は、県へ報告する場合の認定基準による。

2 別紙により、町別被害状況表を添付すること。

2-7 市有財産被害状況調

市有財産被害状況調

} 速 報 告 告  
 中 間 報 告  
 確 定 報 告  
 年 月 日 時 現在  
 (単位：千円、㎡)

区分  施設名	建 物						土 地				そ の 他				合 計	
	全壊・全焼	半壊・半焼	一部破損	浸 水		計	流 失	埋 没	崩 壊	そ の 他	計					
				床 上	床 下											
	被害面積															
	被害金額															
	被害面積															
	被害金額															
	被害面積															
	被害金額															
	被害面積															
	被害金額															
	被害面積															
	被害金額															
	被害面積															
	被害金額															
	被害面積															
	被害金額															
合 計	被害面積															
	被害金額															

応急措置の概要

- 備考 1 施設名欄には、庁舎等具体的な施設名を記入すること。
- 2 区分欄のその他には、車両その他公有財産の具体的な名称を記入すること。
- 3 教育、農林水産、土木関係公共施設については、別に定める。

2-8 小中学校等被害状況調

小中学校等被害状況調

速  
中  
確  
間  
定  
報  
報  
告

報  
告  
年  
月  
日  
時  
現在

(単位：千円、㎡)

区分 施設名	建 物					土 地					その他	人 的 被 害			
	全壊・全焼・全流	半壊・半焼	一部破損	浸水	計	流失	埋没	崩壊	その他	計		名称	区分	死者	行方不明者
				床上							床下		名称		
被害面積												職員	人	人	人
	被害金額											児童生徒			
被害面積												職員			
	被害金額											児童生徒			
被害面積												職員			
	被害金額											児童生徒			
被害面積												職員			
	被害金額											児童生徒			
合 計	被害面積											職員			
	被害金額											児童生徒			

応急措置の概要

- 備考 1 被害区分、被害額等は、昭和27年8月30日付け文部省管理局長名通知文施助第317号によること。  
 2 その他の被害欄には、建物、土地以外の被害について、具体的に記入すること。



2-9 保育園等被害状況調

保育園等被害状況調

速  
中  
確

間  
定

報  
報

告  
告

年 月 日 時現在  
(単位：千円、㎡)

施設名	区分	建 物					土 地					その他	人 的 被 害				
		全壊・全焼・全流	半壊・半焼	一部破損	浸 水		計	流 失	埋 没	崩 壊	そ の 他		計	区分 名称	死 者	行方不明者	負 傷 者
					床 上	床 下											
	被害面積												職員	人	人	人	
	被害金額												児童 生徒				
	被害面積												職員				
	被害金額												児童 生徒				
	被害面積												職員				
	被害金額												児童 生徒				
	被害面積												職員				
	被害金額												児童 生徒				
合 計	被害面積												職員				
	被害金額												児童 生徒				

応急措置の概要

- 備考 1 被害区分、被害額等は、昭和27年8月30日付け文部省管理局長名通知文施助第317号によること。
- 2 その他の被害欄には、建物、土地以外の被害について、具体的に記入すること。

2-10 工業等被害状況調

工業等被害状況調

速  
中  
確

間  
定  
報

報  
告  
報  
告

年

月

日

時現在

(単位：件、千円)

種 別	区 分	建 物						機 械 設 備		製 品 ・ 原 材 料		そ の 他	
		全 壊 (焼・流)		半 壊 (焼)		一 部 破 損		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額						
工 業	食 料 品 製 造 業												
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業												
	繊 維 製 品 製 造 業												
	鉄 工 機 械 製 造 業												
	そ の 他 の 製 造 業												
	計												
	建 設 業												
	鉱 業												
	合 計												

応急措置の概要

2-11 商業等被害状況調

商業等被害状況調

速  
中  
確

間  
定  
報

報  
告  
告

年 月 日 時現在  
(単位：件、千円)

区 分  種 別	店 舗						商 品		そ の 他	
	全壊(焼・流)		半壊(焼)		一部破損		件数	金額	件数	金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
商 業										
運輸通信業										
電気ガス業										
サービス業										
合 計										

応急措置の概要

2-12 農林水産業施設被害状況調

農林水産業施設被害状況調

}
[
 速  
中  
確  
間  
定  
報  
告  
報  
告  
告

年 月 日 時現在

区分			被害状況			被害のうち補助対象となるもの		
			箇所	面積(ha)	金額(千円)	箇所	面積(ha)	金額(千円)
農地	田	流出・埋没						
		冠水						
	畑	流出・埋没						
		冠水						
	その他	流出・埋没						
		冠水						
	計							
農業用施設	頭首工							
	水路			m			m	
	農道			m			m	
	橋りょう			m			m	
	ため池			m			m	
	堤防			m			m	
	揚水機			機			機	
	農地保全施設							
	計			—			—	
林野関係	林地	崩壊地						
		地すべり地						
	施設	治山施設						
		林道		m			m	
		林産施設						
		苗畑施設						
計								
水産関係	漁港							
	漁具							
	水産施設	船舶	沈没					
			流出					
			破損					
	その他施設							
計								

応急措置の概要

2-13 農林水産物被害状況調

農林水産物被害状況調

速 報  
中 間 報 告  
確 定 報 告

年 月 日 時現在

区 分		被 害 状 況							
		数 量	面 積 ha	被 害 程 度 別		面 積 ha	減 収 量 %	被 害 額 千円	
				50%未満	50%以上				
農 作 物	水 陸 稲	流 失		ha	ha	ha	ha	%	千円
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他 計							
	麦 類	流 失							
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他 計							
	野 菜	流 失							
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他 計							
物	工芸作物								
	飼料作物								
	果 樹	梨							
		柿							
		そ の 他 計							
畜 産 等	牛								
	馬								
	豚								
	羊								
	鶏								
	畜 産 物								
	そ の 他 計								
貯蔵品・加工品									
林 産 物									
水 産 物	養 殖 物								
	そ の 他								
	計								
合 計									



2-15 公営企業関係被害状況調

公営企業関係被害状況調

速  
中  
確

間  
定

報  
報  
告  
告

年 月 日 時現在

事業名 事業

区 分		数 量	被 害 金 額 (千円)	
水道・工業水道事業	建 物	全 壊 (焼・流)	棟	
		半 壊 (焼・流)	棟	
		一部破損 (焼・流)	棟	
		浸水	床 上	棟
			床 下	棟
	水 道		か所	
	貯 水 池		か所	
	機 械 装 置		か所	
	そ の 他			
	合 計			

応急措置の概要

米子市から県に対する報告様式

(米子市第 報)

速報  
中間報  
確定報

年 月 日 時 分現在  
発信時刻 月 日 時 分  
発信者  
受信者

1 一般概況

(1) 災害の原因

(2) 災害発生の日時 月 日 時 分

(3) 災害発生場所又は地域

(4) 災害に対してとられた措置

ア 災害対策本部設置の状況 月 日 時 分設置

イ 米子市のとった主な応急措置の状況

ウ 応援要請又は職員派遣の状況

エ 災害救助法適用の状況

オ 避難の勧告、指示の状況

(ア) 開始（廃止） 月 日 時 分

(イ) 地区数

(ウ) 世帯数

(エ) 人員

(オ) 避難場所

カ 消防機関の活動状況

(ア) 出動（撤収）日時 月 日 時 分

(イ) 出動人員（消防職員 人、消防団員 人、計 人）

(ウ) 主な活動内容（使用した機材を含む。）

キ その他必要な事項



2 被害状況（総括）

№2  
( 年 月 日現在)

人	死者		人		そ	橋りょう	か所		
	行方不明		人			河川	か所		
	負傷者	重傷	人			港湾	か所		
		軽傷	人			砂防	か所		
住家	全壊		棟		の	清掃施設	か所		
			世帯			がけくずれ	か所		
			人			鉄道不通	か所		
	半壊		棟			被害船舶	隻		
			世帯			水道	戸		
			人			電話	回線		
	一部破損		棟			他	電気	戸	
			世帯				ガス	戸	
			人				ブロック塀等	か所	
	床上浸水		棟				空港	か所	
			世帯						
			人				火災発生	建物	件
床下浸水		棟		危険物	件				
		世帯		その他	件				
		人		津波の有無					
非住家	公共建物		棟		罹災者		罹災世帯数	世帯	
	その他		棟				罹災者数	人	
耕地	田	流失・埋没	ha		災害対策本部の設置状況		県		
		冠水	ha				米子市		
	畑	流失・埋没	ha		災害救助法適用の有無				
		冠水	ha						
その他	文教施設				消防職員・消防団員の出動状況		職員		
	病院				自衛隊の出動状況		団員		
	道路						隊員		
							機材		

(注) この報告は、市町村管理のものだけでなく当該市町村地域内の災害すべてを記入すること。

3 被害状況（部門別）

№3  
( 年 月 日現在)

項		目	単 位	数 量	金 額	被 害 内 訳	備 考
建 物 関 係 一 般	住 家	全 壊（焼・流）	棟		千円		
		半 壊（焼・流）	棟				
		一部破損（焼・流）	棟				
		床上浸水	棟				
		床下浸水	棟				
		小 計	棟				
	非 住 家	全壊（焼・流）	棟				
		半壊（焼・流）	棟				
		小 計	棟				
	合 計		棟				
	農 業 関 係 水 産 関 係	農 業	農地	ha			
農業用施設			か所				
農作物			ha				
家畜等			頭				
貯蔵品、加工品等			か所				
共同利用施設等			か所				
小 計							
林 産 関 係		林地	ha				
		林野施設	か所				
		林産物	本(t)				
		小 計					
水 産 関 係		漁港	か所				
		漁船	隻				
	魚具	こ					
	水産施設	か所					
	水産物	t					
	小 計						
合 計							

（表 面）

項 目

項 目	単 位	数 量	金 額	被 害 内 訳	備 考
土 木 関 係	河川	か所		千円	
	海岸	か所			
	砂防	か所			
	道路	か所			
	橋りょう	か所			
	港湾	か所			
	都市施設	か所			
	合 計				
厚 生 関 係	社会福祉施設	か所			
	児童福祉施設	か所			
	衛生施設	か所			
	水道施設	か所			
	合 計				
商 工 関 係	工業被害	か所			
	建設業被害	か所			
	鉱業被害	か所			
	商業被害	か所			
	その他の被害	か所			
	合 計				
文 教 関 係	小、中、高等学校	か所			
	幼稚園、保育所	か所			
	その他の施設	か所			
	合 計				
総 合 計					

- (注) 1 この報告には国、県工事に係る被害は含まない。  
 2 建物関係については、公営住宅分を( )で内書とする。  
 3 建物関係以外のものについては、市町村単独工事分を( )で内書とする。

(裏 面)

2-17 被害程度の認定基準

この計画における被害程度等の認定基準は、法令等に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

被害等の区分	基 準
1 人的被害	
(1) 死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
(2) 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
(3) 重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
(4) 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治癒できる見込みの者とする。
2 住家被害	
(1) 住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
(2) 全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損壊割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
(3) 半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損壊割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
(4) 一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
(5) 床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
(6) 床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
3 非住家被害	
(1) 非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
(2) 公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
(3) その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
(4) 非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
4 その他	
(1) 田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
(2) 田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
(3) 畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
(4) 文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

- (注)1 住宅被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。  
 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。  
 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害等の区分	基 準
--------	-----

(5) 道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
(6) 橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
(7) 河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川又はその他の河川及びこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設並びに沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
(8) 港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
(9) 砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
(10) 清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
(11) 鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
(12) 被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没して、航行不能になったもの、流失して所在が不明になったもの及び修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
(13) 電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
(14) 電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
(15) 水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
(16) ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
(17) ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
(18) 空港	空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項第3号に規定する施設とする。
(19) 罹災世帯	災害により全壊、半壊又は床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
(20) 罹災者	被災世帯の構成員とする。
5 被害金額等	
(1) 公立文教施設	公立の文教施設とする。
(2) 農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
(3) 公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
(4) その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、美術館、図書館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(5) 1～4の記載上の注意	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
(6) 公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
(7) 農産被害	農林水産業施設以外の農産被害（例 ビニールハウス、農作物等）
(8) 林産被害	農林水産業施設以外の林産被害（例 立木、苗木等）
被害等の区分	基 準
(9) 畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害（例 家畜、畜舎等）
(10) 水産被害	農林水産業施設以外の水産被害（例 のり、漁具、漁船等）

(11) 商工被害	建物以外の商工被害（例 工業原材料、商品、生産機械器具等）
6 その他	備考欄には災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

2-18 非常無線通信用紙

種 類	字 数	発 信 局	発 信 番 号	受 付 日 時 分	
				日	時 分
あて名				備 考	
電 話					
指 定		記 事			
通 信 文					20
					40
					60
					80
					100
					120
					140
					160
					180
					200
送 信			受 信		
相 手 局	終 了 日 時	自 局 担 当 者	相 手 局	終 了 日 時	自 局 担 当 者
局 名	日		局 名	日	
担 当 者	時 分		担 当 者	時 分	
送 達	使 送 電 話		日 時 分		
発 信 人	住 所 職 氏 名 ( 担 当 課 所 名 )		電 話		

2-19 広報文例

[例文 1] 高潮警報発令中での中海の水位が指定水位を超え上昇し、国土交通省出雲河川事務所が水防警報を発令し、相当な被害が予想される場合。  
~~■サイレン吹鳴4秒×2回~~

- こちらは、防災米子市です。
- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、警戒レベル4、〇〇地区、〇〇地区に避難指示~~勧告~~を発令しました。危険な場所から全員避難開始、危険な場所から全員避難開始。（繰り返し）
- 高潮による生命への危険性が高まっています。
- 〇〇地区、〇〇地区では危険な場所から速やかに全員避難を開始してください。
- 避難所は、〇〇公民館、〇〇公民館です。（繰り返し）
- 以上、防災米子市でした。

**[例文 2] 大雨洪水警報が発令中で、日野川（法勝寺川）の水位が水防団待機水位を超え上昇し、今後も水位が上昇する恐れがあるとき。**

- こちらは、防災米子市です。

現在、米子市に、大雨洪水警報が発出されており、日野川（法勝寺川）の水位も上昇中で、引き続き雨が降ることが予想されます。

今後の気象情報、降雨情報に十分注意をして下さい。

以上、防災米子市でした。

**[例文 3] 指定河川の水位が警戒水位を超え更に上昇中の場合水位の変化を住民に知らせるとき。**

- こちらは、防災米子市です。

日野川（法勝寺川）の水位の状況は、〇〇観測所でただいま氾濫注意水位を超え、〇、〇mとなっています。今後の気象情報、防災情報に十分注意をして下さい。

以上、防災米子市でした。

**[例文 4] 日野川（法勝寺川）の水位が氾濫注意水位を超え、なお、水位が上昇中で、避難判断水位に到達することが見込まれるとき。（~~高齢者等避難避難準備・高齢者等避難開始~~）**

- サイレン吹鳴4秒×2回
- こちらは、防災米子市です。
- 米子市からお知らせします。（状況により削除）
- 警戒レベル3、警戒レベル3。（状況により、冒頭に緊急放送、緊急放送と入れる）〇〇地区、〇〇地区に高齢者等避難避難準備・高齢者等避難開始情報を発令しました。（繰り返し）
- 日野川の水位が上昇しています
- 〇〇地区、〇〇地区の、高齢者の方等、避難に時間のかかる方は危険な場所から避難を開始してください。
- 開設する避難所は、〇〇公民館、〇〇公民館です。（繰り返し）
- 以上、防災米子市でした。

**[例文 5] 指定河川の水位が避難判断水位を超え、氾濫危険水位に達する見込みのとき。（避難指示避難勧告）**

- サイレン吹鳴4秒×2回
- こちらは、防災米子市です。
- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、警戒レベル4、〇〇地区、〇〇地区に避難指示避難勧告を発令しました。危険な場所から全員避難開始、危険な場所から全員避難開始。（繰り返し）
- 〇〇川の水位が上昇し、氾濫の危険が高まっています。
- 〇〇地区、〇〇地区では危険な場所から直ちに速やかに全員避難を開始してください。
- 避難所は、〇〇公民館、〇〇公民館です。（繰り返し）
- 以上、防災米子市でした。

~~—[例文 6] 指定河川の水位が氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあるとき。（避難指示）—~~

- サイレン吹鳴4秒×2回
- こちらは、防災米子市です。



~~■緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、警戒レベル4、〇〇地区、〇〇地区に避難指示を発令しました。直ちに全員避難、直ちに全員避難。（繰り返し）~~  
~~■〇〇川の水位が上昇し、氾濫の危険性が高まっています。~~  
~~■〇〇地区、〇〇地区では直ちに避難を完了してください。~~  
~~■避難所は、〇〇公民館、〇〇公民館です。~~  
~~（繰り返し）~~  
~~■以上、防災米子市でした。~~

**[例文 67] 土砂災害に対する注意を促す広報**

● こちらは、防災米子市です。  
 前日からの連続雨量が150mm（120mm～180mm）を超えています。土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害に対する注意が必要です。山鳴りや川の水のごり、小石の崩落などの前兆現象があれば、土砂災害の危険性がありますので注意して下さい。又、今後の気象情報、防災情報に十分注意して下さい。  
 以上、防災米子市でした。

**[例文 7] 土砂災害に対する高齢者等避難**

■ こちらは、防災米子市です。  
 ■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、警戒レベル4、〇〇地区、〇〇地区に高齢者等避難を発令しました。  
 ■ 土砂災害による生命への危険性が高まっています。  
 ■ 〇〇地区、〇〇地区の、高齢者の方等、避難に時間のかかる方は危険な場所から避難を開始してください。  
 ■ 避難所は、〇〇公民館、〇〇公民館です。  
 （繰り返し）  
 ■ 以上、防災米子市でした。

**[例文 8] 土砂災害に対する避難指示避難勧告**

■ サイレン吹鳴4秒×2回  
 ■ こちらは、防災米子市です。  
 ■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、警戒レベル4、〇〇地区、〇〇地区に避難指示避難勧告を発令しました。危険な場所から全員避難開始、危険な場所から全員避難開始。（繰り返し）  
 ■ 土砂災害による生命への危険性が高まっています。  
 ■ 〇〇地区、〇〇地区では危険な場所から速やかに全員避難を開始してください。  
 ■ 避難所は、〇〇公民館、〇〇公民館です。  
 （繰り返し）  
 ■ 以上、防災米子市でした。

**[例文 9] 被害の状況**

※ 情報の空白時間帯をつくらないう、1時間から2時間おきくらいに、防災行政無線、広報車等により伝達すること。  
 ※ 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに何回かに分けて、必要な事項を取捨選択すること。

● こちらは、防災米子市です。  
 これまでにわかった被害の状況をお知らせします。  
 なくなった方〇〇名、重傷の方は〇〇名です。  
 その内訳は、〇〇地区で〇〇名、〇〇地区で〇〇名です。  
 床下浸水又は床上浸水した家屋は〇〇棟です。  
 その内訳は、〇〇地区で〇〇棟、〇〇地区で〇〇棟です。  
 全壊又は半壊した家屋は、〇〇棟です。  
 その内訳は、〇〇地区で〇〇棟、〇〇地区で〇〇棟です。  
 詳しい情報は、最寄りの公民館等に直接お尋ねください。  
 出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。  
 ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)  
以上、防災米子市でした。

- こちらは、防災米子市です。  
自主防災組織の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って、直ちに行動を開始してください。  
また、住民の皆さんも自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)  
以上、防災米子市でした。

#### [例文 10] 被災者総合窓口の開設についての周知のための広報

- こちらは、防災米子市です。  
米子市災害対策本部から、被災者総合窓口の設置について、お知らせします。

被災者総合窓口は、市役所本庁舎1階に設置し、各部職員が各種相談に応じています。  
どんなことでも結構です。どうぞご利用ください。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

以上、防災米子市でした。

#### [例文 11] 安心情報の伝達

- こちらは、防災米子市です。  
米子市災害対策本部から、これまでにわかった安心情報について、お知らせします。
  - □□地区では、全壊（半壊）以上の被害はありませんでした。
  - 市立の保育所、小・中学校及び私立幼稚園の園児、児童・生徒、職員については、現在、全員無事との報告が入っています。なお、園児や児童・生徒などは、全員各施設で保護しております。
  - □□小学校では、数人のけが人が出ていますが、いずれも軽傷で、生命に別状ありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。
  - □□保育園、□□小学校の園児、児童は、全員無事に□□へ避難しています。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

以上、防災米子市でした。

#### [例文 12] 避難指示避難勧告の解除（河川の水位に関するもの）

- こちらは、防災米子市です。  
米子市災害対策本部から、**避難指示避難勧告**の解除についてお知らせします。  
□□地区に出されていた**避難指示避難勧告**については、水位が現在、氾濫注意水位を下回り、上流部の降水量及び水位上昇率の低下等を考慮し、災害対策本部において、今後の危険が解消されたものと判断し、解除します。  
ただし、被害の状況により、自宅へ帰れない方には、引き続き避難所を開設しておりますのでご利用ください。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

以上、防災米子市でした。

#### [例文 13] 避難指示避難勧告の解除（土砂災害に関するもの）

● こちらは、防災米子市です。  
米子市災害対策本部から、**避難指示避難勧告**の解除についてお知らせします。  
〇〇地区に出されていた**避難指示避難勧告**については、解除します。  
ただし、被害の状況により、自宅へ帰れない方には、引き続き避難所を開設しておりますのでご利用ください。  
降雨により地盤が緩んでいますので、土砂崩れの恐れがなくなり、安全が確認されるまで、引き続き注意をして下さい。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

以上、防災米子市でした。

**[例文 14] 道路状況と交通規制**

● こちらは、防災米子市です。  
米子市災害対策本部から、道路交通情報についてお知らせします。

現在、県内の道路は、浸水及び危険防止のため、国道9号線は、新日野橋付近のすべての車の通行が禁止されています。

次に、日野川、法勝寺川の堤防及び連絡する道路も全ての車の通行が禁止されています。  
ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。  
車での避難は水防、救急活動の障害になりますので、徒歩で避難して下さい。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

以上、防災米子市でした。

**[例文 15] 交通機関の運行状況**

● こちらは、防災米子市です。  
米子市水防対策本部から、交通機関の運行状況について、お知らせします。

現在、市内のJR、私鉄、バスなどは、大雨のため一部で運転を中止しております。  
運転を中止している路線については、各交通機関で線路などの点検を行っておりますが、まだ再開の見通しは立っておりません。  
今後の運転見通しや運行状況については、テレビやラジオの情報に注意してください。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

以上、防災米子市でした。

**[例文 16] 避難所の開設状況**

● こちらは、防災米子市です。  
米子市災害対策本部から、避難所の設置場所について、お知らせします。

市では、避難場所として、〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇公民館、……に避難所を開設しました。  
お困りの方は、直接最寄りの避難所へおいでください。  
なお、けがをされた方々のために、避難所には、(〇〇、〇〇に)救護所を開設しております。  
あわせてご利用ください。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

以上、防災米子市でした。

**[例文 17] 医療救護所の開設状況**

● こちらは、防災米子市です。  
米子市災害対策本部から、救護所の設置場所について、お知らせします。

市では、負傷された方々のために、〇〇〇、〇〇〇、……に臨時の医療救護所を開設しました。  
お困りの方は、直接避難所へおいください。  
自分たちで応急処置できないけがの方は、各医療救護所へ連れていってください。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

以上、防災米子市でした。

#### [例文 18] 応急給水の連絡

● こちらは、防災米子市です。  
米子市災害対策本部から、応急の給水について、お知らせします。  
  
現在、市内の〇〇町、〇〇町一帯は、水害のため、断水しております。  
市では、〇〇〇、〇〇〇……において、飲み水を配っておりますので、ポリ容器等を用意され、ご利用ください。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

以上、防災米子市でした。

#### [例文 19] 飲料水・食品等の供給状況

● こちらは、防災米子市です。  
米子市災害対策本部から、被災された方への飲料水・食品等の供給について、お知らせします。  
  
飲料水については、現在、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校、〇〇〇において、配っております。  
また、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校、〇〇〇に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食品・毛布等をお配りしています。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

以上、防災米子市でした。

#### [例文 20] 水道の復旧状況

● こちらは、防災米子市です。  
米子市災害対策本部から、水道の復旧状況について、お知らせします。  
  
現在、市内〇〇町、〇〇地区一帯で、断水していますが、(〇〇町、〇〇地区を除き) 〇〇日〇〇時ころには、復旧する見込みです。

繰り返してお知らせします。  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

以上、防災米子市でした。

- (注)1 防災行政無線による広報は、気象状況、被災状況に即した分かりやすい放送を実施する。  
2 警戒レベル3以上と判断される状況下において行う防災行政無線による広報は、緊急放送として実施する。  
3 緊急放送は、防災ラジオとの連携に必要なつき、市内一斉放送とし、その後、避難が必要と認められる地区に限定してサイレン吹鳴を伴った放送を行い、市民が緊急性を感じ効果的な避難行動がとれるよう注意喚起することとする。原則としてサイレン吹鳴を行った後に広報を行って注意喚起を実施することとする。なお、サイレン吹鳴の範囲は、安易に市内全域とはせず、避難が必要と認められる地区に限定して実施する等、市民が緊急性を感じ効果的な避難行動がとれるような運用を行うこととする。

種 別	校 区 別	設 置 場 所 名	所 在 地
親 局	就 将	米子市役所	加茂町1丁目1
屋 外 拡 声 子 局  (258256)	大篠津 (7)	大篠津畑	大篠津町1500-1
		灘浜公民館	大篠津町14
		大篠津公民館	大篠津町1619-1
		大篠津米子空港線脇	大篠津町338-1
		旭が丘公園	大篠津町4670-2
		美保学園先	大篠津町4557
		美保中学校	大篠津町3657-1
	和 田 (7)	下和田集会所	和田町2549-3
		和田小学校	和田町3271
		農協和田支所	和田町1779
		上和田末吉昇氏畑	和田町3675
		上和田安達優氏畑	和田町247-1
		植田共栄前	和田町1230-1
		和田地区福祉センター	和田町3688-6
	崎 津 (87)	崎津阿川昇氏畑	葭津1184-1
		葭津地区児童厚生体育施設	葭津406
		崎津葭津神社	葭津1736
		崎津公民館	大崎1444
		崎津3区集会所	大崎1810-3
		崎津2区	大崎1040-7
		崎津1区集会所	大崎2033-1
		市営富益住宅	大崎2275-144
	富 益 (9)	富益北口公民館	富益町290
		富益中集会所	富益町2388-1
		富益有放柱横	富益町60-1
		富益川上集会所	富益町1184-2
		弓ヶ浜中学校	富益町2070
		富益西新田集会所	富益町4570
		富益新田米川沿	富益町3845
		富益米子製鋼所裏	富益町104-3
		富益ミヨシ産業木材倉庫	富益町47-37
	夜 見 (8)	夜見樋口川沿遊園地	夜見町3049-16
		夜見矢倉俊夫氏田	夜見町1370-1
		夜見公民館	夜見町1679-11
		夜見森茂博氏山林	夜見町2586
		夜見足立仁志氏畑	夜見町2015
		夜見松本耕氏畑横	夜見町827-3
		夜見4区遊園地	夜見町182
		夜見石倉自動車前	夜見町3082-1
	彦 名 (10)	彦名斉鹿篤夫氏宅前	彦名町6061-1
		彦名11区公民館	彦名町6350-1
彦名9区墓地		彦名町5217	
彦名7区公民館		彦名町4261	
彦名小学校		彦名町4500-2	
彦名公民館		彦名町2850-2	
彦名灘尾澄氏畑		彦名町2471-1	
彦名湯浅研治氏駐車場		彦名町1465-1	
彦名上粟島団地1号公園		彦名町7642	
彦名児童遊園地		彦名町691	
河 崎 (5)		河崎勇建築横	河崎1092-1
	河崎グリーンハイツ公園	河崎3070-9	
	河崎団地2号公園	河崎1745-8	
	河崎児童集会所	河崎43ノ内	
	河崎小学校	河崎2677	

住吉 (12)	米子市内浜下水処理場	安倍 2 7 1 - 1
	安倍公民館近く墓地	安倍 6 7 0
	上後藤 2 区公民館	上後藤 5 丁目 2 1 6 - 7
	住吉小学校	旗ヶ崎 5 丁目 1 0 6 4 - 1
	上後藤 5 丁目後藤氏宅地	上後藤 5 丁目 2 2 9 - 6
	安倍公園	安倍 9 7 - 4 2
	住吉公民館	旗ヶ崎 7 丁目 1 7 - 3 0
	旗ヶ崎 2 区公民館	旗ヶ崎 4 丁目 7 7 3 - 6
	旗ヶ崎承水路沿 B	旗ヶ崎官有無番地
	旗ヶ崎公園	旗ヶ崎 2 丁目 1 1 4 - 1
	後藤ヶ丘中学校	上後藤 1 丁目 1 4 9 - 1
	旗ヶ崎承水路沿 A	旗ヶ崎官有無番地
	加茂 (10)	浜河崎集会所
三柳団地 2 号公園		両三柳 4 5 6 8 - 2 3 3
加茂 5 区西自治会館		両三柳 4 2 7 1 - 2
加茂小学校		両三柳 4 6 1 0
加茂 3 区公民館		両三柳 1 9 4 7
消防局裏公園		両三柳 5 4 7 3
フラワーペーカリー		両三柳 2 4 0 6 - 3
中筋公民館		両三柳 1 7 3 6 - 2
宮崎勇氏墓地		両三柳 3 8 2 - 1
三柳上谷公園		両三柳 5 0 1 5
義方 (7)	義方小学校	義方町 9 - 2 0
	西保育園	錦町 3 丁目 9 2 - 7
	三本松公園	三本松 4 丁目 4 7 5 6
	立町児童遊園地	立町 2 丁目 6 7 - 2
	角 3 公民館	角盤町 3 丁目 1 0 9
	米子市業漁業協同組合入口	灘町 1 丁目 1 1 9
	旗ヶ崎 1 区公民館前	旗ヶ崎 1 丁目 6 1 4 - 1
就将 (13)	湊山公園入口	西町 7 2 - 2
	湊山公園	西町 1 3 3 - 1
	湊山球場	久米町 6 3 - 1
	奥陰田公民館	陰田町 1 2 0 7 - 3
	就将公民館	大谷町 1 - 1
	旧米子女学園横	久米町 2 3 9 - 1
	錦海団地集会所	錦海町 1 丁目 1 0 - 5
	祇園町 2 丁目公民館	祇園町 2 丁目 3 3 - 5 4
	米子駅裏公園	目久美町 3 7 - 3
	大谷町公民館	大谷町 3 2 3
	陰田簡易遊園地	陰田町 6 4 9 - 6
	口陰田公民館	陰田町 7 4 6 - 6
	明治町公園	明治町 3 3 0
啓成 (11)	米原南公園	米原 3 丁目 1 7 5 3
	米子市民体育館	東山町 1 0 8 - 5
	啓成小学校	博労町 4 丁目 2 9 0
	日ノ出公園	日ノ出町 1 丁目 6 4 - 3
	啓成公民館	博労町 4 丁目 3 6 6 - 2
	錦児童遊園地	錦町 1 丁目 9 5 - 2
	朝日公園	尾高町 1 4 3
	富士見 2 号公園	富士見町 2 丁目 2 2
	東保育園	博労町 3 丁目 4 1
	米子東高等学校	勝田町 1
	博労町 1 区光西寺	博労町 1 丁目 4 6 - 1
明道 (9)	糺町児童遊園地	糺町 1 丁目 5 6
	米子市営万能町駐車場	道笑町 2 丁目 2 2 3
	道笑町 3 丁目公民館	道笑町 3 丁目 1 5 2 - 1 3
	昭和町美保テクノス駐車場	昭和町 3 1 - 1

	道笑町4丁目公民館	道笑町4丁目130-31
	長砂町ガスボンベ置場横	長砂町8-36
	明道小学校グラウンド	陽田町51-3
	長砂町公民館	長砂町497
	長砂町集会所	長砂町376-2
福米西 (6)	福米西坂口宏氏畑	西福原1550-1
	福米西宮崎秀雄氏駐車場	西福原1612-3
	新開東地内公園	新開2丁目1369-15
	福米西小学校	西福原8丁目1239
	福米公園	西福原6丁目944-4
	福米西上谷公民館	西福原7丁目1141
福米東 (10)	米原3区地内遊園地	米原9丁目780-40
	福米東公民館	西福原6丁目713-2
	米原2区嶋本幸夫氏宅地	米原7丁目478
	上場谷1・2区集会所	西福原1丁目180
	山地2区集会所	東福原8丁目1135-2
	山地公民館	東福原7丁目871-1
	米子北高等学校	米原6丁目560-5
	備中屋畳工場	東福原3丁目591-14
	西福原公園	西福原4丁目649-1
	前地公民館	東福原2丁目207
福生西 (6)	皆生海浜公園	皆生温泉4丁目1827-2
	福生西小学校	上福原5丁目4-1
	新田公民館	上福原6丁目1851-5
	皆生観光センター	皆生温泉3丁目1946-5
	福生西1区地内緑地	皆生新田1丁目101-4
	上福原北公園	皆生温泉4丁目1804-78
福生東 (10)	福生東小学校	皆生5丁目18-32
	伯耆農業共済組合	上福原658-1
	皆生市民プール	皆生温泉3丁目2547
	皆生新田東公園	皆生新田2丁目142
	市営住宅皆生団地	皆生5丁目237-1
	福生体育館	上福原2丁目939-1
	福生4区薬師堂前	上福原2丁目1019
	福生東3区倉敷敏成氏宅前	上福原1丁目463-2
	福生東10区集会所	上福原1320-13
	日野川桜つつみ	上福原136-1
車尾 (11)	車尾米川左岸緑地	車尾1丁目750-2
	中島公園	中島2丁目510
	米子市民球場	車尾707-3
	車尾公民館	車尾2丁目28-20
	王子製紙社宅公園	車尾7丁目1500
	車尾3区船本理容前	車尾5丁目260-5
	車尾1丁目	車尾509-1
	米子市水道局前	車尾328
	観音寺公民館前	観音寺官有無番地
	観音寺新町内公園	観音寺新町25
	観音寺法勝寺川沿	観音寺新町5丁目132東方約 15メートル先法面
	成実 (18)	美吉1区公民館
宗像橋横		宗像938-2
宗像ニュータウン		宗像53-55
宗像公民館		宗像269
奥谷公民館		奥谷591-3
奥谷公民館 グリーンヒルズ日原緑地		奥谷591-3 日原485-4

	日原 1 区 公民館	日原 8 7 4 - 2
	石井 要害公園	石井 1 1 2 0
	石井 公民館	石井 6 9 0
	奈喜良 公民館	奈喜良 4 3 9
	橋本 遊園地	橋本 8 4 2
	新山 戸川明氏宅	新山 1 1 0 6
	新山 県道 1 0 2 脇	新山 1 2 4 4
	新山 公民館	新山 1 1 8 8 - 7
	古市 公民館	古市 3 7 4 - 1
	古市 吉谷 消防車庫横	吉谷 2 3 9 - 2
	吉谷 公民館	吉谷 1 7 2 - 1
	吉谷 2 区 集会所	吉谷 6 6 0 - 9 6
尚 徳 (12)	キッズタウンさくら	兼久 6 0 7
	兼久 公民館	兼久 8 5 - 1
	尚徳 小学校	榎原 1 8 9 4 - 1
	青木 谷 集会所	永江 1 1 4 9
	青木 公民館 地先	青木 5 2 2 - 2
	実久 公民館	榎原 6 9 6
	榎大 谷 公民館 前	榎原 3 0 6 - 3
	榎原 グリーンハイツ 墓地	榎原 1 4 6 - 4 1
	大袋 公民館	大袋 2 7 3 - 5
	上安曇 集会所	上安曇 3 4 6 - 1 1
	別所 自治会館	別所 1 0 5 5 - 1
	下安曇 集会所	下安曇 1 4 4 - 1
<del>永 江 県 新</del> (2)	永江 公民館	永江 5 0 2 - 4
	永江 東 公園	永江 8 1
五 千 石 (7)	福市 9 区 つつじヶ丘 公園	福市 1 8 7 4
	福市 6 区 秀坂 神社	福市 7 6 8
	福市 3 区 大森 洋美氏 畑	福市 5 5 0 - 1
	福市 1 0 区 公民館	福市 1 8 4 0 - 1
	八幡 1 区 笹間 建材店	八幡 4 5 6 - 4
	五千石 公民館	八幡 7 0 5 - 2 1
	諏訪 4 区 電話 中継室 跡横	諏訪 2 1 6 - 1
春 日 (11)	ポリテク センター 米子 前	古豊千 5 2 3 - 2
	豊田 公民館	古豊千 2 8 6
	下新印 新印 神社	下新印 1 3 7 - 1
	赤井手 公民館	赤井手 3 9 6 - 1
	十日市 田後 勇身氏 宅前	古豊千 8 7 1 - 1
	春日 公民館	上新印 2 4 0 - 2
	上赤井手 地内 三角 緑地	下新印 6 4 3 - 6
	高島 公民館	高島 1 2 0
	東八幡 公民館	東八幡 2 6 7 - 4
	一部 貴布禰 神社	一部 2 3 3
水浜 公民館	水浜 1 7 - 1	
巖 (10)	二本木 福島 栄吉氏 宅	二本木 9 5 8 - 5
	箕 公民館	二本木 4 3 2 - 4
	二本木 大畑 神社	二本木 2 8 8
	吉岡 公民館 裏 開発 緑地	吉岡 7 2 - 2 9
	熊党 緑地	熊党 4 5 8
	巖 公民館	蚊屋 2 9 1 - 1
	今在家 公会堂	今在家 3 4 0 - 1 2
	浦津 公民館	浦津 2 2 1 - 1
	上蚊屋 公民館	蚊屋 1 0 - 1 1
津末 神社	浦津 5 0 - 7	
県 (8)	清水ヶ丘 開発 緑地	河岡 4 0 0 - 4 2
	河岡 公民館	河岡 5 2 7



	緑ヶ丘グリーンハイツ公園	河岡 2 5 6 - 5 9
	下福万隣保館	福万 1 9 9 - 1
	県公民館グラウンド	福万 3 6 7 - 1
	日下公民館	日下 2 9 8 - 1
	石州府公民館	石州府 4 2 7
	旧上福万公民館	福万 6 6 8 - 6
大 高 (11)	下泉公民館	泉 1 9 8 - 1
	下郷集会所	下郷 3 2 8 - 3
	下泉遊園地	泉 2 9 6
	上泉有線柱横	泉 6 2 4
	前田隣保館	尾高 1 4 2 4 - 7
	大高公民館	尾高 1 7 5 9 - 1
	岡成公民館	岡成 2 8 8 - 2
	石田消防車庫横	尾高 8 2 7 - 3
	城園ハイツ開発緑地	尾高 7 8 1 - 1 9
	ビラ大山ホテルペリエ横	泉 7 0 6 - 4 1 2
	ビラ大山管理事務所横	岡成 5 8 0 - 4
淀江 (20)	支所	西原 1 1 2 9 - 1
	今津	今津 3 4 5 - 3
	淀江漁港近く緑地	淀江 9 9 2 - 1 8
	9 区	西原 5 5 1 - 3
	海岸道路の緑地帯	西原 1 3 3 7 - 1 4 1
	大和保育所	中間 6 1 6 - 1
	佐陀新田	佐陀 1 3 5 3 - 3
	新田入口	佐陀 8 4 5 - 1
	佐陀 2 部	佐陀 7 5 2 - 2
	桜台	佐陀 3 2 2 - 2 2
	中間	小波 6 1 5
	福平	平岡 4 5 - 1
	福井送水ポンプ場	福井 4 0 4 - 1
	北尾	福岡 8 7 4 - 5
	宇田川保育所	中西尾 2 2 4 - 1
	稲吉	稲吉 3 0 8 - 1
	西尾原	西尾原 8 7 - 2
	本宮	本宮 3 4 9
	運動公園	西原 8 0 4
中央公民館	淀江 7 9 6	

番号	名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害								建築年月		耐震化
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月	
1	啓成小学校	米子市博労町4丁目290	4,965	827	(啓成地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S31他	8	○
			919	153	(啓成地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	H8	3	○
2	啓成公民館	米子市博労町4丁目364	440	73	(啓成地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	S58	3	○	
3	市民体育館 (どらドラパーク米子市民体育館)	米子市東山町106-4	6,490	1,081	(啓成地区)	●	●	×	○	○	×	○	○	○	S44	5	×	
4	東山体育館 (どらドラパーク米子東山体育館)	米子市東山町92	1,228	204	(啓成地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	H5	1	○	
5	東保育園	米子市博労町3丁目41	696	116	(啓成地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	S54	3	○	
6	米子市福祉保健総合センター	米子市錦町1丁目139-3	7,368	1,228	(啓成地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	H8	8	○	
7	中央隣保館	米子市富士見町50-1	502	83	(啓成地区)	●	●	○	○	○	×	○	○	○	S56	2	×	
8	富士見地区老人憩の家	米子市富士見町2丁目89	125	20	(啓成地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	H7	3	○	
9	米子市公会堂	米子市角盤町2丁目61	4,872	812	(啓成地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	S33	4	○	
10	鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町1番地	3,554	592	(啓成地区)	●	●	○	×	○	○	○	○	○	H28	6	○	
11	鳥取県立米子工業高等学校	米子市博労町四丁目220番地	1,447	241	(啓成地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	H23	1	○	
12	明道小学校	米子市陽田町74-2	4,300	716	(明道地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	S58他	3	○	
			981	163	(明道地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	S58	3	○	

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害								建築年月		耐震化	
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月		
13	明道公民館	米子市東町124	884	147	(明道地区)	●	●	△	○	○	×	○	○	○	○	○	S45	2	×
14	南保育園	米子市陽田町45	696	116	(明道地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S53	3	○
15	米子市営武道館	米子市鞆町1丁目202	1,498	249	(明道地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	S49	10	○	
16	鳥取県立米子南高等学校	米子市長砂町216番地	2,775	462	(明道地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	S43	3	○	
17	就将小学校	米子市愛宕町94	3,979	663	(就将地区)	●	●	△	×	○	○	○	○	○	○	S37他	7	○	
			1,006	167	(就将地区)	●	●	×	×	○	○	○	○	○	○	H23	2	○	
18	湊山中学校	米子市愛宕町84	3,968	661	(就将地区)	●	●	△	×	○	○	○	○	○	○	S40他	1	○	
			1,438	239	(就将地区)	●	●	×	×	○	○	○	○	○	○	H23他	2	○	
19	湊山体育館	米子市大谷町13	1,228	204	(就将地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	H3	8	○	
20	就将公民館	米子市大谷町1-1	396	66	(就将地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	S54	3	○	
21	米子市文化ホール	米子市末広町293	4,922	820	(就将地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	H3	8	○	
22	鳥取県立米子西高等学校	米子市大谷町200番地	3,043	507	(就将地区)	●	●	○	×	○	○	○	○	○	○	S62	3	○	

番号	名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害										建築年月		耐震化
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、 地滑り、 土石流及び	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月			
23	義方小学校	米子市義方町9-20	5,282	880	(義方地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S40 他	12	○	
			1,215	202	(義方地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H10	3	○	
24	義方公民館	米子市立町4丁目105-23	469	78	(義方地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S49	2	○		
25	西保育園	米子市錦町3丁目92-7	638	106	(義方地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S56	3	○		
26	ねむの木保育園	米子市錦町3丁目77	397	66	(義方地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S47	3	○		
27	住吉小学校	米子市旗ヶ崎5丁目17-1	5,139	856	(住吉地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S56 他	3	○		
			1,019	169	(住吉地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S58	3	○		
28	後藤ヶ丘中学校	米子市上後藤1丁目1-1	5,791	965	(住吉地区)	●	●	○	○	×	○	○	○	○	○	S50 他	5	○		
			1,846	307	(住吉地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S54 他	3	○		
29	住吉公民館	米子市旗ヶ崎7丁目17-30	557	92	(住吉地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S57	1	○		
30	住吉体育館	米子市旗ヶ崎7丁目17-36	1,052	175	(住吉地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S53	3	○		
31	車尾小学校	米子市車尾2丁目27-1	4,629	771	(車尾地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	S42 他	3	○		
			918	153	(車尾地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	H18	3	○		

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害										建築年月		耐震化
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月			
32	東山中学校	米子市車尾617	4,481	746	(車尾地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	S53他	10	○	
			1,335	222	(車尾地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S54他	2	○	
33	車尾公民館	米子市車尾2丁目28-20	431	71	(車尾地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	S62	3	○		
34	車尾児童館	米子市車尾2丁目28-21	158	26	(車尾地区)	●	●	×	○	○	×	○	○	○	○	S38	12	×		
35	鳥取県立皆生養護学校皆浜分校	米子市車尾4丁目17-9	1,124	187	(車尾地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	S45他	3	○		
			368	61	(車尾地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	S50	3	○		
36	加茂小学校	米子市両三柳4610	4,086	681	(加茂地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	S42他	7	○		
			919	153	(加茂地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	H12	3	○		
37	加茂中学校	米子市両三柳3883	4,656	776	(加茂地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S49他	3	○		
			1,236	206	(加茂地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S49他	12	○		
38	加茂公民館	米子市両三柳3292	567	94	(加茂地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	S58	3	○		
39	鳥取県立武道館	米子市両三柳3192-14	2,955	492	(加茂地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	H12	9	○		
40	河崎小学校	米子市河崎2677	2,866	477	(河崎地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S54他	3	○		
			725	120	(河崎地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S55	1	○		

番号	名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害										建築年月		耐震化
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月			
41	河崎公民館	米子市河崎2620	562	93	(河崎地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S55	3	○
42	加茂体育館	米子市河崎3270-2	1,264	210	(河崎地区)	●	●	×	○	○	×	○	○	○	○	○	S55	8	○	
43	福生東小学校	米子市皆生5丁目18-32	3,887	647	(福生東地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	S47他	3	○	
			1,214	202	(福生東地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	H25	2	○	
44	福生中学校	米子市上福原20	3,909	651	(福生東地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	S62	3	○	
			1,236	206	(福生東地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S62他	3	○	
45	福生体育館	米子市上福原2丁目1-10	1,228	204	(福生東地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	H2	3	○	
46	福生東公民館	米子市皆生4丁目8-35	565	94	(福生東地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	H3	3	○	
47	心身障害者福祉センター	米子市皆生新田2丁目10-1	894	149	(福生東地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S58	3	○	
48	福生西小学校	米子市上福原5丁目4-1	4,689	781	(福生西地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	H16	3	○	
			1,229	204	(福生西地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	H16	3	○	
49	福生西公民館	米子市上福原5丁目9-30	569	94	(福生西地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S63	3	○	
50	米子市観光センター	米子市皆生温泉3丁目1-1	1,610	268	(福生西地区)	●	●	△	○	○	○	×	○	○	○	○	S58	3	○	
51	福生東小学校	米子市上福原5丁目7-1	3,844	640	(福米東地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	S45他	3	○	

番号	名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害										建築年月		耐震化
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月			
51	福米東小学校	米子市米福原6丁目1-1	1,214	202	(福米東地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	H25		○	
52	福米体育館	米子市西福原6丁目1-14	1,228	204	(福米東地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S63	3	○	
53	福米東公民館	米子市西福原6丁目2-20	568	94	(福米東地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	S59	2	○	
54	米子市文化活動館	米子市東福原8丁目24-31	999	166	(福米東地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S57	2	○	
55	福米西小学校	米子市西福原8丁目16-62	3,902	650	(福米西地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	S53他	3	○	
			725	120	(福米西地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S54	3	○
56	福米中学校	米子市新開5丁目9-1	5,285	880	(福米西地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S61他	3	○	
			1,236	206	(福米西地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S61他	3	○
57	福米西公民館	米子市西福原8丁目17-15	567	94	(福米西地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	S56	3	○	
58	彦名小学校	米子市彦名町4500-2	2,507	417	(彦名地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S51他	3	○	
			532	88	(彦名地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S51	12	○
59	彦名公民館	米子市彦名町2850-2	562	93	(彦名地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S53	2	○	
60	弓ヶ浜体育館	米子市夜見町325-10	1,051	175	(彦名地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S60	3	○	
61	彦名保育園	米子市彦名町4500-36	470	78	(彦名地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S55	3	○	

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害										建築年月		耐震化
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、 地滑り、 土石流及び	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月			
62	弓ヶ浜小学校	米子市富益町1194	3,354	559	(富益地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S39 他	3	○	
			967	161	(富益地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H7	3	○	
63	夜見公民館	米子市夜見町1679-11	562	93	(夜見地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S52	3	○		
64	夜見保育園	米子市夜見町1679-8	475	79	(夜見地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	H29	11	○		
65	あかしや	米子市夜見町330-3	624	104	(夜見地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	H11	3	○		
66	弓ヶ浜中学校	米子市富益町2070	3,803	633	(富益地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S39 他	3	○		
			1,350	225	(富益地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S57 他	2	○		
67	富益公民館	米子市富益町788	562	93	(富益地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S51	3	○		
68	富益保育園	米子市富益町628	471	78	(富益地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S54	3	○		
69	川上集会所	米子市富益町1184-2	120	20	(富益地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S58	3	○		
70	上部集会所	米子市富益町1029-2	120	20	(富益地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S60	2	○		
71	富益中集会所	米子市富益町2388-1	119	19	(富益地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	H1	8	○		
72	富益下集会所	米子市富益町200	119	19	(富益地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S61	3	○		
73	富益地区福祉センター	米子市富益町63-21	122	20	(富益地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	H8	4	○		



番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害								建築年月		耐震化	
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月		
74	富益新田集会所	米子市富益町4438-1	103	17	(富益地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H15	1	○
75	崎津小学校	米子市大崎3244	2,501	416	(崎津地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S50 他	11	○
			585	97	(崎津地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S52	1	○
76	崎津公民館	米子市大崎1466-4	562	93	(崎津地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S49	3	○
77	美保中学校	米子市大篠津町3657-1	3,306	551	(大篠津地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S48 他	3	○
			1,340	223	(大篠津地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S55 他	2	○
78	崎津保育園	米子市大崎1444	471	78	(崎津地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S52	2	○
79	崎津地区福祉センター	米子市大崎1561	108	18	(崎津地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S60	3	○
80	崎津一区集会所	米子市大崎2033-1	120	20	(崎津地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S57	3	○
81	崎津二区集会所	米子市大崎973-2	120	20	(崎津地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S58	2	○
82	崎津三区集会所	米子市大崎1810-3	120	20	(崎津地区)	●	●	○	○	○	×	○	○	○	○	○	S56	3	×
83	崎津四区集会所	米子市大崎1560-1	120	20	(崎津地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S59	3	○
84	崎津六区集会所	米子市葭津407-2	195	32	(崎津地区)	●	●	○	○	○	×	○	○	○	○	○	S55	3	×
85	葭津地区農民研修施設	米子市葭津1691-1	120	20	(崎津地区)	●	●	○	○	○	×	○	○	○	○	○	S54	2	×

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害										建築年月		耐震化
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、 地滑り、 土石流及び	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象	年	月			
86	富益団地集会所（崎津七区集会所）	米子市富益町4412-72	120	20	（崎津地区）	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S63	3	○
87	大篠津小学校	米子市大篠津町190	2,333	388	（大篠津地区）	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S44 他	3	○
			585	97	（大篠津地区）	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S50	12	○
88	大篠津公民館	米子市大篠津町1619-1	552	92	（大篠津地区）	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S48	3	○	
89	大篠津地区児童体育施設	米子市大篠津町1921-4	545	90	（大篠津地区）	●	●	○	○	○	×	○	○	○	○	○	S56	8	×	
90	小鳩保育園	米子市大篠津町758	402	67	（大篠津地区）	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S63	3	○	
91	美保体育館	米子市大篠津町3657-7	1,228	204	（大篠津地区）	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S61	3	○	
92	大篠津地区福祉センター	米子市大篠津町561-1	154	25	（大篠津地区）	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S62	3	○	
93	御崎集会所	米子市大篠津町1846-2	120	20	（大篠津地区）	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S59	3	○	
94	灘浜集会所	米子市大篠津町14	120	20	（大篠津地区）	●	●	○	○	○	○	×	○	○	○	○	S57	3	○	
95	旭が丘集会所	米子市大篠津町4619	120	20	（大篠津地区）	●	●	○	○	○	×	○	○	○	○	○	S56	3	×	
96	米子市弓浜地域老人福祉センター	米子市大篠津町385-47	561	93	（大篠津地区）	●	●	○	○	○	○	×	○	○	○	○	H27	11	○	
97	和田小学校	米子市和田町3271	2,328	388	（和田地区）	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S53 他	1	○	
			585	97	（和田地区）	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S56	3	○	

番号	名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害										建築年月		耐震化
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月			
98	和田公民館	米子市和田町1829-1	552	92	(和田地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S50	3	○
99	和田地区福祉センター	米子市和田町3688-28	119	19	(和田地区)	●	●	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	H4	3	○
100	上和田集会所	米子市和田町3634-2	120	20	(和田地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S58	3	○
101	和田中央集会所	米子市和田町1090-3	120	20	(和田地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S60	2	○
102	和田荒神集会所	米子市和田町3279-5	119	19	(和田地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S62	3	○
103	下和田集会所	米子市和田町2549-3	119	19	(和田地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S59	3	○
104	五千石小学校	米子市諏訪1695	2,921	486	(五千石地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S56他	3	○
			725	120	(五千石地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S56	12
105	五千石公民館	米子市八幡705-21	532	88	(五千石地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S57	5	○
106	<u>米子市埋蔵文化財センター</u>	<u>米子市福市281</u>	<u>683</u>	<u>113</u>	<u>(五千石地区)</u>	<u>●</u>	<u>●</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>S43</u>	<u>3</u>	<u>○</u>
107	尚徳小学校	米子市榎原1897	3,349	558	(尚徳地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S62	3	○
			725	120	(尚徳地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S62	3
108	尚徳公民館	米子市榎原1356-1	522	87	(尚徳地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S56	4	○
109	認定こども園キッズタウンさくら	米子市兼久606-3	952	158	(尚徳地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H16		○

番号	名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害										建築年月		耐震化
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、 地滑り、 土石流及び	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月			
110	南部体育館	米子市榎原1449-4	1,051	175	(尚徳地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S59	3	○
111	永江公民館	米子市永江502-4	431	71	(尚徳地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H4	3	○
112	鳥取県立米子高等学校	米子市橋本30番地1	3,223	537	(尚徳地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	S49	12	○	
113	成実小学校	米子市奈喜良81	2,343	390	(成実地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	S52 他	5	○	
			560	93	(成実地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S53	2	○	
114	成実公民館	米子市石井355	532	88	(成実地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S56	4	○	
115	尚徳中学校	米子市日原146	4,776	796	(成実地区)	●	●	△	×	○	○	○	○	○	○	○	S48 他	3	○	
			1,236	206	(成実地区)	●	●	×	×	○	○	○	○	○	○	○	S59 他	2	○	
116	巖公民館	米子市蚊屋291-1	437	72	(巖地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	H1	3	○	
117	学校法人米子永島学園米子松蔭高等学校	米子市二本木316番地1	1,676	279	(巖地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S45	5	○	
118	箕蚊屋小学校	米子市下新印204-2	2,835	472	(春日地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	S47 他	3	○	
			918	153	(春日地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	H25	2	○	
119	箕蚊屋中学校	米子市下新印196-4	4,797	799	(春日地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	S47 他	3	○	
			1,132	188	(春日地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S48 他	7	○	

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害										建築年月		耐震化
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月			
120	箕蚊屋体育館	米子市下新印1057-2	1,228	204	(春日地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H4	5	○
121	春日公民館	米子市上新印238-1	438	73	(春日地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S61	2	○
122	春日保育園	米子市上新印238	343	57	(春日地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S51	3	○	
123	伯仙小学校	米子市尾高418-1	3,575	595	(大高地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S48他	1	○	
			940	156	(大高地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H13	3	○	
124	大高公民館	米子市尾高1759-1	426	71	(大高地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H5	2	○	
125	こたか保育園	米子市尾高566	361	60	(大高地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S61	2	○	
126	前田児童館	米子市尾高1424-1	203	33	(大高地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S58	3	○	
127	前田隣保館	米子市尾高1424-11	211	35	(大高地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S61	3	○	
128	元米子勤労者体育センター	米子市尾高2347番地1	1,017	169	(大高地区)	●	●	○	○	○	×	○	○	○	○	○	S53	3	×	
129	県公民館	米子市河岡5	433	72	(県地区)	●	●	△	○	○	○	○	○	○	○	○	H2	3	○	
130	あがた保育園	米子市福万363-4	540	90	(県地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S56	3	○	
131	下福万児童館	米子市福万200	200	33	(県地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S57	3	○	
132	下福万隣保館	米子市福万199-1	200	33	(県地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S60	2	○	

番号	名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害								建築年月		耐震化
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月	
133	稲吉集落センター	米子市淀江町稲吉175	240	40	(淀江地区)	●	●	○	×	○	○	○	○	○	○	S57		○
134	米子市淀江支所庁舎	米子市淀江町西原1129-1	3,013	502	(淀江地区)	●	●	○	×	○	○	○	○	○	○	H1	6	○
135	淀江小学校	米子市淀江町西原244-2	3,796	632	(淀江地区)	●	●	△	×	○	○	○	○	○	○	S45他	3	○
			919	153	(淀江地区)	●	●	×	×	○	○	○	○	○	○	H19	3	○
136	淀江中学校	米子市淀江町西原660	4,160	693	(淀江地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S53他	9	○
			1,937	322	(淀江地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	H5他	8	○
137	淀江体育館	米子市淀江町西原805	3,227	537	(淀江地区)	●	●	○	×	○	○	○	○	○	○	S59	3	○
138	大和保育園	米子市淀江町中間586-2	913	152	(淀江地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	H16	2	○
139	大和公民館	米子市淀江町中間592-1	351	58	(淀江地区)	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	S49	3	○
140	宇田川保育園	米子市淀江町中西尾224-2	393	65	(淀江地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S51	2	○
141	宇田川公民館	米子市淀江町中西尾466	705	117	(淀江地区)	●	●	○	×	○	○	○	○	○	○	H5	5	○
142	富繁構造改善センター	米子市淀江町富繁55-4	108	18	(淀江地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	H1		○
143	淀江老人福祉センター	米子市淀江町淀江1110-1	646	107	(淀江地区)	●	●	○	○	○	×	○	○	○	○	S56	3	×
144	淀江保育園	米子市淀江町淀江480-3	822	137	(淀江地区)	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	S49	3	○

番号	名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所の種類		対象とする災害										建築年月		耐震化
						指定避難所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	年	月			
145	淀江公民館（旧淀江中央公民館）	米子市淀江町淀江769	1,303	217	（淀江地区）	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S47	5	○
146	淀江ゆめ温泉	米子市淀江町福岡1547	1,741	290	（淀江地区）	●	●	○	×	○	○	○	○	○	○	○	H12	7	○	
147	鳥取県立米子白鳳高等学校	米子市淀江町福岡24番地	1,491	248	（淀江地区）	●	●	○	×	○	○	○	○	○	○	○	S45	1	○	
				合計	45,228															

※ 指定避難所・・・被災者等が、一定期間滞在することができる施設

指定緊急避難場所・・・洪水、津波等異常な現象の種類ごとに緊急に避難するための場所

※ 開設する指定避難所は、災害発生時等に、その都度、指定します。

※ 災害毎に、指定緊急避難場所として使用することができる場合は○を、条件付きで使用出来る場合は△を、使用することができない場合は×を記載しています。

×の基準・・・洪水：最大規模想定の上水浸水深が高いため、建物に避難することができないもの。

崖崩れ、土石流及び地滑り：敷地の全部又は一部が、土砂災害警戒区域内（未指定を含む。）又は土砂災害特別警戒区域内（未指定を含む）にあるもの

地震：旧耐震基準によるもののうち、耐震補強未実施のもの又は耐震診断未実施のもの

津波：鳥取県による津波浸水想定区域内にあるもの

なお、高潮、大規模な火災、内水氾濫及び火山現象については、具体的な被害想定が示されていません。

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	避難対象地域 地区	避難所		対象とする災害							
						指定避難場所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、 土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
1	啓成小学校グラウンド	米子市博労町4丁目290	9,845	5,966	(啓成地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
2	明道小学校グラウンド	米子市陽田町74-2	16,885	10,233	(明道地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
3	就将小学校グラウンド	米子市愛宕町94	11,032	6,686	(就将地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
4	湊山中学校グラウンド	米子市愛宕町84	9,956	6,033	(就将地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
5	義方小学校グラウンド	米子市義方町9-20	9,751	5,909	(義方地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
6	住吉小学校グラウンド	米子市旗ヶ崎5丁目17-1	11,735	7,112	(住吉地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
7	後藤ヶ丘中学校グラウンド	米子市上後藤1丁目1-1	12,318	7,465	(住吉地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
8	チュウブYAJINスタジアム	米子市安倍1-1	27,000	16,363	(住吉地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
9	車尾小学校グラウンド	米子市車尾2丁目27-1	8,087	4,901	(車尾地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
10	東山中学校グラウンド	米子市車尾617	26,898	16,301	(車尾地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
11	加茂小学校グラウンド	米子市両三柳4610	8,562	5,189	(加茂地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
12	加茂中学校グラウンド	米子市両三柳3883	12,379	7,502	(加茂地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
13	河崎小学校グラウンド	米子市河崎2677	13,792	8,358	(河崎地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
14	福生東小学校グラウンド	米子市皆生5丁目18-32	9,094	5,511	(福生東地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
15	福生中学校グラウンド	米子市上福原20	13,871	8,406	(福生東地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×



番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所		対象とする災害							
						指定避難場所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、 土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
16	福生西小学校グラウンド	米子市上福原5丁目4-1	8,698	5,271	(福生西地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
17	福米東小学校グラウンド	米子市東福原5丁目7-1	12,855	7,790	(福米東地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
18	福米西小学校グラウンド	米子市西福原8丁目16-62	12,645	7,663	(福米西地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
19	福米中学校グラウンド	米子市新開5丁目9-1	17,326	10,500	(福米西地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
20	彦名小学校グラウンド	米子市彦名町4500-2	15,385	9,324	(彦名地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
21	弓ヶ浜小学校グラウンド	米子市富益町1194	9,034	5,475	(富益地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
22	弓ヶ浜中学校グラウンド	米子市富益町2070	11,678	7,077	(富益地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
23	崎津小学校グラウンド	米子市大崎3244	5,299	3,211	(崎津地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
24	美保中学校グラウンド	米子市大篠津町3657-1	15,958	9,671	(大篠津地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
25	大篠津小学校グラウンド	米子市大篠津町190	10,222	6,195	(大篠津地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
26	和田小学校グラウンド	米子市和田町3271	12,000	7,272	(和田地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
27	五千石小学校グラウンド	米子市諏訪1695	11,249	6,817	(五千石地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
28	尚徳小学校グラウンド	米子市榎原1897	13,325	8,075	(尚徳地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
29	成実小学校グラウンド	米子市奈喜良81	9,373	5,680	(成実地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
30	尚徳中学校グラウンド	米子市日原146	16,951	10,273	(成実地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	避難対象地域 地区	避難所		対象とする災害							
						指定避難場所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、 土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
31	箕蚊屋小学校グラウンド	米子市下新印204-2	12,531	7,594	(春日地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
32	箕蚊屋中学校グラウンド	米子市下新印196-4	17,700	10,727	(春日地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
33	伯仙小学校グラウンド	米子市尾高418-1	11,053	6,698	(大高地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
34	米子東高等学校グラウンド	米子市勝田町1	41,100	24,909	(啓成地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
35	東山公園	米子市東山町及び車尾	200,000	121,212	(啓成・車尾地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
36	米子工業高等学校グラウンド	米子市博労町4丁目220	17,500	10,606	(啓成地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
37	鳥取県西部総合事務所前庭、駐車場	米子市靴町1丁目160	7,100	4,303	(明道地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
38	富士見1号公園	米子市富士見町1丁目	1,700	1,030	(啓成地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
39	米子南高等学校グラウンド	米子市長砂町216	31,200	18,909	(明道地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
40	米子市役所前庭	米子市加茂町1丁目1番地	1,028	623	(就将地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
41	湊山公園	米子市西町、内町及び久米町	70,000	42,424	(就将地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
42	米子工業高等学校野球グラウンド	米子市錦海町3丁目1-1	15,100	9,151	(就将地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
43	錦海公園	米子市錦海町3丁目2-1	15,000	9,090	(就将地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
44	目久美公園	米子市目久美町37-3	3,700	2,242	(就将地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×
45	市営湊山球場	米子市久米町63-1	24,000	14,545	(就将地区)	×	●	×	×	×	○	×	○	×	×

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	避難対象地域	避難所		対象とする災害							
						指定避難場所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
46	三本松公園	米子市三本松4丁目2-5	1,800	1,090	(義方地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
47	米子港埠頭	米子市旗ヶ崎2102	45,400	27,515	(住吉地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
48	米子自動車学校敷地	米子市旗ヶ崎2丁目15-1	23,400	14,181	(義方地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
49	下水道内浜処理場グラウンド	米子市安倍206	3,800	2,303	(住吉地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
50	米子ゴルフ場	米子市両三柳3192-2	449,000	272,121	(加茂地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
51	弓ヶ浜公園	米子市両三柳3203-6	59,000	35,757	(加茂地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
52	福生東公園	米子市米子市皆生3丁目16-5	4,100	2,484	(福生東地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
53	皆生新田中央公園	米子市皆生新田3丁目3-1	10,000	6,060	(福生東地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
54	皆生海浜公園	米子市皆生温泉4丁目5-1	17,000	10,303	(福生西地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
55	米子産業体育館駐車場	米子市東福原8丁目27-1	12,100	7,333	(福米東地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
56	立町北公園	米子市米原1丁目10-7	3,200	1,939	(義方地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
57	米子北高等学校グラウンド	米子市米原6丁目14-1	20,000	12,121	(福米東地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
58	稻吉農村運動広場	米子市淀江町稲吉175	1,101	667	(淀江地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
59	高井谷運動公園	米子市淀江町高井谷71-1	1,260	763	(淀江地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×
60	御台場公園	米子市淀江町今津267-1	2,622	1,589	(淀江地区)	×	●	×	×	○	×	○	×	×	×

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	地区 避難対象地域	避難所		対象とする災害							
						指定避難場所	指定緊急避難場所	洪水	崖崩れ、 土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
61	小波上農村公園	米子市淀江町小波634-3	613	371	(淀江地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
62	小波浜農村公園	米子市淀江町小波844-6	647	392	(淀江地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
63	淀江小学校グラウンド	米子市淀江町西原244-2	12,580	7,624	(淀江地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
64	淀江中学校グラウンド	米子市淀江町西原660	14,708	8,913	(淀江地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
65	淀江球場	米子市淀江町西原822-1	12,300	7,454	(淀江地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
66	大和公園	米子市淀江町中間1154-1	10,497	6,361	(淀江地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
67	中間農村公園	米子市淀江町中間488	500	303	(淀江地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
68	本宮農村公園	米子市淀江町本宮357-1	680	412	(淀江地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
69	淀江町児童遊園	米子市淀江町淀江681-2	3,502	2,122	(淀江地区)	×	●	×	○	×	×	○	×	×	×
		合計		946,470											

※ 災害ごとに、緊急避難場所として使用できるかどうかを○×で示しています。  
屋外であるため、「地震」又は「大規模な火事」が発生し、又は発生する場合に利用することができます。

2-22 水防法第15条第3項で定める浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

施設名	所在地	施設種別				対象河川	想定最大規模 浸水深
		学校	児童福祉施設	高齢者施設	障がい者施設		
1 皆生エスポワール	米子市新開1-5-15			○	○	日野川	0.5~3m未満
2 シニアマンションこうやまち青号館	米子市紺屋町104-2			○	○	日野川	0.5~3m未満
3 なんぶ幸福苑	米子市石井1238			○	○	日野川 法勝寺川	3~5m未満
4 まちくら	米子市西倉吉町83-3			○	○	日野川	0.5~3m未満
5 さくま内科・脳神経内科クリニック	米子市長砂町59-1			○	○	日野川 法勝寺川	0.5~3m未満
6 高島病院／高島病院介護老人保健施設	米子市西町6番地			○	○	日野川	3~5m未満
7 藤井外科医院／介護老人保健施設ふじい	米子市奥谷1157番地			○	○	日野川 法勝寺川	0.5~3m未満
8 ガーデンハウスよどえ	米子市湊江町佐陀1423			○		日野川	0.5~3m未満
9 アイアイ	米子市榎原1823			○		日野川 法勝寺川	0.5m未満
10 かわさき	米子市両三柳5332			○		日野川	0.5~3m未満
11 アイル米子	米子市東福原3-9-13			○		日野川	0.5~3m未満
12 いきいきケアホーム西福原	米子市西福原5-6-39			○		日野川	0.5~3m未満
13 うらら皆生	米子市皆生温泉2-13-39			○		日野川	3~5m未満
14 エルフィスヘルスライフホーム観音寺新町	米子市観音寺新町3-5-33			○		日野川	0.5~3m未満
15 皆生温泉病院通所リハビリテーションゆうゆうの里	米子市皆生新田3-7-8			○		日野川	0.5~3m未満
16 シニアステージ観音寺新町	米子市観音寺新町4-6-20			○		日野川	3~5m未満
17 皆生ピンスポート／ローズガーデン	米子市新開3-3-10			○		日野川	0.5~3m未満
18 皆生みどり苑	米子市皆生新田2-3-1			○		日野川	0.5~3m未満
19 小規模多機能型居宅介護にじの音	米子市熊党200-1			○		日野川	0.5~3m未満
20 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ほんわか茶町	米子市茶町25			○		日野川	0.5~3m未満
21 グループホームやまもと	米子市観音寺新町1-10-6			○		日野川	0.5~3m未満
22 サービス付き高齢者向け住宅まちなか	米子市紺屋町31-3			○		日野川	0.5~3m未満
23 さわやか	米子市皆生温泉1-16-10			○		日野川	0.5~3m未満
24 真誠会ホスピタウンレジデンス	米子市河崎530-1			○		日野川	0.5~3m未満
25 デイサービス ウィズ	米子市西福原4-5-49			○		日野川	0.5m未満
26 すずかぜ	米子市二本木字浜田1108-7			○		日野川	3~5m未満
27 通所リハビリテーション真誠会	米子市河崎580			○		日野川	0.5m未満
28 ていさーびす ほうき	米子市西福原5-8-18			○		日野川	0.5~3m未満
29 デイサービスおおたか	米子市尾高2740-1			○		佐陀川	0.5m未満
30 デイサービスありがとう	米子市両三柳4596-4			○		日野川	0.5~3m未満
31 デイサービスセンターかわさき	米子市両三柳4543-30			○		日野川	0.5m未満
32 デイサービスセンターふくよね	米子市西福原7-6-32			○		日野川	0.5~3m未満
33 デイサービスエレファント	米子市熊党129-23			○		日野川	0.5~3m未満
34 デイサービスセンター健康塾	米子市上福原3-13-24			○		日野川	0.5~3m未満
35 デイサービスセンター清願の郷	米子市富益町15-33			○		日野川	0.5m未満
36 デイサービスセンター コムハウス	米子市熊党201-2			○		日野川	0.5~3m未満
37 デイサービスセンターわらしべ	米子市福市1685-9			○		日野川	5~10m未満
38 デイサービス新田	米子市中島2-1-46			○		日野川	0.5~3m未満
39 デイサービス呂ヶ浜	米子市富益町1128			○		日野川	0.5m未満
40 デイサービスめぐみ	米子市目久美町38-6			○		日野川	0.5~3m未満
41 デイサービスやわた橋	米子市八幡365-9			○		日野川	0.5~3m未満
42 デイサービス孫の手別館ふれあい広場	米子市石井693-2			○		日野川 法勝寺川	0.5~3m未満
43 デイサービス併設有料老人ホーム如月	米子市湊江町佐陀2087			○		日野川	0.5~3m未満
44 デイサービス併設有料老人ホーム睦月	米子市湊江町佐陀1282-1			○		日野川	0.5~3m未満
45 デイハウスよねはら	米子市米原8-5-77			○		日野川	0.5~3m未満
46 デイハウス くずも	米子市車尾3-12-16			○		日野川	0.5~3m未満
47 デイハウスごせんごく	米子市福市1726-1			○		日野川	3~5m未満
48 なるみ	米子市奥谷1182-1			○		日野川 法勝寺川	0.5~3m未満
49 白鳳	米子市皆生温泉3-15-50			○		日野川	0.5~3m未満
50 花つつじ	米子市上福原1-10-15			○		日野川	0.5~3m未満
51 東福原の家	米子市東福原7-10-35			○		日野川	3~5m未満
52 ハビネデイサービスセンター両三柳	米子市両三柳2066-1			○		日野川	0.5~3m未満
53 ビスターレごせんごく	米子市福市1726-6			○		日野川	0.5~3m未満
54 福原荘	米子市皆生温泉4-17-2			○		日野川	3~5m未満
55 ヘルスケアアパートメント米子	米子市長砂町300-3			○		日野川 法勝寺川	3~5m未満
56 ほかほか倶楽部	米子市目久美町42-1			○		日野川	0.5~3m未満
57 みのりの里	米子市一部440			○		日野川	0.5~3m未満
58 メディケアコートにじの里おおたか	米子市尾高1812			○		佐陀川	0.5~3m未満
59 やまと	米子市湊江町佐陀1015-14			○		日野川	0.5~3m未満
60 やわらぎ	米子市新開4-11-13			○		日野川	0.5m未満

2-22 水防法第15条第3項で定める浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

	施設名	所在地	施設種別				対象河川	想定最大規模 浸水深	
			学校	児童福祉施設	高齢者施設	障がい者施設 病院			
61	<a href="#">ゆうとびあ</a>	米子市河崎581-3			○		日野川	0.5m未満	
62	<a href="#">ゆうゆう亭番館よなご</a>	米子市皆生2-13-13			○		日野川	0.5~3m未満	
63	<a href="#">米子中央ホスピタワン</a>	米子市西福原8-16-66			○		日野川	0.5~3m未満	
64	<a href="#">りんどうの郷</a>	米子市瀬江町1丁目105			○		日野川	0.5~3m未満	
65	<a href="#">ル・サンテリオンよどえ</a>	米子市湊江町佐陀2169			○		日野川	0.5~3m未満	
66	<a href="#">レッツ倶楽部米子南</a>	米子市石井701-1			○		日野川 法勝寺川	0.5~3m未満	
67	<a href="#">わこうデイサービス末広</a>	米子市末広町227			○		日野川	0.5~3m未満	
68	<a href="#">小規模多機能型居宅介護浜の絆</a>	米子市夜見町2393-1			○		日野川	0.5m未満	
69	<a href="#">昭和座デイサービス</a>	米子市昭和町55-3			○		日野川	0.5~3m未満	
70	<a href="#">翠のさと</a>	米子市西福原7-4-1			○		日野川	0.5~3m未満	
71	<a href="#">認知症対応型デイサービスセンターいしい</a>	米子市石井687-2			○		日野川 法勝寺川	0.5~3m未満	
72	<a href="#">伯仙デイサービスセンターまごころ</a>	米子市河川110-1			○		佐陀川	0.5m未満	
73	<a href="#">博愛苑</a>	米子市一部555			○		日野川	0.5~3m未満	
74	<a href="#">Fine米子オフィス</a>	米子市加茂町2丁目113_2F				○	日野川	0.5~3m未満	
75	<a href="#">NPO法人サポートイルカ</a>	米子市新山1				○	斐伊川 加茂川	0.5~3m未満	
76	<a href="#">NPO法人しんらい 桜台ホーム</a>	米子市湊江町佐陀380-10				○	日野川	0.5~3m未満	
77	<a href="#">San-Fuku</a>	米子市福市1850-2				○	日野川	0.5~3m未満	
78	<a href="#">あかり広場</a>	米子市皆生温泉2-2-8				○	日野川	0.5~3m未満	
79	<a href="#">あそしえ</a>	米子市福万148-3				○	佐陀川	0.5~3m未満	
80	<a href="#">おりもんや</a>	米子市中町62				○	日野川	0.5~3m未満	
81	<a href="#">皆生やまと園</a>	米子市皆生新田2-3-1				○	日野川	0.5~3m未満	
82	<a href="#">グループホームLIFE</a>	米子市角盤町一丁目80番地2				○	日野川	0.5~3m未満	
83	<a href="#">グループホームあさがお</a>	米子市夜見町宇古屋敷2814-5				○	日野川	0.5~3m未満	
84	<a href="#">グループホームサポートイルカ</a>	米子市石井698-1				○	日野川 法勝寺川	3~5m未満	
85	<a href="#">グループホームすまいるはーと</a>	米子市東福原8-24-1				○	日野川	0.5~3m未満	
86	<a href="#">グループホームひまわり倶楽部</a>	米子市東福原8-15-30				○	日野川	0.5~3m未満	
87	<a href="#">クロスジブ米子</a>	米子市大工町97				○	日野川	0.5~3m未満	
88	<a href="#">こどもデイサービスわこう皆生通り</a>	米子市東福原5丁目12-1				○	日野川	0.5m未満	
89	<a href="#">このこのリーフ米子</a>	米子市加茂町2丁目113_1F				○	日野川	0.5~3m未満	
90	<a href="#">さんふく</a>	米子市日野町55				○	日野川	0.5~3m未満	
91	<a href="#">しんしあよなご</a>	米子市夜見町2946				○	日野川	0.5~3m未満	
92	<a href="#">すまいるステーションときぞう</a>	米子市一部555				○	日野川	0.5~3m未満	
93	<a href="#">デイサービスセンターココ・カラ</a>	米子市一部255-3				○	日野川	0.5~3m未満	
94	<a href="#">デイセンターはみんぐ</a>	米子市東福原5丁目6-25				○	日野川	0.5~3m未満	
95	<a href="#">特定非営利活動法人 希望の星</a>	米子市皆生新田2丁目5				○	日野川	0.5~3m未満	
96	<a href="#">ピアットあかり ピアタウン</a>	米子市皆生温泉1-1-58				○	日野川	0.5~3m未満	
97	<a href="#">ピアットあかり プラージュ</a>	米子市皆生温泉2-19-45				○	日野川	0.5~3m未満	
98	<a href="#">ピアットあかり ロジウム・ド・オポー</a>	米子市皆生温泉2-6-17				○	日野川	0.5m未満	
99	<a href="#">ひまわり</a>	米子市長砂町719-3				○	日野川 法勝寺川	0.5~3m未満	
100	<a href="#">ヘルパーステーションあいぼりい</a>	米子市昭和町86-1				○	日野川	0.5~3m未満	
101	<a href="#">放課後等デイサービスきつぱらんど</a>	米子市皆生新田1-7-41				○	日野川	0.5~3m未満	
102	<a href="#">放課後等デイサービスぐん★ぐん</a>	米子市新開6-11-16				○	日野川	0.5~3m未満	
103	<a href="#">ほっと茶町</a>	米子市茶町23-1				○	日野川	0.5~3m未満	
104	<a href="#">みらいず</a>	米子市新開2丁目14-38				○	日野川	0.5~3m未満	
105	<a href="#">みんなの処</a>	米子市西倉吉町88-2				○	日野川	0.5~3m未満	
106	<a href="#">湊江われもこうの家</a>	米子市湊江町佐陀300-29				○	日野川	0.5~3m未満	
107	<a href="#">よなご大平園</a>	米子市二本木1690				○	日野川	0.5~3m未満	
108	<a href="#">ライフ</a>	西福原5丁目3-51				○	日野川	0.5~3m未満	
109	<a href="#">リヴよどえ</a>	米子市湊江町中間692				○	日野川	3~5m未満	
110	<a href="#">ワークセンターしんらい</a>	米子市湊江町佐陀227-1				○	日野川	0.5~3m未満	
111	<a href="#">ワークなざら</a>	米子市奈喜良86-2				○	日野川 法勝寺川	0.5m未満	
112	<a href="#">山陰労災病院</a>	米子市皆生新田1丁目8-1				○	○	日野川	0.5~3m未満
113	<a href="#">支援センタークローバー</a>	米子市両三柳5088				○	日野川	0.5~3m未満	
114	<a href="#">支援センターる・しえる</a>	米子市中島2丁目1-33				○	日野川	0.5~3m未満	
115	<a href="#">就労支援センターひまわり倶楽部</a>	米子市東福原6-1-34				○	日野川	0.5~3m未満	
116	<a href="#">障害者生活支援センターすてっぷ</a>	米子市道楽町2-126-4				○	日野川	0.5~3m未満	
117	<a href="#">生活サポートセンターあかりピアット・ネオ</a>	米子市皆生温泉2-2-75				○	日野川	0.5~3m未満	
118	<a href="#">地域活動支援センターひまわり倶楽部</a>	米子市上福原5-12-63				○	日野川	0.5~3m未満	
119	<a href="#">鳥取県ライトハウス</a>	米子市皆生温泉3-18-3				○	日野川	0.5~3m未満	
120	<a href="#">鳥取県立総合療育センター</a>	米子市上福原7-13-3				○	日野川	0.5~3m未満	
121	<a href="#">米子サン・アビリティーズ</a>	米子市皆生3-16-20				○	日野川	0.5~3m未満	
122	<a href="#">米子ワークホーム</a>	米子市石井1223-1				○	日野川 法勝寺川	3~5m未満	

2-22 水防法第15条第3項で定める浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

	施設名	所在地	施設種別				対象河川	想定最大規模 浸水深
			学校	児童福祉施設	高齢者施設	障がい者施設		
123	米子市心身障害者福祉センター	米子市皆生新田2-10-1				○	日野川	0.5～3m未満
124	NPO法人びのきお	米子市東福原7-15-20				○	日野川	
125	あいぐらん保育園米子	米子市東町171米子第一生命ビル1階		○			日野川	0.5～3m未満
126	医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1				○	日野川 法勝寺川	3～5m未満
127	社会医療法人同愛会博愛こども発達・在宅支援クリニック	米子市両三柳1880				○	日野川	0.5～3m未満
128	社会医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880				○	日野川	0.5～3m未満
129	高島病院	米子市西町6				○	日野川	0.5～3m未満
130	鳥取大学医学部付属病院	米子市西町36-1				○	日野川 法勝寺川	0.5～3m未満
131	学童CLUB WITH	米子市新開4丁目1498-63		○			日野川	0.5～3m未満
132	学童保育 JET①	米子市皆生5丁目14-31		○			日野川	0.5m未満
133	あがた保育園	米子市福万363-4		○			佐陀川	0.5m未満
134	あゆみ保育園	米子市両三柳2406-3		○			日野川	0.5～3m未満
135	いづみ保育園	米子市上福原1379-1		○			日野川	0.5～3m未満
136	巖保育園	米子市蚊屋291-11		○			日野川	0.5～3m未満
137	かいけ心正こども園	米子市新開4-14-11		○			日野川	3～5m未満
138	皆生第二クローバー保育園	米子市皆生温泉2-14-13		○			日野川	0.5～3m未満
139	かいけわかば園	米子市皆生温泉2-8-47		○			日野川	0.5～3m未満
140	学童金太郎クラブ	米子市日原 881-1		○			日野川 法勝寺川	0.5～3m未満
141	春日保育園	米子市上新印238		○			日野川	0.5～3m未満
142	車尾児童館	米子市車尾2丁目28-21		○			日野川	0.5～3m未満
143	上福原クローバー保育園	米子市上福原708-1		○			日野川	0.5～3m未満
144	加茂保育園	米子市両三柳4612		○			日野川	0.5～3m未満
145	かもめ幼稚園	米子市夜見町2568		○			日野川	0.5～3m未満
146	こころキッズ ワタキュー米子ルーム	米子市旗ヶ崎2318		○			日野川	0.5m未満
147	河崎保育園	米子市河崎483-1		○			日野川	0.5～3m未満
148	北クローバー保育園	米子市皆生温泉3-2-5		○			日野川	0.5～3m未満
149	キッズクラブハレカイ～海の家～、～エルア～	米子市新開4丁目2-56		○			日野川	0.5～3m未満
150	キッズタウンさくら	米子市兼久606-3		○			日野川 法勝寺川	0.5～3m未満
151	きら☆きら保育園	米子市新開6-11-8		○			日野川	0.5～3m未満
152	すくすくよじが	米子市旗ヶ崎2-15-1		○			日野川	0.5～3m未満
153	車尾保育園	米子市車尾南1-13-13		○			日野川	0.5～3m未満
154	くれよん保育園	米子市新開2-8-38		○			日野川	0.5m未満
155	クローバー保育園	米子市米原9-4-23		○			日野川	0.5～3m未満
156	五千石保育園	米子市八幡715-1		○			日野川	0.5～3m未満
157	こたか保育園	米子市尾高566		○			佐陀川	0.5～3m未満
158	さんさん保育所	米子市皆生新田1-7-11 職員宿舎A棟101号室		○			日野川	0.5～3m未満
159	鳥取大学医学部付属病院 すぎのこ保育所	米子市西町36-1		○			日野川	0.5～3m未満
160	小規模保育園すく☆すく	米子市新開6-11-16		○			日野川	0.5～3m未満
161	仁慈保育園	米子市東町456		○			日野川	0.5～3m未満
162	住吉クローバー保育園	米子市旗ヶ崎2322		○			日野川	0.5～3m未満
163	西部あおば幼稚園	米子市二本木259-6		○			日野川 佐陀川	0.5～3m未満
164	成実保育園	米子市石井95-3		○			日野川 法勝寺川	0.5～3m未満
165	たいそう さん☆さん保育園	米子市新開6丁目1-29		○			日野川	0.5m未満
166	たんぼぼ保育園	米子市西福原9-14-14		○			日野川	3～5m未満
167	中央クローバー保育園	米子市長砂町85-8		○			日野川	0.5m未満
168	びよんびよん保育園(鳥取県立総合療育センター内)	米子市上福原7丁目13-3		○			日野川	0.5～3m未満
169	認定こども園ペアーズ	米子市榎原1889-6		○			日野川 法勝寺川	0.5～3m未満
170	はくあい 保育園かるがも	米子市両三柳1880		○			日野川	0.5～3m未満
171	はじめの一步	米子市富益町650		○			日野川	0.5m未満
172	東クローバー保育園	米子市二本木977-1		○			日野川 佐陀川	0.5～3m未満
173	東みずほ幼稚園	米子市福万1730-9		○			日野川	0.5～3m未満
174	前田児童館	米子市尾高1424-1		○			日野川 佐陀川	0.5～3m未満
175	ビッグペアーズⅡ、Ⅲ	米子市榎原 1823		○			日野川 法勝寺川	0.5～3m未満
176	ビッグペアーズ車尾	米子市車尾2丁目28-1		○			日野川	0.5m未満
177	ひばり保育園	米子市上福原5-13-78		○			日野川	0.5～3m未満
178	未来カレッジ	米子市新開1丁目3-3		○			日野川	0.5～3m未満
179	福米保育園	米子市西福原8-2-10		○			日野川	0.5～3m未満

2-22 水防法第15条第3項で定める浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

	施設名	所在地	施設種別					対象河川	想定最大規模 浸水深
			学校	児童福祉施設	高齢者施設	障がい者施設	病院		
180	福米東ひまわり保育園	米子市東福原6-6-21		○			日野川	0.5m未満	
181	プチトマト保育園	米子市皆生2-13-13		○			日野川	0.5~3m未満	
182	福生保育園	米子市上福原2-2-1		○			日野川	3~5m未満	
183	ベビーエルルR431加茂	米子市両三柳4349		○			日野川	0.5~3m未満	
184	米子えいご保育園	米子市車尾5丁目9-18		○			日野川	0.5~3m未満	
185	みずほ幼稚園	米子市陰田町324-6		○			日野川	0.5~3m未満	
186	南クローバー保育園	米子市八幡714-1		○			日野川	0.5~3m未満	
187	南保育園	米子市陽田町45		○			日野川	0.5~3m未満	
188	目久美くれよん保育園	米子市目久美町32-8		○			日野川	0.5~3m未満	
189	太和保育園	米子市漣江町中間586-2		○			日野川	0.5m未満	
190	ゆりかご保育園	米子市皆生6-4-21		○			日野川	0.5~3m未満	
191	よどえババール園	米子市漣江町佐陀2169		○			日野川	0.5~3m未満	
192	米子医療センター なかよし保育園	米子市車尾4丁目17-1		○			日野川	0.5~3m未満	
193	米子駅前ベアーズ	米子市末広町187		○			日野川	0.5~3m未満	
194	米子聖園マリア園	米子市東倉吉町142		○			日野川	0.5m未満	
195	米子第2ナーサリー・スクール	米子市西福原7-11-36		○			日野川	0.5~3m未満	
196	米子ナーサリー・スクール	米子市新開7-3-27		○			日野川	0.5~3m未満	
197	よなごまなびや園	米子市皆生新田3-6-21		○			日野川	0.5~3m未満	
198	米子みどり幼稚園	米子市車尾3丁目12-56		○			日野川	0.5~3m未満	
199	米子幼稚園	米子市両三柳2755		○			日野川	0.5m未満	
200	医療法人友誼会皆生温泉病院	米子市皆生新田3丁目7番地8				○	日野川	0.5~3m未満	
201	夜見保育園	米子市夜見町1679-8		○			日野川	0.5~3m未満	
202	わかば園	米子市加茂町2-211		○			日野川	0.5~3m未満	
203	わんぱく学童クラブ 東福原	米子市東福原6丁目7-36		○			日野川	0.5~3m未満	
204	わんぱく学童クラブ 南	米子市道笑町4丁目49		○			法勝寺	0.5~3m未満	
205	米子東病院	米子市漣江町佐陀2169				○	佐陀川	0.5~3m未満	
206	加茂小学校	米子市両三柳4610	○				日野川	0.5~3m未満	
207	皆生養護学校	米子市上福原7-13-4	○				日野川	0.5~3m未満	
208	五千石小学校	米子市諏訪1695	○				日野川	0.5m未満	
209	車尾小学校	米子市車尾2-27-1	○				日野川	0.5~3m未満	
210	就将小学校	米子市愛宕町94	○				日野川	0.5~3m未満	
211	尚徳小学校	米子市榎原1897	○				日野川	法勝寺川 0.5~3m未満	
212	尚徳中学校	米子市日原146	○				日野川	法勝寺川 0.5~3m未満	
213	成寒小学校	米子市奈喜良81	○				日野川	法勝寺川 3~5m未満	
214	鳥取聾学校ひまわり分校	米子市上福原7-13-1	○				日野川	0.5~3m未満	
215	東山中学校	米子市車尾617	○				日野川	0.5~3m未満	
216	伯仙小学校	米子市尾高418?1	○				佐陀川	0.5~3m未満	
217	福生西小学校	米子市上福原5-4-1	○				日野川	0.5~3m未満	
218	福生中学校	米子市上福原20	○				日野川	0.5~3m未満	
219	福生東小学校	米子市皆生5-18-32	○				日野川	3~5m未満	
220	福米西小学校	米子市西福原8-16-62	○				日野川	0.5~3m未満	
221	福米中学校	米子市新開5-9-1	○				日野川	0.5~3m未満	
222	福米東小学校	米子市東福原5-7-1	○				日野川	0.5~3m未満	
223	米子高等学校	米子市橋本30-1	○				日野川	法勝寺川 0.5~3m未満	
224	米子松蔭高等学校	米子市二本木316-1	○				日野川	0.5~3m未満	
225	米子南高等学校	米子市長砂町216	○				日野川	法勝寺川 0.5~3m未満	
226	米子北高等学校	米子市米原6-14-1	○				日野川	0.5~3m未満	
227	米子養護学校	米子市蚊屋343	○				日野川	0.5m未満	
228	箕蚊屋小学校	米子市下新印204-2	○				日野川	0.5~3m未満	
229	箕蚊屋中学校	米子市下新印196-4	○				日野川	0.5m未満	
230	湊山中学校	米子市愛宕町84	○				日野川	0.5~3m未満	
231	明道小学校	米子市陽田町74-2	○				日野川	0.5~3m未満	
232	漣江小学校	米子市漣江町西原244-2	○				宇田川	0.5m未満	



# 令和3年4月1日現在の内容に変更

2-22 水防法第15条第3項で定める浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

分類	事業所名	所在地	対象河川					想定最大規模 浸水深
			日野川	法勝寺川	佐陀川・精進川	加茂川・旧加茂川	宇田川	
高齢者施設	デイサービスセンター健康塾	米子市上福原3-13-24	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスセンターなんぶ幸朋苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
高齢者施設	デイサービスセンターかわさき	米子市両三柳4543-30	○					0.5m未満
高齢者施設	デイサービスセンター博愛苑	米子市一部555	○					0.5～3m未満
高齢者施設	通所介護皆生ローズガーデン	米子市新開3-3-10	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスセンターさわやか	米子市皆生温泉1-16-10	○					0.5～3m未満
高齢者施設	ハビネデイサービスセンター両三柳	米子市両三柳2066-1	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービス孫の手別館ふれあい広場	米子市石井693-2		○				0.5～3m未満
高齢者施設	でいきーびすーほうき	米子市西福原5-8-18	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスおおたか	米子市尾高2740-1			○			0.5m未満
高齢者施設	ハビネデイサービスセンターはくほう	米子市皆生温泉3-15-50	○					0.5～3m未満
高齢者施設	伯仙デイサービスセンターまごころ	米子市河岡110-1			○			0.5m未満
高齢者施設	デイサービスセンターチームエラ	米子市東福原8-21-24	○					0.5～3m未満
高齢者施設	アイル米子	米子市東福原3-9-13	○					0.5～3m未満
高齢者施設	通所介護真誠会セントラルローズガーデン	米子市西福原8-16-66	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービス睦月	米子市淀江町佐陀1282-1	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービス知舟	米子市淀江町佐陀2087	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスまちなか	米子市紺屋町31-3	○	○		○		0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービス母ヶ浜	米子市富益町1128	○					0.5m未満
高齢者施設	デイサービスセンターコムハウス	米子市熊党201-2	○					0.5～3m未満
高齢者施設	ゆいの郷デイサービス	米子市蚊屋289-13	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービス翠のさと	米子市西福原7-4-1	○					0.5～3m未満
高齢者施設	ドリームデイサービス	米子市両三柳2056-1	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスセンター清願の郷	米子市富益町15-33	○					0.5m未満
高齢者施設	デイサービスまちくら	米子市西倉吉町83-3	○	○		○		0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスめぐみ	米子市目久美町38-6	○	○				0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスありがとう	米子市両三柳4596-4	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスやわた橋	米子市八幡365-9	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスセンターわらしべ	米子市福市1685-9	○					5～10m未満
高齢者施設	テニス倶楽部米子南	米子市石井701-1		○				0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスよつば	米子市上福原5-1-16	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスウィズ	米子市西福原4-5-49	○					0.5m未満
高齢者施設	わこうデイサービス未広	米子市未広町227	○	○				0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスセンターふくまね	米子市西福原7-6-32	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスセンターふくまね	米子市西福原7-6-32	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービスエレファント	米子市熊党129-23	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	ほかほか倶楽部	米子市目久美町42-1	○	○				0.5～3m未満
高齢者施設	デイサービス新田	米子市車尾2-24-19	○					3～5m未満
高齢者施設	昭和座デイサービス	米子市昭和町55-3	○	○				0.5～3m未満
高齢者施設	認知症対応型デイサービスセンターいしい	米子市石井687-2		○				0.5～3m未満
高齢者施設	認知症対応型通所介護けやき庵	米子市西福原8-16-66	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイケアやわらぎ	米子市新開4-11-13	○					0.5m未満
高齢者施設	通所リハビリテーションゆうとびあ	米子市河崎581-3	○					0.5m未満
高齢者施設	通所リハビリテーションなんぶ幸朋苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
高齢者施設	介護老人保健施設 アイアイ	米子市榎原1823		○				0.5m未満
高齢者施設	ルーサンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀2169	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	きくま内科 脳神経内科クリニック	米子市長砂町59-1	○	○				0.5～3m未満
高齢者施設	ルーサンテリオンよどえ ユニット型	米子市淀江町佐陀2169	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	通所リハビリテーション真誠会	米子市河崎580	○					0.5m未満
高齢者施設	デイケア新田	米子市中島2-1-46	○					0.5～3m未満
高齢者施設	訪問リハビリテーション米子東	米子市淀江町佐陀2169	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	皆生温泉病院通所リハビリテーションゆうとびあ	米子市皆生新田3-7-8	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイハウス くずも	米子市車尾3-12-16	○					0.5～3m未満
高齢者施設	デイハウスごせんごく	米子市福市1726-1	○					3～5m未満
高齢者施設	デイハウスまねはら	米子市米原8-5-77	○					0.5～3m未満
高齢者施設	小規模多機能型居宅介護にじの音	米子市熊党200-1	○					0.5～3m未満
高齢者施設	小規模多機能ホームはくほう	米子市皆生温泉3-15-50	○					0.5～3m未満
高齢者施設	小規模多機能型居宅介護浜の絆	米子市夜見町2393-1	○					0.5m未満

# 令和3年4月1日現在の内容に変更

2-22 水防法第15条第3項で定める浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

分類	事業所名	所在地	対象河川					想定最大規模 浸水深
			日野川	法勝寺川	佐陀川・精進川	加茂川・旧加茂川	宇田川	
高齢者施設	小規模多機能ホーム仁風荘ひこな	米子市彦名町964-1						
高齢者施設	小規模多機能ホーム仁風荘こうやまち	米子市紺屋町104-2	○	○		○		0.5～3m未満
高齢者施設	看護小規模多機能型居宅介護事業所一ほん	米子市茶町25	○	○				0.5～3m未満
高齢者施設	博愛苑	米子市一部555	○					0.5～3m未満
高齢者施設	皆生みどり苑	米子市皆生新田2-3-1	○					0.5～3m未満
高齢者施設	まなご幸朋苑	米子市土後藤3-7-1						
高齢者施設	なんぶ幸朋苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
高齢者施設	皆生ピースポルト	米子市新開3-3-10	○					0.5～3m未満
高齢者施設	アイアイ	米子市榎原1823		○				0.5m未満
高齢者施設	ゆうとびあ	米子市河崎581-3	○					0.5m未満
高齢者施設	やわらぎ	米子市新開4-11-13	○					0.5m未満
高齢者施設	ユニット型やわらぎ	米子市新開4-11-13	○					0.5m未満
高齢者施設	なんぶ幸朋苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
高齢者施設	ユニット型なんぶ幸朋苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
高齢者施設	ルーサンテリオンよどえ	米子市澁江町佐陀2169	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	ユニット型ルーサンテリオンよどえ	米子市澁江町佐陀2169	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	ふじい	米子市奥谷1157番地		○				3～5m未満
高齢者施設	高島病院介護老人保健施設	米子市西町6番地	○	○		○		0.5～3m未満
高齢者施設	新田	米子市申島2-1-46	○					0.5～3m未満
高齢者施設	なんぶ幸朋苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
高齢者施設	うらら皆生	米子市皆生温泉2-13-39	○					0.5～3m未満
高齢者施設	ゆうゆう亭番館まなご	米子市皆生2-13-13	○					0.5～3m未満
高齢者施設	介護付有料老人ホーム翠のさと	米子市西福原7-4-1	○					0.5～3m未満
高齢者施設	かわさき	米子市両三柳5332	○					0.5m未満
高齢者施設	さわやか	米子市皆生温泉1-16-10	○					0.5～3m未満
高齢者施設	なるみ	米子市奥谷1182-1		○		○		3～5m未満
高齢者施設	東福原の家	米子市東福原7-10-35	○					0.5～3m未満
高齢者施設	花つづじ	米子市土福原1-10-15	○					0.5～3m未満
高齢者施設	やまと	米子市澁江町佐陀1015-14	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	やまもと	米子市観音寺新町1-10-6	○					3～5m未満
高齢者施設	すざがせ	米子市二本木字浜田1108-7	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	みのりの里	米子市一部440	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市新開1-5-15	○					0.5m未満
高齢者施設	ケアハウス なんぶ幸朋苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
高齢者施設	なんぶ幸朋苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
高齢者施設	福原荘	米子市皆生温泉4-17-2	○					0.5～3m未満
高齢者施設	きらら白鳥	米子市土福原6-7-3	○					0.5～3m未満
高齢者施設	なんぶ幸朋苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
高齢者施設	シニアステージ観音寺新町	米子市観音寺新町4-6-20	○					3～5m未満
高齢者施設	シニアマンションこうやまち番号館	米子市紺屋町104-2	○	○		○		0.5～3m未満
高齢者施設	CoCo Nadamachi (ヨヨ灘町)	米子市灘町1丁目105	○	○				0.5～3m未満
高齢者施設	ガーデンハウスよどえ	米子市澁江町佐陀1423	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅白鳳	米子市皆生温泉3-15-50	○					0.5～3m未満
高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅翠のさと	米子市西福原7-4-1	○					0.5～3m未満
高齢者施設	真誠会セントラルレジデンス	米子市西福原8-16-66	○					0.5～3m未満
高齢者施設	真誠会ホスピタウソレジデンス	米子市河崎530-1	○					0.5～3m未満
高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅まちなか	米子市紺屋町31-3	○	○		○		0.5～3m未満
高齢者施設	いきいきケアホーム西福原	米子市西福原5-6-39	○					0.5～3m未満
高齢者施設	ゆうゆう亭番館まなご	米子市皆生2-13-13	○					0.5～3m未満
高齢者施設	翠のさと	米子市西福原7-4-1	○					0.5～3m未満
高齢者施設	あじもりの里	米子市申島2-1-54	○					0.5～3m未満
高齢者施設	モルフイェスヘルスライフホーム観音寺新町	米子市観音寺新町3-5-33	○					3～5m未満
高齢者施設	うらら皆生	米子市皆生温泉2-13-39	○					0.5～3m未満
高齢者施設	ナーシングホームなでしこ	米子市長砂町300-3		○				0.5～3m未満
高齢者施設	有料老人ホーム睦丹	米子市澁江町佐陀1282-1	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	有料老人ホーム知丹	米子市澁江町佐陀2087	○		○			0.5～3m未満
高齢者施設	メディアケアコートにじの里おたか	米子市尾高1812			○			0.5m未満
高齢者施設	ピスターレゴせんごく	米子市福市1726-6	○					3～5m未満

# 令和3年4月1日現在の内容に変更

2-22 水防法第15条第3項で定める浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

分類	事業所名	所在地	対象河川					想定最大規模 浸水深
			日野川	法勝寺川	佐陀川・精進川	加茂川・旧加茂川	宇田川	
高齢者施設	県営住宅皆生団地2	米子市皆生5-4-40	○					0.5～3m未満
高齢者施設	県営住宅皆生団地1	米子市皆生5-5-10	○					0.5～3m未満
高齢者施設	市営皆生住宅8-1	米子市皆生5-4-50	○					0.5～3m未満
高齢者施設	市営皆生住宅7-1	米子市皆生5-5-15	○					0.5～3m未満
高齢者施設	皆生ビースポーツ	米子市新開3-3-10	○					0.5～3m未満
高齢者施設	皆生みどり苑	米子市皆生新田2-3-1	○					0.5～3m未満
高齢者施設	特別養護老人ホーム博愛苑	米子市一部555	○					0.5～3m未満
高齢者施設	なんぶ幸福苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
高齢者施設	老人保健施設やわらぎ	米子市新開4-11-13	○					0.5m未満
高齢者施設	なんぶ幸福苑 短期入所療養介護事業所	米子市石井1238		○				3～5m未満
高齢者施設	短期入所療養介護ゆうとびあ	米子市河崎581-3	○					0.5m未満
高齢者施設	高島病院	米子市西町6	○	○		○		0.5～3m未満
高齢者施設	藤井外科医院	米子市奥谷1157		○				3～5m未満
高齢者施設	アイアイ	米子市榎原1823		○				0.5m未満
高齢者施設	ルーサンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀2169	○		○			0.5～3m未満
障害福祉施設	かいけ訪問介護事業所	米子市新開1丁目5-15	○					0.5m未満
障害福祉施設	ニチイケアセンター米子東	米子市土福原3-8-1	○					3～5m未満
障害福祉施設	ニチイケアセンター米子	米子市加茂町2-113	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルパーステーション「ふあいと」	米子市東福原7-15-20	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	訪問介護事業所なんぶ幸福苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
障害福祉施設	アシスタントサービスぱけっと	米子市東福原5-6-25	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルプサービスぱけっと	米子市東福原5-6-25	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	訪問介護仁風荘こうやまち	米子市紺屋町104-2	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルパーステーションハッピー米子	米子市皆生温泉3丁目15-50	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ライブアシスト訪問介護事業所	米子市角盤町1丁目3-11	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	訪問介護ゆめ	米子市角盤町1-14	○	○				0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルパーステーション「まちくら」	米子市西倉吉町83-3	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	有限会社新生ケアサービス	米子市吉岡65-4	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルパーステーションあいぼりい	米子市昭和町86-1	○	○				0.5～3m未満
障害福祉施設	おひさまサポート	米子市土福原7丁目6-2	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	あいわ訪問介護ステーション米子	米子市西福原6丁目18-11	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルパーステーションまつば	米子市土福原5丁目1-16	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	かいけ訪問介護事業所	米子市新開1丁目5-15	○					0.5m未満
障害福祉施設	ニチイケアセンター米子東	米子市土福原3-8-1	○					3～5m未満
障害福祉施設	ニチイケアセンター米子	米子市加茂町2-113	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルパーステーション「ふあいと」	米子市東福原7-15-20	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	訪問介護事業所なんぶ幸福苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
障害福祉施設	アシスタントサービスぱけっと	米子市東福原5-6-25	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	訪問介護仁風荘こうやまち	米子市紺屋町104-2	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルパーステーションハッピー米子	米子市皆生温泉3丁目15-50	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ライブアシスト訪問介護事業所	米子市角盤町1丁目3-11	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	訪問介護ゆめ	米子市角盤町1-14	○	○				0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルパーステーション「まちくら」	米子市西倉吉町83-3	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	有限会社新生ケアサービス	米子市吉岡65-4	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルパーステーションあいぼりい	米子市昭和町86-1	○	○				0.5～3m未満
障害福祉施設	おひさまサポート	米子市土福原7丁目6-2	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	あいわ訪問介護ステーション米子	米子市西福原6丁目18-11	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルパーステーションまつば	米子市土福原5丁目1-16	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	かいけ訪問介護事業所	米子市新開1丁目5-15	○					0.5m未満
障害福祉施設	ニチイケアセンター米子東	米子市土福原3-8-1	○					3～5m未満
障害福祉施設	ニチイケアセンター米子	米子市加茂町2-113	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	訪問介護仁風荘こうやまち	米子市紺屋町104-2	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルパーステーションあいぼりい	米子市昭和町86-1	○	○				0.5～3m未満
障害福祉施設	おひさまサポート	米子市土福原7丁目6-2	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	かいけ訪問介護事業所	米子市新開1丁目5-15	○					0.5m未満
障害福祉施設	ヘルプサービスぱけっと	米子市東福原5-6-25	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	訪問介護仁風荘こうやまち	米子市紺屋町104-2	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	ヘルパーステーション「まちくら」	米子市西倉吉町83-3	○	○		○		0.5～3m未満

令和3年4月1日現在の内容に変更

2-22 水防法第15条第3項で定める浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

分類	事業所名	所在地	対象河川					想定最大規模 浸水深
			日野川	法勝寺川	佐陀川・精進川	加茂川・旧加茂川	宇田川	
障害福祉施設	ヘルパーステーションあいぼりい	米子市昭和町86-1	○	○				0.5～3m未満
障害福祉施設	おひさまサポート	米子市上福原7丁目6-2	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	生活サポートセンターあかりピアット・ネオ	米子市皆生温泉2丁目2-75	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原7丁目13-3	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	短期入所生活介護事業所なんぶ幸朋苑	米子市石井1238		○				3～5m未満
障害福祉施設	山陰労災病院	米子市皆生新田1丁目8-1	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	あかり広場	米子市皆生温泉2-2-8	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原7丁目13-3	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	支援センターるーしえる	米子市中島2丁目1-33	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	米子ワークホーム	米子市石井1223-1		○				0.5～3m未満
障害福祉施設	NPO法人サポートイルカ	米子市新山1				○		0.5～3m未満
障害福祉施設	デイセンター はみんぐ	米子市東福原5丁目6-25	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	みんなの処	米子市西倉吉町88-2	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	まなご大平園	米子市二本木1690	○		○			0.5～3m未満
障害福祉施設	米子ワークホーム	米子市石井1223-1		○				0.5～3m未満
障害福祉施設	クロスジョブ米子	米子市大王町97	○	○				0.5～3m未満
障害福祉施設	あかり広場	米子市皆生温泉2-2-8	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ひまわり	米子市長砂町719-3		○				0.5～3m未満
障害福祉施設	しんしあまなご	米子市夜見町2946	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	きんぶく	米子市日野町55	○	○				0.5～3m未満
障害福祉施設	あそしえ	米子市福万148-3			○			0.5m未満
障害福祉施設	ライフ	米子市車尾3丁目11番23号	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	あかり広場	米子市皆生温泉2-2-8	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	支援センターるーしえる	米子市中島2丁目1-33	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	米子ワークホーム	米子市石井1223-1		○				0.5～3m未満
障害福祉施設	ワークなざら	米子市奈喜良86-2		○				3～5m未満
障害福祉施設	NPO法人サポートイルカ	米子市新山1				○		0.5～3m未満
障害福祉施設	ひまわり	米子市長砂町719-3		○				0.5～3m未満
障害福祉施設	おりもんや	米子市中町62	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	まなご大平園	米子市二本木1690	○		○			0.5～3m未満
障害福祉施設	リヴよどえ	米子市淀江町申間692	○		○			0.5～3m未満
障害福祉施設	ワークセンターしんらい	米子市淀江町佐陀227-1	○		○			0.5～3m未満
障害福祉施設	グロウス幸伸	米子市上福原3丁目1-17	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	あいぼりい	米子市昭和町86-1	○	○				0.5～3m未満
障害福祉施設	就労支援センターひまわり倶楽部	米子市東福原6丁目1-34	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	San-Fuku	米子市福市1850-2	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	あそしえ	米子市福万148-3			○			0.5m未満
障害福祉施設	支援センタータローパー	米子市両三柳5088	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	あさがお	米子市夜見町宇古屋敷2814-5	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	淀江われもここの家	米子市淀江町佐陀300-29	○		○			0.5～3m未満
障害福祉施設	ピアットあかり1	米子市皆生温泉1-1-58	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ピアットあかり2	米子市皆生温泉2-6-17	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ピアットあかり3	米子市皆生温泉1-1-58	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ピアットあかり5	米子市皆生温泉2-2-15	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ピアットあかり7	米子市皆生温泉1-1-61	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ピアットあかり6	米子市皆生温泉2-2-15	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ピアットあかり8	米子市皆生温泉1-1-62	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ピアットあかり13	米子市皆生温泉2丁目19-17	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ピアットあかり14	米子市皆生温泉1-1-58	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ピアットあかり15	米子市皆生温泉1-1-60	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ピアットあかり16	米子市皆生温泉1-1-58	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ピアット・ネオ	米子市皆生温泉2丁目2-75	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ピオラ	米子市淀江町佐陀1976-3	○		○			0.5～3m未満
障害福祉施設	パンジー	米子市淀江町1977	○		○			3～5m未満
障害福祉施設	ピオラII	米子市淀江町佐陀1976-3	○		○			0.5～3m未満
障害福祉施設	桜台ホーム	米子市淀江町佐陀380-10	○		○			0.5～3m未満
障害福祉施設	ケアホームすまいるはーと	米子市東福原8丁目24-1	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	グループホームひまわり倶楽部2号	米子市東福原8丁目15-30	○					0.5～3m未満

令和3年4月1日現在の内容に変更

2-22 水防法第15条第3項で定める浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

分類	事業所名	所在地	対象河川					想定最大規模 浸水深
			日野川	法勝寺川	佐陀川・精進川	加茂川・旧加茂川	宇田川	
障害福祉施設	グループホームひまわり倶楽部5号	米子市東福原8丁目15-30	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	グループホームひまわり倶楽部4号	米子市東福原8丁目15-30	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	グループホームひまわり倶楽部1号	米子市東福原8丁目15-30	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	グループホームさくら	米子市両三柳5037	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	米子ワークホーム	米子市石井1223-1		○				0.5～3m未満
障害福祉施設	障害者生活支援センターすてっぷ	米子市道笑町2-126-4	○	○				0.5～3m未満
障害福祉施設	障害者生活支援センターまちくら	米子市西倉吉町83-3	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	障害者生活支援センターすてっぷ	米子市道笑町2-126-4	○	○				0.5～3m未満
障害福祉施設	障害者生活支援センターまちくら	米子市西倉吉町83-3	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	NPO法人いるか	米子市淀江町西原白浜ノ三1336-28			○			0.5～3m未満
障害福祉施設	県立総合療育センター	米子市土福原7丁目13-3	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	放課後等デイサービスぐん★ぐん	米子市新開6丁目11-16	○					0.5m未満
障害福祉施設	デイサービスセンターココカラ	米子市一部255-2	○		○			0.5～3m未満
障害福祉施設	放課後等デイサービスきつずらん	米子市皆生新田1丁目7-41	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	NPO法人いるか	米子市淀江町西原白浜ノ三1336-28			○			0.5～3m未満
障害福祉施設	このこのリーフ米子	米子市加茂町2丁目113	○	○		○		0.5～3m未満
障害福祉施設	子どもデイサービスわこが皆生通り	米子市東福原5丁目12-1	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	地域活動支援センターおおぞら	米子市申島2-1-33	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	地域交流広場あかり	米子市皆生温泉2-2-8	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	地域活動支援センターひまわり倶楽部	米子市土福原5-12-63	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	ふわり	米子市土福原7丁目6-2	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	米子市心身障害者福祉センター	米子市皆生新田2-10-1	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	米子サン・アビリティーズ	米子市皆生3-16-20	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	鳥取県ライトハウス	米子市皆生温泉3-18-3	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	皆生やまと園	米子市皆生新田2丁目3-1	○					0.5～3m未満
障害福祉施設	特定非営利活動法人 希望の星	米子市皆生新田2丁目5番	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	南保育園	米子市陽田町45	○	○				0.5～3m未満
児童福祉施設	春日保育園	米子市土新印238	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	こたか保育園	米子市尾高566			○			0.5m未満
児童福祉施設	あがた保育園	米子市福万363-4			○			0.5m未満
児童福祉施設	米子聖園マリア園	米子市東倉吉町142	○	○		○		0.5～3m未満
児童福祉施設	仁慈保幼園	米子市東町456	○	○				0.5～3m未満
児童福祉施設	わかば園	米子市加茂町2-211	○	○		○		0.5～3m未満
児童福祉施設	かいけわかば園	米子市皆生温泉2-8-47	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	ゆりかご保育園	米子市皆生6-4-21	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	あゆみ保育園	米子市両三柳2406-3	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	いづみ保育園	米子市土福原1379-1	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	ひばり保育園	米子市土福原5-13-78	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	夜見保育園	米子市夜見町1679-8	○					0.5m未満
児童福祉施設	大和保育園	米子市淀江町中間586-2	○		○			0.5～3m未満
児童福祉施設	歳保育園	米子市蚊屋291-11	○		○			0.5～3m未満
児童福祉施設	五千石保育園	米子市八幡715-1	○					3～5m未満
児童福祉施設	福生保育園	米子市土福原2-2-1	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	河崎保育園	米子市河崎483-1	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	福米保育園	米子市西福原8-2-10	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	成実保育園	米子市石井95-3		○		○		0.5～3m未満
児童福祉施設	加茂保育園	米子市両三柳4612	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	車尾保育園	米子市車尾南1-13-13	○					3～5m未満
児童福祉施設	かいけ心正こども園	米子市新開4-14-11	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	認定こども園ベアーズ	米子市福原1889-6		○				0.5～3m未満
児童福祉施設	ギッズタウンさくら	米子市兼久606-3		○				0.5～3m未満
児童福祉施設	みずほ幼稚園	米子市陰田町324-6	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	まなごまなびや園	米子市皆生新田3-6-21	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	小規模保育園すく☆すく	米子市新開6-11-16	○					0.5m未満
児童福祉施設	くれまん保育園	米子市新開2-8-38	○					0.5～3m未満
児童福祉施設	米子駅前ベアーズ	米子市末広町187	○	○				0.5～3m未満
児童福祉施設	クローバー保育園	米子市米原9-4-23	○					0.5m未満
児童福祉施設	中央クローバー保育園	米子市長砂町85-8	○	○				0.5～3m未満

# 令和3年4月1日現在の内容に変更

2-22 水防法第15条第3項で定める浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

分類	事業所名	所在地	対象河川					想定最大規模 浸水深
			日野川	法勝寺川	佐陀川・精進川	加茂川・旧加茂川	宇田川	
児童福祉施設	米子ナーサリ―・スクール	米子市新開7-3-27	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	ベビーメルルR431加茂	米子市両三柳4349	○					0.5m未満
児童福祉施設	はじめの歩	米子市富益町650	○					0.5m未満
児童福祉施設	福米東ひまわり保育園	米子市東福原6-6-21	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	皆生クローバー保育園	米子市皆生温泉2-14-13	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	目久美くれまん保育園	米子市目久美町32-8	○	○			○	3~5m未満
児童福祉施設	たんぼぼ保育園	米子市西福原9-14-14	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	まどえババール園	米子市淀江町佐陀2169	○		○			0.5~3m未満
児童福祉施設	南クローバー保育園	米子市八幡714-1	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	土福原クローバー保育園	米子市土福原708-1	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	皆生第二クローバー保育園	米子市皆生温泉2-14-13	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	北クローバー保育園	米子市皆生温泉3-2-5	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	東クローバー保育園	米子市三本木977-1	○		○			0.5~3m未満
児童福祉施設	鳥取大学医学部付属病院―すぎのこ保育所	米子市西町36-1	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	米子医療センター―なかまし保育園	米子市車尾4丁目17-1	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	はくあい―保育園かるがも	米子市両三柳1880	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	ポー・フォニクス・カデミー米子イタナショナルデ・リサーチ	米子市西福原7-11-36	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	米子第2ナーサリ―・スクール	米子市西福原7-11-36	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	すくすくよじが	米子市旗ヶ崎2-15-1	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	きんさん保育所	米子市皆生新田1-7-11職員宿舎	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	ゾチマト保育園	米子市皆生2-13-13	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	きら☆きら保育園	米子市新開6-11-8	○					0.5m未満
児童福祉施設	たいそう―きん☆きん保育園	米子市新開6丁目1-29	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	住吉クローバー保育園	米子市旗ヶ崎2322	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	あいぐらん保育園米子	米子市東町171米子第一生命ビル	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	角盤にじいろ保育園	米子市角盤町1丁目27番地2	○					0.53m未満
児童福祉施設	こころキッズワタキュー米子ルーム	米子市旗ヶ崎2318	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	米子えいご保育園	米子市車尾5丁目9-18	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	ぴょんぴょん保育園(鳥取県立総合療育センター内)	米子市土福原7丁目13-3	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	車尾児童館	米子市車尾2丁目28-21	○					0.5~3m未満
児童福祉施設	前田児童館	米子市尾高1424-1			○			0.5~3m未満
放課後児童クラブ	かいけわくわくキッズ	新開4丁目14―11	○					0.5~3m未満
放課後児童クラブ	未来カレッジ	新開1丁目3―3	○					0.5~3m未満
放課後児童クラブ	キッズクラブハレカイ〜海の家〜、〜エルア〜	新開4丁目2―5-6	○					0.5m未満
放課後児童クラブ	学童クラブのび☆のび1〜3号館	新開6丁目11―1-6	○					0.5~3m未満
放課後児童クラブ	ひばり放課後児童クラブ	土福原5丁目13―7-8	○					0.5~3m未満
放課後児童クラブ	よみっこクラブ	夜見町1679番8	○					0.5m未満
放課後児童クラブ	ピッグペアーズ	榎原1889―6		○				0.5~3m未満
放課後児童クラブ	ピッグペアーズII、III	榎原1823		○				0.5m未満
放課後児童クラブ	ピッグペアーズ車尾	車尾2丁目28―1	○					0.5~3m未満
放課後児童クラブ	学童金太郎クラブ	日原881―1		○				0.5~3m未満
放課後児童クラブ	わんぱく学童クラブ―南	道笑町4丁目49		○				0.5~3m未満
放課後児童クラブ	わんぱく学童クラブ―東福原	東福原6丁目7―36	○					0.5m未満
放課後児童クラブ	メルルこども学園学童スクール	両三柳4349-2階	○					0.5m未満
放課後児童クラブ	学童保育―JET①、②	米子市皆生5丁目14-31	○					0.5~3m未満
放課後児童クラブ	学童C L U B W I T H	米子市新開4丁目6―9	○					0.5m未満
放課後児童クラブ	明道なかまし学級	米子市陽田町74-2	○	○				0.5~3m未満
放課後児童クラブ	就将なかまし学級	米子市愛宕町94	○	○				0.5~3m未満
放課後児童クラブ	車尾なかまし学級	米子市車尾2丁目28-21	○					0.5~3m未満
放課後児童クラブ	加茂なかまし学級	米子市両三柳4610	○					0.5~3m未満
放課後児童クラブ	福生東なかまし学級	米子市皆生5-18-32	○					0.5~3m未満
放課後児童クラブ	福生西なかまし学級	米子市土福原5-4-1	○					0.5~3m未満
放課後児童クラブ	福米東なかまし学級	米子市東福原5-7-1	○					0.5~3m未満
放課後児童クラブ	福米西なかまし学級	米子市西福原8-16-62	○					0.5~3m未満
放課後児童クラブ	尚徳なかまし学級	米子市諏訪1695		○				0.5~3m未満
放課後児童クラブ	五千石なかまし学級	米子市榎原1897	○					3~5m未満
放課後児童クラブ	成実なかまし学級	米子市奈喜良81		○				0.5~3m未満

# 令和3年4月1日現在の内容に変更

2-22 水防法第15条第3項で定める浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

分類	事業所名	所在地	対象河川					想定最大規模 浸水深
			日野川	法勝寺川	佐陀川・精進川	加茂川・旧加茂川	宇田川	
放課後児童クラブ	箕蚊屋なかよし学級	米子市下新印204-2	○		○			0.5～3m未満
放課後児童クラブ	伯仙なかよし学級	米子市尾高418?1			○			0.5～3m未満
放課後児童クラブ	淀江なかよし学級	米子市淀江町西原244?2					○	0.5～3m未満
小学校	明道小学校	米子市陽田町74-2	○	○				0.5～3m未満
小学校	就将小学校	米子市愛宕町94	○	○				0.5～3m未満
小学校	車尾小学校	米子市車尾2-27-1	○					0.5～3m未満
小学校	加茂小学校	米子市両三柳4610	○					0.5～3m未満
小学校	福生東小学校	米子市皆生5-18-32	○					0.5～3m未満
小学校	福生西小学校	米子市土福原5-4-1	○					0.5～3m未満
小学校	福米東小学校	米子市東福原5-7-1	○					0.5～3m未満
小学校	福米西小学校	米子市西福原8-16-62	○					0.5～3m未満
小学校	五千石小学校	米子市諏訪1695	○					3～5m未満
小学校	尚徳小学校	米子市榎原1897		○				0.5～3m未満
小学校	成実小学校	米子市奈喜良81		○				0.5～3m未満
小学校	箕蚊屋小学校	米子市下新印204-2	○		○			0.5～3m未満
小学校	伯仙小学校	米子市尾高418?1			○			0.5m未満
小学校	淀江小学校	米子市淀江町西原244?2					○	0.5～3m未満
中学校	東山中学校	米子市車尾617	○					3～5m未満
中学校	湊山中学校	米子市愛宕町84	○	○				0.5～3m未満
中学校	福生中学校	米子市土福原20	○					0.5～3m未満
中学校	福米中学校	米子市新開5-9-1	○					0.5m未満
中学校	尚徳中学校	米子市日原146		○				0.5～3m未満
中学校	箕蚊屋中学校	米子市下新印196-4	○					0.5～3m未満
高等学校	米子高等学校	米子市橋本30-1		○				0.5～3m未満
高等学校	米子南高等学校	米子市長砂町216		○				0.5～3m未満
高等学校	米子北高等学校	米子市米原6-14-1	○					0.5～3m未満
高等学校	米子松蔭高等学校	米子市三本木316-1	○		○			0.5m未満
特別支援学校	鳥取聾学校ひまわり分校	米子市土福原7-13-1	○					0.5～3m未満
特別支援学校	皆生養護学校	米子市土福原7-13-4	○					0.5～3m未満
特別支援学校	皆生養護学校皆浜分校	米子市車尾4丁目17番地9号	○					0.5～3m未満
特別支援学校	米子養護学校	米子市蚊屋343	○		○			0.5～3m未満
幼稚園	米子幼稚園	米子市両三柳2755	○					0.5～3m未満
幼稚園	米子みどり幼稚園	米子市車尾3丁目12-56	○					0.5～3m未満
幼稚園	東みずほ幼稚園	米子市福市1730-9	○					0.5～3m未満
幼稚園	かもめ幼稚園	米子市夜見町2568	○					0.5m未満
幼稚園	西部あおば幼稚園	米子市三本木259-6	○		○			0.5～3m未満
医療施設	鳥取大学医学部付属病院	米子市西町36-1	○	○				0.5～3m未満
医療施設	医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	○					3～5m未満

土砂災害防止法第8条の2で定める土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧

	施設名	所在地	施設分類				対象土砂災害		
			学校	児童福祉施設	高齢者施設	障がい者施設	病院	土石流	急傾斜
1	NPO法人サポートイルカ	米子市新山1				○		○	
2	ひまわり	米子市長砂町719-3				○			
3	学童金太郎クラブ	米子市日原 881-1		○			○	○	
4	淀江児童館	米子市淀江町西原251		○			○	○	
5	日の出作業所	米子市祇園町1-27				○		○	
6	グループホームはあとピア	米子市久米町200番地			○			○	
7	湊山中学校	米子市愛宕町84					○	○	
8	鳥取県立米子西高等学校	米子市大谷町200	○					○	
9	尚徳中学校	米子市日原 146	○					○	
10	淀江小学校	米子市淀江町西原244-2	○					○	
11	医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1				○		○	
12	鳥取大学医学部付属病院	米子市西町36-1				○		○	
13	米子白鳳高等学校	米子市淀江町福岡24	○					○	
14	米子東高校	米子市勝田町1	○					○	





## 令和3年4月1日現在の内容に変更

土砂災害防止法第8条の2で定める土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧

分類	事業所名	所在地	対象土砂災害		
			土石流	急傾斜	地すべり
放課後児童クラブ	学童金太郎クラブ	米子市日原 8-8-1-1	⊖	⊖	
放課後児童クラブ	淀江なかま七学級	米子市淀江町西原251	⊖	⊖	
児童福祉施設	淀江児童館	米子市淀江町西原251	⊖	⊖	
障害福祉施設	日の出作業所	米子市祇園町1-2-7		⊖	
障害福祉施設	N.P.O法人サポートイルカ	米子市新山1		⊖	
障害福祉施設	ひまわり	米子市長砂町7-19-3	⊖		
高齢者施設	グループホームはあとピア	米子市久米町2-0-0番地		⊖	
高齢者施設	ハビネデイサービスセンター	米子市久米町2-0-0番地		⊖	
高齢者施設	小規模多機能ホームはあとピア	米子市久米町2-0-0番地		⊖	
社会福祉施設等	西部医師会急患診療所	米子市久米町136番地		⊖	
学校	湊山中学校	米子市愛宕町8-4		⊖	
学校	鳥取県立米子西高等学校	米子市大谷町2-0-0		⊖	
学校	尚徳中学校	米子市日原 1-4-6		⊖	
学校	淀江小学校	米子市淀江町西原 2-4-4-2		⊖	
医療施設	医療法人勤誠会米子病院	米子市日原 3-19-1		⊖	

津波防災地域づくりに関する法律第54条1項第4号に基づく津波災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧

施設名	所在地	施設分類					基準水位(最大)
		学校	児童福祉施設	高齢者施設	障がい者施設	病院	
1 米子市弓浜地域老人福祉センター	米子市大篠津町385番地47			○			2.5m
2 軽費老人ホーム福原社	米子市皆生温泉4丁目17番2			○			0.7m
3 医療法人友誼会皆生温泉病院 通所リハビリテーション ゆうゆうの里	米子市皆生新田3丁目7番地8			○			0.2m
4 かいけ心正こども園	米子市新開4丁目14番地11		○				0.8m
5 北クローバー保育園	米子市皆生温泉3丁目2番地		○				0.5m
6 医療法人友誼会皆生温泉病院	米子市皆生新田3丁目7番地8					○	0.2m

## 令和3年4月1日現在の内容に変更

津波防災地域づくりに関する法律第54条1項第4号に基づく津波災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧

分類	施設名	所在地	基準水位 -(最大)-
高齢者施設	米子市弓浜地域老人福祉センター	米子市大篠津町3-8-5番地4-7	2.5m
高齢者施設	軽費老人ホーム福原荘	米子市皆生温泉4丁目1-7番2-	0.7m
高齢者施設	医療法人友誼会皆生温泉病院通所 サハビリテーション ゆうゆうの里	米子市皆生新田3丁目7番地8	0.2m
障がい者福祉施設	NPO法人いるか	米子市淀江町西原白浜ノ三1-3-3-6—2-8	1m
障がい者福祉施設	社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会	米子市皆生温泉3丁目1-8番3号	0.2m
児童福祉施設	かいけ心正こども園	米子市新開4丁目1-4番地1-1	0.8m
児童福祉施設	北クローバー保育園	米子市皆生温泉3丁目2番地	0.5m
放課後児童クラブ	かいけわくわくキッズ	米子市新開4丁目1-4番地1-1	0.8m
医療施設	医療法人友誼会皆生温泉病院	米子市皆生新田3丁目7番地8	0.2m





2-25 避難者カード

避難所名			
入所日時		退所日時	
特記事項			
記入者名		国籍	日本 / 外国 ( )
住所			
電話番号		携帯電話	
車両で避難された場合		車種・ナンバー	

【ご家族情報】

※該当項目を○で囲んでください。欄が足りない場合は用紙を追加して記入してください。

世帯主 代表者	氏名 (ふりがな)	性別	病気・けが	妊産婦	乳幼児	障がい者			要介護	医療機器	アレルギー	特記事項	
						身体	療育	精神					
世帯主 代表者	氏名 (ふりがな)	男											
		女											
	生年月日 年 月 日 ( 歳)	食料・物資	必要 ( ) / 不要										
		安否確認	公開 / 非公開		行方不明								
	情報公開	公共 / 支援団体 / メディア / すべて											
ご家族 同居人 ペット	氏名 (ふりがな)	男											
		女											
	生年月日 年 月 日 ( 歳)	食料・物資	必要 ( ) / 不要										
		安否確認	公開 / 非公開		行方不明								
		情報公開	公共 / 支援団体 / メディア / すべて										
	氏名 (ふりがな)	男											
		女											
	生年月日 年 月 日 ( 歳)	食料・物資	必要 ( ) / 不要										
安否確認		公開 / 非公開		行方不明									
	情報公開	公共 / 支援団体 / メディア / すべて											

※避難者カードは、避難所運営上、必要な資料ですので記入にご協力ください。なお、内容等に変更がある場合は、速やかに申し出てください。ご記入頂いた情報は、避難所運営や災害対応のため、必要最小限な範囲で共有させていただきます。

## 2-26 避難所入所記録簿

避難所名					担当職員名			
No.	入 所 日 時	氏名	生年 月日 (年齢)	現住所	性別	世帯 主と の続 柄	摘要	退 所 日 時
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								





2-28 災害救助法一覧表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円 (高齢者等を収容する避難所にあつては、通常の実費を加算した額) (加算額) 冬期の燃料費	災害発生の日から7日以内	①費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗機材費、建物等の使用謝金、光熱水費並びに仮設便所等設置費を含む。 ②輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	①規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 ②限度額 1戸当り5,610,000円以内 ③同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。	① 均1戸当り29.7㎡5,610,000円以内であればよい。また、高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ②供与期間 最高2年以内 ③県外よりの輸送費は別枠とする。					
炊き出しその他による食品の給与	①避難所に収容されたもの ②全半壊(焼)、流失床上浸水で炊事できない者 ③床下浸水で自宅において自炊不可能な者	① 人1日当り1,140円以内 ②被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	①夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する ②下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	①備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 ②現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流出	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
			冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療のみちを失った者 (応急的処置)	①救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具 破損等の実費 ②病院又は診療所 社会保険診療報酬 の額以内 ③施術者 協定料金の額以内	災害発生の日 から 14 日以内	患者等の移送費は、 別途計上
助 産	災害発生の日以前又は 以後 7 日以内に分娩した ものであって災害のため 助産のみちを失った者 (出産のみならず死産お よび流産を含み現に助産 を要する状態にある者)	①救護班等による場 合は、使用した衛 生材料等の実費 ②助産婦による場 合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の 額	分べんした日 から 7 日以内	妊産婦の移送費は、 別途計上
災害にかかっ た者の救出	①現に生命、身体が危 険な状態にある者 ②生死不明な状態にあ る者	当該地域における 通常の実費	災害発生の日か ら 3 日以内	①期間以内に生死が明 らかにならない場合 は、以後「死体の捜 索」として取り扱う ②輸送費、人件費は別 途計上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応急修 理をすることができない 者	居室、炊事場及び便 所等日常生活に必要最 小限度の部分 1 世帯当り 584,000 円以内	災害発生の 日から 1 月 以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失し、 又はき損し、就学上支障 のある小学校児童、中学 校生徒(盲学校、ろう学 校及び養護学校の小学部 児童及び中学部生徒も含 む。)及び高等学校等生 徒、特別支援学校の高等 部、高等専門学校、専修 学校及び各種学校の生徒	①教科書及び教科書 以外の教材で教育 委員会に届出又は その承認を受けて 使用している教材 実費 ②文房具及び通学用 品は次の金額以内 小学校児童 1 人当たり 4,400 円以内 中学校生徒 1 人当たり 4,700 円以内 高等学校等生徒 1 人当たり 5,100 円以内	災害発生の 日から (教科書) 1 月以内 (文房具及び 通学用品) 15 日以内	①備蓄物資は評価額 ②入進学時の場合は個 々の実情に応じて支 給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 才以上) 211,300 円以内 小人(12 才未満) 168,900 円以内	災害発生の日 から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象にな る。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	①輸送費、人件費は別途計上 ②災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理をする。(埋葬を除く。)	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400円以内 (一時保存) ① 既存建物借上費 通常の実費 ② 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金		①検索は原則として救護班 ②輸送費、人件費は別途計上 ③死体の一部保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1世帯当たり 135,400円以内		
輸送費及び賃金職員等雇上費	①被災者の避難 ②医療及び助産 ③被災者の救出 ④飲料水の供給 ⑤死体の搜索 ⑥死体の処理 ⑦救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	各救助の実施が認められる期間以内	

年月日	救出 人員	救出用機械器具									備考
		借上費				修繕費			燃料 費	実支 出額	
		名称	数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修繕 年月 日	修繕 費	修繕の概 要			
	人				円		円		円	円	
計											

- 注意 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。  
 2 借上費の欄は、有償、無償を問わず記入するものとし、「金額」欄については、有償の場合にのみ、その借上費の金額を記入すること。  
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

2-30 炊き出し給与簿

炊き出し場所

現場責任者

給与月日		給食数(食)	給与先	給食内容	実支出額 (円)	備考
月日	区分					
	朝					
	昼					
	夜					
	朝					
	昼					
	夜					
	朝					
	昼					
	夜					
	朝					
	昼					
	夜					
	朝					
	昼					
	夜					
	朝					
	昼					
	夜					
計	朝					
	昼					
	夜					

- 注意 1 「給与先」欄は、給与を行った避難場所を記入すること。  
 2 「給食内容」の欄は、献立を記入すること。



炊き出し場所

現場責任者

品名	数量	期間	金額 (円)	所有者氏名 (管理者氏名)	備考
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			
		月 日～ 月 日 日間			



2-33 市長の指定する病院

病院名	電話番号	許可病床数					備考
		一般・療養	精神	結核	感染	計	
米子医療センター	33-7111	250				250	
鳥取大学医学部 附属病院	33-1111	649	42	6		697	災害拠点病院
山陰労災病院	33-8181	383				383	
博愛病院	29-1100	247				247	
皆生温泉病院	32-9119	175				175	
養和病院	29-5351	60	230			290	
皆生病院	22-3638		70			70	
米子病院	26-1611		270			270	
南部町国民健康保険西伯病院	66-2211	99	99			198	
鳥取県済生会 境港総合病院	42-3161	195			4	199	

救急病院(西部医療圏)

区分	医療機関名	住所	電話番号	鳥取県告示年月日
国立	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	33-1111	S56.8.7
	米子医療センター	米子市車尾4丁目17-1	33-7111	S47.5.12
公立	西伯病院	西伯郡南部町倭397	66-2211	S58.5.6
	日南病院	日野郡日南町生山511-7	(0859) 82-1235	S61.5.6
公的	日野病院	日野郡日野町野田332	(0859) 72-0351	S45.9.25
	山陰労災病院	米子市皆生新田1丁目8-1	33-8181	S55.4.11
	鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川44	42-3161	S44.5.30
私的	高島病院	米子市西町6	32-7711	S40.3.30
	博愛病院	米子市両三柳1880	29-1100	S62.7.17

医師会

医師会名	住所	電話番号
鳥取県医師会	鳥取市戎町317	0857-27-5566
鳥取県西部医師会	米子市久米町136	34-6251

2-34 救済用物資の給与状況

米子市

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎と なった 世帯構 成人員	給与月日	物資給与の品名								実支 出額 (円)	備考
		人											
計	全壊	世帯											
	全焼	世帯											
	流出	世帯											
	半壊	世帯											
	半焼	世帯											
	床上 浸水	世帯											

救済用物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。  
年 月 日

給与責任者

職氏名

- 注意
- 1 「住家被害程度区分」欄には、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。
  - 2 「給与月日」欄には、その世帯に対して最後に給与された物資の受領月日を記入すること。
  - 3 「物資給与の品名」欄には、数量を記入すること。



応急仮設住宅番号	世帯主氏名	世帯員数	所在地	構成区分	延床面積(m <sup>2</sup> )	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額(円)	備考
計	世帯										

- 注意 1 「応急仮設住宅番号」欄には、応急仮設住宅に付した番号を記入し、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
- 2 「世帯員数」欄には、入居時における世帯主を含めた人員を記入すること。
- 3 「所在地」欄には、応急仮設住宅を設置した場所の住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄には、鉄骨プレハブ住宅、木造住宅等の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄には、公私有の別及び有無償の別を記入すること。
- 6 「備考」欄には、入居後の経過を記入すること。

## 罹災証明書交付申請書

NO.

米子市長 様

申請日 年 月 日

罹災者 (世帯主)	住 所 TEL ( ) -							
	(フリガナ)				生年月日		年 月 日	
罹災世帯の 構成員	氏 名	続柄	性別	生年月日	氏 名	続柄	性別	生年月日
罹災住家の 所在地	米子市							
建物の種別	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名 ) <input type="checkbox"/> 貸家							
	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 離れ <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> 兼用住家(種別 ) <input type="checkbox"/> 非住家(種別 )							
罹災の原因	年 月 日に発生した <input type="checkbox"/> 台風( )号 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 雪害 <input type="checkbox"/> その他( )							
被害の状況	※できるだけ詳しくご記入ください。							

使用用途		必要枚数	枚
------	--	------	---

窓口 来られた方	<input type="checkbox"/> 罹災者本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯の構成員 <input type="checkbox"/> 代理人	
	※罹災者本人の場合は記入不要です。 住 所 TEL ( ) -	(フリガナ)

※窓口に来られた方が代理人の場合は、以下の委任欄へ委任者（罹災者）の記名・押印が必要です。

<委任欄>

私は上記の者を代理人と定め、罹災証明書交付の申請及び受領に関する一切の権限を委任する。

委任者（罹災者） 住 所

氏 名

印

# 罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
住家の被害の程度(%)	%
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

米子市長



No.

入院（通院）指示書（発行簿）

年 月 日

様

米子市災害対策本部  
市民生活部長

印

災害による次の者の傷病につき、平成6年厚生省告示第54号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）の範囲において治療を行うよう指示します。

なお、上記費用は、米子市災害対策本部（市民生活部保険課）へご請求ください。

記

患者氏名

患者住所

指示書有効期間 年 月 日 から  
年 月 日 まで

傷病名及び医師の所見

医療班責任者氏名

備考 1枚目は「入院（通院）指示書」とし、2枚目は「入院（通院）指示書発行簿」とする。





医療班

医療班責任者氏名

品名	年月日	単位	単価	受入先	受入数	払出数	残数	購入金額 (円)	備考



2-42 医薬品衛生材料受払簿

品名			単位	救護責任者 職氏名			
年月日	単 価	受入先	受入数	払出数	残数	購入金額 (円)	備 考
		計	( )	( )	( )		

注意 1 「計」欄には、受入数、払出数、残数の計を、( )内にそれぞれの金額を記入すること。



救護責任者職氏名

払出年月日	払出枚数	番号	払出医療班名	返戻枚数	差 引 使用枚数	備 考
		番から				
		番まで				
		番から				
		番まで				
		番から				
		番まで				
		番から				
		番まで				
		番から				
		番まで				
		番から				
		番まで				
		番から				
		番まで				
		番から				
		番まで				
		番から				
		番まで				
		番から				
		番まで				
		番から				
		番まで				
		番から				
		番まで				
		番から				
		番まで				



2-46 遺体処理台帳

米子市

処 理 年月日	遺体発見 の日時及 び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺 体 の 一 時 保 存 料		金 額 (円)	備 考
			氏名	死亡者 との関 係	品名	数量	金 額 (円)	保存料 (円)	ドライアイス 購入料 (円)		
計		人									

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費(円)				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
計		人								

- 注意 1 埋葬を行った者が市長のときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 市長が、棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に記入すること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。



輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕				燃料費 (円)	実支出額 (円)	備考	
			使用車両等		金額 (円)	故障車両等		修繕月日	修繕費 (円)				故障の概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
計													

- 注意
- 1 「目的」欄は、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
  - 2 県又は市の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
  - 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
  - 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
  - 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

班

職氏名

部 名				作業内容	
労務供給の理由				就労期間	
所要人員	男	女	計	就労時間	
	人	人	人	賃 金	
就労場所				労務者の輸送方法	

2 - 5 0 臨時雇上人夫勤務状況表

米子市

勤務種別														受領印	備考	
	住所	氏名	年齢	単価 円	月分					基本賃金		割増賃金				支払賃金 円
					日	日	日	日	日	日数 日	金額 円	時間	金額 円			
計																

2-51 災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例

災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例

〔 昭和 40 年 3 月 26 日  
鳥取県条例 第 7 号 〕

改正 昭和 57 年 6 月 4 日条例第 16 号

災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例をここに公布する。

**災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例**

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 71 条第 1 項の規定による従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、県は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 12 条の規定による扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則(昭和 57 年条例第 16 号)**

この条例は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 26 年条例第 32 号)**

この条例は、公布の日から施行する。

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額 (円)	備考	
					教科書			その他の学用品					
					国語	算数		鉛筆	ノート				
計	小学校	人											
	中学校	人											

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)

氏名

- 注意 1 「給与月日」欄には、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。  
 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

所在地			兼 久	古 豊 千	尾 高	総 数
倉 庫 名			兼 久	十 日 市	尾 高	
器 具	掛 矢	丁	20	20	31	71
	の こ ぎ り	丁	10	5	5	20
	ス コ ッ プ	丁	100	70	60	230
	つ る は し	丁	7	3	5	15
	お の	丁	13	6	6	25
	た こ づ ち	丁	10	10	10	30
	一 輪 車	丁	10	9	9	28
	ペ ン チ	丁	6	6	6	18
	照 明 具	個	1			1
	救 命 胴 衣	個	16			16
	ク リ ッ パ ー	丁	1	1	1	3
	く わ	丁	10	5	5	20
資 材	鉄 線	kg	200	50	200	450
	杭 (丸太)	本	290	350	220	860
	か す が い	個	390	200	230	820
	縄	玉	30	60	30	120
	む し ろ	枚	20	20	20	60
	空 俵	枚	300		200	500
	土 の う 袋	枚	22,000	5,000	9,000	36,000
	ロ ー プ	m	1,800	900	900	3,600
	ビニールひも	玉	190	60	50	300
	鋼 杭	kg	350	300	300	950
	シ ー ト	枚	8	5	7	20

2-54 鳥取県内水防管理団体関係河川一覧表

水防区 番号	河 川 名	現 地 指 導 県 土 整 備 局	水 防 管 理 団 体 管 理 者 名
16	宇 田 川 天 井 川 塩 川 佐 陀 川 大 更 川		
18	佐 陀 川 野 本 川 精 進 川 日 野 川 水 貫 川 小 松 谷 川 加 茂 川 旧 加 茂 川 旧 加 茂 川 法 勝 寺 水 路 川 大 斐 伊 川 (中 海) 橋 本 川 東 山 川 米 川 大 水 落 川 加 茂 新 川 後 藤 川	西 部 総 合 事 務 所 県 土 整 備 局	米 子 市 長

2-55 公用負担命令権限委任証

公 用 負 担 命 令 権 限 委 任 証

所 属 階 級  
氏 名

上記の者に〇〇地域における水防法第21条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日  
公用負担命令者 職 名  
氏 名

⑩

2-56 公用負担命令書

第 号

公 用 負 担 命 令 書

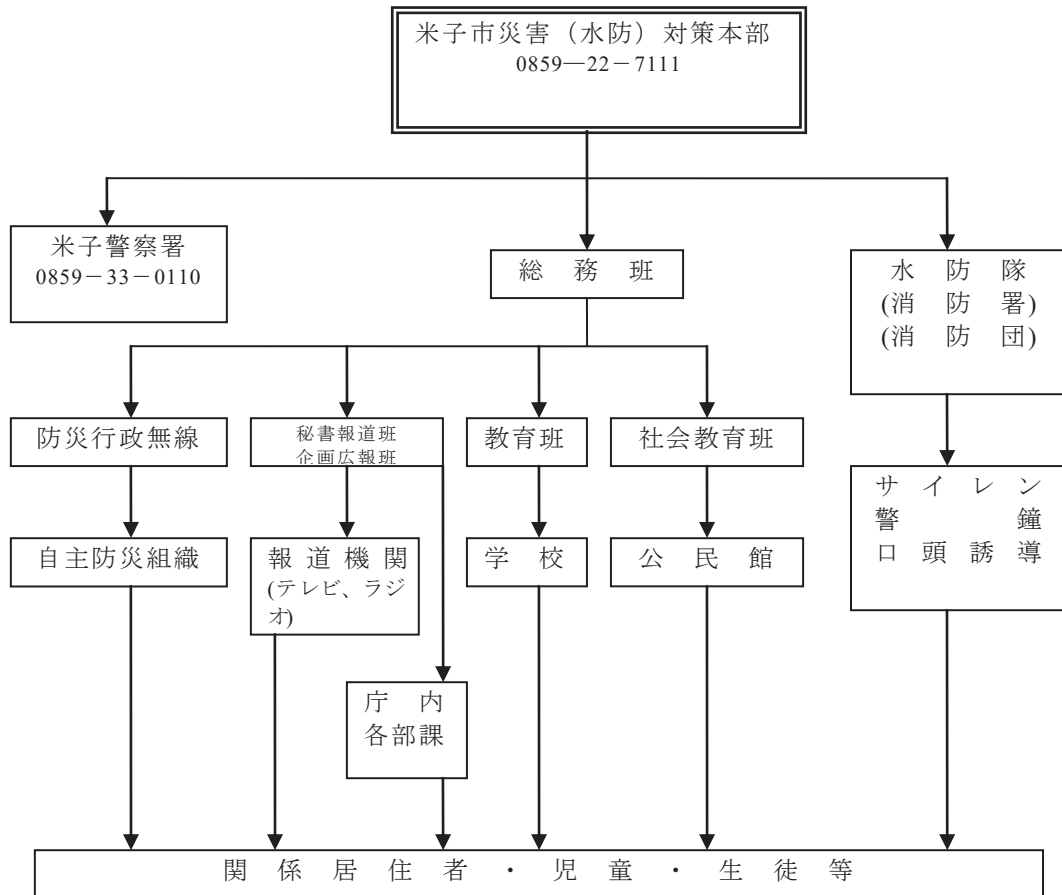
負 担 者 住 所  
氏 名

物 件	数 量	負 担 内 容 ( 使 用 、 収 用 処 分 )	期 日	摘 要

年 月 日  
命令者 職 名  
氏 名

⑩





水防生活動実績表

管理団体及び県土整備局 (例)	指定非指定の別	水防活動延人員			水防			生活動			合計 (A+B)	水防活動を行った期間	備考
		水防団及び消防団	その他	計	手当	その他	小計(A)	主資材	要資材	その他資機材			
(例)		人	人	人	円	円	円	円	円	円	円		
(水防管理団体)													
市												月 日 ～日	
町												月 日 ～日	
村												月 日 ～日	
												月 日 ～日	
計													
(府県分) 県土整備局													
合計													

鳥取県 県土整備局

(注) イ 水防活動費その他については、内容を備考欄に記入のこと。

ロ 使用(消費)資材費については、様式2による区分により転記すること。

ハ 水防活動を行った期間は、〇月〇日から〇月〇日までと記入し、同一市町村で同期間中に再度水防活動を行った場合は、例に示すよう記入すること。

ニ 水防活動に対する自己批判を必要ある時は備考欄に記入されたい。

## 水防活動による使用（消費）資材費内訳

鳥取県 県土整備局

管理団体 及び県土整備局	主要資材内訳			その他の資機材				合計 (A+B)	備考
	空たわら		小計 (A)	発煙筒 数量	カーバイト 数量	金額	小計 (B)		
	数量	金額							
(例)			以下注1に 該当する資 材があれば 左に準じて 記入するこ と。				以下注2に 該当する資 材があれば 左に準じて 記入するこ と。		
(水防管理団体)									
市									
町									
村									
計									
(府県分)									
県土整備局									
計									
合計									

(注) 1 主要資材内訳の欄には次に掲げる資材のうち該当するものを記入すること。

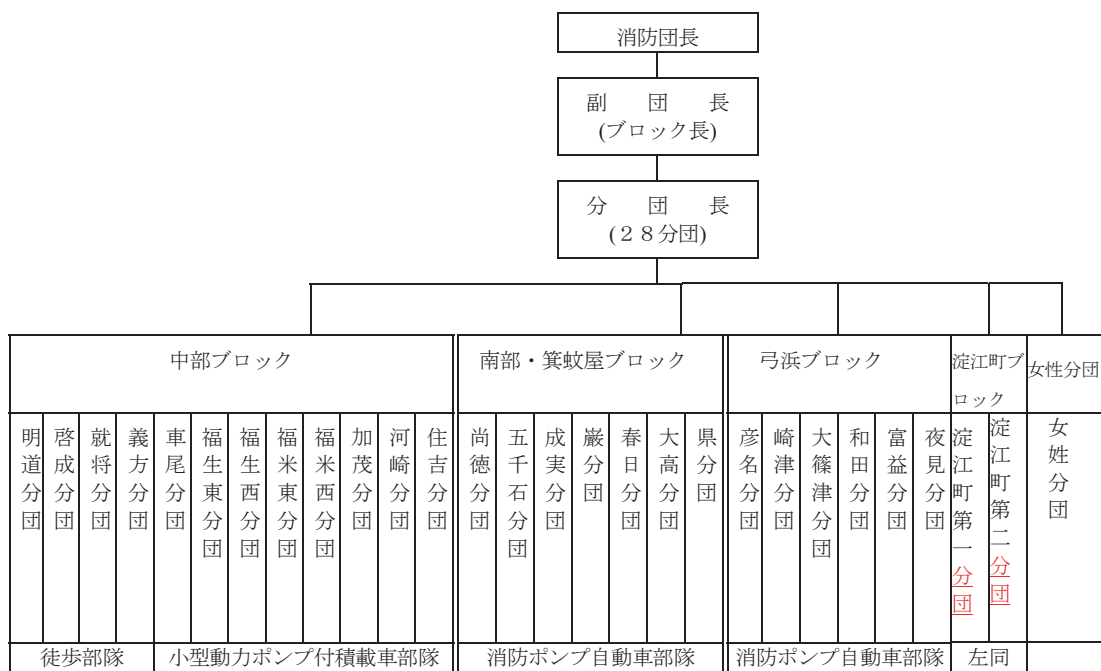
空たわら、かます、布袋類、たたみ、竹、生木、丸太、くい、くぎ、板類、鉄線、かすがい、蛇籠及び置石。

2 その他資器材の欄には、上記1以外のものを記入すること。

3 主要資材並びにその他資器材のうち再用又は転用できるもの又は災害復旧事業費の対象となるものは、それぞれに応じて価格を応じて記入すること。

4 都道府県分については、水防管理団体に応援したのもも含み記入すること。

2-60 米子市消防団組織図



2-61 米子市消防団出場区分

ブロック	第1出場	第2出場	第3出場	第4出場
中 部 ブロック	明 道	就 将・啓 成	中 部 ブロック 全 分 団	全 分 団
	啓 成	義 方・明 道		
	就 将	義 方・明 道		
	義 方	就 将・啓 成		
	車 尾	福生東・福米東		
	福生東	福生西・車 尾		
	福生西	福生東・福米西		
	福米東	福米西・加 茂		
	福米西	福米東・加 茂		
	加 茂	河 崎・福米西		
	河 崎	加 茂・夜 見		
	住 吉	河 崎・彦 名		
弓 浜 ブロック	大篠津	和 田・崎 津	弓 浜 ブロック 全 分 団	
	和 田	大篠津・富 益		
	富 益	和 田・夜 見		
	崎 津	大篠津・富 益		
	夜 見	富 益・河 崎		
彦 名	夜 見・崎 津			
南 部 箕 蚊 屋 ブロック	巖	春 日・大 高	南 部 箕 蚊 屋 ブロック 全 分 団	
	大 高	県 ・ 巖		
	春 日	巖 ・ 県		
	五千石	春 日・尚 徳		
	県	大 高・春 日		
	尚 徳	成 実・五千石		
	成 実	尚 徳・五千石		
淀江町ブロック	淀江	大高・巖	箕蚊屋ブロック	

(備考) 表中の名称は、分団名及び小学校区を表す。

- 1 第1出場は、地元分団とする。
- 2 第2出場以降の出場は、現場最高指揮者の要請により行うものとし、第2出場は隣接する2分団、第3出場はブロックを構成する分団、第4出場はすべての分団とする。
- 3 市街地分団(明道、啓成、就将、義方)は、消防車両を所有していないため、米子消防署の活動に協力する。

2-62 公用令書(様式1号)

第 号一

公 用 令 書

住所  
氏名

第71条  
災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり管理  
第78条第1項 収用

年 月 日

処分権者 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

2-63 公用令書(様式2号)

第 号一

公 用 令 書

住所  
氏名

第71条  
災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。  
第78条第1項

年 月 日

処分権者 印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

2-64 公用令書(様式3号)

第 号一  公 用 令 書  住所 氏名  災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 年 月 日 従事 を命ずる。 協力  処分権者  印	
従事すべき業務	
従事すべき物件	
従事すべき期間	
従事すべき日時	
従事すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

2-65 公用変更令書(様式4号)

第 号一  公 用 変 更 令 書  住所 氏名  第71条 災害対策基本法 の規定に基づき、公用令書（ 年 月 日 第78条第1項 第 号）に係る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の 規定により、これを交付する、 年 月 日 処分権者  印
変更した処分内容

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。



2-66 公用取消令書(様式5号)

第	号一	公	用	取	消	令	書	住所
								氏名
		第	7	1	条			
災	害	対	策	基	本	法	の	規
							定	に
							基	づ
							く	公
							用	令
							書	(
								年
								月
								日
		第		号	)	に	係	る
								処
								分
								を
								取
								り
								消
								し
								た
								の
								で
								、
								同
								法
								施
								行
								令
								第
								3
								4
								条
								第
								1
								項
								の
								規
								定
								に
								よ
								り
								、
								こ
								れ
								を
								交
								付
								す
								る
								。
		年		月		日		
							處	分
							權	者
								印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

## 雪崩危険箇所一覽表

箇所番号	箇所名	所在地			保全対象			備考
		郡・市	町・村	大字	人家 戸数	公共施設等		
						種類	数	
米子市								
1002	上粟島	米子市		彦名	7			I
1003	勝田	米子市		勝田	13			I
1004	勝田	米子市		勝田	21			I
1005	勝田	米子市		勝田	43			I
1006	陽田	米子市		陽田	33			I
1008	観音寺	米子市		観音寺	14			I
1009	観音寺	米子市		観音寺	24			I
1010	美吉	米子市		美吉	38			I
1011	道笑町	米子市		道笑	8			I
1012	道笑町	米子市		道笑	11			I
1013	祇園町	米子市		祇園	85			I
1014	祇園町	米子市		祇園	9			I
1015	祇園町	米子市		祇園	20	県立米子西高等学校	1	I
1016	祇園町	米子市		祇園	40	県立米子西高等学校	1 1	I
1017	祇園町	米子市		祇園	42			I
1018	陰田	米子市		陰田	8			I
1019	口陰田	米子市		陰田	7			I
1020	陰田	米子市		陰田	7			I
1021	大谷	米子市		大谷	17	大谷公民館	1	I
1022	美吉	米子市		美吉	11			I
1023	美吉	米子市		美吉	8			I
1024	美吉	米子市		美吉	22	美吉公民館	1	I
1025	日原	米子市		日原	21	米子病院	1	I
1026	日原	米子市		日原	1	尚徳中学校	1	I
1027	石井	米子市		石井	5			I
1028	奥谷	米子市		奥谷	21			I
1029	奥陰田	米子市		陰田	5			I
1030	奥陰田	米子市		陰田	5			I
1031	酒屋側	米子市		新山	5			I
1032	榎原	米子市		榎木谷	9			I
1033	青木	米子市		青木	7			I
1034	諏訪	米子市		諏訪	13			I
1035	大袋	米子市		大袋	5			I
1036	大袋	米子市		大袋	12			I
米子市淀江町								
1066	福井	米子市	淀江町	福井	13			I
1067	富繁	米子市	淀江町	富繁	10			I
1068	高井谷	米子市	淀江町	高井谷	9			I
1069	稲吉	米子市	淀江町	稲吉	32			I
1070	本宮	米子市	淀江町	本宮	9	紫泉荘	1	I
1071	本宮	米子市	淀江町	本宮	12	本宮公民館	1	I